

平成25年12月5日 開会

平成25年12月24日 閉会

平成25年12月定例会

# 美作市議会会議録

## 平成25年第6回12月定例会目次

### ◎ 第1日（12月5日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開    会	3
散    会	39

### ◎ 第2日（12月9日再開）

1. 議事日程	41
2. 出席議員	41
3. 欠席議員	41
4. 会議録署名議員	41
5. 出席説明員	41
6. 出席事務局職員	41
開    議	42
延    会	88

### ◎ 第3日（12月10日再開）

1. 議事日程	89
2. 出席議員	89
3. 欠席議員	89
4. 出席説明員	89
5. 出席事務局職員	89
開    議	90
延    会	135

### ◎ 第4日（12月11日再開）

1. 議事日程	137
2. 出席議員	137
3. 欠席議員	137
4. 出席説明員	137
5. 出席事務局職員	137
開    議	138
散    会	189

◎ 第5日（12月24日再開）

1. 議事日程	191
2. 出席議員	191
3. 欠席議員	191
4. 出席説明員	191
5. 出席事務局職員	191
開    議	192
閉    会	230

◎ その他資料

一般質問	231
------	-----

平成25年12月5日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成25年第6回美作市議会12月定例会)

平成25年12月5日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 委員長報告(総務委員会・産業建設委員会)  
日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について  
日程第7 認定第1号～認定第16号(委員長報告、質疑、討論、採決)  
日程第8 選挙第13号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について  
日程第9 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第10 報告第11号 専決処分の報告について(和解)  
日程第11 議案第92号 美作市特別職の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第93号 美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第94号 美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
議案第95号 矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について  
議案第96号 美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第97号 美作市介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第98号 美作市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について  
議案第99号 美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
議案第100号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について  
議案第101号 平成25年度美作市一般会計補正予算(第4号)  
議案第102号 平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第103号 平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第104号 平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算(第1号)  
議案第105号 平成25年度美作市武蔵の里特別会計補正予算(第1号)  
議案第106号 平成25年度美作市水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第107号 平成25年度美作市病院事業会計補正予算(第1号)

追加日程第1 発議第14号 東栗倉工房株式会社に関する事務の調査決議

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	重平直樹	3番	安本博則
4番	谷本有造	5番	山本雅彦
6番	則本陽介	7番	萬代師一
8番	山本重行	9番	尾高誉久
10番	岡崎正裕	11番	西元進一
12番	本城宏道	13番	岩江正行

14番 小 淵 繁 之  
16番 日 笠 一 成  
18番 内 海 健 次

15番 万 殿 紘 行  
17番 鈴 木 悦 子

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

2番 安 藤 功

4. 会議録署名議員

10番 岡 崎 正 裕  
13番 岩 江 正 行

12番 本 城 宏 道

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長職務代理者副市長 岩 崎 清 治  
政策審議監 福 原 覚  
危機管理監 欽 先 耕 二  
市民部長 安 東 弘 子  
税務部長 西 浦 豊 照  
田園観光部長 江 見 幸 治  
上下水道部長 山 本 和 利  
消 防 長 森 正 彦  
会 計 課 長 竹 田 茂 雄  
建設部建設管理課長 青 山 元 美

教 育 長 内 海 壽 志  
総 務 部 長 中 西 祐 司  
企画振興部長 大 寺 剛 寅  
環 境 部 長 石 田 薫  
保健福祉部長 山 本 直 人  
建 設 部 長 春 名 修 治  
教 育 次 長 小 林 昭 文  
会 計 管 理 者 谷 和 彦  
田園観光部企業課課長 春 名 利 亮  
総 務 部 秘 書 室 長 高 尾 和 弘

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 内 藤 淳 子  
課 長 皆 木 敏 治  
主 任 青 木 志 保

**議長（内海 健次君）**

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止されております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成25年第6回12月美作市議会定例会を開会いたします。

欠席者の報告をいたします。2番安藤功議員が葬儀のため欠席であります。11番西元進一議員が少しおくれるとの報告を受けております。道上市長は病気療養中のため、今定例会は欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、10月1日付の人事異動により一部の職員の異動がありましたので、市長職務代理者副市長から紹介を願います。

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

おはようございます。

去る10月1日付で組織再編及び職員の人事異動を実施いたしました。本日、議会に出席しております新幹部職員を紹介をさせていただきます。

まず、福原覚政策審議監でございます。

〔政策審議監福原覚君「失礼いたします。10月1日付で政策審議監という重責を拝命いたしました。何分微力ではございますが精一杯頑張りたいと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、安東弘子市民部長でございます。

〔市民部長安東弘子君「失礼いたします。10月1日付で市民部長を拝命いたしました安東でございます。微力ではございますが、精一杯努力してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、内藤淳子議会事務局長でございます。

〔議会事務局長内藤淳子君「失礼いたします。高いところから失礼いたします。10月1日付の人事異動で議会事務局長という重責を拝命いたしました。微力ではございますが、精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします」と呼ぶ〕

部長の異動もございましたので、続けて御報告をさせていただきます。

石田薫環境部長でございます。

〔環境部長石田薫君「失礼いたします。10月1日の人事異動で環境部長になりました石田薫でございます。微力ではございますが、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、小林昭文教育次長でございます。

〔教育次長小林昭文君「おはようございます。10月1日付の異動によりまして教育次長を拝命いたしました小林でございます。精いっぱい努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします」と呼ぶ〕

続きまして、鉦先耕二危機管理監でございます。

〔危機管理監鉦先耕二君「失礼します。10月1日付で危機管理監を拝命、異動になりました鉦先でございます。微力ではございますが、精いっぱい頑張りますのでよろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

以上、新幹部職員並びに異動のあった幹部職員を御紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（内海 健次君）

頑張ってください。

なお、今定例会に説明員が随時出席をいたしておりますので、これを許可をいたしております。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（内海 健次君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により10番岡崎正裕議員、12番本城宏道議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（内海 健次君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る11月25日午前10時から、議長、委員、市長職務代理者副市長、教育長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。12月定例会の会期及び会議日程等の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日12月5日から12月24日までの20日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

市長職務代理者副市長より送付されました議案は、諮問1件（人事案件）、報告1件、条例の一部改正案8件、計画の変更案1件、補正予算案7件、以上、18件であります。

本日の第1日目は、諸般の報告、各委員会委員長報告を経まして、岡山県後期高齢者医療広域連合議会選挙告示第7号において告示されました美作市議会の区分の広域連合会議員1名欠員による補欠選挙について行います。この選挙は単記無記名により行い、岡山県内全ての市議会選挙の得票数により当選人を決定することとなりますので、選挙の結果報告は有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告いたします。

続いて、議案の上程後、市長職務代理者副市長から提案説明を受け、その後、即決案件のみ委員会付託及び討論を省略し、質疑、採決といたします。

続いて、2日目の12月9日から12月12日までの4日間は、一般質問、議案質疑を予定しております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は12月24日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行うことといたします。

次に、質問についてはありますが、申し合わせに基づいて行っていただきます。一般質問であります。発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回までで、質問時間は45分であります。

議案質疑については、通告期限を12月9日午後5時までといたします。

なお、通告しない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。

次に、請願・陳情案件については、11月22日までに受理した請願1件、陳情3件であり、委員会付託として審議いたします。

予備日は、12月6日、18日、休会日は、12月19日、20日としております。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

11番西元進一議員が出席をされました。

ただいま議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日5日から24日までの20日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日5日から24日までの20日間と決定をいたしました。

## 日程第3 諸般の報告

#### 議長（内海 健次君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告はお手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、勝英衛生施設組合議会、美作養護老人ホーム組合議会、勝英農業共済事務組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会の5組合議会からお手元に配付いたしております資料をもとに報告を行います。

まず最初に、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、谷本有造議員より報告をいたします。

谷本議員。

#### 4番（谷本 有造君）

皆さんおはようございます。

10月21日に開催されました平成25年第3回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会について報告をさせていただきます。

まず、今組合議会定例会への出席議員は8名で、欠席議員1名でした。

今組協議会定例会に上程された議案は、「平成24年度柵原、吉井、英田火葬場施設組会計歳入歳出決算の認定について」、「平成25年度柵原、吉井、英田火葬場施設組会計補正予算（第1号）について」の2件の案件でございます。

主な内訳としましては、まず「平成24年度柵原、吉井、英田火葬場施設組会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が1,967万2,376円で、主なものは、2市1町の負担金1,028万4,000円、火葬場使用料167件で340万円、基金繰入金300万円、繰越金297万8,396円でございます。歳出総額は1,721万7,493円で、主なものとしては、総務管理費226万2,173円で、特別報酬と職員給料負担金でございます。また、火葬場施設費は1,468万6,876円で、斎場職員の賃金、火葬炉の修繕費等でございます。なお、歳入歳出差し引き残額245万4,883円につきましては翌年度に繰り越しをいたします。

次に、「平成25年度柵原、吉井、英田火葬場施設組会計補正予算（第1号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,597万1,000円とするものです。内訳としましては、決算の確定に伴う繰越金と職員雇用保険料の返還金を歳入に追加し、歳出においては、共済費、賃金に36万7,000円及び予備費に60万6,000円を充てるものです。

結果、2件の案件について、それぞれ認定、可決いたしました。

以上、平成25年第3回柵原、吉井、英田火葬場施設組協議会定例会についての報告といたします。

#### 議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

続きまして、勝英衛生施設組協議会、萬代師一議員より報告をいたします。

萬代議員。

#### 7番（萬代 師一君）

おはようございます。

去る10月30日に勝央町役場議場におきまして開会をいたしました平成25年第2回勝英衛生施設組協議会定例会について報告をさせていただきます。

今議会に上程されました議案は、「勝英衛生施設組合の監査委員選任につき同意を求めることについて」、「平成25年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」、「平成24年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」の3議案でございました。

まず最初に、管理者より挨拶で、施設の管理運営状況の報告があり、平成24年度実績で生し尿、浄化槽汚泥、合計で1万5,823.6キロリットル、昨年度と比較しますと、合計で1,075.5キロリットルの減、率にいたしますと約6.4%の減という状況であります。

施設の設備機器状況につきましても、適宜定期修繕を行い、問題なく稼働しており、処理につきましても現在勝央町の公共下水施設へ放流していますが、下水道排出基準内で放流し、問題なく適正に処理を行っているとの報告でありました。

続いて、勝英衛生施設組合特別職異動報告及び紹介で、美作市道上政男市長並びに美咲町定本一友町長の報告及び紹介が、また勝英衛生施設組協議会議員異動報告及び紹介で、美作市、美咲町、西栗倉村の組合議員の報告及び紹介が事務局よりありました。

続いて、勝英衛生施設組協議会議長選挙が行われ、私、萬代師一が当選をいたしました。

次に、議案第4号「勝英衛生施設組合の監査委員選任につき同意を求めることについて」は、美咲町、下山和由議員を全員賛成で原案のとおり同意することに決定されました。

次に、議案第5号「平成25年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を上程

し、管理者より提案理由の説明があり、既定の歳入歳出予算の総額1億2,020万円に歳入歳出それぞれ745万6,000円を追加し、補正後の総額を1億2,765万6,000円とする内容で、平成24年度の繰越金が確定し、補正予算額を予備費に充当するという内容でございました。採決により全員賛成で原案のとおり可決決定されました。

次に、議案第6号「平成24年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」を上程し、管理者より提案理由の説明があり、歳入総額1億3,063万4,226円、歳出総額1億1,403万7,478円、歳入歳出差し引額1,659万6,748円で、実質収支額も同額です。歳出総額の減額の主な内容といたしましては、処理実績の減に伴うものとの説明後、監査報告を行い、全員賛成で原案のとおり可決認定をされました。

以上で平成25年第2回勝英衛生施設組合議会の定例会報告とさせていただきます。

#### 議長（内海 健次君）

続きまして、美作養護老人ホーム組合議会、本城宏道議員より報告をいたします。

本城議員。

#### 12番（本城 宏道君）

おはようございます。

去る11月8日に開催されました平成25年度第2回美作養護老人ホーム組合議会の定例会について報告をいたします。

本組合議会定例会への出席議員は8名で、全員出席でございました。

まず、美作市議会の改選により欠員となっておりました議会議長の選挙があり、美作市議会の内海健次議長が本組合議会の議長に当選されました。

次に、本組合議会定例会に上程されました議案は「監査委員の選任の同意を求めることについて」、「平成24年度養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」、「平成24年度特別養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」、「平成24年度訪問介護事業特別会計歳入歳出決算の認定」、「平成25年度養護老人ホーム会計補正予算（第1次）」、「平成25年度特別養護老人ホーム会計補正予算（第1次）」、「平成25年度訪問介護事業特別会計補正予算（第1次）」についての7議案について審議をし、全て可決認定をされました。

主な内容としましては、まず「監査委員の選任の同意を求めることについて」は、美作市議会の改選に伴い、議会選出の監査委員が欠員となったことによるもので、審査の結果、美作市議会の私、本城宏道議員が選任されました。

次に、「平成24年度養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」は、歳入総額が1億7,232万5,900円で、主なものとしては、サービス収入の6,142万3,673円、養護建設借入れ償還金分担金475万2,000円、市町村支出金が7,109万7,080円、繰越金が2,821万1,968円でございます。歳出総額は1億5,259万6,629円で、主なものとしては、人件費の6,549万4,156円、扶助費の7,771万3,471円、公債費で495万1,304円などでございます。歳入歳出差し引き残額につきましては1,972万9,271円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。なお、平成24年度末での入所者は60名おられます。

次に、「平成24年度特別養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」でございますが、歳入総額は1億9,550万9,900円で、主なものとしてはサービス収入で1億5,570万3,328円、繰越金が2,815万8,772円、基金繰入金1,100万円でございます。歳出総額は1億7,556万102円で、主なものとしては人件費の1億3,369万4,524円、物件費で362万1,547円、扶助費3,565万7,976円などでございます。歳入歳出差し引き残額の1,994万9,798円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。

なお、平成24年度末における入所者数は作東寮で40名、やすらぎ荘で56名の方がおられます。

次に、「平成24年度訪問介護事業特別会計歳入歳出決算の認定」は、歳入総額が5,498万5,262円で、主なものとしては事業収入の養護訪問介護受託料の3,882万3,912円、繰越金1,612万4,637円などでございます。歳出総額は4,347万9,538円で、主なものとしては人件費の4,294万4,958円、物件費の41万4,580円などでございます。歳入歳出差し引き残高の1,150万5,724円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。なお、平成24年度末におけるサービス利用者数は55名おられます。

次に、「平成25年度養護老人ホーム会計補正予算（第1次）」は、歳入歳出それぞれ522万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1億6,478万6,000円とするものです。内訳としましては、決算の確定に伴う繰入金を歳入に追加し、歳出においては職員の人件費及び役務費に103万9,000円及び予備費に419万円を充てるものでございます。

次に、「平成25年度特別養護老人ホーム会計補正予算（第1次）」は、歳入歳出それぞれ744万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億82万5,000円とするものです。内訳といたしましては、作東寮勘定の歳入歳出予算の総額に694万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1億8,330万2,000円とするもので、決算の確定に伴う繰入金を追加したものでございます。歳出においては人件費、賃金、委託料でマイナスの72万6,000円及び予備費に767万5,000円を充てるものです。また、やすらぎ荘勘定においては、歳入歳出予算の総額に49万6,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を1,752万3,000円とするもので、決算の確定に伴う繰越金を歳入に追加し、歳出においては財政調整基金への積み立て及び予備費に充てるものでございます。

次に、「平成25年度訪問介護事業特別会計補正予算（第1次）」は、歳入歳出それぞれ100万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を5,116万円とするものです。内訳としましては、決算の確定に伴う繰越金を歳入に追加し、歳出においては職員の人件費及び賃金に3万7,000円及び予備費に96万8,000円を充てるものでございます。

以上、平成25年度第2回美作養護老人ホーム組合議会の報告といたします。

#### 議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

続きまして、勝英農業共済事務組合議会、岡崎正裕議員より報告をいたします。

岡崎議員。

#### 10番（岡崎 正裕君）

それでは、去る11月14日、勝央町役場で行われました勝英農業共済事務組合議会の報告をいたします。

まず、開会に当たり事務局より市議会議員の選挙あるいは議会構成の変更等に伴い異動の報告がございまして、各議員が紹介をされました。

それから、空席になっておりました議長の選挙がございまして、私が議長に当選をいたしました。

議案は4件でございます。それぞれに説明をいたします。細かいところは資料を見ていただければと思います。

まず、条例の一部を改正する条例を上程をしました。これは主に薬価の引き下げに伴う掛金率の引き下げでございます。質疑はございませんでした。

それから、議案第10号、補正予算が上程をされました。これは被害の増大による支払い共済金の不足が想定されるということで、4億9,168万7,000円に1,230万3,000円を増額しまして、歳入歳出をそれぞれ5億430万9,000円にするものでございます。質疑としまして、建物農機具共済事業というのがございますが、これが精算をしました。その中で9,700万円を寄附金としてこの会計に繰り入れております。質疑としまして、これはどうなるのかという質疑がございまして、答弁といたしまして、これは500万円の赤字が出てお

ると、年間。それを補填をするということで、20年ぐらいでこれは食い潰すようになりますので、職員数を減らしながら検討をしていきたいということでございます。

それから、議案第11号、24年度の決算を上程をいたしました。これは質疑といたしまして、5市町村の負担金が9,470万円になっておるが、これは年度によって変わっていくのかという質疑がございまして、これは毎年変更しておると。ちなみに25年度は9,000万円ということになっております。

ほかに質疑はなく、4議案とも全会一致で可決をいたしました。

以上、報告を終わります。

#### 議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会、山本雅彦議員より報告をいたします。

山本議員。

#### 5番（山本 雅彦君）

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、勝田郡老人福祉施設組合議会の報告を行います。

平成25年第2回勝田郡老人福祉施設組合議会は、去る11月28日午後2時30分より、養護老人ホーム塩手荘において定例会が開催されましたので、その御報告をいたします。

当議会からは、本城宏道議員と私、山本雅彦が出席をいたしました。

まず、管理者である津山市の宮地昭範市長の挨拶の後、各議会の委員会構成の異動により議会議員8名——当日は1名欠席でございましたが——の紹介があり、津山市議会、美作市議会、勝央町議会、奈義町議会の各2名、1名欠席を除いて7名の挨拶がありました。

続いて、議長及び副議長の選挙があり、議長に勝央町議会の植月議員、副議長に津山市議会の安東議員が当選をされました。

管理者の行政報告の後、認定第1号「平成24年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成24年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所会計歳入歳出決算の認定について」の説明を受けました。認定第1号については、歳入総額2億1,050万8,405円、歳出総額1億9,568万1,274円と翌年度繰越額1,482万7,131円、認定第2号については、歳入総額1,714万5,142円、歳出総額1,545万4,776円、翌年度繰越額169万366円でございます。なお、認定第1号については、各市町村の分担金についての質問がありましたが、そのほかはなく、認定第1号、認定第2号とも認定をいたしました。

続いて、議案第3号「平成25年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1次）について」と、議案第4号「平成25年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所会計歳入歳出補正予算（第1次）について」の説明を受けました。議案第3号については、歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億9,038万4,000円とするものであります。また、議案第4号については、歳入歳出それぞれ149万円を追加し、歳入歳出総額を1,903万2,000円とするものであります。議員からは特に質問はなく、議案第3号、議案第4号ともに原案どおり可決をいたしました。なお、地域別入所者数は、津山市22名、美作市14名、勝央町13名、奈義町4名、そのほかでは鏡野町、美咲町、大阪の岸和田市からの入所がございました。

以上で勝田郡老人福祉施設組合議会の報告を終わります。

#### 議長（内海 健次君）

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長職務代理者副市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

## 日程第4 行政報告

議長（内海 健次君）

次に、日程第4、「行政報告」を行います。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

山々を錦に染めた紅葉も見ごろが終わり、朝夕の寒さも日増しに厳しく、いよいよ冬本番を感じられるころとなりました。野も山も白一色の美しい銀世界となるのも間もないことと存じます。

本日ここに平成25年第6回12月美作市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

12月議会定例会の開会につきましては市長不在で臨むこととなり、市議会の皆様を初め市民の皆様には大変御迷惑をおかけすることとなり、深くおわび申し上げます。市行政の停滞は一時たりとも許すことのできないものと心得、私ども職員一同、市長が現場復帰するまで一丸となって取り組む所存でございます。

さて、政府は米の生産調整、いわゆる減反政策について、5年後の平成30年度をめどに廃止する方針を示しました。この減反政策の廃止は、農業政策に多大な影響を与えることが予想されていますので、今後の国の動向等を十分に注視していきたいと思っております。

東栗倉工房株式会社でございますが、赤字経営に陥ったことから、8月21日の臨時議会において出資金として4,500万円の補正予算を計上し、J A勝英からの借入金2,000万円と取締役からの預かり金を返済いたしました。また、従業員の退職金等にも充当し、会社の清算準備を進めておりましたが、おおむね債権債務が確定しましたので、今後は東栗倉地域の活性化を図るべく、8月31日の公募により新規に経営を引き継いでいる新会社と、棚卸しにより確定した商品及び原材料などについて協議を行い、速やかに清算手続きに取り組みたいと考えております。

また、4月に株式会社雲海を設立、7月には指定管理者を指定してリニューアルオープンをいたしました大芦高原温泉雲海の経営が実質3カ月で破綻したことについて、11月に2度にわたり議会全員協議会で御説明を申し上げましたとおり、株式会社を清算し、再建に向けて新規に指定管理者を公募する準備に取りかかっております。そこで、12月議会において、株式会社の清算に必要な経費と一部営業を継続するための費用を計上しておりますので、何とぞ御理解をいただき、御審議の上、御承認の方向で御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

新消防庁舎でございますが、落成式を10月22日に行い、11月1日から運用を開始したところでございます。これでまた一つ、市民の皆様の安全・安心の拠点が確保できたものと思っております。新庁舎の一般公開と消防フェスタには多くの市民の皆様に御参加をいただき、関心の高さと期待の大きさを再認識したところでございます。今後さらに市民の皆様とともに防災、減災の力を強化してまいりたいと考えております。

地方交付税の削減問題でございますが、総務省は平成の大合併で誕生した自治体に対する財政支援として、平成26年度から市役所の支所の数に応じて地方交付税を加算する方針を示しました。このように財政支援の動きはございますが、まだまだ先行き不透明な状況でありますので、全国の263市が参加して設立され

た合併算定が終了に伴う財政対策連絡協議会などと連携して、引き続きさらに強く国に対し働きかけてまいりたいと思います。

それでは、美作市全般の行政運営について御報告をさせていただきます。

まず、総務部でございますが、ドリームプラン推進室では、11月24日に元山陽放送アナウンサー浜家輝雄さんをお迎えし、目からうろこの地域活性化講演と市内の多様な活動団体が連携して地域の価値を高めていく力である地域力の育成と向上、各種団体のネットワークの構築を行うため、市内で活動されている団体の活動発表会を開催いたしました。また、市内の史跡や名所、特産品などを題材とした美作市ふるさとカルタを今月中旬に発刊する予定であります。市内の小学校各クラスに配布し、ふるさと教育に活用していただきたいと思っております。

新規就農者の定住促進についてでございますが、本年度は3世帯9名の方が移住されました。現在も移住に向けた相談や現地案内等を行っております。さらに、新規就農者以外にも民間会社から移住に関する相談も2件あり、1世帯2名の方が美作市に移住されました。今後も人口増加に向けた事業を展開し、活力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、企画振興部でございますが、協働企画課では、鉄道の利用促進としてNARUTO列車の臨時運行と岡山湯郷Be11eとタイアップした利用促進キャンペーンを実施いたしました。11月3日のキャンペーンでは約200名の岡山湯郷Be11eの応援団の皆様にJR林野駅を御利用いただき、大変好評を得ることができました。

市内バス再編については、平成26年度をめどに市内全域の循環路線の統一料金による有償運送化を各地域住民の方々の御協力のもと、順次実施してまいりました。今年度は東粟倉地域で10月1日から、大原地域では11月1日から実証運行を開始いたしました。この結果を踏まえてバス停やルートなどについて検討を行い、新年度には全ての市内循環路線の有償運送化が完了する予定でございます。

若者定住対策としての移住定住補助金、住宅奨励金の状況でございますが、平成25年11月時点での申請は、市内からの移住定住補助金は新築住宅7件、中古住宅11件の合計18件で32名の転入がございました。市内の方の住宅奨励金申請は20件でございます。今後ともこの制度をPRしながら、市外からの定住に向けた対策を図ってまいりたいと思っております。

また、10月から加入者間電話からひかり電話への変更について、ひかり加入促進キャンペーンを行っております。

次に、市民部でございますが、市民生活課では、広域災害時を想定して、戸籍データの滅失を防止するための戸籍副本データ管理システムの構築作業が完了し、10月から遠隔地である北海道の管理センターへ戸籍データの送信を行っており、災害等への対応が図られたところでございます。

国民健康保険事業におきましては、疾病の早期発見、早期治療による重症化防止及び医療費抑制のため、医療費通知の発送、国保人間ドック事業や特定健診の未受診者を対象に、今年度も看護師を雇用し、自宅訪問による受診勧奨事業に取り組んでおり、受診率の向上及び国保財政の安定化に努めております。

次に、環境部でございますが、クリーンセンター建設室では、新クリーンセンター事業のごみ処理に関する基本的な考え方は自己完結で処理すべきと考えております。このような中、岡山県環境保全事業団が計画する焼却灰焼成施設の動向を注視しながら、灰溶融炉施設の設置も念頭に置き計画を進めておりましたが、安定的、経済的に焼却灰の再生を処理する民間施設もありますので、今回の事業では灰溶融炉の施設は整備を見送りたいと考えております。焼却灰を委託処理することにより、最終処分場の規模も縮小が見込まれ、事業費も削減されることから屋根つきの最終処分場も視野に入れて検討をしていきたいと思っております。

次に、保健福祉部でございますが、社会福祉課では障がい児の喫緊の課題であります療育施設でございますが、旧巨勢幼稚園への誘致に取り組んでいるところであります。誘致する事業者は、津山市を拠点に障がいの方々を利用する福祉サービス事業を展開する社会福祉法人みのり学園でございます。地元の皆様にも誘致の説明をさせていただきましたが、快くお受けいただきました。来年4月以降、早い段階での開所を目指し、準備を進めていただいているところでございます。

また先般、マスコミ等により報道されました児童扶養手当の支給に関する事案につきましては、大変御心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。今後、今回の件を踏まえてより一層細やかな趣旨説明を行い、再発防止に向け取り組んでいきたいと思っております。なお、児童につきましても心のケア及び見守りを十分に行ってまいりたいと思っております。

高齢者福祉におきましては、本年度も長寿をお祝いする事業として敬老会が9月15日開催の美作地域、英田地域を初めとして、26日には大原地域、27日には東栗倉地域、29日には勝田地域、10月6日には作東地域の市内6地域において開催されたところです。全体の参加者は1,684名で、75歳以上の対象者の約24%の皆様が参加という状況でございました。

健康づくり推進課では、10月末に梶並診療所の土地建物を取得しました。今議会において美作市国民健康保険診療所条例の改正の提案をさせていただき、指定管理と県への開発許可申請などの手続を進め、美作市立梶並診療所として開設を目指しています。

また、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目標に10月から新たな運動教室を開始しました。高齢者を中心とした昼の部は、各会場の定員を20名としており、勝田、大原、東栗倉会場で行っております。1月から美作、作東、英田会場で行う予定でございます。若年層を中心とした夜の部にも3会場に多くの市民の皆様が参加していただいております。今後も生涯を通じた健康の維持を図るための施策を進めてまいりたいと思っております。

次に、田園観光部でございますが、農業振興課におきましては、獣肉処理施設の稼働状況については、個体搬入頭数は鹿、イノシシを合わせて、9月が100頭、10月が172頭、11月が205頭となっており、全捕獲数の約30%が施設へ搬入されております。また、販売状況であります。10月から美作市が日本ジビエ振興協会に加盟したことにより、約700キロの鹿肉を販売することができました。今後も積極的に取引を進めていくことを確認しており、一層販路拡大に取り組むたいと考えております。

商工観光課におきましては、美作国建国1300年記念事業の一大イベントとして、10月下旬に隔年で開催されている武蔵祭りと建国1300年記念事業が連携して実施されて、地元の皆様はもとより市内近隣の市町村からもお越しいただき、盛大なイベントになりました。また、あさのあつこさんが執筆された推理小説美作国 The ミステリー「美作は謎に満ちて」が9月に発刊されて以来、謎を解く鍵となるJR美作土居駅周辺は大変にぎわっており、地域の活性化と観光振興にも大きく貢献できていると感じております。

企業誘致課におきましては、議員の皆様にご臨席を賜り誘致調印を締結しましたヒガシマル運輸でございますが、既に仮事務所が設置され、11月下旬からは大型トラックによる操業が開始されました。なお、本格操業は、事務所、倉庫が完成する1月下旬となる見込みであります。

次に、建設部でございます。

平成25年災害復旧事業でございますが、51件6,750万円で確定いたしました。内訳は、公共土木災害が38件4,260万円、農林災害13件2,490万円であり、早期発注に努めてまいります。

災害以外の工事につきましては、順調に進んでおります。

また、市道認定につきましては、旧町村で認定に公平性がないため見直すことを行うことにしており、各

区長さんへ新たな道路の認定申請書を提出していただくように予定しております。今後、要望書に基づき、新たな路線認定を平成26年度から行ってまいります。

次に、教育委員会でございますが、教育総務課では、湯郷の美作幼稚園の移転新築に関し、幼稚園の設計監理業務を委託する業者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施し、業者を選定したところでございます。本年度、基本設計、実施設計を完了し、来年度から工事着手を予定しております。

また、学校園等の統廃合の推進につきましては、平成27年4月に統合を予定しています栗井小学校を廃校とし、江見小学校への統合について、現在栗井小学校の保護者を初め地元の皆様とも統合推進協議会を設置し、統合に向け協議と準備を進めているところでございます。

また、勝田地域の小学校、大原地域の保育園の保護者の皆様へも学校園等の統廃合に関する方針に基づき、市の統廃合の考え方、方向性について説明会を開催し、御理解と御協力をお願い申し上げているところでございます。学校等の統廃合は、今美作市が取り組むべき大きな課題でございます。どうか議員の皆様におかれましても、地域の保護者の方々との調整など、格段の御尽力とお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

学校教育課におきましては、小・中学校では、この時期は研究会のシーズンでありまして、各校で授業改善を図るために意欲的に研究授業や授業公開をしているところです。また、力を入れております小・中連携を軸とした中学校区教育も進んでおり、授業公開等についても小学校、中学校の教員の交流が積極的に行われ、お互いよい刺激となっております。

スポーツ振興課におきましては、岡山湯郷Be11eでございますが、なでしこリーグカップにおいて決勝では惜しくも敗れはいたしました。準優勝の好成績をおさめました。また、なでしこリーグにおいては、昨年度の3位以上の成績を目指しましたが、同じく3位という結果で終了いたしました。来年度はぜひとも悲願の初優勝をなし遂げていただきたいと期待しているところでございます。今年度残る試合といたしましては皇后杯全日本女子サッカー選手権大会で、今月8日に行われます3回戦からの出場が予定されており、活躍が期待されているところでございます。

次に、上水道部でございますが、上水道課では、今年度発生いたしました美作地域の上水道の異臭に対応するため、美作浄水場に活性炭処理施設の設置を計画し、異臭問題解決に取り組んでおります。

以上、諸行政の一端を御報告申し上げまして行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上で行政報告を終了いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

**14番（小淵 繁之君）**〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど議員控室において、議長、委員長、市長職務代理者副市長、教育長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。新たな追加議案1件について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

議員からの議案は1件でございます。発議第14号「東栗倉工房株式会社に関する事務の調査決議」は追加日程第1とし、日程の最後に追加し、議案上程後、質疑、討論、採決といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第14号「東栗倉工房株式会社に関する事務の調査決議」を日程の最後に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。発議第14号「東栗倉工房株式会社に関する事務の調査決議」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

## 日程第5 委員長報告（総務委員会・産業建設委員会）

**議長（内海 健次君）**

日程第5、「委員長報告（総務委員会・産業建設委員会）」を行います。

閉会中に委員会を開催されておりますので、報告をお願いいたします。

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**〔登壇〕

皆さん御苦勞さまでございます。

それでは、総務委員長報告をいたします。

去る10月29日火曜日午後2時より、議員控室におきまして、執行部より岩崎副市長、福原政策審議監、石田環境部長、小坂田室長と関係職員が出席し、議会からは私、尾高と則本副委員長、安藤委員、谷本委員、万殿委員、内海委員、総務委員全員出席のもと、灰溶融炉施設建設について総務委員会を開催いたしました。

執行部より、美作市のごみ処理に関する基本的な考え方は自己完結で処理するべきと考えております。そのような中、岡山県環境保全事業団が計画する焼却灰焼成施設建設の動向を注視しながら、灰溶融施設の設置も念頭に置き、計画を進めておりました。現在、平成26年度中の稼働開始に向けてごみ処理施設とリサイクル施設の建設工事を進めておりますが、今回のごみ処理事業の事業工期は平成28年度までとなっており、それまでに最終処分場の建設もする予定でございます。そのためには12月までに灰溶融炉施設を建設するか否かを決定する必要があります。環境保全事業団が実施する方針を発表されても施設建設には相当な期間が必要と思われること、現段階では安定的、経済的に焼却灰を再生する民間施設もあることから、今回での事業における灰溶融炉施設は見送るものといたします。焼却灰を委託処理することにより最終処分場の規模にも影響することから、屋根つきの最終処分場も視野に入れて検討していきたいと思っております。将来的に民間等で焼却灰処理が困難となる場合には新たな計画で溶融炉等の設置の検討をしていきたいと思ってお

りますとの説明がありました。

これに対して、委員より詳細な説明が求められ、担当部長から最終処分場変更に伴う委託料の12月補正計上や埋立容量の減に伴う建屋の検討等の説明がありました。概略は理解できたが、埋立量等具体的な数字を示し、今後全員協議会等に対応するよう委員より指摘があり、総務委員会を閉会いたしました。

以上、委員長報告といたします。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

続きまして、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

#### 5番（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、産業建設委員会の報告を行います。

議会閉会中に産業建設委員会を2回開催をいたしておりますので、その御報告を申し上げます。

まず1回目は10月18日金曜日、委員会所管の各施設の視察を行いました。全員の委員と担当部長、課長以下職員、議会事務局長、職員の参加でございました。

本庁出発後、まず美作浄化センターへ参りました。センターでは目視による脱臭等や雨水の放流などの説明を受けました。続いて、小原団地では、市営住宅建設予定地場所の案内を受けました。大芦高原雲海では、約20分間、支配人より説明を受け、特に問題はないとのことでありましたが、しかしこれは後に判明をいたしました。皆様御存じのように経営状況について大きな問題が生じていたわけであり。次に、市道川北田渕線を通過しながら説明を受け、作東産業団地へ参りました。団地内の小高い丘の上から団地を一望し、現在の状況等の説明を受けました。その後、市道田原吉田線を通過しながら説明を受け、バレンタイン団地を回り、大原病院前の市営団地、そして市営尾崎団地、市営川東団地、市営山根団地などを視察し、愛の村パークへ到着をいたしました。支配人より現状や今後の積極的な取り組みなどの説明を受けた後、愛の村特製の鹿肉のカレーの昼食をとりました。これはボリュームもあり、人気メニューとのことでした。

午後からは、下町の圃場整備を視察し、説明を受けました。続いて、武蔵の里を訪問し、副支配人より現状の説明を受けました。楽市楽座にも参りまして、販売品の見学や状況等について伺いました。次に、桂坪地内にある農業振興センター施設を見学し、市道壬生滝線を通過しながら説明を受け、赤田圃場整備を視察いたしました。ここは既にでき上がっております。続いて、市道四の谷八反線を通過しながら説明を受け、獣肉処理施設を訪問いたしました。施設長より説明と処理場内の見学を行い、今後の課題としては処理場のスタッフ不足などが上げられておりました。市道沢1号線を通過しながら説明を受け、水道事業所を訪問いたしました。事業所屋上で説明を受けましたが、施設の老朽化が目立ち、新施設の建設も検討するべきではとの意見もございました。その後、本庁へ帰着し、一日の視察を終えました。

続いて、11月1日に行われました産業建設委員会の報告をいたします。

午後1時より、議員控室において、委員全員と議長の出席のもと、執行部からは副市長、政策審議監、担当部長以下の関係職員の出席でございました。議員またそのほかの方々の傍聴がございました。

これは執行部より、株式会社雲海の経営状況について説明をしたいとのことで委員会を開催をいたしましたのでございます。内容としては、株式会社雲海の経営が非常に厳しい状況であること、準備期間の4月から6月までの間に、市と協議して判断すべき改修工事や備品を含む追加工事の一部を独断で行ったことが原因で、運営資金をほぼ使ってしまった。あわせて急速な高級志向への経営転換が客離れを引き起こし、このまま経営しても改善の見込みはないとの説明でございました。

この説明に対し、委員からは、10月18日に視察に行ったときには、経営は全く問題ないように聞いていたと、あれはうそであったのか、また増改築の内容についての説明や資料提出を要求し、今までの経営方針はおかしい、地元のニーズが全く反映されていないではないか、性急に事を進めたことが原因ではないか、責任はどうとるのかなど、大変に厳しい意見が続出いたしました。株式会社雲海と美作市との契約書や株式会社雲海と経営アドバイザーとの間で交わされている契約書、改修工事や備品設備に関する見積書などの資料提出を求めました。さらに委員からは、簡単に閉鎖というわけにはいかない、今後どうするのか、地元英田地域の方々のためによく考えてもらいたい、また責任のあり方をはっきりしないといけないなどの質問や意見が出ました。副市長からは、美作市が指定管理者として株式会社雲海に経営を全て移譲しており、株式会社雲海側の責任であると思っている。株式会社雲海の社長は市長になっており、私も取締役となっており、責任者の一人である。そして、まことに申しわけありませんと陳謝をされ、責任については今後市長と協議をするとのことごさりました。そのほか、多くの意見や質問が出されましたが、この委員会、相当な時間が経過したため、質疑、意見を終了し、11月6日の全員協議会で再度協議となりました。

この全員協議会では、この委員会よりもさらに深くこの問題を協議いたしました。また、11月19日にも全員協議会は開かれましたので、議員各位におかれましては御承知のことと存じます。

以上、2回の産業建設委員会の報告を終わります。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

以上で常任委員会の委員長報告を終了いたします。

## **日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について**

**議長（内海 健次君）**

日程第6、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定をいたしました。

議会改革特別委員長。

**17番（鈴木 悦子君）**〔登壇〕

それでは引き続き、委員長報告をいたします。

議会閉会中に議会改革特別委員会を開催いたしましたので、御報告をいたします。

去る11月6日、25日の両日、いずれも午前9時より、委員全員出席のもと議会改革特別委員会を開催いたしました。協議事項は、今後の計画についてでありまして、協議の結果、協働のまちづくりの講演を議会主催、美作市共催により開催することに決定し、今後のスケジュール等について協議をいたしました。開催につきましては、同日の議員全員協議会でも御報告をさせていただき、全員の御協力をいただきますようお願いをしたところでございますが、開催日を来年の1月18日土曜日午後1時から美作文化センターにおいて開催と決定いたしました。講師には総務省自治行政局地域政策課長内閣官房内閣参事官猿渡知之氏をお招き

し、「地域の魅力を見つけて元気になろう」と題し、地域の活性化につなげた活動について御講演をいただきます。対象者は、市民、市職員、県下14市議会議員、近隣町村議会であります。参加人数は約500名を予定いたしております。この講演は、議会から地域に向け活性化の行動を呼びかけることを基本に行うものです。

以上、議会改革特別委員会委員長報告といたします。御理解をいただき、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、引き続き閉会中も調査研究を認めてくださることを重ねてお願いいたしまして、報告といたします。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

議会改革特別委員会委員長の間報告は終わりました。

ただいまの議会改革特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

## **日程第7 認定第1号～認定第16号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**議長（内海 健次君）**

続きまして、日程第7、「認定第1号～認定第16号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

認定第1号から認定第16号につきましては、平成25年第5回9月定例会において上程し、決算特別委員会に付託、継続審査となっております。

このたび、決算特別委員会委員長より審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、決算特別委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

決算特別委員長。

**4番（谷本 有造君）〔登壇〕**

平成24年度決算認定について決算特別委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

去る10月29日午前10時より、美作市民センター大研修室において、委員全員出席のもと、執行部からは副市長、政策審議監、教育長、各部長、関係職員が出席し、9月定例会において付託されました認定第1号「平成24年度美作市一般会計決算の認定について」、認定第2号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、認定第3号「平成24年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、認定第4号「平成24年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、認定第5号「平成24年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」、認定第6号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定

について」、認定第7号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、認定第8号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、認定第9号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、認定第10号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、認定第11号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、認定第12号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、認定第13号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、認定第14号「平成24年度美作市水道事業決算の認定について」、認定第15号「平成24年度美作市病院事業決算の認定について」、認定第16号「平成24年度美作市下水道事業決算の認定について」、全16件の決算認定について審査をいたしました。

各分科会の委員長より報告を受け、質疑、討論と行き、慎重審査の結果、委員全員の賛成により、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、認定第11号、認定第12号、認定第13号、認定第14号、認定第15号、認定第16号について、全て認定いたしました。

以上、決算特別委員会委員長報告といたします。御審議のほどよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

決算特別委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより質疑に入りますが、決算特別委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、質疑を終了し、討論、採決へ入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認め、質疑を終了いたします。

それでは、これより討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「平成24年度美作市一般会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号「平成24年度美作市一般会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第1号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第2号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第2号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第3号「平成24年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号「平成24年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第3号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第4号「平成24年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号「平成24年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第4号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第5号「平成24年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号「平成24年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第5号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第6号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第6号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第7号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第7号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第8号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第8号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第9号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、討論に入

ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第9号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第10号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第10号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第10号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第11号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第11号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第11号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第12号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第12号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第12号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第13号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第13号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第13号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第14号「平成24年度美作市水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第14号「平成24年度美作市水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、認定第14号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第15号「平成24年度美作市病院事業決算の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第15号「平成24年度美作市病院事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（内海 健次君）

全員賛成。よって、認定第15号は委員長の報告どおり認定をされました。  
続きまして、認定第16号「平成24年度美作市下水道事業決算の認定について」、討論に入ります。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は認定です。  
認定第16号「平成24年度美作市下水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（内海 健次君）

全員賛成。よって、認定第16号は委員長の報告どおり認定をされました。  
以上で決算特別委員会に付託された案件の審査が終了いたしました。よって、決算特別委員会の調査は終了いたしました。  
ただいまから1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第8 選挙第13号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 について」

議長（内海 健次君）

続きまして、日程第8、選挙第13号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を行います。  
この選挙は地方自治法第118条第1項の例により、本市議会の会議規則に基づき行いますが、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第8条第4項の規定によって、岡山県内全ての市議会の選挙における投票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

お諮りをいたします。

選挙結果の報告は、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告は会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定をいたしました。  
投票は単記無記名で行います。

それでは、これより投票に入ります。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

**議長（内海 健次君）**

ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番重平直樹議員、3番安本博則議員を指名いたします。

これより候補者一覧を配付いたします。

〔候補者一覧配付〕

**議長（内海 健次君）**

候補者一覧の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。お手元に配付いたしました候補者一覧をもとに投票用紙に候補者1名の氏名のみを記載の上、投票をお願いいたします。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

**議長（内海 健次君）**

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

**議長（内海 健次君）**

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を行います。

これより点呼を命じます。

**議会事務局長（内藤 淳子君）**

それでは、点呼いたしますので、投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

**議長（内海 健次君）**

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1番重平直樹議員、3番安本博則議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（内海 健次君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

尾高誉久議員 11票

岡崎正裕議員 6票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙結果を岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定によって、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙長に報告をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 9 | 諮問第 4号「人権擁護委員候補者の推薦について」                    |
| 日程第10 | 報告第 11号「専決処分報告について（和解）」                     |
| 日程第11 | 議案第 92号「美作市特別職の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例について」   |
| 日程第12 | 議案第 93号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」     |
|       | 議案第 94号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」          |
|       | 議案第 95号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」 |
|       | 議案第 96号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」     |
|       | 議案第 97号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」            |
|       | 議案第 98号「美作市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について」       |
|       | 議案第 99号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」           |
|       | 議案第100号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」            |
|       | 議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」             |
|       | 議案第102号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」       |

議案第103号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第104号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」

議案第105号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」

議案第106号「平成25年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」

議案第107号「平成25年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」

議長（内海 健次君）

日程第9、諮問1件、日程第10、報告1件、日程第11、議案1件、日程第12、議案15件、諮問第4号、報告第11号、議案第92号、議案第93号から議案第107号を一括議題といたします。

なお、日程第9から日程第11につきましては、議会運営委員長の報告でありましたように即決案件となっておりますので、提案説明の後、質疑、討論、採決といたします。

それでは、日程第9、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長職務代理者岩崎副市長より提案説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、御説明申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者のうちから議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとされており、任期は3年となります。平成26年3月31日に任期満了となります美作地域人権擁護委員の・瀬和子氏を人権擁護委員の候補者として再任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

・瀬氏は、小学校の教諭職として長年御活躍の後、教頭職を最後に退職され、人権擁護委員として1期目を務められており、現在も御活躍されております。地域の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者であると判断いたし、ここに推薦するものでございます。

経歴等につきましては、配付いたしております資料を御確認いただきたいと思います。御審議の上、何とぞ御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

なしと認めます。

次に、諮問第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決といたしておりますので、会議規則第37条第3項の規

定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、諮問第4号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、日程第10、報告第11号「専決処分の報告について（和解）」、市長職務代理者岩崎副市長より提案説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました報告第11号「専決処分の報告について」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定している事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。9月定例会において御報告いたしました報告第8号「訴えの提起について」、和解が成立したものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

この件につきましては、全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第11号を終わります。

続きまして、日程第11、議案第92号「美作市特別職の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例について」、市長職務代理者岩崎副市長より提案説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました議案第92号「美作市特別職の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。

本年7月からリニューアルし、営業開始しました大芦高原温泉雲海の指定管理者である株式会社雲海の経営破綻に伴い、わずか5カ月で会社を清算するに至ったことに関し、市民並びに議会の皆様に変御迷惑と御心配をおかけし、深くおわび申し上げます。

この件につきましては、7月のリニューアルオープンまでに資本金以上の額が使われていたことが大きな要因であり、そうした状況を早期に把握し切れなかったこと、また明確な指示が出せなかったことなどがあり、その責任を痛感しており、出資する市の責任者として責任をとらせていただきたく、市長及び副市長の給料月額を減額するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、市長におきましては12月、1月の2カ月分の給料の全額を減額し、また私、副市長におきま

しては12月の1カ月分の給料の全額を減額するものであります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

苦渋の選択だとは思いますが、私はこの処分については若干少ないというふうに思っております。というのは、市長は100分の100、給料をもらわんということなんじゃけど、実際には業務はしてないわけですから、その点では普通だったら、その業務をしてないという点だけでも、その100分の100というのがもらえないのが普通です。それとあわせてこの雲海の関係でその100分の100を2カ月してくださいと、なるほどそりゃあ大きな損失のように、本人からいえばなっとるというふうに思いますが、やっぱり病気の関係も含めて言うんなら、もう三月なりとするとかということでない、実際には市長が負う責任としての雲海でのいわゆる第三セクターとしての責任という問題については十分果たし得ないということを私は感じております。そういう点ではちゃんとした責任を負うと、病気を含めて私が責任を負いますというような単純なものじゃないと思う。政治的には病気の健康上の問題としては市民に対して多大な迷惑はかける、その点では2カ月間を給料を100分の100もらいませんと。その後、第三セクター問題で雲海の関係では市民に多大な、本当に億という多大な迷惑はかけとんだから、100分の100をもう3カ月をやりますというのが私は筋じゃないかというふうに思いますが、その点での考え方はどうですか。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

今回の減額については、最大限の責任をとらせていただいているというふうに私どもは理解をさせていただいて御提案をさせていただきました。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

その程度しか話がないと思うんですが、本当のことを言うと行政上のいわゆる政治家として道上市長が本当に責任を感じるというんだったら、健康上の問題と第三セクターの問題は別の問題だから、そういう点ではきちっとした手順をつけてすると、処分をするということが大事な問題なんで、今後はそういう点でははっきり言って今までは私たちは処分という問題については一方的に与えられて、私たちが意見を挟まないというのが普通だというふうには思っておりましたが、そうじゃないんだと、責任というのは議会も含めて責任を感じるわけですから、そういう点では議会にあるいは市民に対する説得力ある処分という問題についての対応というものをきちっと今後考えてほしいということを切に要望します。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑はございませんか。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

副市長、何かわしこれ今回、この9日からの一般質問において、これ質問しよう思ふことなんじゃ。何か早いうちに駆け込み寺へ逃げ込んだなというような感じがしょんじゃけども。委託契約から見たら、副市長、そんなもの5万円や10万円や100万円の話じゃないですよ、これ。みんなを愚弄しちゃあかんよ、こんなもんで。わしは今回のこれについては反対するんよ。こんなことで駆け込み寺に逃げられたら困る。反省するんだったら、猿でもするんじゃから。日光のあつこの猿でも反省するんじゃから。そういうふうな問題、口ばっかの話じゃ、口先だけの問題じゃないでしょうがな、こんだけ。3カ月に何ぼうの赤字を出いとんな、これを。

ここの委託契約書の中身、よう読んでみんさい。これわしらが書いてないんじゃ、あんたらが書いたやつちゃ、アドバイザーと。これは大芦高原国際交流の村の管理に関する協定書、これはあんた方が皆書いとるやつなんよ。これ指定管理と大芦高原の国際交流の村の管理に対する基本協定書、これをあんたと道上市長が交わしとる協定書なんよ、これら皆。そういうふうな100分の何ぼうじゃ何ぼうじゃというような問題じゃないんじゃ。大変なことをしとんじゃ、あんた方は。

何もかにも言わにゃあいけんが、時間がないけえ言わんけども。お伝えしたいことがありますよというて、こういう文章までひとり歩きしとんじゃ。何ならというたら、あんたの名前が出とんじゃ、ここへ。やりたいようにやりなさいというて出とんよ。もつてのほかじゃがな、こがあなものは。そうかといつてあんたが謝罪して済む話じゃないんじゃ、これは。簡単に処理しんさんな。このことについてはわしは反対じゃ。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

先ほど提案説明でも申しましたけれども、リニューアルオープンまでにこの金額が大きなことを使われまして、その状況を早期に把握できなかったということの責任でございまして、それに合わせて明確な指示ができなかったという中身の責任をとらさせていただきたいという提案でございます。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

立入検査もせにゃあいけん、検査も。もう皆報告も皆しなさいというて書いとんじゃ、これ。中身をよう読みなさいよ、あんた。それから、もう一遍そこへ立ちなさい。あんたがそこへ副市長の肩書を持って座つとんじゃから。リニューアルオープンのときにははや金が済んでもうとつたというんでしょうがな。もつてのほかじゃがな。今回、一般質問のこれを出いたら、局長から、取り下げてもらえんかというような、何ならというて言うたら、これはアドバイザーと指定管理しとる会社との話じゃからというて言うから、とんでもないことを言うなというて言うたんよ。2,500万円からのお金を出しとる、血税を出しとるわけじゃから、その上に12月に入らんうちにはやもう12月に500万円出すやつも使うしもうとんじゃが、早いうちに。こんなやりたい放題させとつて、ほかの資料もようけいあるけん、一般質問になつしまふけえ言わんけども、これについては反対。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑はございませんか。

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

この問題につきましては、産業建設委員会あるいは2回の全協でいろんな質問が出て、いまだにこの全体の解明が終わってないというふうに私は認識をしております。だから、全協においてもそのときにわずか半分以下ぐらいの人しか質問できなかったわけです。それで今回、一般質問の中で6人が質問をしております。全体の解明ができてない中で、誰がどれだけの責任を持つのかというのが、まだいまだにわかってないんです。その中でこういう条例の改正案を出されると、非常に腑に落ちないというふうに思います。その辺のところをどういうふうに考えておられますか。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

今回の部分につきましては、全員協議会のときにもお答えしましたように、まず雲海につきまして、新しい方向性でやろうということで指定管理者でやっていきました。その経過の中で結果として思うようにならなかった、失敗をしたということの責任を全協の中でも責任をとらせていただくという中で責任をとらせていただくということでの結果でございます。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

要するに私が言いたいのは、全体の解明がされてないと。誰がどれだけ責任があるのかというのがまだわかってない現在、それで一般質問で今度6人の方が質問されるんですが、わかってない中でこういう条例を出されるのは私は納得がいかないという質問をしとんです。時期尚早ということですよ。その点についても一遍答弁をお願いします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

今回の部分につきましては、私ども役員でありまして、市長、副市長という役職の中での責任をとらせていただくと。責任の大小とか内容とかということでなしに結果論をもとに責任をとらせていただきたいということで提案をさせていただきます。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

結果論ということで責任ということなんですが、例えばこれ真相解明をした場合に、まだ副市長、市長の責任とは別のところにまた責任が出てくる可能性もあるわけです。例えばひょっとしたらこれ背任になつてるかもわからんと。監督責任もあるんだけど、背任の要素もあるんだと、そういう可能性がゼロではない。そういった中で、この条例を出すというのは私はちょっとおかしいんじゃないかなと思いますが。答弁できたら答弁してください。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

今回については背任容疑のことについては一切考えずにしております。背任については別の判断の中で処理をされたらというふうに思っております。

**議長（内海 健次君）**

他に。

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

今の副市長の説明の中に、これは副市長と市長としての立場での案ですか。提案ですか。それとも株雲海の取締役としての責任なんですか。今の話を聞くと、この株式会社雲海の取締役の責任じゃなくて、美作市の市長、副市長の責任のようにとれるんですけど、その辺はどちらなんですか。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

市の条例でございますので、市長、副市長としての役職上の中の責任をというふうに御理解をお願いします。

**議長（内海 健次君）**

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

では、先ほどから出よう株雲海の取締役の責任というのは、今後また事と次第によってはとってもらいと、とるといことなんですか。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

明確な結果が出た場合には、それは責任をとらざるを得ないだろうというふうに理解します。

**議長（内海 健次君）**

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

その明確なというんじゃないで、はっきりもう議会だから、そがいなあやふやな言葉を使わんと、とるならとるといことをはっきり言えないんですか。もう今、後ろのほうも言よんですけど、もう明らかに補正も出てきとるわけだから、その辺をはっきりしてもらわないと、だったら初めから全協のときに言ったらいいんじゃないんですか。

だから、とろうと思いませんじゃなくて、とりますとはっきり言えませんか。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

責任の部分についてはいろいろあると思うんですけども、株式会社雲海の中の責任ということになれば、金額的なものでしょうか、役職をやめるものでしょうか、どういうものでしょうか。例えば金額になれば、どういう金額を誰に補償するか、金額は幾らですかという部分を裁判等の結果に基づいて、この金額ということがはっきりわかれば、その部分については裁判上の問題ですから、それはとらさせていただきます

いうふうに思っていると。

**議長（内海 健次君）**

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

今の言葉をよう頭に入れておきます。結局、損害が出た額をとらせてもらうというように判断したらいいですね。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

裁判の結果に基づいての処理をさせていただこうというものです。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑。

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

今、副市長からの答弁をじっと聞いてとったんですけれども、これほどの被害に遭わせといて、もうわし厚かましいにもほどがあるなという思いで聞かせていただいとんじゃが、とてもじゃないですけれども、道上市長が就任する以前から続いとる問題なんじゃ、これ。本家本元はあなたなんですよ。そこら辺をいま一度考えていただかんと、これでしゃんしゃんということにはならん。

**議長（内海 健次君）**

よろしいかな。答弁要ります。

[15番万殿紘行君「要りません」と呼ぶ]

他に。

本城議員。

**12番（本城 宏道君）**

皆さんのおっしゃることも十分理解できるんですが、今回の減額に関する条例ですが、この減額の考え方の根拠を、100%、市長は2カ月、100%、副市長は1カ月という考え方、これが2カ月と1カ月というのがどういう根拠でこういう考え方を出されたのか、その辺だけを聞いておきたいと思いますが。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

1カ月と2カ月の違いは、市長職というのとそれを補佐する立場という部分で、市長のほうが私のほうが2カ月をさせてほしいというふうな判断のもとに2カ月をさせていただきます。全額につきましては、職を辞職するよりも少し軽い部分、職を続けた中で後の対応をするのが責務だろうということで、職を辞職する手前の部分の処分というふうにご理解をお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**12番（本城 宏道君）**

前の部分で市長が2カ月で、それを補佐する副市長は補佐する立場じゃから1カ月という答弁をされたんですが、なら市長が2カ月という、その根拠です。その辺が何で2カ月になったのか、1カ月じゃいけない

だんか、あるいはまた3カ月じゃいけないんだのか、その辺の判断がどういうことに基づいて2カ月の基準を定めたのかなというのがあるんですが。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

全国の事例も含めまして市長そのものが一般的には1カ月が全額というのが一番重いぐらいな減額をされておりますけれども、今回につきましては影響が余りにも大きいということで、市長みずからが、私は2カ月をするし、私のほうは1カ月にするようにというお話ございましたので、そのような提案をさせていただきます。先ほど言いましたように、辞職をする、最大の責任のとり方というのは辞職なんですけれども、それは余りにも今回の部分については無責任なので、辞職をする手前の最大限の処分というふうに御理解をお願いしたいと思います。もちろん全国の例を勘案しての中でございます。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

本城議員、よろしいかな。

他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありますか。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

わしは反対の立場からちょっと言わせてもらいますけれども。

副市長は今、市長の立場から市長は二月というて言うたけども、この大芦高原国際交流の村と基本協定書の中では、甲と乙との関係というて言うたら、美作市の甲というて言うたらあんなになっとんよ。岩崎副市長が甲になっとんよ。市長は乙になっとんよ。市長はあなた方が書いたこの協定書からいうたら、市長は雲海の社長になっとんよ。美作市の代表はあんなになっとんですよ。こういうふうなでたらめなような、その場しのぎのでたらめのようなことでは私は納得できませんので、これについては反対します。

以上。

**議長（内海 健次君）**

賛成討論ありますか。

尾高議員。

**9番（尾高 誉久君）**

先ほどの私は甲と乙は理解できます。十分それは契約上の条項として代表取締役である道上市長と副市長である取締役でもあります。そういう形の形式をとるのは契約上そういう形式をとられるはずで、私も35年勤めてまいりましたが。

また、恐らく質疑という中でもう討論入られてたので、私は言いませんでしたが、これは恐らく最大限の選択肢であろうと思います。といいますのが、副市長は市長不在の中において、早く言えば2倍または3倍、もっと言えば5倍に近いような夜も寝れないような状態で業務の執行をやられとんじやないかなど。その中において投げることはいつでも投げれますよ。ただ美作市の行く末を彼は考えたときに、そういう最悪の手段のようなとり方というのは非常に無責任なことを感じながら、きっと夜もどちらの選択を選ぶべきかと、早く楽になりたいなというような思いで毎日をやってこられたんじゃないかと私は思います。これは多過ぎると私は。

また、市長におかれては、見舞いにも行ってまいりましたが、非常に早く復帰して、皆さんに市政を前に持っていけないことの苦しさを市長も訴えられておりました。その中であって、恐らく副市長また教育長におかれましても執行部幹部におかれましては、その都度その都度トップである市長に相談されておられると思います。だからこそ、職務代理者なんですよ。今回の一般質問も首長はいない中において、職務代理者が答えられない部分、多々あると思います。そのようないろんな先々のことを考えた上での私は苦渋の選択であろうと思います。

この選択は重く受けとめて、またこれ1点、言っておきますが、雲海についてこのようなことを厳しくやられるならば、愛の村もありますし、五輪坊もあります。この行く末を見ながら、私も議員生命をかけて三セクの後の問題について、また直営であるかもしれませんが、その観光施設の問題について厳しい態度で臨んでいきたいと思っております。

以上です。

#### 議長（内海 健次君）

反対討論。

岡崎議員。

#### 10番（岡崎 正裕君）

先ほどの質疑の中でも申し上げたように、それから先ほど尾高議員が多いと、これは処分としたら減額としたら多いというような意見も出されました。この多いか少ないか、私はいまだにこれは全部が解明せんとこれが多いのか少ないのかというのはわからんと思います。先ほど私の質疑の中で背任があったのかどうか、これもわからない、それからちらっと裁判の話もされました。裁判を起すんか起さないのか、その辺のところもまだ決まってない中で、この条例改正を出されるのは私は時期尚早と思います。全部が解明された時点でそれぞれにどれだけの重さがあったのかを、またこの条例を出されたらいいんじゃないかと思えます。

そういうわけで、私はこの議案には反対をいたします。

#### 議長（内海 健次君）

賛成討論。

萬代議員。

#### 7番（萬代 師一君）

先ほども尾高議員のほうの賛成討論の中でも触れておられましたけども、岩崎副市長、職務代理者副市長におかれましても先ほども質疑の答弁といたしましても、全国の事例を見ても100%が1カ月というのが事

例であると、また職を辞する手前の最大限の処分と受けとめておるということでございます。本当に職を辞するほうがたやすいことだろうと思います。この美作市の行く末を見据えて、それをしっかりと踏ん張っていただいての処分でございます。私はこの提案につきましては賛成をいたします。副市長を信じます。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

反対討論。

本城議員。

**12番（本城 宏道君）**

私は反対ではないんですが、当初これは納得せにゃあいけんのだろうなという感じでおったわけですが、共産党の議員として市民の意見を聞くのが当然だということで、せんだってこの件について市民の意見を聞かせていただきました。そういう中で皆さんから話が出ておりますように、この場で採決するという事は時期尚早だろうと、もう少し解明がされてから判断をすべきではないかというような意見を聞きました。

したがいまして、私はこの採決に当たっては保留をさせていただきたいというように思っておりますので、採決の直前に議場を出させていただきます。

**議長（内海 健次君）**

反対討論。

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

先ほども本城議員が言われとったんですけど、僕も英田の人といろいろ話を聞くと、今のままで本当に英田地域の人が納得できるのかということを考えると、こういうことには賛成できないので、反対とします。

**議長（内海 健次君）**

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本城議員。

〔12番本城宏道君 退場〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員が退席をいたしましたので、議事録署名議員の変更をいたします。

追加日程として申し上げます。

13番岩江正行議員を指名をいたします。

再度諮ります。

議案第92号「美作市特別職の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（内海 健次君）**

賛成多数によって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後1時55分 休憩

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第93号から議案第107号について市長職務代理者岩崎副市長より提案説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第93号から議案第107号について御説明申し上げます。

まず、議案第93号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。

大原地域及び東栗倉地域で運行している福祉バスを廃止し、市営バスとして有償運行するため、所要の改正を行うものであります。また、市内のバス料金を統一するため、美作バス等の運行使用料についても所要の改正を行うものであります。なお、実施は平成26年4月からであります。

次に、議案第94号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」ですが、今回の改正は、附属機関として美作市子ども・子育て会議を追加するものであります。平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、地域の保育需要等を踏まえた子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子育てに携わっている方や子育て支援関係者などの意見を取り入れるために設置するものであります。また、附則でそれぞれの委員に対する報酬の額を定めるものであります。

次に、議案第95号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、奨学金の貸付対象となっている学生について、現行の学校教育法に基づく大学のほか、専修高校を追加し、少しでも多くの方に利用していただくため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第96号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を引き下げるため改正を行うものであります。なお、実施は平成26年1月からであります。

次に、議案第97号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、先ほどと同様に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正を行うもので、介護保険料に係る延滞金の割合を引き下げるものであります。こちらのほうにつきましても実施は26年1月からでございます。

次に、議案第98号「美作市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について」でございますが、梶並地区の医療の拠点を存続させるため、現在民間で運用されている診療所を市で買い上げ、美作市立梶並診療所として国民健康保険診療所を設置するため所要の改正を行うものであります。なお、診察日につきましては、現在と同様、水曜日、金曜日の週2日を予定しております。

次に、議案第99号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正されたことに伴い、市営住宅の入居資格要件について改正を行うものであります。また、市営住宅福田団地の一部用途廃止についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第100号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、美作市の辺地総合整備計画の変更を行うもので、右手地区では使用している除雪車両の耐用年数が経過し、今後の除雪作業に支障を来すおそれがあるため、除雪車両を更新するものであります。また、万善地区では集会所施設と診療施設の

整備について、建設に当たり解体費用等が増加したため、整備計画の変更を行うものです。

次に、議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」でございますが、2億3,408万4,000円を追加し、総額を230億9,094万3,000円とするもので、債務負担行為の追加2件、地方債の変更1件を行っております。

歳出の主な内容は、総務費では、退職手当組合特別負担金9,760万5,000円、市営バス停標識作成委託料350万円、民生費では、障がい児施設措置費936万円、障がい者介護訓練等給付事業1,848万8,000円、子ども・子育て支援システム改修委託料300万円、生活保護費3,000万円で、衛生費では、クリーンセンター建設事業ですが、新クリーンセンター最終処分場発注支援業務委託料などとして560万円を増額するものです。次に、農林水産業費では、ナラ枯れ防止事業206万円、商工費では、企業誘致について調印しました有限会社ヒガシマル運輸への作東産業団地分譲促進補助事業515万円を増額、株式会社雲海の清算に必要な経費として株式会社雲海出資金の2,200万円、また一部営業を継続するために必要な経費として大芦高原国際交流の村管理費1,956万7,000円、武蔵の里特別会計繰出金550万円であります。次に、災害復旧費では、9月3日、4日の豪雨災害の復旧のため農林業施設等災害復旧事業1,930万円、公共土木施設災害復旧事業4,800万円、予備費では、災害復旧関連委託料、また火災のあった市営住宅解体費などに予備費を流用したため3,000万円の増額などとなっております。また、4月以降の人事異動及び職員の給料の臨時特例に関する条例の制定に伴う減額など、職員人件費について補正を行っております。

なお、今回の補正予算の財源は、地方交付税6,488万6,000円、国庫支出金4,299万9,000円、県支出金3,928万円、基金繰入金1,416万7,000円、諸収入2,823万2,000円、市債3,790万円などであります。

次に、議案第102号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、事業勘定において1億4,203万5,000円を追加し、総額を40億594万4,000円とするもので、歳出では、一般管理費141万3,000円、退職被保険者の療養給付費及び高額療養費の増による保険給付費9,710万円、診療所施設整備基金への積立金895万1,000円、平成24年度精算に伴う国庫負担金及び一般会計への償還金3,444万1,000円などで、歳入では、療養給付費等交付金1億2,698万7,000円、繰越金1億3,943万8,000円の追加、繰入金1億2,439万円の減額などであります。

次に、議案第103号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」でございますが、保険事業勘定において739万7,000円を追加し、また介護サービス事業勘定においては64万9,000円を減額し、総額を42億819万2,000円とするもので、保険事業勘定の歳出では、保険給付費における介護サービス諸費の補正、平成24年度における国・県への介護給付費等の精算返還金896万9,000円の追加、繰り入れでは、繰越金807万2,000円を追加し、介護サービス事業勘定の歳出では、嘱託職員1名減に伴う人件費262万7,000円を減額、ケアプラン作成委託料197万8,000円を増額などで、歳入では、一般会計繰入金119万5,000円の減額、繰越金54万6,000円の追加であります。

次に、議案第104号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」でございますが、23万9,000円を追加し、総額を5億9,235万5,000円とするもので、歳出では、一般管理費人件費18万3,000円を減額し、施設管理費人件費42万2,000円を増額、歳入では、一般会計繰入金23万9,000円増額しております。

次に、議案第105号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」でございますが、258万2,000円を追加し、総額を1億8,185万5,000円とするもので、歳出では、職員人件費1名減による人件費412万9,000円の減額、燃料費671万1,000円の増額などで、歳入では、利用客の減による宿泊料収入265万円及び温水プール使用料31万円の減額、一般会計繰入金550万円の増額などあります。

次に、議案第106号「平成25年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」でございますが、収益的収入

を93万8,000円減額し、総額を6億680万6,000円とし、収益的支出を1,076万4,000円減額し、総額を5億7,731万1,000円とするもので、主なものは歳出では人事異動や給料の減額に伴う給与費1,076万4,000円の減額などで、収入では、交付税措置の精算等による他会計補助金93万8,000円の減額であります。また、9月に発生しました異臭対策に伴う施設整備費5,500万円を債務負担行為として計上しております。

次に、議案第107号「平成25年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」でございますが、収益的収入を29万6,000円増額し、総額を9億5,498万円とし、収益的支出を3,052万1,000円減額し、総額を9億2,416万3,000円とするもので、支出では、人事異動や給与改定に伴う給与費を3,272万1,000円減額、消耗備品費を160万円追加、整形外科医医師派遣負担金を60万円の追加、収入では、交付税措置額の精算等による他会計補助金を29万6,000円を追加し、また資本的収入を227万4,000円増額し、総額を2億4,589万5,000円とし、資本的支出を682万5,000円増額し、総額を2億9,297万8,000円とするもので、支出では機械備品購入費を682万5,000円の追加、収入では、検査用医療機器の更新に係る県補助金227万4,000円を追加するものです。

以上、議案につきまして御説明を申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

提案理由の説明が終わりました。

## **追加日程第1 発議第14号「東栗倉工房株式会社に関する事務の調査決議」**

**議長（内海 健次君）**

追加日程第1、発議第14号「東栗倉工房株式会社に関する事務の調査決議」を議題といたします。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

それでは、ないようですので、提案者の説明を求めます。

本城議員。

**12番（本城 宏道君）〔登壇〕**

ただいまの発議第14号について提案を申し上げます。

「東栗倉工房株式会社に関する事務の調査決議」でございます。

〔以下朗読〕

どうぞ審議のほどをよろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、発議第14号「東粟倉工房株式会社に関する事務の調査決議」は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第1、発議第14号「東粟倉工房株式会社に関する事務の調査決議」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（内海 健次君）**

賛成少数。よって、発議第14号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は、12月9日午前10時からです。

大変御苦労さまでした。

午後2時27分 散会

平成25年12月9日

(第 2 号)

1. 議事日程(2日目)

(平成25年第6回美作市議会12月定例会)

平成25年12月9日

午前10時開議

於議場

追加日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	重平直樹	2番	安藤功
3番	安本博則	4番	谷本有造
5番	山本雅彦	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	山本重行
9番	尾高誉久	10番	岡崎正裕
11番	西元進一	12番	本城宏道
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	鈴木悦子	18番	内海健次

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

14番 小淵繁之

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長職務代理者副市長	岩崎清治	教育長	内海壽志
総務部長	中西祐司	危機管理監	鍬先耕二
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	安東弘子
環境部長	石田薫	保健福祉部長	山本直人
田園観光部長	江見幸治	建設部長	春名修治
上下水道部長	山本和利	教育次長	小林昭文
消防長	森正彦	会計管理者	谷和彦
企画振興部協働企画課長	景山二男	税務部税務課長	豊久誠
田園観光部農業振興課長	岡本和之	消防本部消防総務課長	藤岡昭彦

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	内藤淳子
課長	皆木敏治
主事	平田敦士

議長（内海 健次君）

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止されております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

5日に引き続き会議を開きます。

13番岩江正行議員が通院のため少しおくれるとの報告を受けております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

西浦税務部長が葬儀のため欠席であります。かわって豊久税務課長が出席をいたしております。

御報告をいたします。

12月5日、本定例会の会議録署名議員として13番岩江正行議員を指名いたしました。通院のため少しおくれますので、「会議録署名議員の指名」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、「会議録署名議員の指名」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

## 追加日程第1 会議録署名議員の指名

議長（内海 健次君）

追加日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

12月5日、本定例会の会議録署名議員として13番岩江正行議員を指名しておりましたが、通院のため、新たに会議録署名議員として14番小淵繁之議員を指名をいたします。

## 日程第1 一般質問

議長（内海 健次君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号7番萬代師一議員の発言を許可いたします。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）〔質問席〕

皆さん、改めましておはようございます。7番萬代です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、岩崎副市長、道上市長病気療養中の中で職務代理者として重責を担いながら、いろいろな諸問題が発生し、御心労のことと御推察いたします。3万美作市民のために強い気持ちを持って頑張っていた

だきたいと思います。

さて、川面を渡る朝霧がまるで水墨画の世界を演出する季節となりました。この時期になりますと、大芦高原国際交流の村への道中で自然と車をとめて、まるで瀬戸内の多島美を思わせる絶景を見れるようになります。それが雲海であります。大自然が地域にもたらしてくれた宝物であります。平成11年11月21日にオープンされた雲海温泉と命名がされました。私はこのたび、雲海温泉を中核とする大芦高原国際交流の村の運営について、再度一般質問をさせていただきます。

本年9月定例議会におきましても一般質問をさせていただきました。その主な内容といたしましては、大芦高原国際交流の村は、地域住民の交流の場であり、健康増進の場として多くの皆様に愛され親しまれる施設であります。地域の人や県内外からのリピーターが多数利用していただいております。雲海温泉、カラオケやグラウンドゴルフを楽しみに来られる日帰りのお客様に喜んでいただける施設であるべきと考えます。温泉客は確かに客単価は低い、しかし温泉客をおもてなしの気持ちで大切にしなければ、お客様に愛着を持っていただける施設にはなり得ません。温泉等の日帰りを無視した現状での経営方針であり続けるならば、非常に厳しい運営となるのではないのでしょうか。指定管理料以上の赤字経営となった場合はどのように対処されるのか。私はこのままでの経営方針が続けば、指定管理料以上の赤字、そして積み立てている基金をも食い潰して早々の休館、そして閉館となるのではとの危機意識を持ち、一般質問をいたしました。道上市長の施設を守るための最善の施策として株式会社雲海を設立し、地域の皆様に利用していただける施設、地域の誇りとして愛着を持っていただける施設を築くことが長く続く秘訣であると思っていると答弁をいただいたところでございます。

美作市が直営もしくは経営の主体である宿泊施設の中で唯一黒字経営がなされておる作東バレンタインホテルを参考に、そして目標にして指定管理制度の導入を行い、民間の経営感覚を取り入れ、恒常的となっている赤字経営から脱却し、間近に迫っています交付税の一本算定による28億円の減額がなされた後にも継続した運営ができるものと大いに期待をいたしましたリニューアルオープンでございました。が、オープン当初から極端な高級志向、一例といたしましては、レストランの昼食メニューにおきましても、梅コース1,575円、竹コース2,310円、松コース3,150円と限定して、これがだめなら食べていただかなくても結構ですと、押しつけの営業、普通は一般的には温泉に来て昼食をとるとした場合、仮に高齢者御夫婦が2人のお孫さんを連れて来られたときには、まずは何が食べたいのと、まずお孫さんに聞き、そして自分たちも食べたいものをメニューの中から選び、そして定番と言えば、ちょっと頑張って御夫婦はてんぷら定食と刺身定食、お孫さんはカレーライスとラーメンを注文して、料理が出てくるまでにここにことお孫さんと話をしている風景を想像することができます。また、小腹がすいた方は、うどんを注文し、片や親子丼と、お客様の食べたいものを提供するのが一般的であります。

このことはオープン早々から苦情が殺到したにもかかわらず、温泉に来た人をターゲットにするのではなく、レストランが用意した料理を食べに来られたお客が温泉を利用するとの経営方針と耳にいたしました。当初から地元役員が再三にわたりまして軽食も出すように、温泉に来られたお客様を大切にしなければだめだと強く指摘されていたにもかかわらず、9月になってやっとレストランとは別の場所に軽食コーナーが設けられました。私も温泉へは12枚つづりのチケットを買い、何回か利用いたしました。レストランは1回だけ昼食を試しに利用しました。多くの議員も試しに利用されたと聞いております。中にはジビエ料理が苦手、利用したくても利用できない議員もおられると聞いております。

また、夕食に至っては、一の膳6,300円、二の御膳8,400円、三の御膳1万1,550円のメニューとなっております。私は試しにも行っていないので様子はわかりません。ただ、高い宿泊になったとの声は届いております。

す。全く私の常識からは考えられないレストラン部分における経営方針のこれらを高級志向といういたしましたも、客単価を上げることが赤字からの脱却と、地域住民を無視した経営アドバイザーの経営方針を目の当たりにいたしまして、大いに不安を抱いております。その結果、半年も経ずに資金ショート、会社清算、休館、そして閉館。清算では施設の閉館が目的ではなく、経営形態を改めて、施設の継続を目的に新たな公募を進めたいとのコメントはありましたが、決して市民の納得が得られるものではありません。

そこで、指定管理者制度の導入の経緯、経営の現状、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

1 点目といたしまして、指定管理制度の導入が必要となぜ判断されたのか、その背景にはどのような要因があったのか、また市内には愛の村パーク、武蔵の里と、同様な施設がある中で、大芦高原国際交流の村の指定管理をなぜ先行されたのかをお尋ねをいたします。

2 点目といたしまして、株式会社雲海の経営が資金ショートの原因に至った原因について、どのように把握しておられるのかをお尋ねいたします。

3 点目といたしまして、今後の運営について新たに公募をして運営を再開するとのことですが、そのタイムスケジュールはどのようになるのか。早くも来年4月1日からの運営再開となるのではないかと。それでは、地域住民といたしまして、そして年末年始をふるさとで過ごす帰省客をも失望させることとなります。休館となっても、温泉の機械等の維持管理、施設管理、動物等の管理は行うとのことであり、維持管理に伴う経費が必要であります。これに運営に要する費用、温泉の運営に要する費用を追加していただき、雲海温泉、グラウンドゴルフ等、日帰り客を対象とした運営をぜひとも早急にできないかをお尋ねをいたします。

なお、今回の一般質問、11月12日に通告をしており、その後、2回目の全員協議会、そして新聞報道等がございましたが、本会議におきまして改めてお尋ねをするものでございます。

#### 議長（内海 健次君）

市長職務代理者副市長。

#### 市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

12月定例議会の一般質問でございますけれども、先ほど萬代議員御質問のように市長が不在ということで、私のほうが市長と協議をしながら御回答のほうをさせていただくわけでございますけれども、細部にわたった協議がなかなかできていない現状でございます。そのような中で一定の御質問に対してのお答えはさせていただきますけれども、核心については時にはっきりした答弁ができない場合もありますけれども、御容赦のほうをお願いしたいと思います。

萬代師一議員の大芦高原国際交流の村の運営について3点御質問ございました。順次御回答のほうをさせていただきます。

議員御質問の指定管理制度の導入が必要と判断した理由についてですが、萬代議員も御存じのとおり、市内には大芦高原国際交流の村と同様の施設が愛の村パーク、武蔵の里、バレンタインホテルの4施設があります。このうち、黒字経営のバレンタインホテルを除く3施設については、健全経営を目指しての経営改善を行っておりますが、毎年大幅な収支不足が生じております。いずれの施設におきましても、それぞれの地域の熱い思いの入った施設として建設され、運営されてきたものであり、可能な限り継続していかねばならない施設であります。しかし、一本算定による交付税の28億円の削減を間近に控え、一層の経営改善が求められています。そのために民間の経営感覚を取り入れた指定管理制度の活用が必要としたところです。

議員も御存じのとおり、大芦高原国際交流の村は合併以来厳しい経営が続き、ここ数年は毎年約3,000万

円の赤字を発生させ、その都度基金を取り崩し、運営費に充当してきたのが現状であり、このままでは基金も底をつき、近い将来、経営が困難になると判断し、基金のあるうちに健全経営を目指すべきであると考えて、平成23年度には大芦高原温泉雲海の経営の方向性を見出すことを目的に経営診断を実施いたしました。具体的方策としましては、指定管理者制度の導入により株式会社が運営組織として意思決定が早く、経営責任が明確になること、また地域関係者や行政からの資金を仰ぎ、民間の有する能力、経験、知識等を活用して、運営においては経営に携わる全てのスタッフが顧客満足度を第一に考えてコストダウンと売り上げの拡大を目指し、利益に敏感になること、そして直接経営する組織と市が連携を図り、地域住民を初め周辺地域の利用者から、なくてはならない施設、もう一度訪ねたい施設を目指すべきであるとの結論でありました。この経営診断結果を真摯に受けとめて、指定管理者制度による運営が望ましいと判断したのが理由であります。

また、市内の同様な施設の中で指定管理を先行した理由についてですが、市内に点在している市営観光施設の経営状況と将来的な展望を考えたとき、大芦高原温泉雲海は旧英田町時代から多くの利用者があり、温泉はリピーターも多数いたという実績があります。温泉雲海を中心に車で1時間以内に到着できる主な市は、美作市はもとより津山市、赤磐市、備前市の4市で約21万人、2時間以内であれば、岡山県内では約150万人、兵庫県では赤穂市、相生市、たつの市、宍粟市、そして姫路市が入り、市場規模は約211万人となります。この点からも施設がとてもよい場所にあると認識しております。現実には、岡山市、備前市を初め、赤穂市、相生市の市民を中心に御利用していただいております。平成24年度の実績では、雲海温泉の利用者数は約10万5,000人、バンガローを含む宿泊数は約1万3,000人、その他にも多くのグラウンドゴルフ愛好家に利用していただいております。また、周辺には棚田と豊かな自然、さらには季節の薫りが漂う風光明媚な里山に触れることができる癒やしの環境があります。観光誘客を進める上でも条件が整っているのが大芦高原温泉雲海であると思っており、民間感覚を取り入れた経営と戦略を前面に出して取り組めれば、慢性的な赤字からの脱却ができると信じ、指定管理者制度を活用して経営を行うことが大芦高原温泉雲海の発展につながると判断いたしました。

以上のことから、大芦高原温泉雲海より経営状況の悪い愛の村パーク、武蔵の里よりも健全経営に移行しやすいと考え、先行して指定管理者制度を導入したわけですが、他の施設につきましても雲海の経営状況を見ながら順次指定管理者制度の導入を検討していきたいとの考えからであります。

次に、雲海の経営が現状に至った原因についてですが、先ほども申し上げましたが、この数年は毎年3,000万円以上の赤字経営に至っていたことで、旧英田町時代からの地域住民の日ごろの疲れをリフレッシュできる施設として、また交通の拠点施設として、あるいは地域活性化のシンボルとして地域の発展に多大な貢献をしてきた大芦高原国際交流の村の存続問題が起こるとの危機感から、赤字経営からの脱却を図り、健全経営につなげるためには、民間感覚を取り入れた経営を目指すべきとの考えに至り、指定管理者制度を活用しながら、施設の経営を行うことが望ましいと判断いたしました。

そこで、経営診断に基づき3,500万円を計上して、最終的な目標であります健全経営を達成するために従業員の合理化と動線の確保を目的に、食堂部分の移転工事と結露、雨漏り等の修繕工事を行いました。また、今後の経営に必要な資本金2,650万円と最低限度の額である今年度の指定管理料1,000万円を合わせて3,650万円の運転資金を確保しておりました。この資金は、初期投資と1年間の運営資金であります。しかしながら、9月上旬には運転資金が不足したとの相談を受けて、直ちに経営状況の把握のために確認作業を行った結果、7月にリニューアルオープンしたときには、資本金と今年度指定管理料3,650万円をほぼ使い切り、運転資金が底をついている状況で経営がスタートしたことがわかりました。

少し具体的に申し上げますと、5月から採用した支配人及び料理長を初め、6月中旬から雇用した社員の  
人件費や制服代、名刺、PR用のパンフレットの印刷等に使った費用については必需品であると理解して  
おります。また、レストラン、バンガローの改修工事については、事前相談を受けていたものもござい  
ますが、でき上がってから把握したものもあります。今回の改修工事で購入備品を考えたとき、アド  
バイザーが高級志向を目指して、許可を得ぬまま独断で施設整備や備品購入を進めていたことが  
今回の結果を招いていると思っています。しかも、最も収入が見込める7月から9月にかけて400万  
円の赤字、10月には500万円、11月にも500万円の赤字が見込まれておりました。直ちにアド  
バイザーと支配人に対して、資本金の増資も他の金融機関からの借入れもできないこと、残  
金がゼロになれば、会社が破綻すること、特に経営費を伴うことがあれば、速やかに担当課  
と協議を行うことの旨を社長名で通知もしました。

結論としては、段階を踏まず一気に高級志向に経営方針を方向転換したことが、今まで利用  
していたリピーターを初め地域住民のニーズに応えることができなかつたことであり、具体的  
には高級志向の利用者と温泉のみの入浴者とはおもてなしの接遇に格差があったことを利用  
者が感じ取り、特に地元の皆様が利用しなくなった状況を招きました。また、経営アド  
バイザーをお願いしたのは、健全経営を行えると思ってお願いしたもので、それが短期間  
のうちに資金が使われたことにつきましては、大変遺憾であります。

今後の運営につきましては、公募により運営を再開することであるが、雲海温泉の運営を  
早期に再開できないかの点についてでございますが、まず新たに指定管理者の公募を実施  
して経営再開は順調に進んだ場合で来年の4月であり、議員の言われるようにそれを目  
指しております。また、指定管理者を公募するための業務仕様書を作成して広く市内  
外に公募し、各種の手續、指定管理料等の条件を精査しながらよい条件を提示した  
候補者と協議しながら詰めていきたいと考えています。最終的には3月議会におい  
て正式に御承認していただきたく、議案として提案を行います。指定管理者が決定を、  
これにより決定は行っていきたいと思っています。このような一連の工程により、指  
定管理者に管理運営を引き渡すこととなります。

再度申し上げますが、あくまでも最短のスケジュールであります。市といたしましても、  
業務仕様書の作成はもとより、予定どおりに進むように最善の努力はいたしますが、二  
度と失敗は許されないというかたい決意で取り組みますので、候補者選定につい  
ては指定管理料を含む詳細な取り決め等についてお互いが納得するための協議を行  
うこととなりますので、時間を要することも想定されます。また、指定管理者とし  
て4月から業務を行うことが可能ですが、お客様をお迎えするには準備期間も必要  
となりますので、その協議についても当然行うべきであると思っております。再  
オープンに向けて全力で取り組むところでありますが、失敗しないために十分な  
時間をいただくことも御理解願いたいと思います。

次に、最少の経費で雲海温泉、グラウンドゴルフ等、日帰り客を対象とした運営を  
早急にできないかという件でございますが、既に新聞報道等で御承知とは存じま  
すが、新規の指定管理者が決定するまで、12月から施設を休館して市が管理  
することを考えておりましたが、前回開催されました議員全員協議会及び  
執行部内部での意見においても、完全に休館しても維持管理費は必要となる。  
例えば冬季のバンガローは結露、水道の凍結が多く、管理が十分できないこと  
から、シーズンを迎えてもお客様にサービスを提供できるような状態には  
ならないとか、グラウンドゴルフの芝の維持管理とか、特に機械の構造上、  
温泉のポンプをとめると再稼働するときには高額な費用が発生する問題、  
またコイや動物の飼育問題など、人件費を含めて維持管理費が発生する、  
このように維持管理費が必要でありますから、どうせ維持管理費が必要  
であるならば、雲海温泉の火を消さないためにも、温泉とグラウンドゴルフ場、  
体育館を運営すべきとの意見もありました。また、英田地域の皆さんも  
強く望んでおられるとの声を真摯に受けとめて、このたびの補正予算に  
必要経費を計上しております。議員の皆様が御理解が得られるのであれば、  
維持管理費とあわせて、短縮営業となり

ますが、温泉とグラウンドゴルフ場等が利用できる体制をとりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

ここで西元議員が通院のため退席をいたしております。

萬代議員、2回目。

#### 7番（萬代 師一君）

ありがとうございます。1回目の質問に対しまして丁寧な答弁をいただきました。

1点目の指定管理制度の導入の必要性または市内の同様な施設の中でなぜ大芦高原国際交流の村の指定管理を先行したかという理由につきましては、答弁の中でもございましたとおり、交付税28億円の減額を間近にした中において、それぞれの地域の熱い思いの詰まった施設を可能な限り継続するためには、より一層の経営改善が必要であり、その手法として民間の経営感覚を取り入れた指定管理制度を導入したと。また、大芦高原国際交流の村が他の施設に先行した理由としては、指定管理を導入することによって、この施設は多くの利用者があり、県南及び兵庫県からのリピーターも多く、健全経営に移行しやすいと考えて、他の施設の参考にすると答弁でありました。毎年数千万円の収支不足の施設運営は、いつまでも許されるものではありません。可能な限り経営を継続するための取り組みというものは必要であると考えます。その方法といたしまして、まず指定管理者制度の取り組みをしたということは理解をいたしました。

2点目の株式会社雲海が清算に陥った原因については、健全経営をお願いできると思った経営アドバイザーの急激な高級志向への経営方針の転換、そして7月3日のリニューアルオープンまでに1年間の運転資金をほぼ使われていたとの答弁でありました。

1点目といたしまして、再度御質問をいたします。

経営アドバイザーが発信をしている、このお伝えしたいことというものがございます。この中で行政職員とのやりとりとして、副市長の職員に対する「好きにやらせてやれ」、また部長、課長の「好きにやってよい」とは、現状のように資金ショートをさせて、株式会社雲海を短期間で潰してもよいとのことではないと思いますが、「好きにさせてやれ」「好きにやってよい」の意味するところを確認をさせていただきます。

2点目といたしまして、1年間の運営資金3,650万円——内訳といたしましては出資金が2,650万円、1年間の指定管理委託料が1,000万円ございます——を高級志向のためと設備費等で市の許可を得る前に独断でリニューアルオープンまでにはほぼ使い切っていた、またオープン後は極端な高級志向の経営方針により、従来からの温泉客から見放されての経営不振、年間で一番収益をもたらす7月から9月までの資金繰りの悪化をもたらしました。経営アドバイザーの責任、どのように追求しておられるのか尋ねます。

3点目といたしまして、給与カットの提案説明の中で、リニューアルオープン時には既に3,650万円を使い切っていた、この状況を早期に把握し切れず、明確な指示が出せなかった、そのために短期間で会社を清算しなければならなくなった責任を出資者の市のトップとして辞職する手前の最大限の処分を自身に科せた減給100%との説明でありました。平成24年度決算におきましては、大芦高原国際交流の村が約3,200万円、愛の村パークが約3,600万円、武蔵の里は約6,200万円の赤字となっております。また、過去においても平成20年度武蔵の里では約1億2,100万円の赤字決算となっておりますが、行政のトップを初めとした誰もが責任をとっての給与の減額等の処分は一切行われていません。なぜ今回はこのように自身に厳しい処分を科せられたのか、お尋ねをいたします。

1億2,100万円の赤字につきましても、一般財源を充当しております。今回の大芦高原国際交流の村におきましても閉館してしまうのではなく、新たな公募により早急な再開を目指すものであります。名称こそ違

いますが、出資金2,500万円、これは市のほうが出しとる出資金の額でございます、指定管理委託料1,000万円、清算に伴います出資金、このたびの補正額が約2,200万円、温泉再開を含む運営費1,406万7,000円、合計7,106万7,000円が市の財源を充当するものであります。お尋ねをいたします。

3項目めです。今後の運営についてでございます。

雲海温泉の運営を早急に再開できないかにつきましては、最短のスケジュールといたしまして4月1日を目指す、広く市内外に公募をし、二度と失敗は許されないとの決意で取り組むとのことでございます。また、雲海温泉の再開については、火を消さない、そのためにこのたびの補正予算に必要経費を計上しているとの答弁をいただきました。雲海温泉の営業再開は、市民はもちろん、市外の利用者への周知をどのように行われるのかをお尋ねをいたします。

また、リニューアルオープン以来、一旦見放されたお客さんを再び呼び戻す取り組みが必要と考えます。どのような方策をお考えになっておられるのかを尋ねます。

以上、再質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

萬代議員の2回目の御質問ですけれども、アドバイザーが皆様方にお伝えしたいことということで文章をお出ししているというふうに私どもは承知をしておりますけれども、アドバイザーからの話し合い等については、文章を出される時のお話し合い等については一切私どもは受けておりませんし、まず好きにやらせてやれとか好きにやるといふとかという文章というふうにお聞きをしましたけれども、好きにやるとかやらないとかということにつきましては、全ての中身につきまして一定のルールとその前後の背景というのがあるのが一般的であり、当たり前であるというふうにも思っておるところでございます。先ほどの1回目の答弁の中でも述べさせておりますが、ここ数年3,000万円以上の赤字経営に陥り、合併前に約2,700万円を積み立てていた基金も……。

**議長（内海 健次君）**

2億7,000。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

失礼しました。2億7,000万円も積み立てていた基金も平成24年度決算においては約9,600万円に減少しており、合併前と比較して約3分の1となっております。このまま市営で経営を続ければ基金が底をつくのは明らかであるとの危機感を抱き経営診断を行い、民間のノウハウを前面に注入した経営に移行するために、職員の支配人を配置するのでは限界があるということで、アドバイザーを含め経営経験豊富な人材を投入して、民間感覚を取り入れた指定管理者制度を導入しました。したがって、「好きに」という言葉の意味は、経営アドバイザーとして契約を結んでいる立場に対するもので、雲海の健全経営、黒字化に向けて支配人、社員の指導、アドバイスも含めて思う存分能力を発揮してもらいたいとの思いからであります。また、経費に係るもの、あるいは経営に関することについての対応は、協定書においても明記しておりますし、株式会社雲海や担当者としっかりと協議を重ねることは常識であると認識しております。とにかくできるだけ早期に経営アドバイザーとしてその能力と経験を生かして、今年度は指定管理料1,000万円と、どうしても必要なときは担当課とよく相談しながら出資金2,650万円を運用しつつ健全経営、黒字化に向けて頑張っしてほしいという気持ちから発言した言葉であり、先ほどの中で書かれていることとは全く中身、意味が違うというふうにも思っておるところでございます。

アドバイザーの責任追及についての御答弁でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、アドバイザー契約を結んだ目的は、的確な指示、指導を受けて、赤字経営からの脱却を目指すことが最終目標でありました。しかし、結果は逆に早期に資金難に陥り、11月末で休館という現状を招いたことはまことに遺憾であると思っており、どのように対処すべきか、アドバイザー契約条項に基づく責任が果たされていたか否かを検討して、弁護士への相談もしておりますところでございます。

過去において、市営観光施設が大幅な赤字額を出したときには、当時の執行部が誰もが責任を負わず、なぜ今回は市長、副市長が厳しい処分を科せられたかについてのお答えをいたします。

今回の処分については、市長と協議を行い、過去の赤字と今回の赤字とは意味が違うという見解で意見が一致したからです。根拠としては、萬代議員が御指摘のとおり、武蔵の里特別会計においては、平成22年度から平成24年度の3年間に於いて累計で2億2,300万円の赤字を計上しており、最大の赤字額は平成20年度に1億2,000万円の赤字を出しております。愛の村パークにおいても最高3,980万円、3年間で累計額にして1億800万円を一般財源から繰り出してしております。しかし、今回は株式会社雲海が指定管理者として7月1日に雲海の経営を開始する以前、すなわち6月30日までに株式会社雲海がリニューアルオープンに向けて準備に取り組んでいるときに発生した問題であることを重視しております。武蔵の里や愛の村パークの赤字は経営によって生じた赤字にあるのに対し、株式会社雲海は経営を行う以前に起こった問題であります。具体的には、営業を開始後に必要となる経費を補うために必要な出資金や指定管理料を使い切ったことが早期の閉館につながったと確信しており、今回責任をとることを市長ともども決断いたしました。

次に、運営再開をどのように周知することかについてお答えをします。

随時ホームページ、広報紙、告知放送等により運営再開の周知や情報発信に努めるとともに、利用された方々に対しても誠心誠意接客し、口コミによる周知を図りたいと考えております。お客様を取り戻す取り組みについては、市広報紙の半額券、バス停留所の変更はもとより、おもてなしの精神で真心込めた接客に努め、雲海はよいところが変わったと言っただけのように指導したいと考えております。4月に直営から指定管理者制度に移行し、12月からはまた直営に戻すという状況を心に刻み、来年度早々には議員の皆様にも認めていただける信頼の置ける指定管理者に引き渡すことができるように、誘客とリピーターが訪れる環境づくりの構築に全力で取り組みますので、萬代議員におかれましても一人でも多くの英田地域の皆様に御利用いただけるように御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

3回目になります。

**7番（萬代 師一君）**

ありがとうございました。

「好きにさせてやれ」「好きにやってよい」、意味するところを確認をさせていただきましたが、副市長答弁のとおりだろうと思っております。雲海の健全経営、黒字化に向けて支配人、社員の指導、アドバイスも含めて思う存分能力を発揮してもらいたいとの思いということは確認をさせていただきました。また、アドバイザーの責任追及につきましては、既に顧問弁護士への相談をしているというふうにお聞きいたしました。

3点目の市長、副市長の責任について、自身に厳しい処分を科せられたのかにつきましては、内容が違ふんだと、運営による赤字であったから、単年の赤字が1億2,000万円でも責任はとっていない。今回は経営を行う前に起こった問題だから、その責任をとったとの答弁でありました。ならば、不足する資金を出資金

として補正で増額し、億を超える赤字経営と結果的になっても責任はとらなくてもよいということになります。それを防ぐために、市長、副市長みずからが厳しい処分を自身に科せられ、会社を清算するという選択をされたと理解をいたしました。

続きまして、総括に入らせていただきます。

一般企業、商店におきましても、地域に根つき、地域に愛される企業が安定経営を持続されております。新たな公募による候補者の選定においては、地域に喜んでいただける事業計画であることに十分考慮をお願いをいたします。そして、大芦高原国際交流の村の原点は雲海温泉を初めとする日帰り客です。交付税が一本算定された後におきましても、市内にある同様な施設ともども継続しての運営が可能となり、将来にわたってそれぞれの地域の皆さんが夢と希望を抱いていただけるように、ぜひとも新たな大芦高原国際交流の村の指定管理がよいモデルケースとなる取り組みをお願いをいたします。

また、雲海温泉の年内の営業再開、英田地域全ての皆さんが望んでおります。地元議員といたしましても、一人でも多くの皆様に利用していただけるようにしっかりと声かけをしております。副市長が申されました、雲海温泉の火を消さないように私も頑張っております。冒頭申しましたが、市長不在の中で職務代理者として自身にも責めを科せて頑張っていることは十分承知しております。美作市のお荷物になりつつある、またなっている施設をやめれば済むことですが、それぞれの地域の熱い思いを受けての指定管理制度の導入であります。副市長が別の責任のとり方を万が一考えられるならば、雲海温泉の日は消えてしまいます。それならば、大芦高原国際交流の村以上にお荷物になっている施設よりなぜ先に潰したのかと言われてしまいます。本来ならば武蔵の里、愛の村パーク、そして大芦高原国際交流の村が順番ではないでしょうか。岩崎副市長、頑張ってください、応援をします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### 議長（内海 健次君）

総括の答弁いいかな。

〔7番萬代師一君「よろしいです」と呼ぶ〕

御苦労さま。

以上をもちまして通告順番1番、議席番号7番萬代師一議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

#### 議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番2番、議席番号6番則本陽介議員の質問を許可いたします。

則本議員。

#### 6番（則本 陽介君）〔質問席〕

6番則本でございます。もう既にちょっと上がっております。

早師走に入って本日で9日目となり、野にも山にもすっかり冬支度の時候となりました。市長職務代理者岩崎副市長におかれましては、市政推進の大役を担っておられまして、大変に御多忙のこととお察し申し上げます。何分にお体には御自愛のほどを願うものであります。

クロッケの幼少時期は風呂のないアパートで、働き者の母と姉の3人家族で時には食べるものもないこと

も、それでも母は明るい笑顔を絶やさず、子育てに頑張ったそうであります。そして、いつも母の教えは、「あおいくま」という5つの言葉だったそうであります。それは、焦るな、怒るな、威張るな、腐るな、負けるなという5つの言葉であります。コロッケは姉と2人、時にはいじめに遭っても、この5つの言葉を思い出して2人で励まし合い、実行してきたとのことであります。また、コロッケは、子ども時代にいつも頑張っている母を気遣って耳が痛いことを隠していて、とうとう手術になり、それでも手おくれのため、以来、右の耳は機能が失われているとのことであります。私はこのように波乱万丈の人生に裏打ちされた人間性豊かなコロッケ独自の芸風に拍手喝采の気持ちで、この話を取り上げさせていただきました。

さて、一般質問でございます。

私は1項目めに、当市における災害対策の現状とさらなる推進について上げております。

最近のアジア地域で発生した大きな自然災害では、フィリピン中部レイテ島のタクロバンなどを直撃した猛烈な台風30号の莫大な被害を及ぼしたことや、国内においても伊豆大島町などの膨大な土石流被害を発生させた台風26号による災害、また竜巻による災害も近年では多発傾向が見られ、住宅などの建物、農産物など多くの被害が上がっております。このような災害対策は現代の気象予報精度さえも十分な効果をもたらさない状況がうかがえます。平成21年に当市で発生した大災害以後は防災、減災のためにさまざまな対策が推進されておりますが、その後、市議会で答弁された内容、市民からの要望や指摘されている事柄について、3点お尋ねしたいと思います。

さらに、去る10月11日未明、福岡市博多区で発生した医療機関の火災に関連する予防対策について、当市の推進状況と消防設備の状況や防火管理の実務の状況、今後の対策など、あわせて今年度の消防活動をお尋ねしたいと思います。

この火災の注目すべき点は、入院患者らを含む高齢者世代的被害10人という、とてつもなく大きな被害が出ていることであります。その主な原因として、消防への通報のおくれ、7カ所に設置されていた防火扉の作動がなかったこと、初期消火のおくれなどが指摘されております。さらに、初期消火に有効とされているスプリンクラー設備の設置義務のない19床以下の小規模な施設の医療機関であったことなど、大惨事に至った大きな要因について、出火後の対応の不備など、指摘もされております。これから寒い北風とともに、日増しに暖房器具を使用する機会が多くなる時期を迎えることから、当市においては火災での目標に万全の対応をお願いしたいと思います。

質問としまして、1、これまでの取り組みと成果について、2番目に今後の推進計画について、3番目にクリアすべきハードルについて、消防業務と安全・安心の市民生活推進について、以上、よろしく願いいたします。

**議長（内海 健次君）**

危機管理監。

**危機管理監（鎌先 耕二君）〔登壇〕**

則本議員御質問の当市における災害対策の現状とさらなる推進についてでございますが、議員の御指摘のとおり、ことしフィリピンを直撃した台風30号は、今までに経験したことがない甚大な被害をもたらしましたし、伊豆大島の台風26号や京都府、島根県、山口県など、全国各地で異常気象による災害で大きな被害をもたらしました。

近年の美作市の被害状況ですが、平成21年7月19日に竜巻が発生し、北西から南西に長さ約10キロ、幅200メートルにわたり、安蘇などの地域を通過し、住家の屋根の飛散、自動車を100メートルも吹き飛ばし、大きな被害をもたらしました。また、平成21年8月9日、台風9号の影響により突然美作市を襲った集中豪

雨は、市内の東部を中心に人的被害で死者1名、重軽傷者4名、家屋の全半壊12と床上、床下浸水744棟の大きな被害を受ける結果となりました。

市は、集中豪雨災害の検証を行う中で十分な情報収集と情報配信が行えなかったという点で課題を残しました。そのため、主要河川には国や県の雨量計や水位計がありますが、支川の上流には観測手段がないということで、情報収集体制の強化のために平成21年度、平成22年度に河川監視カメラを11カ所、雨量計10カ所、水位計2カ所を設置しました。その後、収集した情報を分析するため、洪水予測システムなどを使い、早目の避難等の判断ができるような体制ができました。また、携帯電話会社3社の緊急速報メールサービスが受けれるようになりました。

本年度の取り組みとしまして、全国瞬時警報システムJ-ALERTの告知端末への自動起動装置が整備できました。また、地域防災計画の見直しと河川監視カメラを7カ所新たに設置いたします。しかし、議員御指摘のように、最近の災害は予測を超える経験したことのない被害がいつ、どこで起こるかわかりませんし、自然現象そのものを抑える方法もありませんが、情報を収集することで予知や周知をいかにすることができるかだと思われます。台風などの進路が想定できる場合は、より多くの情報を収集し、事前に注意喚起を行うことで早目の対応、早目の避難ができると考えています。一方で、住民の方々に日ごろから災害への備えをしていただくためにも地域の自主防災組織の役割が大きいと考えています。市としましては、地域に出かけて、自助、共助の取り組みとして各地域で自主防災会を組織していただき、平常時から防災訓練等を通じて防災、減災の意識の高揚を図ってまいりたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

消防長。

**消防長（森 正彦君）**〔登壇〕

4つ目の消防業務と安全・安心の市民生活推進についてでございますが、則本議員が取り上げられておられます医療機関の火災に関連する予防対策につきまして、美作市には福岡市での火災と同様な有床医療施設が5施設、また高齢者などを収容している終身福祉施設が16施設ございまして、10月11日の福岡市での火災を受けて、防火対策のさらなる徹底をしていただくよう、有床医療施設に注意喚起文を即日発送するとともに、順次査察を実施し、消防設備や防火戸の管理状況、また防火管理体制の確認をいたしました。

美作市の有床医療施設においては、ハード面の消防設備の設置と点検、維持管理及びソフト面の防火管理、消防訓練も良好に実施されておりました。しかし、特に今回の火災のように、小規模施設においては、夜間の管理体制が手薄になりがちですので、今後、消防訓練において、特に夜間を想定した訓練に力を入れ、早い通報や初期消火、避難誘導の仕方をその施設ごとに適した対応でできるよう工夫を加えながら指導していこうと考えております。

また、高齢者などを収容している老人ホームやグループホームなどの終身福祉施設においても、毎年1回は査察を実施し、消防訓練も実施してもらっております。全ての施設でスプリンクラーを初めとする消防設備も適正に設置されており、維持管理や消防訓練も行われておりますが、美作市においても前例があるように、小さな火災であっても、場合によっては死者を伴うこととなってしまいますので、終身施設での火災予防はお世話をさせていただいている方たちが常に注意をすることが重要であり、施設の防火管理者への指導をさらに徹底してまいります。

新消防庁舎には幾つかの訓練施設を設けましたので、今後防火管理者研修として、煙体験や消火器、屋内消火栓を使った消火訓練などを計画して、施設での安全管理の徹底を図ってまいりたいと考えているところ

でございます。

また、今年度の消防活動状況につきましては、昨年度同期の火災件数に比較しまして、11月末現在で9件から20件へと倍増しており、その増加のほとんどが休耕田での草焼きなどから燃え広がり、休耕田やその周辺への延焼火災となっております。また、建物火災も件数的には少し増加をしておりますが、全焼火災は昨年と同じく3件でございました。なお、この3件とも昼間の留守中の火災でございまして、ちょっとした気の緩みが火災につながっているものと考えられます。現在も継続しております各地区の民生委員さんの御協力を得ながらの高齢者のひとり住まいのお宅を回り、防火診断と住宅用火災警報器の設置を推進しているところでございますが、一人一人が小さな火の用心を心がけるよう呼びかけ、火災ゼロを目指してさらに火災予防の推進をしまいる所存でございます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

則本議員、2回目になります。

#### 6番（則本 陽介君）

ただいま危機管理監、消防長から誠意ある答弁をいただきました。最初の災害対策の取り組みと推進であります。美作市における近年の災害としては平成21年7月の竜巻災害、さらに8月の台風9号の影響による集中豪雨災害が発生したこと、特に集中豪雨災害の検証において十分な情報収集と情報配信が行えなかったという点で課題を残したということで、平成21年度、22年度で情報収集体制強化のために河川監視カメラ、雨量計、水位計などの設置を行ったとのことであります。

また、消防業務の状況について、消防長より詳細な答弁をいただきました。私は今回、大変気がかりだったことは、10月11日に福岡市で発生した医療機関の火災を認識したとき、当市ではどうなのだろうかという思いでありました。答弁を聞きまして、幸いにも市内の医療機関では特に問題がなく、消防設備が維持管理されていたとのことであり、ひとまずは安心をしたところでございます。

当市の消防庁舎が新築され、11月から運用されておりますが、市民の皆さんから新庁舎見学の要望があり、防火教育、防火知識の向上へよい機会だと捉え、その対応に追われていると聞き及んでおります。今後日増しに寒さの強まる時期を迎えて、暖房器具を使用する機会が多くなることが考えられます。私自身、自宅において石油ストーブ、電気毛布、ホットカーペットなどを使用しておりますが、日常生活ではこのほかにテレビ、冷蔵庫、ガスコンロ、その他いろいろな電気器具を使用しております。これらのものが全て火災の原因となる火のもとであることを考えたとき、改めて火の用心に努める重要性を再確認したところであります。消防署の皆さんは、安全・安心のまちづくりのため火災ゼロを目指し、さらなる火災予防の推進をお願いしたいと考えております。

2回目の質問としまして、1、全国瞬時警報システムJ-ALERTについて、これまでの全国的な訓練ではふぐあいの発生で作動しなかった件数が幾つかあったと認識しておりますが、当市での状況ははいかがでしょうか。

2番目に、地域防災計画についてどういう事柄を見直しされたのですか、ことし指摘された件はどうされたのですか、お尋ねします。

河川監視カメラの新たに設置した7カ所について、カメラの精度は以前のものと同じなのか、場所の詳細はどこか、カメラの電源や通信機能の維持管理はどういう状況で行われているか、お尋ねします。

4番目に、自主防災組織の育成について、費用対効果の観点から、年間予算とその効果はどのようになっているのか、お尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

**議長（内海 健次君）**

危機管理監。

**危機管理監（鍛先 耕二君）〔登壇〕**

則本議員の2回目の質問、全国瞬時警報システムJ-A L E R Tにつきましては、美作市は6月に告知端末への自動起動装置が整備できました。整備後、訓練を6月27日、28日、9月11日と11月29日の4回実施しています。11月29日には、市内の小・中学校も訓練に参加をしていただきました。全国的な訓練では、ふぐあいが発生した自治体もあったようですが、美作市ではいずれの訓練も異常なく実施することができましたが、今後もいざというときの備えとして、機器やシステムの点検に努めてまいります。

次に、地域防災計画の見直しにつきましては、平成24年度、平成25年度で国の災害対策基本法の一部が改正されました。内容は、東日本大震災の主な教訓をもとに、大規模広域な災害に対する即応力の強化など、住民などの円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取り組みの強化などです。国の見直しを受けて、平成25年度に岡山県地域防災計画の見直しが行われました。

美作市は、国、県の計画の見直しを受けて本年度で美作市地域防災計画の見直しを行います。策定方針は、現行の市地域防災計画と最新の岡山県地域防災計画との整合性を図り、東日本大震災等の過去の災害を教訓としながら、必要に応じて地域特性を踏まえた内容を盛り込む方針です。また、災害時要援護者の福祉避難所として市内の福祉施設の協力を得て協定を結ぶことができましたし、岡山県下消防相互応援協定や岡山県下15市災害時相互応援に関する協定も結んでいます。

以前から御指摘がありました要援護者災害時のトイレ問題は、県の計画の見直しも参考に検討をしております。

次に、河川監視カメラの新設につきましては、カメラの精度は従来のものと同等です。設置場所の7カ所は、梶並地区の東谷川と梶並川の合流点、東吉田地区、古町地区、川上ダム、豆田地区の吉野川と河内川の合流点、江見地区の山家川の稔橋付近、林野地区の吉野川の泰平橋付近です。カメラの画像や雨量情報は市の光ファイバーを利用してシステムに取り込み、処理して、テレビやインターネットに接続します。

次に、自主防災組織に関する予算につきましては、本年度の自主防災会施設等補助金として予算額180万円を計上しています。補助金交付要綱により、1団体につき事業費20万円を限度に4分の3の補助が適用できます。平成21年度決算では、165万円の支出で16団体へ発動機、ヘルメット、備蓄倉庫等を整備していただきました。災害による被害の防止や軽減を図ることを目的に設置された自主防災組織が災害防止のため、施設等の整備を行っていただくことで、地域の安全・安心につながることを大切であると考えております。

以上、よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

則本議員、3回目になります。

**6番（則本 陽介君）**

3回目の質問はありません。ただいま危機管理監より細やかな答弁をいただきました。

私が今回この質問を取り上げたのは、フィリピンの台風被害が余りにも強烈かつ悲惨な状況の報道に大変衝撃を受けたことであります。さらに、最近になって新たに明らかになったことがあります。それは高潮に対する理解が不足していたことであります。フィリピンの気象予報当局は、最大で7メートルを超える巨大な波、高潮をもたらす可能性があるとして繰り返し警告していた、しかし多くの人は高潮とは何のことかよく理解していなかったため対応ができなかった。もし津波と表現しておれば、多くの人は恐れて逃げたという指摘があることであります。こうした判断の誤りも台風被害を大きくした一因と見られております。高潮と津

波の違いは台風の最中に気圧の変化や強風によって発生する巨大な波をあらわし、津波は地震によって発生するとのことであります。このように具体的に十分な情報収集と情報配信に基づく情報の共有こそが防災、減災に最も重要な対策ではないかと考えます。

また、伊豆大島町の土石流災害では、人口約8,000人の島で起きた自然災害に行政の対応や防災のあり方について物議を醸し出しているようであります。まず、24時間に824ミリの豪雨が降ったことが最大の原因であることは忘れてはいけない事項だと感じております。大雨が頻発する原因には地球温暖化があり、フィリピンで未曾有の災害をもたらした台風30号も温暖化による海水温の高さから風速90メートルという破壊的な勢力に成長したことがあると言われております。地球温暖化については、多くの議論を要するため、ここでは割愛しますが、多くの人に知っていただきたいことは、経験にない、想定外と呼ばれる災害がふえている現実であります。伊豆大島町の現実、どこでも起こり得るということ、自分の愛する人や土地、自分自身が被災する可能性を考え、他人任せだけではいけない、自分自身の防災を考えることが大事だと改めて痛感する次第であります。日本に古くから伝えられている箴言に、備えあれば憂いなし、転ばぬ先のつえといった戒めの言葉がありますように、今後におきましても災害対策という市民の安全・安心を担う行政の役割を万全の態勢で整備されますようお願いしまして、この質問を終わります。

続きまして、2項目目に入らせていただきます。

地域活性化対策の取り組みについてであります。

21年間もの長い間、中山間地の人口の少ない僻地においてお世話になった三木先生から社会医療法人清風会の森崇文理事長に引き受けていただき、梶並診療所は切れ間なく医療業務が行われていることは、地域の人にとって何よりのことであると感じております。私は去る9月定例会において、梶並診療所の現状と今後の計画について質問いたしました。市長の答弁は、概略、市の国保診療所として診療の継続を図りたいと考えているとのことであります。このことについて、直近の状況と今後の見通しについてお尋ねします。

2番目に、通院に必要な交通の確保についてであります。梶並の地域では、本年度から予約タクシーはなこさんが運用されております。今ではある程度なじみもできていることと思いますが、電話予約を忘れたり、電話番号がわからなかったり、高齢化とともに元気な人には理解されにくい状況もあるように聞き及んでおります。診察や投薬の機会が伸びたとすれば、それはすなわち健康の管理という次の新たなことも視野に入れることが大事であると思います。行政改革の取り組みの中で現行のスタイルが構築されたものとは思いますが、週2回の診療所の診察の日に通院しやすい交通の確保はいかがなものでしょうか、お尋ねしたいと思います。

3番目に、地域の活性化に向けた今年度の定住促進状況と今後の計画について、町の元気には人の定住、人口の増加が欠かせません。住みたい、住んでよかったと思える魅力あるまちづくりに向けて市外からの転入や町なかの農山村地域の定住についていかがだったのでしょうか、お尋ねします。よろしくお尋ねいたします。

#### 議長（内海 健次君）

市長職務代理者副市長。

#### 市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

先ほどの励ましのお言葉、まことにありがとうございます。

則本議員の地域の活性化対策の取り組みについてお答えをさせていただきます。

梶並診療所につきましては、三木氏の転出に伴い、同医師から土地建物を借り受け、社会医療法人清風会が7月から毎週水曜日と金曜日に診療に当たっています。診療所の維持管理費等から診療継続が困難な状況

の中で、地元住民の無医地区にはできないとの熱い要望を受けて、9月議会で公有財産の購入予算を議決していただきました。10月末に三木医師から梶並診療所の土地建物を買い受け、美作市から社会医療法人清風会に無償で貸し出して診療を継続していただいております。

今議会に梶並診療所を追加する美作市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を提案しております。議決後、指定管理者を決定した後、再度議案を提案いたします。その後、県の開発許可申請をして、開発許可を受け、厚生局への登録の必要があるため、美作市立梶並診療所の看板を掲げるのは最速で来年春と考えております。

次に、通院に必要な交通確保についての対応についてでございますが、則本議員も御存じのとおり、今年度梶並地区で民間事業者による予約型のデマンドタクシーの運行が開始されました。このデマンドタクシーは事前予約により乗車される方の自宅近くまで迎えに行き、帰りも買い物などの荷物を持っていても自宅近くまで送り届けるといったサービスができることが特徴となっております。この運行に際し、地元で要望の多かった梶並診療所の診察日に合わせた運行も行っておりますが、当初は電話による予約の煩わしさや事業者の予約受け付けの不手際、地区ごとの曜日運行により時間待ちなど、不便なこともあり、運行から半年が経過したことから、地元からの意見を取りまとめ、地元代表者などと調整を行い、業者とともに周知の方法や利用状況、改善策などの協議を行いました。運行の変更につきましては、美作市公共交通会議に報告し、12月1日から、特に梶並診療所への診療の利便性を上げるため、地域の優先順位はありますが、梶並地域の全体を曜日ごとの運行体系に変更いたしました。周知につきましては、チラシの配布や区長さんを初め利用者の皆様にデマンドタクシーに乗車されたときに、運転手によりチラシの配布や説明などを行うことで周知してまいりたいと思います。

次に、今年度の定住促進の見通しと今後の計画についてでございますが、今年度から美作市へ転入者、転出者の方へ任意のアンケートを実施しております。アンケートの回答をいただいた転入者の住所地の上位は岡山県内の市町村が40%、近畿圏が30%となっております。転入先として美作市を選んで転入された方が50%となっております。さらに、転入の主な理由は、仕事関係35%、家庭の事情33%、田舎暮らしを希望して15%となっております。美作市内に移住していただく取り組みとして、移住定住補助金を昨年度から実施し、昨年度は市外からの転入は11世帯24人、市内新築は27世帯92人で行いました。本年度につきましては、現在までに移住による新築住宅取得及び中古住宅取得者18世帯32名の方々が移住されています。市内の住宅新築助成では、20世帯66名が市内に定住されました。

また、新規就農者の定住促進についてでございますが、平成24年度3世帯10名、本年度は9月までに3世帯9名の方が定住されました。さらに、新規就農者以外にも民間会社から移住に関する相談も2件あり、1世帯2名の方が美作市に移住されました。これらも合わせると、7世帯21名の方が新たに定住されたこととなります。ほかにも果樹栽培で移住を考えておられる方など、現在も移住に向けた相談や現地案内等を行っています。

特に都会の若者は田舎暮らしに憧れ、定住地を全国各地で探しているのが現状です。美作市といたしましては、空き家バンクや空き家情報を収集しておりますが、若者は購入より賃貸を希望することが多く、市内において空き家は多く存在しますが、賃貸が難しいのが現状でございます。そのため、「おかやま元気！集落」など等の協力を得て、若者の定住を促進してまいります。

いずれにしても、定住促進に向けた取り組みは現在の補助制度や相談、分譲地などの住宅政策を積極的に推進するとともに、就職情報の提供なども行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

失礼いたしました。先ほど県の「開発申請」というの、「開設申請」の誤りでございますので、御訂正のほうをお願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

許可いたします。

則本議員。

**6番（則本 陽介君）**

ただいま市長職務代理者より丁寧な答弁をいただきましたので、2回目の質問は特にありません。

総括をさせていただきます。

梶並診療所の運営につきましては、最速で来年の春には美作市立梶並診療所の看板が上げられる予定との答弁でありました。ただ、市民目線では、随分と時間がかかるんだなという思いの人が多くのように私は感じております。今後の事業推進を遅滞なくスムーズに取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

通院に必要な交通の確保につきましては、デマンドタクシーの運行から半年が経過した時点で、地元代表者などと検討を加え、事業者との協議も行い、改善を行い、運用を始めたところであり、また利用者への周知も漏れがないように取り組んでいるとのこととあります。この事業は4月からいきなり今までとは違う新しい方式の事業を始めたところとありますので、最初からスムーズな事業の展開は望めないこともあることが考えられます。しかし、それで甘んじることがないように、担当部課において効果の精査を行いながら、市民の期待に少しでも多く応えられる行政の推進をお願いしたいと願うものであります。

次に、定住促進の状況であります。昨年度の市外からの転入者は11世帯24人、市内新築は27世帯92人、本年度は現在までに住宅取得者は18世帯32人が移住しており、また市内の住宅新築助成は20世帯66人の定住があったとのこととあります。さらに、新規就農者の定住促進は24年度の3世帯10人、本年度は9月までで3世帯9人が定住したとのこととあります。ほかにも移住に向けた相談や現地案内も進行中とのこととあり、今後においても期待ができる状況かと感じております。

少子・高齢化など近年に見られる人口の減少は避けて通れない状況の中ではありますが、他の市町村にまさるとも劣らない施策の実現に向けて、今後さらに進展する高齢化と人口減少への改善策の取り組みと定住促進策の積極的な推進をお願いし、12月定例会の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上で通告順番2番、議席番号6番則本陽介議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告順番3番、議席番号16番日笠一成議員の質問を許可いたします。

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）〔質問席〕**

それでは、議長の許可がありましたので、16番日笠が質問させていただきます。

まず項目1、支援団体の活動状況についてございまして、質問の要旨は東栗倉工房株式会社の経営形態、経営状況についてお尋ねします。当社が破綻状態に陥った民間企業であれば清算等もやむなしと判断されると思います。しかし当施設の設立時の旧栗倉村の構想としての地域住民の雇用の確保、農業振興、地域の活性化の起爆剤になるとの思いを勘案して経営をしておりますが、現状をお知らせください。例えば組織機構の概要、そして経営状況としては事業の継続見込みなどをお知らせください。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

日笠議員の御質問の東栗倉工房株式会社の事業を引き継いでいる新会社についての組織内容、経営状況、そして今後の事業計画についての御答弁をさせていただきます。

新会社の名称は、第三セクターと同様の東栗倉工房株式会社とされておりますが、住所は美作市後山1430-1と同一敷地内にある他の地番にして、8月末に設立されています。代表取締役は、後山の春名明氏で、他に取締役が2名と監事が1名いらっしゃいます。また、工場の従業員は旧工房が操業を中止したときの皆さんがそのまま雇用されておりますが、事務所の事務員については新しい方を雇用されております。そして、販売先でございますが、従来より一番の取引先でありましたいかりスーパーを初め郵政局物販サービスなどの大口取引先は引き続き取引を行っておられますが、他の小口の取引先については今後の経営状況を見ながら検討されているとお聞きしております。また、農産物についても引き続き買い取りをされて運営をされているというふうにお聞きしております。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

初めに申し上げましたが、当施設の設置目的であります地域の活性化に役立つように運営していただきたい。そして、経営赤字対策のために再度の公費投入をしなければいけない事態とならないような健全経営に努めていただきたい。独立採算ができ、健全経営を持続させる見通し、御決意をお聞かせください。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

新しく運営されている東栗倉工房についての日笠議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

新会社の取締役の皆さんにつきましては、全てが地元の方で、東栗倉工房が設立された当時のこともよく御存じであり、また設立に当たっての目的も十分に理解されていますので、今後も地元の活性化を念頭に置いた運営をしていただけるものと信じております。

また、赤字対策についての御質問ですが、新しい東栗倉工房は第三セクターではなく、純粋な株式会社であることから、公的な資金を投入することは考えておりません。なお、現在の土地建物の所有は今現在の東栗倉工房の株式会社が清算できてませんので、そちらの所有となっており、清算が済み次第、美作市のほうへ土地建物については移譲されるものと思っております。その後、市と賃貸契約を結びまして、一定の金額により賃貸をする予定でございまして、建物等についての補修については一定の部分について市の責任があるろう、備品についても市の責任があるろうと、そのことについての資金の投入はあり得るだろうというふうに

思いますけれども、賃貸でお貸しする予定でございますので、賃貸料等々について、市の持ち物になった時点で検討をさせていただこうというふうに思っております。これまで負担となっていた運送費や東栗倉工房の経営悪化となっていました運送費や農業部門の見直しを行うことで、現在では経営改善を図り、健全な会社運営を行っていただくよう、市としてもお願いをしているところでありますし、地域の活性化のために長く運営をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員、3回目でございます。

**16番（日笠 一成君）**

総括とさせていただきます。

東栗倉地域の皆さんを初め多くの市民が再出発をしてよかったと評価していただけるような事業展開を期待して、この項の質問は終わります。

**議長（内海 健次君）**

2項目めに移ってください。

**16番（日笠 一成君）**

2項目めは、交通体系の整備について。質問の要旨は、自前の交通手段がない人たちへの対策についてでございます。

現在、外出時の移動手段に困難している人への対策として、共同バス、デマンドバスの運行を行っておりますが、そうした事業の恩恵システムに乗れない人への対応が必要と思います。デマンドバスは民間の営業路線では乗降、走行ができないなど、制約があります。そのため移動手段困難者は乗り継ぎの負担が大きい。運行エリアでの運転要因、運行計画、立案要因等の確保に困難な極小集落、地域力の弱い集落ほど交通困難者の比率は高いと思われま。

そこで、お尋ねします。

現在外出時の困難者はどのくらいおられるか把握されておられますか。加えて、把握されておられれば、その数とその対策についてをお知らせください。

**議長（内海 健次君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**〔登壇〕

日笠議員御質問の交通体系の整備について、自前の交通手段がない人たちへの対策についてでございますが、まず外出時の困難者の把握でございますが、現在のところ把握できていないのが現状でございますが、市内には公共交通が近くを通っていない地区が7地区ありまして、人口にして398人、そのうち65歳以上の高齢者は178人おられます。そして、美作市内の免許取得率からすれば、約80人程度の方が運転免許を取得されていないと推測されますけれども、家族の誰かが運転免許を持っておられる世帯もあると思われまので、外出時の困難者はもっと少ない人数であると思われま。

市が運行しているバスなどは、民間事業者と極力競合しない路線を運行し、経営を圧迫しないよう行っております。確かに日笠議員が言われます、現在運行しているバスなどを御利用されている方で歩行に支障がある方などは、離れた停留所まで出ることができない場合があることは認識しております。この対策といたしましては、デマンド化が有効であることは土居デマンドや勝田地域のデマンドで実施をされておりますが、対象地域から中心部までの運行をすれば、民間事業者が運行している路線と重複することもありま

て、経営を圧迫するといった状態になります。全ての地域で中心部までデマンドでの運行ができない状況があることも御理解願いたいと思います。

かつての公共交通を御利用いただいた方々は、運転免許を所有していない高齢者の方が多く、公共交通機関を御利用いただいております。美作市では、高齢者の免許保有者数は平成24年12月で5,770人となっております。全体の保有者の27.7%となっております。約11年前の平成13年1月での人数といたしましては4,822人で21.8%から現在まで約6%の増加、人口につきましては美作市の人口は約5,000人減少したにもかかわらず、高齢者の運転者数は約1,000人増加しております。高齢者の約54%の方が免許を取得しておられる状況になっております。このことは美作市では高齢になっても自由に移動できる自動車などを運転を続ける状況にあります。

美作市では、公共交通の維持のため、民間業者の撤退や減便などが行われた地域におきましても交通弱者対策といたしまして有償市営バスや予約型のデマンドバス、デマンドタクシー、民間事業者への補助などを行っております。また、介助を要する歩行困難な方につきましては、福祉タクシーなどの交通機関を御利用いただいております。これらの公共交通を維持するためには、市民の皆さんが一人でも多く公共交通を利用していただき、公共交通を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

2回目です。

民間事業者の経営を圧迫しないことは必要と思いますが、公共交通を利用できない交通弱者は今後ますます増加すると思いますので、住みやすい町にするためにも交通体系の整備が急がれるので、直ちに組み込んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

**議長（内海 健次君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**〔登壇〕

日笠議員、2回目の御質問の公共交通が利用できない交通弱者への今後の交通体系の整備の取り組みについてでございますが、市内全域を市営バス等で循環することは地形的なものを含め、難しい状況ではございますが、年々高齢化と過疎が進展している状況から、美作市といたしましては公共交通が近くを通っていない地域の対策といたしまして、予約型のデマンドタクシーの運行や民間事業者のタクシーの利用に対するタクシー利用券などの発行について、地域の状況を把握しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員、3回目になります。

**16番（日笠 一成君）**

総括とさせていただきます。

交通弱者対策は緊急度は高いとの御認識をいただいております、心強く感じます。新年度、平成26年度で早速にも取り組んでいただけるものと期待をして質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上で通告順番3番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番4番、議席番号5番山本雅彦議員の質問を許可いたします。

山本議員。

**5番（山本 雅彦君）〔質問席〕**

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、私の平成25年度の12月議会の一般質問をさせていただきます。

俳句にもありますが、「いそがしく時計の動く師走かな」という正岡子規の俳句にもございますが、年の瀬が近づき慌ただしいころとなってまいりました。本年の美作市もまた幾つかの問題が起きておりますけれども、明年へ向けてこの取り組みも一層心していかなければならないと私自身も思うところでございます。また、病気療養中の道上市長におかれましては、一日も早い復帰をお祈り申し上げるものでございます。

さて、この12月議会では、私は3項目の質問をいたしております。日ごろから気になっていることを幾つか質問をさせていただきます。余り多くは申し上げませんが、明瞭な答弁をお願いをするところでございます。

まず第1項目めは、本年、平成25年度の集団検診の状況はどうであったかということが1点目であります。2点目は、市役所また市の関係する出先機関での窓口の対応についてということで2項目めを上げております。3項目めは、障がい者雇用の状況についてお尋ねをいたします。

まず、1項目めの集団検診についてであります。受診率の推移、そして年代別の受診状況、受診結果のまとめはどのようになっているのか、そして今後の課題は何かをお尋ねをいたします。

この1点目の集団検診の受診率でございますが、近年どのように推移をしてきたかということをお聞きいたします。この受診率は非常に重要であると思うわけであります。市としても毎年5,000万円以上の予算を計上しておりますし、できるだけ一人でも多くの方がこの受診をしていただくことが望ましいことではないかと思うわけであります。この受診により病気の早期発見ができれば、いち早く治療ができますし、医療費の抑制にもつながり、保険給付費の抑制にもなります。どのように推移をしておりますでしょうか。

次に2点目は、年代別の受診状況はどのようになっているかということであり。特に受診率が低い世代が問題であると思っておりますし、病気の早期発見が大切であります。どのようになっておりますか、お尋ねをいたします。

3点目は、これらの受診結果についてどのようにまとめておられるのか、あるいはどのように分析をしておられるのか、そのあたりをお尋ねをしてみたいと思います。

4点目は、担当部として、もちろん市としてではありますけれども、今後の課題はどういったところにあるのか、美作市の取り組みで足りないものがあるのかどうか、そのあたりをどのようにお考えになっているかをお尋ねをしておきます。

まずは1回目の質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕**

それでは、山本雅彦議員の平成25年度集団検診の状況はということの御質問に対してお答えいたします。

まず、受診率の推移についてでございますが、美作市の集団検診の主なものとして、各種がん検診と特定健診があります。このうちがん検診の受診率は、平成21年度39.4%、平成22年度39.8%。平成23年度39.0%、平成24年度46.1%、平成25年度43.6%と推移しております。平成24年度に受診率は上昇いたしました。残念ながら25年度は24年度に比べて減少しております。

一方、集団検診における特定健診の受診率は、平成21年度31.6%、平成22年度29.9%、平成23年度27.5%、平成24年度27.7%、平成25年度27.0%と推移し、年々減少しております。しかし、特定健診は医療機関での受診もできますので、集団検診で未受診だった方に受診勧奨をした結果、全体の受診率は上がっております。国の基準で発表された受診率は平成24年度が最新のものとございますが、美作市は44.3%です。これは岡山県内27市町村中、第5位で、15の市の中ではトップとなっております。

平成25年度集団検診での年代別受診状況ですが、がん検診及び特定健診はともに70代が最も受診率が高く、一番高いのは胸部レントゲンで78.9%、低いのは特定健診のほうで40.9%です。いずれの検診も年齢が下がるごとに受診率は低下しており、各年度とも同様の傾向となっております。

次に、検診結果のまとめといたしましては、集団検診での受診者数は年々減少傾向となってきており、40代、50代の若い方の受診者が少ないと言えます。平成25年度にがん検診の精密検査を受けた方のうち、結果がわかっている方で、がんの発見は7名おられました。そこで、がん検診では若い方の受診者数をふやすため、がん検診の無料クーポン券の配布や3年間検診を受けられてない方への受診勧奨を引き続き行う予定です。

また、集団検診で特定健診を受けられなかった方、約4,000名の方に看護師5名による訪問を行い、受診勧奨をしております。昨年は延べ3,766軒訪問いたしました。受診勧奨とともに未受診理由を聞いております。未受診の理由のわかった方の約半数でございますが、53%の方が治療中のため受けなかったということでした。

今後の課題といたしましては、若い方の受診を進めていくとともに、要精密検査となった方は確実に医療機関を受診していただくことや、特定健診では治療中の方の検査データを提供していただくことでも受診率の上昇につながりますので、治療中の方などにデータの提供をお願いしながら、受診勧奨を積極的にやっていきたいと思っております。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

山本議員。

#### 5番（山本 雅彦君）

部長より1回目の答弁をいただきました。努力をしていらっしゃるんだなというふうにも感じましたけれども、この受診率の推移については、先ほどございましたように、がん検診では上昇傾向であるが、伸び悩みのようであると。また、特定健診については、わずかずつではあるが、減少傾向であるとのことであります。医療機関での受診も加えると、県内の15市の中ではトップであるということでもありますけれども、しかし美作市の受診率そのものは44.3%ということで、これは決して高いというふうには思っていない。今後さらに受診率を上げていくことが必要だと考えますが、このあたりどうお考えでしょうか。

そして、年代別の受診状況や結果のまとめとしては、やはり働き世代の方々に未受診者が多いとの結果であります。この年代の方々がどうすれば受診されるのか考えていく必要があるというふうにするわけでありまして。しかし、特定健診を受けられなかった約4,000名の方々に看護師5名が延べ3,766軒の訪問をされたということは、これは私は大いに評価できるというふうには思っております。今後ともこの看護師の方々にもよろしくお願ひしたいというふうには思います。ただ、この中で実人数はどれぐらいだったのかなというふうには思いますので、このあたりもわかれば御回答いただきたいかなと思います。

また、その中でもありましたように、病気療養中であれば、それはそこでも異常があればわかりますので、そのあたりは理解できるなというふうには思います。ともあれ、こういった訪問をしてしっかりこの受診勧奨をするとか、こういったことは本当に必要だろうなというふうには思いますので、今後ともよろしくお願

いしたいと思えます。

そして、今後の課題として答弁にありましたように、若い方々の受診勧奨やデータの提出を求めていくことでございましたけれども、対象者の方々に、私は思うんですけど、電話や訪問等でさらに勧めていく、事前に連絡もしながら、その方の実績っていうのがわかるはずですから、過去の実績も見ながら事前に電話とか訪問で受診を勧めていくという、そういう考え方あるいは勧めていくことも必要じゃないかというふうに思うわけでありまして、何かよいお考えがございましたら、このあたりもお聞きして、2回目の質問としたいと思えます。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**〔登壇〕

山本議員、2回目の御質問ですが、まず御指摘のとおり、44.3をもっと上げるということで、今後さらに受診率を上げていく必要はあると思えます。今後の対策といたしましては、未受診者の方への受診勧奨、それから未受診者の方の医療機関の受診を勧めていくということと、治療中の方の検査データを御本人に納得していただいて提供していただくということで、一件でも多くの受診データをいただいて受診率を上げていくという考えを持っております。

それから、2つ目のところで、約4,000名の方に3,766軒の訪問ということで、実人数はというところがあったと思えますが、これは実の訪問数というのが3,456人でございます。何回か訪問させていただいた方は1回でそのままあるんですが、何回か訪問させていただいた方の中でやはりデータを提供してあげようというような方が出てこられるので、1人のところに2回、3回と訪問して、そういうお話の中でデータを提供していただける方があるということなんで、そういうことも必要だと思っております。

それから最後に、今後の課題ということなんですけど、議員がおっしゃられたとおり、我々のほうもデータで把握しとる状況も含めまして、若い方に受診を勧めていくというのが当然必要で、ここの受診率を上げるというのが全体の受診率を上げていくことになるので、そこを考えていけないといけないのを十分思っておるんですが、特別にこれがよい方法というのはなかなかなくて、一件一件、一つ一つ地道にやるのがもう一番かなということでありまして。中には余り個人の健康のことについて何回もお尋ねすると、それは私個人のことなのでというようなことで、時々嫌がられる方も中にはおられるんですけど、そういうことで多少怒られながらも、皆さんの健康のためよということで、我々みんなが健康になって、美作市民が健康になる方向に一步でも近づけたらということで努力していきたいと思えます。よろしくお願ひします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員、3回目になります。

**5番（山本 雅彦君）**

さらに詳しく説明をいただきました。

4,000人の方々に看護師の方5名が訪問された実際の件数といいますか、人数ですね、これが3,456人ということで、率にすると約86%かなと思えます。この数字そのものも私は先ほど申し上げましたが、よく健闘されているというふうに思っております。ただ、引き続き100%を目指して地道な努力を今後ともお願ひしたいということを希望しておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、この検診は市民の皆様方の健康が、このことが一番大事なわけですから、このことについてしっかりと皆さんも考えていただきながら、市のほうでも受診を勧奨していくと、そのことに

よって一人でも多くの方がいろんな病気が早期発見できる、そのことによって早期治療が行われ、医療費等の抑制にもつながっていくという相乗効果があるわけでございますので、今後ともこの検診については積極的な取り組みをお願いをいたしまして、この1項目めの質問を終わります。

議長（内海 健次君）

2項目めに移ってください。

5番（山本 雅彦君）

続いて、2項目めの質問に入らせていただきます。

2項目めの質問でございますが、これは来館者、つまり来庁者の方々への対応についてお尋ねをしております。そして、その対応についてよく市民の方からいろんなことをお聞きいたしますので、改めてちょっとお聞きしておきたいなというふうに思いましたので、ここに上げさせていただきました。

この来庁者、来館者の方々への対応について、本庁、そして各支所、各出先機関での来場者の方々への対応について、市としてどのように職員の皆さんに指導しているかということをお尋ねしておきたいと思えます。

これは当然努力をされていらっしゃるというふうに思いますが、なかなか徹底できていないというふうに感じております。といいますのも、先ほど申し上げましたように、まだまだ時々市民の方々より苦情を耳にいたします。あそこへ行ったら、こがんこと言われたとか、そういうことを聞くわけですが。もちろん職員の方々も、これ悪気はないだろうというふうに思っております。しかし、その接客あるいは接遇に心を配る余裕がないのかなあと、ひいき目に見てそう思えるのかなというふうに思うこともあるんですけども、そういう余裕があるかないかということも、忙しい中ではありますけれども、しかしながら来られた方は初めて来るわけでございますので、そういうことを考えずに来るわけでありますので、どなたがお越しになっても初対面の方と対応するという、そういう新鮮な感覚も必要ではないかなというふうに思うんです。

本庁の1階では市民部や税務部などの一番来庁者が多い部署は、これはおのずと対応になれて上手になってくるんです。しかし、それ以外の部署においてはどうかかなというふうに思うんです。特に2階、3階になると用事のある人しか来ないわけですが、そのことについての。ですから、そういったところにおいてはなかなか接客というか、接遇というのは難しいのかなというふうに感じているんです。

そこで、このことについてどういった研修や指導をされているのか、まずはお尋ねをしてみたいと思えます。

そしてその次に、市の中で、つまり市の庁舎の中でその接客に対する応接、いわゆる接遇です、このコンテストのようなものはやってみたらおもしろいかなというふうに思いましたので、このことを一つ提案してみたいと思えます。これは各部や各課、また出先機関から選抜していただいて、あるいは自主的に応募していただいて、市の中で接客、接遇のコンテストを年に一、二回やってみてはどうかかなというふうに思うんです。これはその道のプロフェッショナルの方に指導、審査をお願いして、職員の皆さんとともに取り組んでいけないかなというふうに思うんです。これも行政サービスの一環から、その質を高めるという意味において取り組んでいけないかなというふうに思うんですが、忙しくてそれどころじゃないというふうにおっしゃるかもわかりませんが、なかなかこれはしようと思ってもできない。ですから、そういった機会を1回でも2回でも設けることによって意識も変わってまいりますし、サービス業という観点から見るとやはりそういったことも当然あっていいだろうというふうに思うわけでございますので、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

まずは1回目でございます。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

山本雅彦議員の市役所、支所等への来庁者の対応についてはどうかという御質問でございますけれども、美作市役所、支所等への来所者の対応についての接遇サービスの向上は、市民満足度を高めるための第一歩と考えており、接遇サービスの向上のため、市町村研修センターでの新規採用職員研修の機会や独自研修として定期的に嘱託職員等を含めた全職員を対象に接遇研修を実施し、職員の育成を行うとともに、服務規律の徹底に関する通達や所属長への率先的な取り組み指導の徹底により、職員の意識改革や市役所全体の接遇サービスの向上に努めております。

しかしながら、一方では依然として市民の方から、窓口対応や電話対応における不満やクレームが寄せられることも事実であります。来庁者の方々への挨拶、言葉遣い、態度、身だしなみ、説明、処理時間など、窓口サービスに関する満足度を調査した結果はありませんが、まず全職場、全職員が市役所はサービス業であることを強く認識し、当たり前前の接遇に加え、魅力ある接遇をつけ加えるなど、市民満足度を意識し、高める努力は不可欠であると考えております。

議員御提案のコンテストの実施などは接遇サービスの向上に有効な手段と考えますが、接遇サービスの向上の取り組みは単なるテクニックの取得ではないとも考えます。例えば、各職場において接遇管理者を指名し、接遇管理者を通じ、市民との接点で必要な細かい配慮、指導を徹底することなども含め、接遇サービスの向上に有効な方法について考えていきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員。

**5番（山本 雅彦君）**

副市長のほうから、そのお立場の中での答弁をいただいたというふうに思っております。

1番目の来館者の方々への対応についてということでございますけれども、先ほども答弁ございましたけれども、この中でありましたが、この定期的な研修というのはどの程度の間隔で、あるいはどの範囲で、どういった職員を対象に行っているのかお聞きします。

また、所属長、所属長という担当部の部長とか課長になるんですか、この所属長は毎日の程度それを意識されながら職員と接しているのか、その所属長の方自身が自分をチェックしなければいけないこともあるかというふうに思うわけでありまして。そういったことも含めて、そのあたりのことをどのようにお考えでしょうか。

私、別に余り褒めてどうかというふうに思うわけでありまして、例えば作東の総合支所に行きますと、教育委員会がございまして、教育委員会へ行くと必ず職員がきちんと挨拶をされる、所属長がいろいろいまいが関係ないんです。これは日ごろからどんなことをしているのかなということで教育長に聞いてみたら、きちんと朝礼なんかでやっているんだということをお聞きしたことがあります。やはりそういった日ごろからの取り組みというのがしっかりとできているところと、そうでないところというのはおのずと職員の対応も変わってくるわけでありまして、このあたりはやはりその所属長の考え方によって大きく変わるかなというふうに思ったものでございますから、余り褒めるといけませんけれども、褒めておきたいというふうに思うんです。

そういうことで、できるところから始めていただきたいということで、今1点目のことについての再度の

質問をさせていただきます。

2点目のコンテストというのは、私はこれパフォーマンスで言っているわけではないわけでございまして、こういうことをやると、自分がやっている接遇というのは他の職員から見てどのように映っているのか、あるいは改めて自分で自分を発見するという、そういったことを知る必要というのがあるんです。一般企業の朝礼なんか余り皆さんお行きにならないかもしれませんが、特に営業をやっている職場なんか行くと、朝ロールプレイングといいまして、自分の営業スタイルとか、あるいはお客様と話をする姿勢とか、あるいは物腰とか物の言い方、そういったことを通して一通りやるんです。それを全社員が見て、そして自分に気がつかなかったこと、あるいはその人に対して指摘してあげたいこと、そういったことをやっているわけです。これは一般企業がやっているわけですが、じゃあ市の中で毎朝そういうことをやっているかという、当然忙しいからできないかもしれませんが、ある程度の間隔をもってそういったことができるものでもあるのかなというふうに思うんです。

それで、そうやって一般企業でも毎日やっているんだけど、それでもなかなか現実的にはできないということも多いわけです。ですから、たまにしかやらない、そういった職場であれば、当然これはなかなかできないということになってくるわけでありまして。ですから、先ほど副市長の答弁にございましたが、コンテストとか、言い方が適当なのかどうかわかりませんが、コンテストです、私に言わせればです。そういったことは考えにくいのであれば、じゃあどういふことをされますかと、毎朝あるいは週に1回でも2回でも各部署ごとに言葉を発して練習してみたいかかなと思ったりもするんです。

前市長がたしか2年前だったと思いますが、3S運動というのを提唱されました。ワンストップサービスというのを提案されて、このワンストップサービスをやっていくんだということを訴えておられました。この3Sっていうのは、じゃあその後どうなったのかというふうに私もこの間ちょっとふと考えてみたんです。そうすると、確かによくなっている部分もあります。しかしながら、その思いが全然伝わってないところもあるようでございまして、そういう3S運動あるいはワンストップサービスそのものがまだまだ浸透していないのかなというふうにも思いました。

そういうことで、そのコンテストそのものを年に1回ぐらいやられたらいいのになという私の提案と、それがもしどうしても難しいということであるならば、それにかわるものはどう考えていただけるのかなと、考えていかれるのかなという、そのあたりをお聞きしてみたいんですが、これいかがでございましょうか。

**議長（内海 健次君）**

ここで議席番号11番西元議員が出席をいたしております。

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

山本雅彦議員の接遇やらコンテストについてのお答えをさせていただきます。

合併してから現代で3人の方が市長に就任をされました。3人の市長ともどもなんですけれども、市長みずからが挨拶ができてないということを言われまして、早朝、出勤されたときに各課を回られて職員にみずから挨拶をして回った時期もございまして。それから、訓示のたびに挨拶ができてないよ、しなさいよという指導を常にされております。また、幹部職員を玄関先に並んで交代で挨拶をして皆さん方に気持ちよく入っていただく、用事をしていただくように、早朝の30分なり1時間をしてはどうかという御提案をされた時期もございまして。ただ、結果的になかなか全職員が接遇に対していいようにできてないというのが現状でございまして、先ほどもお答えしましたように、電話対応やら窓口対応について、時にクレーム等が入ってくるのも現状でございまして。それは全ての職員の中でできてないという部分で反省をしているところでござい

すけれども、なかなかこれといった妙案が浮かんでこないのも現状でございます。

議員御指摘のコンテストということで、一つの提案をしていただきました。こちらのほうにおきまして、このコンテストをしないという方向ではなしに、何かかわるものも含めましていい方法がないかなというのは今後検討をさせていただこうというふうに思っておりますけれども。

特に市役所の場合に顔見知りの方が来られた場合と、それから初めての方が来られた場合といろいろ対応によって違おうと思えますし、顔見知りの方が来られた場合に、初めてお話をするような対応をすると逆に不快感を与える部分もございますし、逆に親し過ぎるのもやはりおかしい、接遇についてはおかしいだろうというふうに思えますし、部署によってはいろいろな仕事をしていますので、ときときに対応できない部分も非常に多かろうと思えます。そういう中でミスなり不快感を与えるのが現実だろうと思っておりますので、そのあたりをいかになくすかというのは、同じ行政の仲間である他町村の状況も踏まえまして、いかに一番いい方法ができるかというのを、今現在も考えておるわけなんですけど、今後も真摯に勉強しながら教えをいただきながら美作市の満足度を高めていきたいなというふうに思っているところです。全てのことにつきまちは、市民の皆さんが非常によかったなというふうな状況になれるまで日々努力をする必要があるというふうに思っておりますので、御理解のほうお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員、3回目になります。

**5番（山本 雅彦君）**

副市長のほうから前向きな答弁もいただいたように思います。

今ちょうど来年度の予算編成の準備をしているところだろうと思えますけども、こういった考え方そのものを、じゃあ来年度はこういうことを取り入れてやってみようと、そういう考えを発想を持ちながら来年度へ向けて取り組んでいただけたらなというふうに思えますので、またこういった機会にお尋ねすることがあるかもしれませんけれども、明年度へ向けてひとつ取り組みのほうをよろしく願いをして、この項を終わりたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

3項目に移ってください。

**5番（山本 雅彦君）**

それでは、3項目めの質問に入ります。

3項目めは、障がい者の方の雇用についてということでお尋ねをしております。

まず、この障がい者雇用についてでございますけれども、まずお尋ねしておきたいのは1つ目としては、市内での雇用状況についてであります。

以前、市内での障がい者の方を雇用されている就労支援施設なんかを訪問させていただいたこともありますが、多くの方が就労されておられました。現在の状況はどのように推移しておりますでしょうか。また、これとは別に市内の一般企業でのこの障がい者雇用の実態はどのようになっておりますか、お聞きをしたいと思います。

そして、2点目でございますが、このことについて市としてどういうふうにお考えなのか、この障がい者の方々の雇用について、美作市としてはどのように取り組んでいるのか、また現在の状況と今後に向けての取り組みをお尋ねをしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕**

それでは、山本雅彦議員の障がい者雇用についてということで、市内での雇用状況について御説明申し上げます。

美作市における障がい者の雇用状況についてでございますが、まず一般企業等の障がい者雇用状況は、ハローワークのほうがり町村別雇用状況を公表していないこと、それから10人未満の事業所については調査対象になっていないこと、それから本社が美作市内にないと調査対象にならないことなどにより、正確な数値を把握していないのが実情でございます。

これらのことを前提条件にいたしまして、ハローワーク美作管内、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村の法定雇用率を守るべき50人以上の事業所の状況を申し上げますと、本年6月1日時点での調査でございますが、24の事業所で56名の障がい者の方が雇用されています。

これとは別に、美作市が把握している障がい者に対する就労支援につきましては、平成23年度に策定いたしました第3期美作市障がい福祉計画において就労移行支援事業等の活用により、地域での職業的な自立を目指している人や福祉施設を利用している人の一般就労への移行を進めるとともに、雇用の場の拡大を促進しております。

具体的な障がい者の就労支援といたしましては、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練活動を支援しております。また、一般企業等で就労が困難な人には、雇用契約に基づく就労の場として就労継続支援事業A型を提供し、現在32人の方が就労されています。また、一般企業や先ほどのA型での就労が困難な人や、年齢や体力面で困難な人などには雇用契約に基づかない就労の場として就労継続支援事業B型を提供しており、56人の方が就労されています。美作市合併時の平成17年には、就労系の障がい福祉サービス利用者は7人でしたが、平成18年の障害者自立支援法施行後、市内においても就労継続支援事業所が開設され、年々利用者が増加傾向にあります。また、市外の事業所を利用している方もあるため、現在はこの就労継続支援のA型とB型を合わせて88人の利用者がいらっしゃいます。

以上です。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

ここで議席番号13番岩江議員が出席をいたしております。

総務部長。

**総務部長（中西 祐司君）〔登壇〕**

2つ目の御質問の市としての障がい者雇用についての現状と考え方についての御質問でございます。

雇用状況では、美作市も一事業所として率先して障がい者雇用の促進に努めるために、平成25年4月時点で5名の方を非常勤職員として採用いたしております。また、正規職員におきましても、障がいを有する職員として12名が在職しております。この結果、25年6月調査時点ではございますが、法定雇用率をクリアしている現状となっております。市の業務につきましては、多種多様な業務がありますけれども、障がいの程度や能力に応じた就労の支援に取り組んでいるところでございます。採用に当たりましては、一定期間就労支援が必要となることから、美作市障害者地域活動支援センターなごみや国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと連携しながら、業務内容に応じた方を紹介していただいております。

障がい者雇用につきましては、一般職員とともに働ける職場の構築を目指していきたいと考えておりまして、ワークシェアリングの観点からの市の業務の再点検や障がい者就労支援団体や特別支援学校との情報交換、また障がい者の職場体験学習の受け入れを通じて、どのような業務、どのような勤務形態であれば就労

可能なのかなどについて研究してまいりたいというふうに考えております。また、来年稼働予定でございます新美作クリーンセンターにおきましても、リサイクル施設におきまして、地元雇用、障がい者雇用につき前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

山本議員、2回目の質問は休憩後でお願いできますか。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本雅彦議員、3項目め2回目の質問です。

山本議員。

5番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、この障がい者雇用についての3項目めの質問をさせていただきます。

まず、このハローワークの美作管内のデータとしてということで先ほど御答弁がございました。50人以上の事業所では24の事業所で56名の雇用をしているということでございました。しかし、これは本社がこちらにないとか、そういった一定の条件がある中での統計でございますので、実際のところはまだまだわかりにくいのかなというふうに思いますが、ただ一般企業においては、やはりこの昨今の経済状況の中で考えると、なかなか厳しいのかなというふうに思いますが、一つのそういった法律とかございますので、取り組みをお願いしたいなというふうにも思います。

これとは別に、先ほどございましたが、就労継続支援事業A型、そして就労継続支援事業B型については、私も2年余りに市内のこういった施設を訪問させていただきました。そのときに比べると雇用がふえているように思います。当時はA型が27人、B型が42人だったので、合わせて69人、それが現在は88人にふえているということなので、積極的な取り組みをいただいているのかなというふうに考えているところでございます。このことについては多く申し上げませんが、積極的な取り組みを今後お願いしておきたいというふうに思います。

次に、市としての考え方でございますけれども、市としても非常勤職員として5名、正規職員として12名の雇用で、いわゆる法定の雇用率はクリアをしているということでありますけれども、できる限りその努力を今後ともお願いしたいなというふうに思います。

そこで、平成24年6月20日に成立をし、27日に交付されまして、本年4月1日で施行されました障害者優先調達推進法という、この法律に照らして見れば、今後の市の取り組みというのはどのように考えていかれるのか、このあたりをお尋ねしたいと思います。

この平成25年4月から障害者優先調達推進法という、こういう法律がスタートしたわけでありまして、これはそういった方々を雇用している事業所なんか対象にして市の業務の一部を委託する、委託ですね、あるいは雇用、下請のような形になるのでしょうか、そういった法律ができたわけございまして、今後、市としてもこれを幾らか考えを取り入れていく必要があるのかなというふうに思うんですけども、この辺についてのお考えを、わかる範囲で結構でございますので、教えていただけたらと思います。

以上でございます。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**〔登壇〕

それでは、山本雅彦議員の障がい者の関係の質問につきましてお答えいたします。

まず、市といたしまして障がい部分に関係しますが、障がい者の福祉計画というのが3年ごとに計画をしておるわけですが、これがまた来年度、次の3年間を目指して来年度計画を新たにしていって行く予定でなければならぬものなんです、その中でも工賃とか障がい者の方の就労を手助けできる何かよいものはないかというような、そういうものを市の関係部署等と連携して横断的な取り組みによって課題や問題を解決して、障がい者の方の就労の環境整備を図っていきたいと思っております。

先ほど言われました障害者優先調達推進法ということでございますが、これは障がい者の施設等が提供する、そういう物品とかそういう役務のようなものを市として積極的に取り入れていくということを目指した障がい者の自立の促進に関する法律ということでございまして、市といたしましてもこういう方向を少しでもできないかなということ、現在も障がい者の就労施設から提供される野菜とか食事関係とか少しでも取り入れることができないかなということ、具体的に言いますと、北山の保健センターのほうで毎週金曜日、きずなさんになるんですけど、うどんを職員のほうが毎週1回は食べようということ、味も非常によいので大体30食ぐらいを毎週配達していただいて、職員が1週間に1回なんですけど、飽きずにおいしいということで食べさせていただいております。それも調達の中の一環だというふうに捉えております。

それから、美作市の福祉大会ですとか、障害者週間の街頭活動とかふるさと祭り等に関しても積極的に活用させていただいております。今後におきましても市内の就労継続支援A型、B型でつくられたそういう商品とか販売できるもの等々あると思っておりますが、そういうものを少しでも市のほうとして取り入れていきまして、障がい者の方の賃金向上を念頭に置いて最大限一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員、3回目です。

**5番（山本 雅彦君）**

ありがとうございました。

この障害者優先調達推進法と、これは先ほど部長の答弁ございましたけども、そういった役務等についても発注ができるわけでございまして、いろんな仕事がございます。クリーニングから清掃あるいはデータ入力だとか、印刷業務だとか、いろんな業種があるわけでありまして、市としてできるものがあれば、やはりそれは少しでも取り入れていくべきではないかということをお願いいたします。

いずれにいたしましても、働くことのできる方、あるいはその働く権利があるわけでございまして、しっかりとそういった方々も雇用していただきまして、この美作市のために協力していただきたいというふうに思うわけでございます。私どもも私どもの立場の中でしっかりとこういった障がい者の方への就労支援については努力していかなければいけないというふうに考えておりますので、市のほうの取り組みについても積極的な取り組みをお願いいたしまして、私の本定例会の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上で通告順番4番、議席番号5番山本雅彦議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番5番、議席番号12番本城宏道議員の質問を許可いたします。

本城議員。

## 12番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、一般質問を行います。質問に入る前に、国政の問題でございますが、一言申し上げたいと思います。

12月6日に参議院では秘密保護法案が可決されました。この秘密保護法案は、国民の51%以上の人、そしてまたジャーナリストやペンクラブ、日本弁護士会あるいは文化人、いろんな多くの人がこの秘密保護法については問題があるということで大きな声を上げておたわけでございますし、当日も国会周辺では何千人という人が集会を持っておりました。そしてまた、全国各地でもその国会周辺の反対の集会に呼応して各地で反対の行動がなされたわけですが、自民党、公明党の単独によって強行採決をされてしまいました。非常にこの法案は戦前の治安維持法を思い出す、そういう状況にあるわけですが、施行までにはまだ時間がございます。一層この保護法案の廃案に向けてこれからの取り組みというものが最も重要になってくるんではないかというように考えております。今のこの自民党や公明党の与党による、このごり押しというのは数の力でもってこれが進められておるわけで、これから問題になります憲法の改悪の問題とか、あるいはTPPの問題も同じような経過をたどるのではないかと、このように心配をしておるところでございます。そういう心配がある中で、この12月議会での質問をさせていただきます。

私はこの一般質問で、平成26年度の予算編成方針について、それからいつものことながら農業問題について暮らしの問題について、3つの案件を通告いたしております。

まず、第1に26年度の予算編成方針についてでございます。市長不在で26年度予算を編成するに当たって、どのような取り組みをされようとしておるのか、お伺いをいたします。

平成23年度だったと思うんですが、全事務事業について事業仕分けを行われました。その結果が報告をされておりますが、その中には拡大、重点化をすとか、あるいはまた現状のまま維持をする、見直しの上で継続をする、統合をする、縮小をする、あるいは廃止、休止をする、このような項目の中で事業仕分けがなされたわけでございます。その中には、この24年度から廃止をすとか、25年度から縮小するなどの項目があります。しかしながら、そのまま継続をされているものもございまして。これら事務事業について事業仕分けに沿って検討されておるのか、26年度においてはせつかくの多額の費用をかけた事業仕分けでございますから、これらを生かさなければならぬと考えているんですが、その後の事業仕分けについてどのようにおるのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、この人件費を抑えるために職員定数を次々と減らして、そして嘱託職員や臨時職員をふやしております。これらのこの嘱託職員や臨時職員のこの職場にはどうしても必要な事業、そして必要な事務があるわけですが、そういう必要なところには正規な職員を配置すべきだと、このように思いますが、この点も十分考えていただきたいと思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

そしてまた、平成26年度において重点を置こうとしている事業はどのようなものが考えられておりますか、お伺いをいたします。

11月6日の全員協議会でクリーンセンターの灰溶融炉の建設について検討するとの報告がございましたが、この灰溶融炉についてはまだまだ完成したのではなく、問題点も非常に多いわけですし、維持費が非常に高くつくということになっておりますが、その後に私が質問を出した以降におきまして、この溶融炉は建設は今のところ見合わすということがわかりましたので、溶融炉については実施しないというような方向

でわかりましたので、答弁はよろしいですが、まず第1回目の質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

本城議員の平成26年度の予算編成方針ということで御質問がございました。

まず、前段でございますけれども、平成26年度予算編成方針につきましては、市長不在でございますけれども、市長のほうによく見ていただいた中で編成方針を出し、職員のほうへ指示を出していることをまず御承知願いたいと思います。

予算編成方針の御質問ですけれども、御質問のある事業仕分けは、平成22年度から平成24年度までの3年間で試行も含めて48事業を対象に仕分け作業を行いました。この事業仕分けの基礎資料とするため、平成23年度に600事業を超える事務事業台帳を整備し、ホームページで公開も行っております。この台帳には、目的を初め事業内容、事業費及び人件費、成果、自己評価として担当部局の総合的な考え方が記入されております。この台帳をもとに行った仕分け作業の結果を踏まえ、既に廃止や削減した事業もありますが、急に大きく変更できないものもあり、継続的に取り組んでいます。平成26年度予算編成においては、事務事業については行政としての責任範囲を再度的確に見きわめ、事業仕分けの対象、対象外であったにかかわらず、仕分け人の指摘や考え方、視点等を参考にして、ゼロベースの観点から事業内容及び費用対効果を徹底的に見直すとともに、類似事業、さらなる統合及び事業の縮小、廃止に鋭意取り組むこととしています。しかし、財源には限りがありますので、事業仕分けにおいて現行どおりや拡充の意見であったとしても、縮小や廃止せざるを得ない場合もあると考えております。

事業仕分けを再点検しての取り組みをなされているのかということでございますけれども、事業仕分けの成果を生かす取り組みについては、予算編成のほか、対象となった事業の見直し、内容や効果を検証しています。また、現在整備しホームページで公開されている事務事業台帳の中には、例えば扶助費に分類される生活保護費のように市の裁量の予知のないものや業務経費など内部管理に関するものも含まれています。そのため、今年度は事業を選別して台帳を整備することとし、担当部局により事務事業に対する自己評価の状況や課題、改善策をより深く検証したいと考えています。今年度の行財政改革の推進においては、1つは持続可能な財政基盤の確立に向けた歳出削減と歳入増加の取り組み、もう一つは職員の意識改革、業務経費の削減の取り組みを行っています。予算編成を初め事務事業評価、行財政改革の推進に事業仕分けの考え方を生かしながら進めております。

次に、正職員としての配置についての御質問ですが、正規職員の削減につきましては、平成18年3月策定の美作市行財政集中改革プランに基づいて平成27年4月までの10年間で150名の削減目標を立てております。交付税の一本算定に向けて全ての面で費用の削減を含め、慎重な対応をしなければ財政破綻もしかねないと考えております。

平成25年4月現在の正規職員は559名で、合併時と比べ137名の減員となっております。嘱託職員の雇用状況は、企業会計を除き、260名を雇用しております。内訳としましては、教育関係施設で学習支援員として18名、延長保育等の特別保育、発達障がい児の加配、産休、育児休業の代替職員として49名、文化センターや給食センター等で35名、観光施設設置という特殊要因から40名、また老人保健施設や福祉関係で48名の雇用となっております。

必要な職場には正規職員として配置すべきではないかという御指摘ですが、保育園、幼稚園につきましては、今後少子化がますます進むことが考えられ、施設の統廃合を視野に入れた職員数を考慮しなければなり

ませんし、美化センター、給食センター、観光施設につきましては、統廃合や民間委託、指定管理者制度などのさまざまな手法を活用し検討しなければ、根本的な対策にならないと考えております。安易に正規職員を採用すれば、退職までの相当期間について雇用者としての責任も発生します。統廃合や民間委託、指定管理者制度への移行が進み、正規職員の余り状態が起こる事態は避けなければなりません。職員数については、地理的、地形的な要因を考慮しながら、事務事業の見直しや組織機構の改革により、一般事務職の採用の抑制、そして技能労務職の退職不補充の堅持を基本方針に今後とも年次的に計画を進め、職員数の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、26年度重点事業でございますが、ハード事業では、美作市クリーンセンター建設事業、幼稚園建設事業、東粟倉簡易水道統合事業などです。また、予算編成方針では、未来に羽ばたくまち美作を目指して行財政改革のさらなる推進、健康で生き生きと暮らせるまちづくり、活力とにぎわいのあるまちづくり、子どもたちが健やかに育つまちづくり、安心・安全のまちづくりを重点課題としています。

以上でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**12番（本城 宏道君）**

事業仕分け後の廃止や削減をした事業とはどのようなものが現在までにあるのか、あるいはまた26年度予算編成の中で事業仕分けをもとに見直しをかけるものが予定されているものがあるのかないのか、お伺いをいたします。

また、先ほどの職務代理の答弁では、事業仕分けの成果を生かし、対象となった事業の見直しや効果を検証するということですが、年が明けるとすぐに26年度予算の編成にかからなければならないというように思うわけですが、職員の意識改革にも触れておられますが、今からこの意識改革に取りかかっても26年度の予算編成には間に合わないというように思うわけですが、その辺も含めながら早急な対応をしなければならないのではないかと思います。

また、職員定数の関係から申しますと、財政的には非常に大変な状況になるということはわかりますし、それから先ほどの職務代理の答弁にありましたように、今後の人口減やそういう関係も十分わかるわけですが、現在の状況を見てみますと、嘱託職員や臨時職員が非常に多いと、これは働く人の立場から考えても非常に問題があるのではないかとこのように考えられます。そういうことで、いま一度これは真剣に考えていただきたいというように思います。

クリーンセンターの問題については、直営でそのまま行うということですが、特にこのクリーンセンターにおいては、臨時職員ということよりも、いわゆる現在のこの収集業務ですが、今度のクリーンセンターにおいては直営で考えられておると思うんですが、直営で考えた場合に、正規の職員でやるのか、あるいはまた先ほどの嘱託職員とか臨時職員で賄うのか、この辺については今民間委託をしておる業務がたくさんあると思うわけですが、かえって民間委託のほうが安く上がるのではないかとこのようにもところもあるわけですが、その辺についてもお聞きをしておきたいと。

また、副市長のさっきの答弁の中で、予算編成方針では、未来に羽ばたくまち美作を目指してという表現になっておりますが、美作市の基本的な方針というのは、田園観光都市という表現で今まで来とったと思うんですが、この田園観光都市というのを改めて未来に羽ばたくまち美作に変更されるのか、あるいはまたその変更とするならば、何か理由があるのか、その辺についてお聞きをしておきたいと。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

本城議員から26年度の予算編成方針ということで一般質問をいただいているわけでございますけれども、本城議員におかれましては、財政問題とか予算編成方針については物すごくよく御承知のことだと思っておりますけれども、改めて私のほうから少し全般的な話をさせていただきたいと思っております。

まず、財政問題ですけれども、一般的に言えば、1年間の収入を1年間で支出をするというのをまず基本にしなければ、市民の皆様方のサービスというのが非常におかしくなるだろうという観点があると思っております。ただし、これはハード事業等々を考えた場合に、1年間ではなく数年間の中での財政状況を考えるべきだろうというふうな状況だろうと思っております。

美作市におきましては、交付税の一本算定、たびたび話題に上げさせていただいております28億円、今現在で言うと28億円の削減が6年後に迫っております。このことを考えると、今年度、来年度、再来年度、全て同じような収入が続くということにはならないという中で、市のほうとしましては、財政健全化計画で、5年なり10年を見越した中で急激な変化のないような財政計画をしなければいけないということもよく御存じだろうと思っております。その中で市といたしましては、財政がこういう状態は別として、事業仕分けという手法をとりまして、費用対効果事業の有効性等々を議論をしました。この内容の一つは、先ほども御説明をいたしましたけれども、全ての事業で言えば600事業もありますので、全てを国のやっているような事業仕分けでやることはできないという中で、職員みずからが研修をしようという目的も一つありました。その中で、事業仕分けの中の考え方に沿ったやり方をやろう、事業仕分けの最中の中で職員の中には、この事業はもう廃止したほうがいいのかという考えもありましたけれども、市のほうの方針としてすぐにはそういうわけにいかないということで、予算を立てて事業を実施した、その中で事業仕分け人からはこの目的は何でしょうかという質問をされたときに、非常に苦慮した答弁をして職員もございました。そういうふうなことも踏まえて、今後は事業仕分けの考え方に基づいて全ての事業を考えていこうという中で、職員の考えもある程度の一定の知識はあったらというふうな思っているところでございます。

それから、職員数の関係でございますけれども、私のほうも何年前に本を読んだこともございますけれども、一つの行政区、島のほうだったと思っておりますけれども、職員給料をでき得る限り削減して、職員をできるだけ採用した、それによって雇用の場を広げようという行政区をつくったところもございました。ただし、そういうふうなことを今やるのが本当に妥当なのかどうなのかという問題もございます。なぜかというのと、先般ですけれども、県の給料水準はこの何年間かずっと10%近く給料を下げております。その中で有望な職員は、今県のほうに採用の申し込みが少ないというお話も聞きましたし、ヨーロッパの財政危機においてはギリシャ問題等で公務員の雇用が非常に多くて財政を圧迫しているという問題もございました。

先ほどお話をしました美作市の財政問題におきましては、今後七、八年の先には、今現在で言えば、今の一般財源、税収がほとんどなくなるような計算です。国のほうは支所の数において削減幅を削減するというふうなお話もございまして、ある程度28億円ではなし、削減の金額が削減してくるのではなかろうかという予想をしておりますけれども、まだ予断のできない状況でございますので、職員の採用について、それから大きなハード事業については細心の注意を払って財政運営をしなければ、美作市が破綻するおそれがあるということで慎重になっておりますし、職員採用につきましても先ほど来説明させていただきましたように、特に慎重になっているわけです。一人の職員を採用しますと、約40年間の雇用者としての義務が発生しますので、そのあたりも含めて計画的にやっていきたいということでございます。

なお、各項目につきましては、各部長より御説明をさせていただきます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

それでは、本城議員、第2回目の御質問の事業仕分け後に廃止や削減した事業はどのようなものがあるかでございますが、事業仕分けの判定結果に対する対応につきましては、美作市行財政改革本部で対応策を検討いたしまして、取り組みの方向を決定いたしました。

廃止しました事業は、生ごみ処理機普及事業、削減した事業は、例規集管理事業、英語指導助手派遣事業の一部を交付税算入対象に変更いたしました。公共交通機関利用促進事業、協働のまちづくり推進事業、社会福祉協議会事業、農村高齢者交流施設三友荘指定管理事業などで、平成24年度決算額のみで出た効果額は約2,300万円となっております。

次に、平成26年度予算編成の中で事業仕分けをもとに見直しをかけるものが予定されているものがあるかということでございますけれども、平成26年度予算編成方針では、事務事業につきましては事業仕分けの対象、対象外であったにもかかわらず、仕分け人の指摘や考え方を参考に見直しに取り組むこととしております。したがって、法定受託事務や法令により義務づけられた自治事務など、市に裁量の余地のないものを除いた事務事業が見直しの対象と考えております。現在、当初予算ヒアリングを企画振興部で行っておりますが、事業仕分けでの考え方を反映するように指示しております。

すぐにでも取りかからないかということでございますが、今年度の行政改革の推進の一つ、歳出削減と歳入増加の取り組みについては、3年後の予算をどう編成するかを念頭に10月に事務事業担当部局と財政部局が協議を行っております。事業仕分けの考え方であります事業内容や予算の使い方に市民の理解が得られるか、投入されたお金が実際に役に立っているかなどを考慮しながら、継続的に取り組んでいくことが必要と考えております。

職員の意識改革、業務経費の削減の取り組みにつきましては、職員によるワーキングチームで活動を行っております。職員の意識改革を推進し、行政コストの効率化や行政サービスの品質改善につなげたいと考えております。

次に、田園観光都市から未来に羽ばたくまち美作に変更したのかでございますけれども、田園観光都市でございますが、美作市総合振興計画では、将来の町の姿として真の豊かさを実感できる愛の美作市、賑わいのある田園観光都市みまさかとしてまいりまして、これを変更したものではありません。市長が所信表明におきまして、全ての市民が笑顔にあふれ、将来に希望を持てる未来に羽ばたくまち美作をみんなで築き上げてまいりたいと述べているものであります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）〔登壇〕

本城議員の職員定数に関する御質問でございます。

美作市行財政集中改革プランに基づきます職員数の削減につきましては、これは堅持したいというふうを考えております。削減目標達成のため、技能労務職員については、技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針によりまして退職不補充による定員の削減を図るとともに、事務職においても事務事業の見直しや組織機構の改革によりまして適正な職員配置に努める必要がございます。事務事業によっては、社会情勢や住民のニーズ、行政需要に迅速に対応するための嘱託職員等の雇用もございますが、やはり交付税の

一本算定による将来負担を考えますと、正規職員としての安易な採用は控えるべきであるというふうを考えております。臨時嘱託職員につきましては、必要最小限の雇用にとどめることは言うまでもありません。また、事業主として雇用者の生活の安定を図る観点から、賃金、労働条件につきましても、近隣自治体の状況も考慮し、待遇の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

環境部長。

**環境部長（石田 薫君）**〔登壇〕

本城議員のクリーンセンターの収集業務などは全て委託のほうが経済的ではないかという御質問にお答えをいたします。

新クリーンセンター移行に向けて運営管理、収集体制などさまざまな要件について現在検討中でございます。現在の可燃物の収集は、市内を3地区に分け、民間業者への委託を行っております。また、缶類、ガラス類などの資源物については、南部美化センター職員と嘱託職員での改修を行っております。

議員御指摘の収集業務につきましても、新クリーンセンターの移行に向けて検討しております。現在11名の正職員がおります。また、地元雇用、それから先ほどもございましたが、障がい者雇用等の嘱託職員、臨時職員等も慎重に考えていかななくてはならないので、当面は資源物収集については直営で考えておりますが、今後、定年等により退職が進んでいけば、民間委託等も検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

〔12番本城宏道君「答弁がまだ残ってる。未来に羽ばたく」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

さっき言われたけど。大寺部長が。

〔12番本城宏道君「入とったか」と呼ぶ〕

道上市長の所信表明の中にあって、何ら変えたものじゃないということを上上げたように思います。よろしいかな。

本城議員、3回目です。

**12番（本城 宏道君）**

答弁を聞かせていただきましたが、私の思ったことよりもかなり外れておる部分もあるわけですが、いずれにしても、市内の雇用の最も安定して、特に就労数も多いというのは市役所の関係の職員、そして学校の先生方、それから農協、郵便局、こういうところがこの地域で支えておるわけです。そういう意味においても、この雇用者の立場でぜひこの正規の職員のように安定をして働ける、そういう職場づくりをしていただきますようお願いをしたいと思います。

また、26年度の予算編成全般についても、職務代理のおっしゃるとおり、財政的には非常に厳しいものがあるわけですが、せっかくの事業仕分けの中で、私が見まして、まだまだこれはどうかなというのが多分に見受けられます。事業成果についてのこの冊子をいただいておりますが、それを見ましても、当然廃止をしたり、縮小よりもこれは廃止だなと思うのが大分ありますので、特にその辺を留意していただきたいと思いますが、職務代理が言われますように、一遍に切りかえるということは非常に難しいかもしれませんが、徐々にそれを実行していく、そういう方針がどこかに流れていないといけないと思いますので、その辺をよろしくお願いをしたいと思います。

また、クリーンセンターの関係についても、改めて職員を雇用するという格好の部分も出てくるわけで、最初のこの職員定数を徐々に減らしていくんだという基本方針は変わりのないということよりも、結局はそこも増加をしていくわけですし、それからいろんな事業現場やあるいはこの訪問などについて、1人では聞き間違いやいろんなことがあったらいけないということで、必ず職員が複数で立ち会うというようなことがあると思うんですが、そういう面においても確実な事務事業を進めていく上でも、一定のやっぱり職員の確保というものは必要になってくるということを特にお願いをしておきたいというように思います。もし答弁がございましたらお願いします。

**議長（内海 健次君）**

本城議員、お聞きになってない部分があるかと思いますが、大寺部長より再答弁をさせますから、その部分だけ。

[12番本城宏道君「はい」と呼ぶ]

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）** [登壇]

それでは、再答弁させていただきます。

**議長（内海 健次君）**

大きい声で。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**

それでは、再答弁させていただきます。

田園観光都市から未来に羽ばたくまち美作に変更したのかという御質問でございますけれども、田園観光都市でございますが、美作市総合振興計画で、将来の町の姿として真の豊かさを実感できる愛の美作市、賑わいのある田園観光都市みまさかとしていまして、これを変更したものではありません。市長が所信表明のときにおきまして、全ての市民が笑顔にあふれ、将来に希望を持てる未来に羽ばたくまち美作をみんなで築き上げてまいりたいと述べているもので、その言葉を引用したものでございます。

以上でございます。[降壇]

**議長（内海 健次君）**

引用ですということです。

で、3回目の質問に対して、市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）** [登壇]

先ほどの本城議員の御質問のように、私どもも急激な変化というのは望めないという中で、先ほど大寺部長のほうもお話をさせていただきましたように、数年をかけて徐々に削減をしていこうと。

それからもう一点は、本城議員の中で全ての事業の中でもうそろそろ廃止したほうがいいんじゃないかというふうなのが見受けられるというふうに御指導がございましたけれども、私どもも個々で思うとそのように思う部分もございます。ただ、それを利用されている方は、この事業は絶対残してもらわなきゃいけないという相反する答えだろうと思います。そのような部分を含めまして、一つの事業を特に廃止をするという考えではなしに、統廃合をしながら推し進めていく、緩やかな変化を皆様方をお願いをするというふうな考えを重点的に持っております。

一番最初にお話をしましたように、今後交付税の削減がなければ、今年度と同じ予算をずっと続けていけるような状況ではありますけれども、削減があるために市としても職員の定数減とかいろいろな事業を削減しながら、事業仕分けの手法を使いながら今後の美作市の財政とか行政はどうあるべきかというのを職員の

内部で議論しながら皆様方に御説明をさせていただいているのが現状でございます、一遍に切るというふうなことはでき得る限り避けたいというふうに思っていますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員、1項目めの総括になります。

**12番（本城 宏道君）**

総括、なし。

**議長（内海 健次君）**

2項目めは休憩の後をお願いします。

〔12番本城宏道君「はい」と呼ぶ〕

ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時10分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員、2項目めの質問です。

本城議員。

**12番（本城 宏道君）〔質問席〕**

それでは、2項目めの農業問題について質問をいたします。

まず最初に、TPPについてですが、毎回のTPPについては質問をいたしております。安倍首相はTPPについて、年内妥結に向けて協議を加速しようとしております。TPP参加に際しては、守るべきものは守ると、とりわけ米など重要5品目は重要農産物の聖域として絶対に守るとしておりましたが、最近のニュースでは重要5品目の中でも関税の分類によれば586品目にも上ると、その全てが例外になることはあり得ないというようなことを言うような状況になっております。仮に重要5品目が除外されたとしても、5年ないし10年の間でなし崩しに関税撤廃をされることは明らかになっておるのではないかと思います。

また、安倍首相は、農業所得を倍増するとも言っておりますが、美作市のような中山間地域ではどのような方策で倍増できるのか、具体策は全く示されておりません。また、最近問題になっておる軽自動車税についても、アメリカの輸入障壁だということで普通自動車並みの課税を求めておりますし、産業競争力会議でも軽自動車の見直しを検討しておることが報道されております。公共交通機関の十分利用できない、この美作市において、田舎では移動手段として農作業に必要なことはもちろんのことですが、通常の生活の道具として中山間地域や農家の実情を知らない民間議員が強い発言をしておりますが、守るべきは守るといふ公約を守れないのがこのTPPではないかと思えます。撤退すべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

2番目に、農政改革の方向性についてですが、TPP前提の究極の米つぶし政策が進められています。その第1段階で手をつけるのは、米の所得補償で、10アール当たり1万5,000円の固定支払い制度がございますが、これを7,500円に大幅に削る、対象の現在の稲作農家から認定農家4ヘクタール以上の農家に絞り込み、対象は1割以下になってしまいますが、そういうことに進もうといたしております。

第2に、米価の変動補填交付金は廃止をして、小規模農家を追い出し、企業と大規模農家に農地の8割を

集中させようとしております。そして、国が米の生産調整目標数量を示すのをやめて、生産調整そのものを廃止するとも言っております。減反政策の責任を放棄して、TPPのもとでアメリカ、ベトナムなどからの米の輸入を前提に市場原理に委ねる方向を出そうといたしております。その前提として農地中間管理機構を都道府県に設置して、これからの農業を続けられないと思う人から農地を預かり、あるいは買い取って、企業や大規模農家への貸し付けるという制度ですが、平たん地の広いところではよいかもかもしれませんが、うちらのような山間地では借り手が見つからず、塩漬けとなって、荒廃地が一層広がるのではないかと、このように思われます。このことについて国や県から何らかの伝達があったのか、あるいはまたその方向性が示されておられるのか、その辺についてお聞きをしておきたいと思っております。

3番目に、人・農地プランと森林整備事業についてお伺いをします。

人・農地プランについては、これも毎回取り上げておりますが、美作市全体としてのプランはできたのか、あるいはまた各集落への説明や聞き取りなど、一部の地域だけで行われておりますが、全体的な広がりというものが見えてまいりません。どうなっているのか、お伺いをいたします。

また、森林整備計画にしても、市の林業施策としても大切な基本となるものですが、市民の代表である私たちにもその内容が伝わってきておりません。したがって、それぞれ資料を提示し、説明をお願いしたい。

4番目に、農業委員会から建議書というものをいたしました。35名の農業委員の真剣な審議に基づいて美作市の農業振興施策に関する建議書、これをことし5月に市長へ直接手渡しをしております。1番に農業の担い手確保対策について、2番目に有害鳥獣対策について、3番目に地域特産物の規制による農業振興について、4番目にTPP交渉に参加反対について、その他ですが、26年度予算に向けて何らかの農業委員会からのこの建議書に基づいて検討されておるか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

それでは、本城議員の農業問題につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、TPPにつきましての問題でございますけれども、先ほど御質問にありましたように、年内の妥協に向けて協議が進められております。アメリカ側からは米を含む重要5品目の関税撤廃など、高い水準の自由化が求められておりますが、聖域が確保できない場合はもとより、段階的な関税撤廃も認めないとする国会決議に基づき、政府の毅然とした対応で取り組まれることを期待をしております。

また、アメリカから圧力をかけられている軽自動車税増税については、消費税が10%となる平成27年から自動車取得税が廃止される見込みとなっております。そこで、軽自動車税を増税することにより、自動車取得税廃止に伴う地方税の落ち込みを補い、なおかつアメリカからの要求を受け入れる一石二鳥を狙った方策であると言われております。美作市におきましても、多くの高齢者の方が軽自動車を利用されていますが、軽自動車税の増税は低所得者や高齢者に対する弱い者いじめであると思っております。そして、これらのことを踏まえて以前の本城議員の御質問に市長が答弁をしておりますが、国が何の手だても行わずにTPP交渉に参加することは反対であるという考えに基づきまして、今後の政府の動向に注意を払い、市といたしましても適切な対応を市長、副市長と協議してまいりたいと考えております。

次に、農政改革の方向性についてでございますが、政府の水田農業政策に関しての御質問でございますけれども、マスコミ報道によりますと、現行の戸別所得補償制度を見直し、助成金の額を10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額し、対象も大規模農家のみとするかわりに、農業の多面的機能に着目した日本型

直接支払制度を創設し、農地中間管理機構の設置と組み合わせることにより、トータルでは農家所得を確保するというものであります。

しかしながら、山間地の多い美作市では、議員の御指摘のとおり、農地の集約にも限りがあることから、企業や大規模農家の進出が見込めないため、耕作放棄地の拡大が懸念されると考えております。また、生産調整については、平成30年をめどに国から目標数値を示さないこととし、飼料用米の支援を厚くして作付転換を促すことによる主用米の需給調整を行うこととしています。そして、これらの水田農業政策に関して、今のところ国や県から情報の提供はございません。今後、慌たしい動きが予想されますので、迅速な対応がはかれますよう体制強化等を含めて対応する必要があると考えております。

次に、人・農地プランと森林整備計画についてでございます。

人・農地プランの進捗状況でございますけれども、現在市内の5地域においてプランを作成しておりますが、旧町村単位ででき上がっているものは、東粟倉、美作、作東の3地域となっております。当初の予定よりも進捗がおくれておりますが、残りの3地域につきましても小さい範囲のプランを基本として作成し、年明けには検討会を開催し、決定をしたいというふうと考えております。

また、作成したプランについての説明等についてでございますけれども、プランの内容には農地の貸借に関する個人情報も含まれておりますから、慎重な取り扱いを必要とするため、公表はいたしておりません。しかしながら、各地域の関係者の方にお示しをするため、個人情報を伏せたプランの作成もあわせて進めております。

次に、美作市森林整備計画についてでございますけれども、美作市森林整備計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間で1期として本年4月に作成しております。内容は、吉野川地域森林計画書との整合性を図り、森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえた区域ごとの目的別効率的な配置計画を行い、地域の实情に即した森林整備を促進するための森林指標の方法や森林の保護の起案、路網整備等の考え方を定めたものとなっております。

次に、農業委員会からの建議書についての件でございますけれども、平成25年6月3日付で提出のありました農業委員会からの建議書に係る予算措置の検討について答弁をさせていただきます。

まず、地域農業の担い手確保対策についてでございますけれども、新規就農者向けの支援制度は近年増加傾向にありますが、既存の担い手向けの事業といたしましては、ほとんどなくなっているのが現状であります。そこで、新規就農者に限らず、認定農業者等の既存の担い手も対象とした農業用の機械や施設等の導入に対する市単独の補助制度の導入について現在検討を進めております。

また、有害鳥獣対策についてでございますけれども、勝英地域ではいち早く国の事業を活用した駆除奨励金の上乗せ助成措置を行い、駆除意欲の維持向上に努めております。狩猟免許新規取得者に対しては、県の補助事業を活用するなど、狩猟者の人材確保にも努めております。

なお、TPP交渉参加等については、先ほど述べさせていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

発言の訂正を許可いたします。

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

済みません。先ほど「妥協」を「妥結」というふうに訂正をお願いいたします。

議長（内海 健次君）

「妥結」を「妥協」と申し上げたんです。

田園観光部長（江見 幸治君）

済みません。「妥結」を「妥協」と申し上げました。済みません。

議長（内海 健次君）

本城議員、2回目になります。

12番（本城 宏道君）

2回目の質問ですが、12月3日に農林水産業団体や消費者団体などが東京の日比谷野外音楽堂でTPP決議の実現を求める国民大集会というのが開かれました。岡山県からもJAから多数参加をいたしております。年内妥結を目指すアメリカや安倍首相に対し、重要5品目を含めた自由化を迫る強硬姿勢を鮮明にしていることに対し、安倍内閣がアメリカの圧力に屈しないよう重要5品目を関税撤廃の対象から除外することを求めた国会や自民党の決議を遵守するよう求める氣勢を上げました。また、TPPは正念場となっておりますが、何としてもTPPから撤退させなければならぬと思います。秘密保護法案の強行採決のようにTPPの交渉内容を知らされないまま妥結をされたら、特に農業は大変なことになると思います。毎日の安倍内閣の動向に目を配り、対応を間違わないようにしっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

それから、農政改革の方向性については、減反政策の見直しで、日本人の主食である米の管理を国の責任策は放棄をして、中山間地でますます荒廃地がふえ、農家の後継者も集落もなくなってしまうと、このような農地の中間管理機構にしても、この中山間地からは預ける人があっても借りる人が出てこないというようなことになろうかと思えます。国の責任を放棄して農家に責任をかぶせてしまうような、そのようなやり方は決して許されるものではありません。企業や集落への認定農業者だけに集中をし助成し、零細農家を顧みないなど、売りたい人がたくさん出てくるかもしれませんが、この管理機構に集まった農地はつまるところ取り扱いを最終的には市町村に委託をすると、こういうことになると思えます。市町村が委託をされて、なお借り手がない場合は、持ち主に返却をするというようなことも言われております。何のためのこの中間管理機構なのかかわからない、いわゆる県南の広い土地、そこだけが集中的にこの恩恵にあずかり、あるいは企業が農業へ参入してしまうというようなことだけが生かされて、この山村の小さい農家が潰されてしまうのではないかと思います。

また、減反政策の見直しでも米粉や飼料米への補助金を大幅に増額をして、この転作作物の主たるものを飼料用米にするんだと、こういう方針が出されておりますが、飼料米は使い道が限定をされてきます。乳牛の場合、乳質に関係が大きく影響してまいりますので、幾らでも乳牛に与えるということにはなりませんし、鶏にしても産卵率の問題や、あるいは卵の殻の硬化、かたさの問題にしてもこの飼料米では十分対応することができないというのが現実ではないかと思われまます。このような政策についてどのように考えられるか、いま一度答弁をお願いしたいと思います。

また、人・農地プランについてですが、東粟倉、作東などで作成されておるそうですが、個人情報も含まれているから公表しないということですが、私たち議員もこの内容について十分知ることができておりません。人・農地プランを本当に推進するためには、我々議員も十分内容を知っておかないと地域で説明することができないということになりはしないかと思うんです。個人情報はAさんとかBさんで十分間に合うわけですから、その全体像について公表をすべきだと思います。

それから、森林整備計画にしましても、森林施業の方法や林業の保育などの規範あるいは路網整備などを

定めたものとなっておりますが、ではどんな整備計画がつけられておるのか、このことについても同じように公表されておられません。公表されておるのかもしれませんが、私たち議員のところには届いておりません。

いずれにしても、この人・農地プランと同じように森林整備計画についても十分私たちにわかるような説明をお願いしたいと思います。特に人・農地プランについては、3月末までに全体の計画をはっきりさせなければならないということになっておるわけですから、急がなければならないと思います。農政そのものが根本的に変わろうとしている中で、せっかく農地プランを立てても、それが生かされるのかどうかという、非常に心配があります。事務量だけを押しつけておいて、後は知らんがなということになるのではないかなという心配もございます。

最後の建議書の関係ですが、大筋では耕作放棄地を復元した場合などの奨励金制度をつくるということなどは検討されていないのか。先ほどの答弁の中では、市の単独補助制度の導入についても現在検討を進めておるということで、一步前進をしておるなというように考えますが、その耕作放棄地が出た場合に、それを復元をする、その努力、そういうものに対しての奨励金制度などは考えておられんか、この辺について質問をいたしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

それでは、本城議員の農業問題につきましての2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、TPPについてでございますけれども、今日4日、全国農業協同組合中央会の萬歳章会長は、林農林水産大臣と岸田外務大臣に対しまして、先ほどの答弁で申し上げました国会決議について重要視することを緊急要請し、それに対して両大臣とも要請に従う旨の回答をされております。また、このほかにも関係閣僚から決議重視の発言が相次いでいることから、なし崩しの年内妥結はないと思っておりますが、議員の御質問にもありましたように、まさに今が正念場でございます。日々の報道に細心の注意を払い、安倍総理や政府の動向を見届け、県内の市町村とも連携をしながら、市としての対応を考えてまいりたいと考えております。

次に、農政改革の方向性でございますけれども、減反施策についてでございますけれども、農家等による自主的な生産調整を行うため、主用米から飼料米への転換を促すとのことでございますけれども、飼料米を作付しても、販売先の確保という大きな課題があります。政府の思惑どおりに進むとは考えにくい状況であると判断をしております。また、このたびの減反施策見直しは、今まで国が行ってきた米政策を方向転換するものでありまして、地方においては急速に農業振興の後退へと向かうことが心配をされております。

農地中間管理機構の設置については、現在最終調整が行われているとのことでございますけれども、市の担う役割など、詳細については明らかになっておりません。しかしながら、予算については平成25年度の補正予算に前倒し計上されるとの報道もあることから、国の急な動きがあっても迅速かつ適切な対応ができるように担当課に指示をしているところでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、これからの政策は農家の高齢化が進んでいる中山間地域において、耕作放棄地が拡大する大きな要因となります。これからも関係機関が連携をし、これからの農地を預けることができる新規就農者や担い手の確保、育成に努めるとともに、その担い手が地域で力を発揮できる環境整備に努めてまいります。

また、減反政策の見直しについてでありますけれども、飼料米の生産強化の方針が打ち出されたことによ

り、小規模農家では耕作意欲が減退して離農する農業従事者もふえるのではないかと危惧しております。この状況は、平野部にとって農地集積のはずみになることは予想されますけども、美作市はもとより全国的な傾向として多くの山間地を抱えている自治体の立場で考えたとき、作業効率の悪い農地を所有している農家では預かり手もなく、社会問題となっている耕作放棄地への増加へとつながる要因ともなります。

また、今まで飼料用米作付の実績のない農家にとりましては、今までとは異なる分野に向かうわけですから、販路の確保と流通による費用が発生することが予想されることから、今後J A勝英、酪農組合などと連携を図り、飼料用米の作付に取り組む農家の皆様を積極的に支援することが重要であると認識をしております。

次に、人・農地プランと森林整備計画に関する件でございますけども、まず人・農地プランでございますけども、先ほどもお答えをしましたように、旧町村単位で完成をしておりますのは、東粟倉、美作、作東の3プランでございます。御質問いただいております作東地域の人・農地プランにつきましては、福山地区で作成されていたものを核として作東地域全体に拡大したものでありまして、地域で中心となる経営体を25経営体、そして経営体と連携する農業者を118名と設定をして、農地の貸し借りの現状と計画を表と図面であらわしたものとなっております。1回目の答弁で申し上げましたように、経営体や農業者の名称、氏名が記載されていますので、広く公表することは適当でないと判断をしております。

しかしながら、農地流動化の現状や計画などのプランの内容につきましては、議会を初め関係者の方々にお示しをする必要がございます。内容は同じものとなりますが、名称など個人情報に配慮したプランを現在作成中でありますので、完成をいたしましたらお示しをさせていただきたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、美作市森林整備計画でございますけども、議員が御指摘のとおり、この計画は美作市の森林整備について基本事項を定めたものであります。今、田園観光部に1部しか置いておりませんが、増刷し、各総合支所に設置するなどして広く閲覧していただけるように計画をしております。

次に、農業委員会からの建議書についてでございますけども、農業委員会からの建議書の有害鳥獣対策の項目で要望されております耕作放棄地から復元された農地への奨励金制度の創設についてでございますが、これは美作市では平成21年度から本年度まで、国の耕作放棄地再生利用交付金を活用し、耕作放棄地の再生と営農の定着に取り組んでまいりましたが、この交付金につきましては平成25年度をもって終了しております。しかし、国において耕作放棄地の再利用のため必要となる平成26年度予算として本年度の19億円を上回る21億円が要求をされておりますので、平成26年度からの新たな事業に期待をしております。

耕作放棄地の問題は、美作市はもとより国の農業施策における重要課題でありますので、今後示されます国の新たな事業を確認した上で、建議書での要望の奨励金制度の創設の件につきましては検討をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

本城議員、3回目になります。

#### 12番（本城 宏道君）

2回目の答弁もいただいたわけですが、いずれにしても農業問題、非常に難しい施策でございますし、農業のこの根本から変えてしまうというような方向になっております。そして、例えば農協とか、あるいは農業委員会も含めて、この組織がどちらかといえば邪魔になるというようなことで、農協改革あるいは農業委員会の廃止論まで出ておるようですが、これは民間の産業再生会議の中で企業を代表するある食品メーカーや、それからコンビニの社長、こういう人たちがもう中心になって発言をして、そういうものが生か

されようとしておるわけですが、本当に全く農村の現場を知らないというのが現状ではないかと思うんです。もう少し農政の方向を国の方向を見ていかなければなりません、美作市においては取り残されないようにしっかりと農政の基盤を築いていくという確たる方針を持っていただきたい、このことを強くお願いをしておきたいと思います。

それから、人・農地プランの関係ですが、例えば旧作東で言いますと、福山を中心、核にして、それを全町的に広げたものだという説明がございましたが、例えば作東内だけでも、福山以外にこの人・農地プランについて説明を聞いたとか、あるいはまたその農村が今後大変になるんで、このことを一つみんなで論議してみようじゃないかと、こういうような機会ができていないと思うんです。そういうことも含めて、今できてるものがどういうものなのかということをはっきりしながら取り組んでいただきたい。

今、支所に1部あるものを備えつけるような、そういう縦覧方式のようなものをとろうとされておるようですが、我々議員にもわかるようにしていただきたい。

特に次の森林のプラン、整備計画についてもいまだに出てこないわけですから、これについてもやはり議員がわかるように説明を加えながら提示をしていただきたい、このことをお願いをしたいと思うんですが、どうでしょうか。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

本城議員の3回目の質問でございますけども、人・農地プランの進捗状況、それから森林関係でございますけども、確かに議員言われるとおり、まだ十分に皆さんのほうに情報提供できていないのが事実でございます。議員言われますように、それは当然私どものほうもすべきであると思っております。ただ、個人情報というのがございますので、そのあたりを十分配慮しながら議員にもしっかりと説明をして理解をさせていただいて、そして議員の口からそういう人に向かって、こういうものであるというふうにしっかりと説明をしていただけるような体制をとっていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

この項目、総括になります。

**12番（本城 宏道君）**

農業問題についてはいろいろ難しい問題がございますし、国の動向そのものが最終的につかめていないという状況の中で、非常に問題があるわけですが、だんだん農業の担い手がなくなってきやうります。後継者をつくるといっても、この後継者不足というのは以前からずっと言われておるわけですが、なぜ後継者ができないかというのは、百姓してももうけにならんと、えらい目にだけ遭うて、その赤字のほうが多やうなるというのが実態ではないかと思うんです。それがやっぱり農業がもうかるような方向を築き上げるのが政治の責任ではないかというように思いますので、担当部としてもしっかりと対応していただきますようお願いをしまして、この項目を終わりたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

本城議員、3項目めは休憩後に。

〔12番本城宏道君「はい」と呼ぶ〕

ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時52分 休憩

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員、3項目め、暮らしの問題について第1回目の質問になります。

本城議員。

**12番（本城 宏道君）〔質問席〕**

それでは、最後の暮らしの問題について質問をいたします。

まず、入湯税についてですが、以前にも質問をしたわけですが、入湯税は標準税率が150円となっておりますが、全国的には安いところでは50円、それから日本で一番高いところが三重県の桑名市で最高の210円、その次に高いのが美作市の200円と、こういうことになっておるわけです。標準に戻すような考え方はございませんか、その質問をしておきたいと思っております。

それから、老人保護措置事業についてお尋ねをするわけですが、特別養護老人ホームや養護老人ホーム施設への待機者が現在の程度あるのか、そしてまた有料施設などもたくさんできておるわけですが、その状況がわかる範囲内でお伺いしたいと思います。

3つ目に、墓地埋葬などに関する法律についてお伺いをいたします。

これはもとの法律が墓地埋葬法に関する法律ということで基本的な法律があるわけですが、それに従って美作市でも条例をつくっております。美作市墓地等の経営の許可等に関する条例というのが平成24年3月22日条例第14号でできておるわけです。墓地の新設などに関する決まりがこのようにできとるわけですが、市長の許可がなくても墓地の新設はできるのか、基本となる法律では、この罰則規定までが設けられておるわけですが、現在許可なくお墓をつくっているところがあるままになっておるところもございます。許可がなくても新設ができることになるのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

本城議員の暮らしの問題について、入湯税の200円は高過ぎないか、標準税率の150円に戻してはという御質問でございますが、確かに本城議員の御指摘のとおり、ほとんどの自治体は標準税率の150円で、本市より高いのは桑名市の210円があるのみです。以前にも御回答申し上げているかもしれませんが、旧美作町時代の昭和53年より200円となっております。入湯税は目的税として観光施設の整備や消防施設等の整備に充てているほか、半額に当たる金額は各団体に観光客誘致活動のため観光振興助成金として交付しております。昭和53年以来、合併協議を経て現在まで35年続いてきており、観光客の方にも御理解いただいているものと思っております。200円となっておりますが、免除規定で日帰りの客の利用に供される施設に1,000円未満での利用料金で入浴される方は入湯税をいただいております。また、12歳未満は免除、学校行事等で学校長の証明のある学生、生徒も免除としており、納税義務者となる観光客への配慮も行っておりますので、現状では税額の変更は考えておりません。御理解のほどよろしくお伺いをいたします。

また、他の案件につきましては、各部長から御答弁をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕**

それでは、本城議員の暮らしの問題についての2番目の老人保護措置事業についての待機者はどの程度あるかということにお答えいたします。

市が行っている老人保護措置による養護老人ホームへの待機者数は、平成25年10月末現在で12名でございます。入所者は県内の5施設で75名おられ、近年は同じような状況となっております。

また、特別養護老人ホームの待機者については、お一人が複数、2カ所、3カ所等申し込みをされるため、非常に把握が困難なんですけど、ことしの5月に行った市内6施設での入所申し込み済み待機者数が184名で、平成23年3月との比較では34名増加していますが、このうちすぐに入所を希望されている方は65名程度と推測され、約2年前と比べ、10名程度増加しているものと思われます。

以上です。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

環境部長。

**環境部長（石田 薫君）**〔登壇〕

本城議員の暮らしの問題についての御質問の中の3番目の墓地埋葬に関する法律についてお答えさせていただきます。

墓地の経営の許可等に関しては、平成19年に岡山県から事務の移譲を受け、その後、平成24年に岡山県より美作市へ権限の移譲がなされ、現在に至っております。

また、許可がなくても誰でも墓地の新設ができるかという御質問でございますが、墓地の新設については条例等で定められており、許可が必要となります。許可なく新設された墓地については、許可申請をしていただくよう指導してまいりたいと考えております。本市といたしましては、墓地等の経営の許認可のみの権限ではございますが、今後とも新設墓地等につきまして関係機関と連携の上、強力な注意指導に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員、2回目。

**12番（本城 宏道君）**

暮らしの問題では3点質問をいたしました。この中でこの問題はちょっとぐあいが悪いんで質問を取り下げてもらえないかというような要望もございましたが、私は「かがやき」という行政報告の新聞でもって、一般質問はこういようにしますというのを出してありますが、その大衆に公表しておる関係上、この3つの問題を3つとも一応取り上げさせていただきました。

入湯税については、旧美作時代の問題ということで、引き続き今の状況でやっていきたいという答弁でございました。事業仕分けの中でこれがどのように評価されておるかはわかりませんが、事業仕分けで恐らくこれはもう課題として上がっておると思うんです。見直しましては一部縮小とか、何かその辺のことはよくわかりませんが、事業仕分けに基づきながら改めてまた考えてみる必要もあるんじゃないかというように思いますので、よろしくお願したいと思います。

老健の措置の問題については、別途美作市介護サービス事業所一覧表というのをもらいました。これを見て本当にたくさんあるんだなということとびっくりしておるわけですが、介護でお世話にならなきゃあならない人がたくさんおられる中で、これだけの施設があれば、介護のほうは何とか間に合うのかなというような気もするわけですが、とりあえず養護老人ホームでは12名、特養ではすぐにも入所を希望されている方が65名程度というように答弁でおっしゃいました。これらについて入所の選定はどのようにされておるのか。

あるいはまた、全体的にこれらの施設、養護老人ホームとか特養の施設が不足をしておるのか、介護のほうではもう余るほどあるわけですが、この老人ホームなどの問題について改めてお聞きをしたいと思いません。

墓地埋葬法については、強力に指導していくということですので、これはもとの法律が罰則規定まで含まれておるわけですから、しっかりとそのつもりで指導していただきたいと思うんです。私は決してこの美作市の条例がありながら無用の長物だということにはならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そして、指導されたら、その担当者のAさんかBさんか知りませんが、内容について報告されるように求めておきたいと思ひます。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

先ほども入湯税について御回答をさせていただきましたけれども、入湯税の半額は観光振興助成金として地元のほうへ交付しているという件がございます。

それからもう一件、35年間という長い間に続けてきた金額でございますので、そのあたりも踏まえまして、まずうちのほうからお出ししている助成金についての部分の財源等の問題もございましてと思ひますし、そのあたりを含めて今後議論していこうというふうには思っております。

ただし、先ほど言いました入湯税の部分について、事業仕分けの中で議論したことはございませんけれども、目的税とは何かという部分の議論も改めてする必要があるだろうかなというふうに思ひますのとともに、観光誘客のための財源をどうすべきかという議論もございまして、市のほうでこういうふうにご決定するという方向だけではなしに、多くの関係者の方々と長い期間をかけて議論をする必要があるかというふうに思っておりますので、現在ではすぐに金額の変更ということに関してはお答えすることができないというふうにご御理解を願ひします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**〔登壇〕

本城議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

老人保護措置事業について、どのような方法で入所を希望されている方が入るときにどのような選定をされているのかという御質問でございましたが、まず選定の方法といたしまして、養護老人ホームの入所につきましては、市の高齢者福祉課で受け付けを行い、入所判定委員会を行い、入所判定を行います。あきが出た時点で施設が入所対象者との面接により入所決定が行われております。

特別養護老人ホームについては、それぞれの施設が施設に直接の申し込みになりますので、入所申し込みを受けた時点で、その方の介護度や介護保険のサービス状況などを勘案した上で点数をつけ、施設にあきが出た時点で入所対象者との面接により状況を把握し、入所を必要とする緊急性を判断しながら入所決定は成されております。

それから、施設の状況ですが、介護保険サービスの利用者は年々増加しておりますが、そうした中で特別養護老人ホームの入所希望者が2年前と比較して、これはあくまでも推測ですが、10名程度増加しておるといふことでございまして、来年には30床の特別養護老人ホームがみまさか荘跡へ今現在建築中のございまして、この特別養護老人ホームができれば、30床分というか、今の待機は幾らかでも緩和されるものと思ひます。

おります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員、3回目になります。

**12番（本城 宏道君）**

答弁いただきました。

いずれにしても、入湯税の関係については、最初の26年度予算編成の中で申し上げましたように、事業仕分けで600事業に余るものを出したと、審査したということであったわけですが、入湯税についてもこの報告書の中には載っておるわけです。そこで担当者がコメントを書いていると思うんですが、その内容について私はしっかり見ておりませんが、いろんな条件があると思いますけれども、そういうものも含めて検討する、幾ら長う続けてきても、状況が変わってくれば、それなりの対応が必要ではないかというように思います。

それから、老人保護措置の関係についてですが、これはお答えのように、この特養では65名がほとんど解消されるということですので一安心ですけれども、入所者が養護老人ホームでまだ12名もおられるということですから、その辺についてもなかなかすぐにといいことはならないかもしれませんが、余り待機をさせないような方向で取り扱っていただきますようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さんでした。

以上で通告順番5番、議席番号12番本城宏道議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日、10日午前10時からです。

大変御苦労さまでした。

午後4時21分 延会

平成25年12月10日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（平成25年第6回美作市議会12月定例会）

平成25年12月10日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	重平直樹	2番	安藤功
3番	安本博則	4番	谷本有造
5番	山本雅彦	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	山本重行
9番	尾高誉久	10番	岡崎正裕
11番	西元進一	12番	本城宏道
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	鈴木悦子	18番	内海健次

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長職務代理者副市長	岩崎清治	教育長	内海壽志
総務部長	中西祐司	危機管理監	鎌先耕二
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	安東弘子
環境部長	石田薫	税務部長	西浦豊照
保健福祉部長	山本直人	田園観光部長	江見幸治
建設部長	春名修治	上下水道部長	山本和利
教育次長	小林昭文	消防長	森正彦
会計管理者	谷和彦	生涯学習センター建設課長	小坂田博幸
田園観光部農林振興課長	岡本和之		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	内藤淳子
課長	皆木敏治
主事	平田敦士

議長（内海 健次君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（内海 健次君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番6番、議席番号3番安本博則議員の発言を許可いたします。

安本議員。

3番（安本 博則君）〔質問席〕

皆様改めておはようございます。

きょうはみまちゃんネル、また傍聴席に来られてるお客様がおりますので、きのうと同様親切丁寧な答弁をよろしくお願いいたします。

私は今回3項目の質問を出しております。

まず1項目めは、8月21日に開かれた臨時議会での東粟倉工房の件、この件は9月定例の一般質問までに間に合わなかったというか、期日が過ぎた後にされた臨時議会だったので、質問等ができなかったのも、ここで質問いたします。続いて、2項目めは（株）雲海の件でございます。これは7月3日にオープン、11月末で閉館、多額の血税を投入したにもかかわらず、短期間で閉館をされた、またこの件について全員協議会で2回行いましたが、手を上げてるにもかかわらず、突然の終了ということで発言が許されなかったのも、あえてここで質問いたします。3項目めは獣肉処理施設の件です。

まず最初に、東粟倉工房の件で質問をさせていただきます。

東粟倉工房については4つの要旨で、1つ目、4,500万円について、2問目が被害届について、3番目が民間との契約について、4番目、取締役の責任について。

まず、1項目めの4,500万円について、8月21日の臨時議会で承認された4,500万円の用途について、どのように使用されたのか、個別の内訳説明をしてください。

次に、被害届についてですが、美作署に提出して3カ月が経過しているわけですが、どのような動きになっているのか、わかる範囲での答弁をお願いします。

3項目め、8月30日に東粟倉工房を閉め、8月31日から民間契約と従来の顧客に迷惑をかけない説明があったが、契約は予定どおりに行われたのか、その点についての答弁。

4項目め、いまだに取締役等の責任がはっきりしてない、解決がなされていない、市側として取締役に対しどのような対応をされたのか、市民の大切な血税が4,500万円投入されたのだから、市としてどのように今後考えているのか、御答弁をお願いします。

以上、工房についての4点、答弁をよろしくお願いいたします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

おはようございます。

安本博則議員の東栗倉工房についての御質問に対してお答えをいたします。

まず、4,500万円の追加出資についてどのようにしたかということでございますけれども、補正予算で追加出資をお願いした4,500万円の用途についてでございますが、まずJA勝英からの借入金2,000万円の返済に充てさせていただいております。そして、取締役が立てかえていた預かり金600万円も返し、他には従業員等の退職金等にも充てさせていただきますが、売掛金等の回収により収入もありましたので、追加出資4,500万円の一部については市へ返還できる見込みとなっております。そして、今後は消費税等の納付を済ませ、速やかに旧工房の解散と清算を行い、決算ができる段階になりましたら、改めて詳細な御報告をさせていただきますと思います。

被害届についてでございますけれども、店長に対する美作警察署の被害届の取り扱いについてでございますが、専務取締役より美作警察署へ捜査の依頼を行っております。しかし、この件につきましては、捜査を行う上で支障となることも想定されるため、警察より公表しないよう指示を受けておりますので、御答弁は差し控えさせていただきますので、御了承のほうをお願いいたします。

次に、経営を引き継いでいただいている新しい東栗倉工房ですが、日笠議員の御質問でもお答えしましたとおり8月31日に新会社に操業を譲り渡し、以前と同様の商品を製造、そして販売をいただいております。新会社からはいかりスーパーを初め、郵政局物販サービスなどの取引先はもとより、商品を購入していただいている消費者の方にも御迷惑になることはしていないと伺っております。また、工房への販売を目的に材料となるモチ米を生産されている農家の方にも御迷惑をおかけしたようなことはお聞きしておりません。

次に、取締役の責任についてでございますが、東栗倉工房と同じく、第三セクターにより運営されている事業は数多くありますが、黒字経営となっているのはごくわずかであること、地域の活性化や雇用の場を確保することを念頭に設立、運営されていた法人であることを考慮すると、各取締役に対して責任を追及することは適当でないと市としては判断をしております。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安本議員、2回目になります。

**3番（安本 博則君）**

先ほど副市長より4つについての答弁がありました。まず4,500万円の追加資金の用途について、JAの借入金2,000万円、これは議会のほうでも言われたのでわかりましたが、それと預かり金は例の決算書等に出ていました。次の他に従業員の退職金等にも充てさせていただきますがと書いてありますが、もう既に8月30日で閉めて、31日から新しい会社に仕事をさせているわけだから、そして8月31日から今まで9、10、11、3カ月間たつとるわけです。それで、従業員の給料、退職金がここで報告できないのはどういうことなのか、その点についての確な答弁をお願いします。

それと、今残務整理をされている方が何人おられるのか。今副市長の答弁の中に消費税等の納付を済ませ、清算を行いましたというような答弁がありましたが、実際に何人が残務整理をされて、その人の費用で

すか、整理賃、事務手数料ですね、そういうのはどのようになっているのか。それと、閉めるまでの間にいろいろと話があったと思いますが、A O Jの関係で、間違えて農協さんが通帳に入れたと、30万円幾らでしたかね、その金を東栗倉工房へ返せというような話を市の職員と、今問題になつとる相手方の方と三、四人で話をされ、その方は間違いを認め、東栗倉工房に30万円前後の金を返却しとると思いますが、相手方によれば、逆に工房からもらわなければいけない金があるということを知っておるんですが、その辺は誰がその席に行かれて、どのような返事をされたのか。私が聞いた限りは、責任を持って支払ってやるというようなことを聞いてますが、どの職員が行って話をされたのか、教えてもらいたいと思います。

次に、2番目の被害届、今副市長は警察のほうからとめられているというように言っていました、ここにある文章、これは議会9月議会とか全協とかもろもろで質問された議員がこの中にもおられますが、まずこの依頼書、皆さんも多分もう執行部の方もらわれとると思うんですけど、この依頼書について、この文書を本当に代表取締役ですか、専務さんが書かれたのか、まさか市の職員が関与してこういう文書書かれたのか。例えば文書の中で、警察に対し被害届の提出、刑事告訴、被害賠償等の裁判手続、結構この文書はこういうことに精通しとる人でないといけないような文書なんです。だから、私はこの代表取締役の専務さんですか、名前はちょっと公表しませんけど、その人がどうも書いたように思えないんですよ。その辺のどこの市の職員が本当にこれに関与しておるのかしてないのか、正直に答えてください、そうでないとまたもめますから。私は以前もうそを言われてますからね、この件じゃないですけど。その辺しっかりと頭へ入れて答弁してください。

次に、3番目の8月31日に新会社と契約をして、新しい人に使用してもらおうということじゃったんですが、答弁書の譲り渡すとかというような言葉があったと思うんですけど、なかったですかね、ありますよね、新会社に操業を譲り渡す、譲り渡すということは無償でしょうね、当然。清算できて、市の建物になってから、市がまた土地、建物、機械等の使用料について相手と協議しながら使用料をいただくという筋になつとると思いますけど、その点は再度御確認しますが、それでよいのか悪いのか。契約は実際どうなったのか。あのときに8月の臨時議会のときにいかにももう8月30日閉めて、早うせなんだらいけんのじゃというような市長の思いがありました。それで、賛成多数で議決され、4,500万円投入し、清算に入ったわけですから、その辺契約がどうなったのか。

それと次に、4項目めかね、責任問題について、これは臨時議会の市長答弁の中にもあるんですけど、議事録の中の8ページに、答弁の中ですよ、安東前市長、皆木副市長については責任はあるというふうに考えております、大株主なので美作市が当然責任を持ってやると、次の9ページには、今までの管理責任も当然あると思う、店長にしたって専務にしたって当然責任はあると思うと、次に12ページ、東栗倉工房も含めて全ての施設について、執行部のほうで委員会を立ち上げてと、調査研究もすると市長は答弁されております。議会の皆さんもお願いをして、改革委員会の中で、市の施設等について議論していただければ、全ての資料は出すというように市長は答弁しております。次に、21ページには、執行部はできることは全部見せている、隠してないつもりというような答弁をされておりますから、今言ったようなことに関しても隠さず、正直にこの場で答弁をお願いします。

2回目の質問です。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

安本議員の2回目の御質問に対してお答えをいたします。

まず、1項目めの4,500万円の件でございますけれども、残務につきましては、市の職員を中心に会計士等をお願いをして残務経理をしております。AOJとの取引の部分については、以後苗関係の部分の支払い等々については、私のほうはお聞きはしましたけれども、先ほど言いました専務のほうとの話し合いによっておおむね話がついてるということを知っておりますけれども、先ほど来話をしましたように清算というのはまだ済んでおりません。給料についても私どもの聞いているのは、数字については、担当部長もしわかるようであれば、後でお答えを願いたいと思うんですけれども、詳しい数字については私はお聞きしてないので、担当部長のほうで後でお話をさせていただきます。

次に、被害届でございますけれども、もちろん警察に届ける部分については、最初の名前につきましては取締役専務の名前で出しておりますけれども、弁護士とか担当職員等によって協力の上に文書そのものを書いたという経過があるかというふうに想定をされます。もちろん安本議員言われるように書き方等もございますので、担当部署を協力した。ただし、警察のほうへ直接お話に行っていたのは専務が行っていた。文書だけではなしに口頭のこともございますので、そういうふうに話を聞いております。もちろん本人の公印を持って、印鑑を持っていったというふうに聞いております。

3番目の民間との契約で譲り渡すということですが、操業を譲り渡すということで、運転そのものをしていただく、建物を売ったとかしたとかということではございません。それ以外に棚卸資産をしておりますので、その部分の廃棄する書類とか、そういうものについて棚卸しをもとに売買単価のもとを今現在つくっている最終協議をしている段階でございます。

それから、責任問題とか委員会を立ち上げるという部分につきましては、市長から指示を受けておりますけれども、特に組織をつくる場合につきましては、市のほうとしては少しおくれでございますけれども、来年4月には必ずそういう組織をつくっていかうと、担当部署も含めて組織をつくらうということで、現在ではまだつくってる時間的にそういうふうな部署というのはできてない状況でございます、つくらないということではなしに、つくらうということで。

それから、内容について説明不足等は多々あるかもわかりませんが、議会のほうへ隠してるとか、そういうことは一切ございませんので、そのあたりは御理解のほうをお願いしたいと思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、先ほど副市長が申しあげました退職金等の内訳を説明をさせていただきます。

まず、7月、8月分の職員給与265万6,892円をこの4,500万円の中から支払わさせていただいております。また、本来であればこの工房が加入すべき義務のありました中小企業退職共済に加入をしていなければならなかったんですが、これがしていなかったということから、共済から受け取ることができない退職金を5名の方に84万9,600円を支払いまして、合計で350万6,492円を支出をさせていただいております。

それからもう一件、今残務処理誰かという件でございますけれども、竹内専務のほうで中心でしていただいております。

なお、私ども職員のほうもその応援に時々行っていると、協力をしながら残務処理を進めているというのが現状でございます。

それから、現在8月30日まで旧の東栗倉工房が経営しております、8月31日で新の東栗倉工房が今操業しているわけでございますけれども、その旧の東栗倉工房と新の東栗倉工房の間で施設の使用等の貸借契約を結んでおります。後、これからの予定でございますけれども、棚卸資産、それから原材料の譲渡の協議でござ

いまして、既に棚卸しにつきましては私どものほうで調べておりますけども、8月30日現在でどのくらいあったというのは把握はしてるんですが、これから新会社のほうの社長さんと現在実際に使っているもの、それから新会社になって不要なもの、このあたりの協議をこれからしていかなければなりません。1回目は協議をしております。再度これから協議をするということになっております。それが終わりますと、棚卸しの資産譲渡の契約ということでございます。それから、建物等の譲渡協議を終わりますと、ここで一応予定では4,500万円の全てがはっきりすると、明確になるという流れでございます。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

安本議員、3回目になります。

#### 3番（安本 博則君）

今副市長、それから担当部長から答弁がありましたけど、給与、退職金は7月、8月で256万6,892円、5名の方の退職金84万9,600円、合計350万6,000円幾らというような答弁がありました。これは私どもがどうのこうのという問題じゃないんでいいですけど、こういうことに使ったという意味ですよ。

次に、残務整理は専務さんが主にやって、市の職員も行かれていますということなんですけど、答弁の漏れがあるんで本当は立って言わなくてもいいんですけど、あえてもう一度質問しますが、この人の手数料というか給与ですね、今までまだおられるわけでしょう、今の話だと。ということは、9、10、11と3カ月間、今もう12月、過去報酬というか、費用をどのように考えておるのか、また市から当然お金を入れるのか、それとも無報酬でやらせとんか、無報酬というのはちょっと人道上問題が、何ぼ責任があるといっても、市にも責任があるわけじゃから、その人だけ無報酬というようなことにはなってないと思いますが、その辺しっかり答弁してください。

次に、副市長は何も隠してないと言われましたが、ここにまず今されてる工房の方から要望書が届いとるはずですよ。平素は市民の、これは道上市長宛てです。東栗倉工房（株）役職員一同、9月30日に出した書類、これには、平素は市民の幸せと市勢発展のため日夜献身的に御活躍されていることに対し心から敬意と感謝を申し上げます。さて、平成25年8月30日をもって本社が旧東栗倉工房株式会社のおモチ、和菓子生産販売の業務を引き継ぐことになりました。つきましては、地域産業の発展と地域振興のために日夜役職員一丸になって渾身の努力をしておりますが、耐用年数を控えた、超した機械設備並びに附属設備であり、年末の忙しい時期に機械設備の故障等があつてはだめなので、何とかしてもらいたいと、見積書もしますので、別紙見積もりも出されてるようには書いております。この要望書が届いて、この返事を、じゃ、地元の思いがあるとよく言われたんですけど、この要望書に対してどういう対応をとられたのか、誠心誠意対応をとられたのか、現地に行って、事実そういうものが本当に壊れているのか、壊れそうなのか、確認をしたのかしてないのか、もしとんであれば、恐らく何も言わないと思いますが、私がこれを聞いたのは11月ですから、恐らくまだされてないと思いますが、その辺のしっかりした答弁。

それともう一点、何も隠してないと言われましたが、これは臨時議会を8月21日にされるまでに出た資料です。平成25年7月5日に出とる資料です。これも道上政男市長宛て。これは東栗倉工房株式会社診断調査報告書、7月5日ですよ、これ出とんがね。臨時議会は8月21日、かなりありますよね、期間が。それで、これは岡山県経営コンサルタント事業協同組合、会計税理士さんなんか入ってやつとる資料ですわ。この中にもう読めばたくさんあるから、時間もなくなる、これだけ私も質問やつとられませんか、後の人も何か質問されとる人がおるみたいなんですけど、この中にも犯罪歴があるようなことたくさん書かれている。だから、この資料を一部の議員は知ったと思うんですよ。ブログ見ると、もう8月の臨時議会終わ

った後にブログの中にこのコンサルタントの文書のことが出ていますから。知らないのは私たちだけかなというように思います。出すならみんなに出さないと、一部の議員だけ出して、それがブログに載るようなことじゃ困りますよ、議員は。その辺しっかり答弁してくださいよ。なぜこの資料があるにもかかわらず、臨時議会、全協等に出さなかったか。結局これを出せば、犯罪があるかもわからん、まして最初の説明では帳簿も何も原始伝票もむちゃくちゃだと、だから困つとんだと言いながら、むちゃくちゃに資料を出して、このコンサルタントが正規のコンサルができますか、調査が。でしょう、副市長。私たちには説明では、もう原始伝票やむちゃくちゃ、何もかもむちゃくちゃ、私たちが議案に対して反対の質問、質疑いろいろしたときでもそのような答弁してますがな。にもかかわらず、こういうことやとって、隠しとって、何が犯罪がないですか。何もそれで取締役の責任がない。副市長、そうでしょう、責任があるじゃないですか、あんたら隠しとんだから。このことについて全部読み上げたらほんま時間がないからいけんから、読まないですけど、もう全ての要所要所に犯罪があると、だから早う閉めなあかんと、お金入れるわけにはいかんというように、出とるじゃないですか、ここに、コンサルタントの答弁書が。それにもかかわらず4,500万円も入れたんじゃないですか。その辺の答弁しっかりしてください。

#### 議長（内海 健次君）

市長職務代理者副市長。

#### 市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

要望書のことにつきましては私どものほうもいただいておりますし、お話をさせていただいております。その話の内容につきましては、先ほど部長が言いましたように棚卸しの件がございます。棚卸しの部分についての金額等についてある程度固まった段階に、要望書についても工房としてお貸しするわけですから、修理すべきところについては修理をさせていただきましょと、貸借についての部分についても協議をさせていただきましょというふうに話をさせていただいておりますので、そのあたりについてはまだ現在できておりませんけれども、この冬については、今の部分をしなくても何とか乗り切れるかなというふうに思っているところです。

なお、前任者の専務からはお伺いしているのは、ボイラーとか水道の漏水とか、もともともう少し言えばいけそうなものについて調子がおかしいとかということはお聞きしてますし、貸借の関係の中でどのような部分を修理しよう、優先順位も決めてほしいというふうな話をしていますので、一定の整理がつき次第協議をしていこうというふうに思っております。

それから、先ほどの岡山県のコンサルタント、これは計理士を中心のコンサルタントの会社でございますけれども、東栗倉工房が経営破綻に陥ったときにまず市のほうとしましては、専門家ということでその方々をお願いをして見ていただきました。それにあわせながら市の職員も詳細について見ていただきました。それで、特にコンサルタントの部分につきましては、先ほど一部の議員にお出ししたという、これはございません。コンサルタントの内容についてははっきり記憶はしておりませんが、議員の皆様方にその内容については、口頭ではございますけれども、御報告をさせていただいて、計理士をお願いした、岡山県のコンサルタントをお願いしたということをつらつら私の方から説明を、全協かもしくは委員会だったと思えますけれども、その中で説明をさせていただきますので、そのあたりを見ていただいたら説明をしてるというふうに御理解のほうをお願いしたいと思います。その中では、農業関係の部分については特に抽象的な指摘しかなかったんですけれども、私どものほうの職員の調べた結果、いろいろな問題が特に後から出てきたということをお知らせして、議員の皆様方に御説明をさせていただいた。コンサルタントの書類を持っておられるのであれば、原始伝票が残っていないということも書かれていますと思います。そのあたりのことを私

どもが説明をさせていただいたし、嚴重に確認をさせていただいたという状況でございます。だから、すなわち隠しているようなことはございません。その上に安本議員のほうも前の議会のときだったと思いますけれども、私どもが公表した東栗倉の諸帳簿について見られたと思います。それが元の台帳でございますので、その台帳から導き出したのが経営コンサルタントであり、うちの職員でありますので、同じ書類を現状で見させていただいたというふうに理解をしていますので、隠し事はしていないというふうに御理解のほうをお願いしますし、先ほど言いました要望書のほうにつきましても、結果的には知りません、はっきり確定はしてませんけれども、市のほうも出された反面、議会のほうにもお出しするような話を、事実はわかりませんが、確認はそのときにはお聞きした記憶がございます。すなわち全てのことはオープンにさせていただいているというふうに御理解をお願いします。〔降壇〕

〔3番安本博則君「……はないん」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、ちょっと補足というのはちょっと生意気なんですけども、説明をさせていただきますけども、この件につきまして、現在の新社長であります春名明さんと私ども職員とで先ほどお会いしたという話をさせていただきました。そのときに棚卸しのお互いの見解ということで話をさせていただきました。機械の修理修繕、耐用年数が過ぎてるという話も聞かせていただきました。この件につきましては、以前その要望が出たときに私ども職員を派遣しまして、確認をしております。すぐには、春名明社長はもうすぐにめげるというようなことを言われておりましたけども、現実には現在も使われておりますし、業者に見せますと、まだ十分にいけるということは聞いております。ただし、市長のほうからは、もし全ての清算が済んだ暁には、お金が残るようであればそのあたりも十分考えてやってもいいんじゃないかなというふうなことは私も伺っておりますので、そのことは社長に対しましてこういうことを市長のほうは考えられてるので、早目にこういうような形で解決をしましょうということはお伝えをしております。

以上でございます。〔降壇〕

〔3番安本博則君「議長、総括」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

総括をお願いします。

**3番（安本 博則君）**

今副市長、部長さんのほうから答弁ありました。

まず、要望書の件ですが、やっぱりこういうのを出されたら、行って説明を、先ほど江見部長は行って見たと言いましたが、私がこれをもらったのが11月の終わりです。そのときにはそういう話は出ていませんでした。だから、相手に伝わってないということでしょう、多分。だから、こういうのが出たと思います。だから、今後こういうのが出たのであれば、誠心誠意してやると、それがよく市長なんか言われる、地元の思いをかなえてやることだと思います。

それと、告発というか、刑事被害届の件ですが、本当にこれ市の職員が誰も関与してないんですね。その辺1点だけ確認しておきます。もし関与してあれば、大変な問題ですよ。それだけ言っておきますから。

それと、このコンサルタントの件、じゃ、なぜ今副市長は誰にも出していないと言いましたが、じゃ、なぜ8月中のある人のブログにこの経営コンサルタントのことが詳しく出とんですか。出していないと言いましたよね、副市長は。出していないものがどうして出るんですか、ブログに。8月21日の臨時議会が終わ

り、賛成討論誰がした、反対討論誰がした、多数決で決まった、この文書まで出とんどすから。そのブログの名前を言えばここにおられる議員の方のブログですから、差し支えがありますから言いませんけど、その辺もよく頭に入れて答弁してもらわないと、だから私がうそを言うなど言いたいんですよ。ブログ見てください。後から教えます。

そういうことをよく頭へ入れて、もし、総括ですが、対して何か反論というか、答弁というか、説明があるのであれば、お願いします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

まず、コンサルの分については、私どもは議員の皆様に公平にしたいというふうな気持ちの中で、もちろん口頭ではいろいろな話をさせていただいてますし、議員の方が1人か2人か、何人かわかりませんが、その方がそのうちのほうのコンサルタントの分、もちろん隠しものではございませんので、情報公開等で請求があったものについてはお出しするというにしていますので、ただこちらから積極的に出すのか、要望に基づいて出すのかというのは内容が違いますので、文書を隠してるわけではないというふうに御理解をいただきたいと思ひますし、またこちらのほうが個々の議員にこれこれですからということ公表しているものではないということについても御理解のほうを願ひたいと思ひますし、それから先ほど来、警察に出した文書につきましては先ほど御答弁させていただきましたけれども、竹内というか、専務以外の方について市のほう並びに弁護士等も協議をしていただいて、書き方についてはある程度の御助言をさせていただいたというふうに私は聞いておりますけれども、確たる記憶はございませんので、御容赦のほうをお願いしたいと思ひます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安本議員、2項目めの株式会社雲海についてお願いをいたします。

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

2項目めの株式会社雲海についてであります。まず1点目に出しているのが、運営ですかね、運営について、それと2点目がまた責任問題等なんです。1項目めの11月6日、19日に2回の全員協議会開かれたと、執行部からそのまま雲海を経営することが困難になり、11月末で清算する、すなわち倒産するような説明がありました。そのときの協定書、契約書、私は資料と書いとんどす。資料の分はちょっとということ削除しましたが、協定書、契約書について質問します。

次に2番目、11月末で清算された会社、倒産をするというのは大変、まして短期間で倒産をするという判断をしたことは大変な決断だと思ひます。だが、11月までの負債の責任は当然短期間であれ、長期間であれ、取締役の責任があるわけ。民間の会社でも当然ありますから。それに、まして従業員に通帳を預けたり、印鑑を預けたりしとるわけですから、資本金を使われても当たり前話です。その辺についての責任を私は尋ねています。

以上、2項目めの最初の質問に対する答弁をお願いします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

安本議員の御質問であります雲海施設の運営に関する。株式会社雲海と市との基本協定書及び年度

協定書の内容について、運営の状況も含めてお答えをいたします。

まず、運営状況について答弁させていただきますと、11月6日と11月19日の2回にわたり開催されました議会全員協議会の中でも株式会社雲海の運営状況について御説明を申し上げましたが、大芦高原国際交流の村は合併後も公共施設として経営されておりましたが、ここ数年約3,000万円以上の赤字が続いていたため、株式会社雲海を設立して、温泉やレストランを臨時休業して3,500万円を費やして改修工事を行った上で、7月1日には指定管理に移行して、株式会社雲海の出資金2,650万円と、本年度の指定管理料1,000万円の計3,650万円を運営資金に充てることにしております。そして、収入をふやし、経費の削減を目指して赤字額を減少させるには健全経営につながる専門的な指導、助言をいただくことも必要と考えて、7月1日から株式会社雲海とアドバイザー契約を結ぶ予定の方の助言を受け、5月から採用していた支配人と料理長の賃金を初め、追加工事や備品購入などの費用を含めて運転資金のほぼ全額に当たる約3,600万円を使用しておりました。また、リニューアルオープン後の7月から9月までの経営収支は約400万円の赤字、10月、500万円、11月も500万円の赤字となる見込みであり、運転資金もなく、資金繰りの悪化している現在の状況では経営は厳しいと判断して、株式会社雲海の清算を決断しました。

次に、美作市と株式会社雲海とは大芦高原国際交流の村の管理に関する基本協定書、大芦高原国際交流の村の管理に関する年度協定書があります。まず、大芦高原国際交流の村の管理に関する基本協定書は、施設の維持管理と経営全般について契約を結んでおります。次に、大芦高原国際交流の村の管理に関する年度契約書は、美作市と株式会社雲海との大芦高原国際交流の村の施設管理に関して締結した協定書に基づき、年度協定書を締結することにより指定管理者として経営に携わることになります。経営を行う上で必要となります管理業務の実施の対価を指定管理料として運用して業務を遂行していきます。平成25年度指定管理料は1,000万円と決まりました。また、施設の修繕については、1件につき10万円未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施する、ただし10万円以上の修繕に関する費用の負担については、市と協議の上実施するものということになっております。

次に、株式会社雲海解散後に発生する諸問題について市はどのように対応されるのかについてお答えをします。

市といたしましては、2度にわたる全員協議会を開催していただき、今後の株式会社雲海と温泉を含む全ての運営施設の対応について御意見を伺いました。市といたしましては、12月から市直営で平成26年3月までは運営を行い、それまでに指定管理者を選定したいと考えております。

まず、株式会社雲海の清算に伴う経費については、12月補正予算において出資金2,200万円を増額して、備品や追加工事費等に充てます。また、12月から3月までの維持管理と温泉の営業に係る経費として1,956万円を計上しております。

次に、資本金2,500万円が使われた責任をどのように市として株式会社雲海に対応を求めるのかの件についてお答えをいたします。

株式会社雲海の資本金として2,650万円のうち2,500万円が市からの出資金であり、この出資金はリニューアルオープン後運用すべき資金であると認識しておりました。印鑑と通帳を株式会社雲海に預けた理由、また2,500万円が使われた理由につきましては、全員協議会やこのたびの一般質問の答弁においても述べさせていただきました。取締役として、また執行部として株式会社雲海の業務を的確に把握し、運営が適正に行われているのか否か、管理する責任があったかと思っております。したがって、株式会社雲海の清算及び施設の休館という結果を招いた責任は十分認識しており、議会の冒頭で述べさせていただいたとおりの責任をとりたいと考えております。

もう一点は、早急に信頼と信用のある指定管理者を選定して、大芦高原温泉雲海を健全な経営に導くことが市民に対する責任のとり方であると考えております。

以上です。まことに申しわけありませんでした。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

2回目。

副市長からかなり長い答弁をいただきました。

まず、運営について、先ほどもちらっと冒頭言いましたが、通帳、印鑑預けておけば誰も使えます。まして、きのうも最初1番の人の質問の中で、このお伝えしたいことという文書がアドバイザーから出ています。この中の文章も恐らくきのう副市長答弁されとるから見られとると思うんですけど、これは前市長とこのアドバイザーが話したこと、それは言った言わんの問題があると思いますけど、とりあえず出されとる人のことを読みますと、まず最初大きな目標は赤字をなくすること、それは当然正しいことを言っとると思います。次、私が指定管理会社の代表取締役になると、実際にはなられなかったですけどね、それと3年間で赤字をなくせと、これも運営費の本年度500万円、500万円、計1,000万円、来年度500万円、その次500万円ということで、3年しか市のほうからお金が出せないから、3年で赤字をなくせ、これは前市長は正しいことを言ってるように思います。そのため季譜の里のノウハウで高級志向でやってくれということを前市長は言ってます、高級志向ね。きのうの話ではアドバイザーが高級志向でやったから失敗したんだというような答弁があったように思いますが、この文書では前市長が高級志向でやれというようなことを言ってますね。この辺はちょっと食い違うところがありますよね。それから、3年で国からの予算がおりなくなるので、そのときには受け渡したいというような軽々な発言をされています。自分の建物のように発言されています。次に、いろいろあるんですけど、安東市長の意見としてどんと高級志向でやってほしいと、市は最後の改装費と基金3,000万円と指定管理料何千万円しか出せないで、その後は丸投げをして任せると、丸投げですよ、本当に自分の私物化したような文章ですね、これね。それと、まだありますよ、いっぱいありますからね。突然の変更ということの見出しがあるんですけど、指定管理会社の役員から私を外す、アドバイザーですね、外すという内容で私は憤慨したと、安東前市長とは2年後には必ず施設を引き渡すという言葉に我慢をし、地元の反発があるかというようなことで前市長が主張されたので我慢したというようなことも書いてます。次に、行政とのやりとり、きのうこれを最初質問された萬代議員の中にもありましたが、岩崎副市長の基本姿勢で商工会山名課長に任せる、副市長が山名課長を副市長に呼び、私と3人のときに好きにやらせてやれと、湯郷の会議等で江見部長、山名課長と一緒にあったときわからないことがあったので再度尋ねたら、江見部長も山名課長も好きにやってよいという回答以外に何も答えられないというようなこともここに書かれています。これはきのう萬代議員が質問で読まれたと思います。それと、工事費3,500万円のうち、150万円の余ったお金や施設の修繕、改修に関する費用は全て市が出すと、副市長が言いました。これは岩崎副市長ですよ。お金をいただいたことは一度もなく、全て資本金の中から支払われたままですと、お金をしてくれないから資本金を潰すしかなかったんですよ。当然市がしなくてはいけない、当初の3,500万円の回収費の見積もり、その時点が間違いなんですよ。なぜもっと施設を見て、こことここも要るんじゃないかとかというようなアドバイスをして、改修すべき点は改修をしてやっておれば、まだ運営はできたんじゃないですか。中にはとんでもない食器、平均すると5,000円幾らの食器、私も現地へ行って、見ました。K I R A K A R Aのマークが入ったり、器がありました。落ちたらすぐ壊れます。ましてああいうところに来る

お客さんは子どもが来たり、いろいろされます。そんなとこに使っておるわけですよね。それと、テーブル、椅子、平均すれば五十何万円幾ら、ちょっと私きょう持ってこうと思うて忘れたんですけど、10万円も出せば立派な椅子とテーブルがセットできますよ。それにもかかわらず、五十何万円、椅子、テーブル1つ、椅子4つ、五十何万円ですよ。食器が5,000円幾らですよ、平均。何ぼ高級志向といってもばかげてますよ。よく名前出しますと、岩江議員が言いますけど、これは京都の先斗町のほうの高級な店で社長さんや国会議員の偉い先生方が行って飲む場所じゃないんですよ。市民の憩いの場所なんですよ、一つは。そんなとこを高級志向にして、ましてやお金を通帳、印鑑を預け、自由に使え、当然使いますよ。しようしますよ。だから、責任があるんじゃないかと。私はそのように思って今発言しとんですけど、その辺について、本当にこの文書、副市長は裁判というような言葉も出されております。この資料を出されたアドバイザーに対して裁判を起こすのか、その辺のとも答弁をもらいたいと思います。

それと、出資金2,650万円、うち2,500万円が美作市、あと150万円は個人、英田の方ですよね、元町長であつたり、なににの会長であつたり、3名の方がおられます。何か英田のほうではこの出資金を返してもらって、私ら取締役やめるんだと、そんなばかげた子どもみたいなことを言わないようにさせてくださいよ、副市長。何のために取締役になったんですか。もしその話を知らないんであれば、確認をとって、そのばかげたことは言うなど、当然あなたたちも責任がありますよ、50万円が返るわけがないでしょうと、逆にまだ損害を請求したいとぐらいの気持ちでやってくださいよ。

それと、基本協定の第4条、今皆さん資料がないかもわかりませんが、私がちょっと読み上げます。第4条に、この期間は25年7月1日から28年3月31日、本当3年あるわけですよ。今言うた運営資金もことし1,000万円、来年500万円、その次500万円と書いてとんですよ。次に、13条、これは13条で乙、これ甲乙のあらかし方にしとんですけど、甲が美作市、乙が株式会社雲海、だから株式会社雲海は管理業務の全部を一括して第三者に委託し、また請け負わせてはならない。2番目は、13条の2番目、乙は管理業務の一部を第三者に委託し、また請け負わせるときはあらかじめ甲、美作市の承諾を得なければならない。恐らくこれは受けとると思います。次です。甲が管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は全て乙の責任とここに書いています。そして、管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、乙が負担する。要するに株式会社雲海ですね、が責任をとるような文章ですね、これは。次に、18条、ここにも施設等の維持管理に関する費用と書いています。18条の1項目になるんですかね。管理施設の維持管理にかかわる費用は全て乙の負担とする。雲海の負担ですよ。また、乙が管理施設の運営及び管理に関して損失を生じた場合はその損失は乙の負担とし、甲はその損失の責めを負わない、責めを負わないというようなことを書かれています。であれば、なぜここで補正で資本金2,200万円、それと3月までの今副市長の答弁にありました1,956万円でしたか、の費用をここに上げてやらにやいけないのか。だったら、ここに補正を上げるんであれば、このお金でなぜ3月までやらせてくださいと、そしてその間に新しい指定管理を見つける努力するという言葉が出なかったんです。それと、裁判について、今言いましたけど、誰を相手にやるのか、その辺の答弁をお願いします。

#### 議長（内海 健次君）

市長職務代理者副市長。

#### 市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

まず前段でございますけれども、お伝えしたいことという文書が出てるのは私どもも承知しておりますけれども、その文章を出すに当たって私どもも協議をしたことはございませんし、その内容について一方的な

部分が多々あるというふうに思ってますので、内容については控えさせていただきたいのが現状でございますけれども、先ほど私どももそう思ってるんですけれども、テーブルとか食器とか椅子というのを余りにも効果なものを買って過ぎたというのが、品物を見た中で判断があったというのは私ども自身が管理責任が非常に乏しかったというふうに反省しているところでございます。

それから、私のほうの言い間違いがあったかもわかりませんが、私は裁判というふうな話ではなしに、言い間違いがあったら訂正のほうをお願いしたいと思いますけれども、弁護士と協議を行っているというふうに御解釈のほうをお願いします。

〔「裁判というて、何言よんなら。何言よんなら」と呼ぶ者あり〕

少し記憶がございませんので。

〔「何記憶がないなら、テーブル……」と呼ぶ者あり〕

それから、出資金を返すというお話でございますけれども、出資金の部分については、市のお金を使ってどうのこうのするようなものでは今のところないというふうに思ってますので、返すこと自体がおかしいというふうに思っております。

それから、先ほど条項を見て、株式会社雲海の部分で責任があるでしょうというふうに言われておりますので、株式会社雲海については責任があるというふうに思っております。ただし、債務のある方がその債権を回収しようとしたときにももちろん裁判所の管轄になりますので、雲海が買った品物、投資したものを全て売却ということになれば、今後の運営について非常に運営ができなくなるというふうなことが発生いたしますので、このたび予算をさせていただきました。

なお、前例といたしましては、愛の村パークも合併以後同じような案件がありまして、そのようにさせていただいていますし、武蔵の里についても同じ状況、どちらも三セクであったわけですが、出資金の増強をして、清算をしたという経過もございますので、それに準じて今回も同じような対応をとらせていただいているという状況でございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

3月31日までのことは言うたかな。3月31日までしてもえんじゃないかという質問があった。

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

済みません、もう一件落としておりました。

この予算をするのであれば、なぜ3月31日までしないかというふうな話の中で、一番の問題は皆さんの議員方も多くの方から御指摘がありまして、地域住民の方からも御指摘がありました。雲海の方針そのもの高級志向過ぎるということで、それをある程度もとに戻してほしいということでいろいろ協議を行いましたけれども、どうしても支配人や経営アドバイザーと意見が相違したということと、今までの運営形態の予算の使い方等々を判断したときに、これは社長の判断でもありますけれども、今のような判断をすることはできない、経営を新たにすべきだという御意見のほうがかまかってまして、そちらのほうに切りかえていったということで、もちろんその内容につきましては、社長名で経営母体についての考え方について文書で出した経過もございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安本議員、3回目になります。

### 3番（安本 博則君）

3回目。

話のもとに戻りますけど、この発端は6月定例のときに議案77号でしたか、で指定管理の話が出て、その中である議員がいろいろと質疑してます。その中身は、読みますと、これも議事録の中の抜粋ですが、作東バレンタインホテルなんかは現場責任者の支配人が取締役になっていると、だけど雲海は取締役になっていないような気がする、だからどうなんかと、ちょっと心配であるというような発言をされて、市長の答弁で、それはよく頭に入れ、取締役会を開いたときに検討しますというような答弁をされております。にもかかわらず、先ほどの文書等で取締役を外されているようなことがなっております。だから、執行部の方々はこの場しのぎの答弁だけしとけば終わりだというような考えで答弁されよんであれば、議会なんて要らないじゃないですか。自分たちだけでやったらいいんですよ。だから、初めに言ったでしょう、しっかりした答弁してくださいと。いろいろとまだ隠し事がいっぱいありますよ。本当に真剣に考えとんですかね。これだけ東栗倉工房で大金を使い、また雲海で大金を使い、市民の皆さんはどう思ってるかわかっとなですか。大変な血税ですよ、皆さんの、1億円何ぼ。雲海なんかだったら、当然市の建物で改修資金、リフォームが要るかもわかりません。それにしあってリフォーム込みで1億1,000万円使うわけですよ。工房も四千何百万円使って、もう既に1億円、この半年間ぐらいで1億五、六千万円使うわけですよ。しっかりしとけば、改修料除いた分は防げたかもわからないじゃないですか。だから、その辺の責任を痛感してほしいと、だからしっかり答弁をせえと言うんですよ。何も隠してない、隠してないと言いながら、隠しとんですよ。

それと、ここにこれ多分僕はちょっとコピーしかもらってないんで、表題がないんですけど、ドリームプランだと思えます、美作市の。観光の現状と課題として力を入れるべき取り組みについて、本市が魅力的になるために取り組みについて力を入れるべきものとして、人と環境に優しい観光地づくり、その中で湯郷温泉や大芦高原などの温泉を中心とした温泉地の魅力の向上、また特に力を入れるべきものとして湯郷温泉、大芦高原などの中心とした魅力の向上、さっき言いましたね、こういうことがパーセント的に高いアンケートみたいなのが出とんですよ。それにもかかわらず、ここへきて雲海を開けて、来年3月までに何とかしたい、ちょっと生ぬるいんじゃないですかね、考えが。

それと、先ほど裁判といったような言葉はないと言いましたが、これは最初のときに議会初日のときも言ってますし、きのうの中でも発言していますよ。今後ろのほうで言っとった言葉じゃないが、テープを自分たちでよく確認なさいよ。この件について私は6月の定例で全協を開いたときにうそを言われとんですよ。誰がこのAUBERGE KIRA KARACHO、誰がこれブログを許可したんならと市長に尋ねたら、若い職員が探してやったんだという話をしながら、この間の産業建設委員会ではアドバイザーがKIRA KARAを使って成功したから、使ったんだと。

### 議長（内海 健次君）

安本議員、個人名は控えてください。

### 3番（安本 博則君）

出とるじゃ、いいじゃないです。

### 議長（内海 健次君）

やっちゃいけません。本会議ですから、いけません。

### 3番（安本 博則君）

わかりました。だから、そういうのを言うんであれば、なぜ全協のときに正直に言わなかったのか、だからうそを言うなど言いたいんですよ。その辺もう副市長も江見部長も、ほかの部長連中もたくさんいますけ

ど、その辺をしっかりと答弁しないと、何も隠してません、隠してません、隠し事だらけじゃないですか。そんなことをされた議員は立場ないじゃないですか。だから、人もばかにするのもええかげんにせなあかんで。この点、先ほど二、三点言いましたが、このドリームプランのほうからとか、協定書、それから今の裁判のこと、もう一度答弁お願いします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

裁判の話につきましては、何回か裁判という言葉を使ってると思いますけど、現在ではアドバイザー契約等々につきまして弁護士と協議をしている、先日裁判の話をしたときには、責任の問題のときに裁判の分は裁判の結果が出てれば、その結果を真摯に受けとめてその判断をしたいというふうに言ったような記憶がございます。

それから、支配人の関係でございますけれども、特に取締役の中で支配人になっていただけないでしょうかという議論はしたことがございますけれども、皆さん方支配人まではどうしてもできないと、役員としてそこにずっと詰めることはできないということで、もちろん市長も私も部長も市のほうの立場で入っている者で、そちらのほうへ専属に行くということもできませんので、民間の方3人にはお願いをしましたけれども、3人ともお断りがあったという経過もございます。もちろんそれ以外の湯郷温泉含めて、雲海の温泉につきましては、観光客が年々減少している中、もちろん市民やら観光客の嗜好の変わりもございまして、非常に減少して、景気そのものが悪くなっている、そのためには市としては活力を入れてでき得る限りお客さん呼び込む、その施策が必要であるという判断のもとでいろいろと手だてを打ってるという状況の中でございます。

また、株式会社雲海につきましては、上山の棚田を含めまして、でき得る限り観光客を誘客しようということで、前年まではカーブ田んぼですか、そのあたりも含めて市のほうとしてもでき得る限りの力を入れていったわけですが、観光客というか、入湯客そのものが徐々に徐々に人口の減少とともに減ってきたというのも事実でございますし、他の新しい施設ができてきたというのも影響だろうというふうを考えて、赤字からの脱却をいかにするかということで、新しい施策を模索をしていった、ただし先ほど来も出てますけれども、一遍なる高級志向を望み過ぎたというマイナスと、多少高級志向にしなければいけないという言葉のあやの差が非常に大きな結果として大きな金額やいろいろなものの差に出てきたということで、大変御迷惑を皆様にかけて、こういう結果になったということについて、深くおわびを申し上げます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安本議員、総括になります。

**3番（安本 博則君）**

まず、アドバイザーの件と美作市との関係、雲海ですか、との関係をはっきりし、責を負ってもらうことは責任を負ってもらうと。それと、株主である3名の方の資本金は当然返さないというのが筋だと思いますので、その辺を頭によく入れてもらいたい。それで、今副市長裁判の話、言ったかもわからない、今後はそうじゃなくて弁護士とのという話ですが、自分の言ったことには責任持たないと、副市長、後から記憶がないとかどうのこうのと言う、弁解するんじゃないで、きのうのきょうですよ。5日の始まりからいけばまだ1週間もたっていないじゃないですか。それによく昔ロッキード事件かなんかで、記憶にございません、記憶にございませんと言うて逃げるようなことしないでください。

それと、最後になりますが、6月定例の中のこれは挨拶の中です。これは議長の挨拶ですね。議会改革特別委員会が設置されて、市民の皆様にわかりやすいようより開かれた議会を目指し、議員一人一人が研さんを深め、チェック機能のより一層の充実と安全・安心に生活ができるためより一層の調査研究をしまいと決意をされとるんですよ。だから、この議長の決意を執行部は裁判まで考えとったわけですから、この件に関して、議会としてもしっかり議長の思いを受けて、特別委員会、これは議会の関係ですが、百条でも開いてきっちり説明をしないと、市民の皆様は恐らく納得はしないと思いますので、これは議会だけのことで、これは議長にだけお願いしておきたいと思います。

これで2項目めを終わります。

**議長（内海 健次君）**

安本議員、3項目めは休憩の後をお願いします。

**3番（安本 博則君）**

わかりました。

**議長（内海 健次君）**

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時26分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

[発言の削除]

**議長（内海 健次君）**

今安本議員のほうから個人名からアドバイザーという形容に変更の申し出がありました。これを許可いたします。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（内海 健次君）**

許可いたします。

それじゃ、安本議員、3項目めの質問に入ってください。

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

先ほどカウントされんと言うたんじゃなかったん。もうカウントされとる。

**議長（内海 健次君）**

いや、します。

**3番（安本 博則君）**

3項目め、質問します。

3項目めは獣肉処理施設についてです。

6月からスタートして6カ月間がたっていますが、処理頭数、販売数量、イノシシ、鹿に分けて、それとどれだけ販売できたのかということの答弁、それと駆除奨励金について猟友会との調整がうまくいったのか、それと6月、9月で検討しますといった項目が10点弱ぐらいあったと思いますけど、その辺についての答弁、よろしくお願いします。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

よろしいですか。

**議長（内海 健次君）**

どうぞ。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

それでは、安本議員の獣肉処理の関係について御回答いたします。

まず、6月から11月までの獣肉処理施設での個体搬入頭数をイノシシと鹿に分けて御説明をいたします。

まず、イノシシでございますけども、6月が33頭、7月が28頭、8月が48頭、9月が18頭、10月が16頭、11月が19頭で、6カ月間の合計が162頭となっております。また、鹿の受入頭数でございますけども、6月が69頭、7月が61頭、8月が43頭、9月が96頭、10月が156頭、11月が186頭であり、6カ月間の合計が611頭でございます。

次に、施設で処理した獣肉の販売状況でございますけども、こちらイノシシと鹿と分けて御説明をいたします。

まず、イノシシでございますけども、11月末までに約430キロの精肉を販売しておりまして、売上金額は63万円となっております。また、鹿につきましては、ドッグフードの利用も含めまして3,870キログラム、211万円の販売実績となっております。取引をいただいておりますのは市内外の宿泊施設や飲食店、加工業者などの14業者でございます。

それから、個人の方への販売状況でありますけども、市内外の延べ50名の方に購入していただいております。週末には岡山市や玉野市などの遠方からも購入に来ていただいている状況でございます。

次に、獣肉処理施設の運営費の明細でございますけども、11月末までの5カ月間における主な支出は、8名分の人件費が約520万円、光熱費及び消耗品費等で約220万円、通信費等の役務費が30万円、電気保安協会等への委託料が50万円でありまして、合計をいたしますと830万円となります。また、今後4カ月間の見込みでありますけども、8名分の人件費を含めまして、約800万円の経費がかかるというふうに予想をしております。経費に対して売り上げは伸びておりませんが、10月から11月にかけて大量に搬入された個体がこれから処理をされますので、今まで以上に販売の強化と拡大を図って、売り上げの向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、駆除奨励金についてでございますけれども、イノシシ、鹿の駆除奨励金に係る猟友会との調整はどこまで進んだのかという御質問でございますけれども、本年度から獣肉処理施設が稼働するに当たりまして搬入頭数を確保したいとの思いから、捕獲者からの捕獲者がみずから個体を処理する場合と施設に搬入された場合の奨励金等に格差を設けまして、自己処理の場合の1頭当たりの奨励金を昨年の1万2,000円から8,000円に減額をしておりましたために、市の猟友会からは自己処理をした場合においても昨年の駆除奨励金と同額にするように強く要望をされておりました。この質問につきましては、安本議員も9月議会のときに御質問されまして、現在猟友会と協議中であるというふうに私が答弁を返した記憶がございます。これにつきましてその後猟友会と何度か協議を行ってまいりました。これにつきましては、当然市長、副市長につきましてもこのような申し込みがあるということは御説明を申し上げております。市長、副市長と協議をいたしまして、奨励金については、大変猟友会の方々も駆除でしっかりとやっておられるし、いろいろと頑張っておられる、それから美作市の農業振興の発展のためにも努力をされてる、そういうことを踏まえて当然もとの猟友会の言われるように1万2,000円に返してやるべきであるというふうな指示をいただきまして、10月14日の分科会長会におきまして昨年の奨励金と同額に戻すことで同意をいたしました。しかしながら、平成27年度からの交付税の見直しということもありますので、各分会長にも御理解をいただかなければならないということで、条件はつけさせていただきました。その条件というのが、平成27年度または駆除活動により捕獲された有害鳥獣の全てについて市での処分が可能となった場合、全頭処理ということを意味しておりますけれども、それと現在の奨励金を減額することもあわせてお願いをしております。これはもう少し申し上げますと、1万2,000円ということは了承しました。しかし、全頭処理であるとか、交付税が27年度から削減されるということになりますと、今の1万2,000円よりは減らすこともありますよと、そのことは十分御理解願いますよと、そういうことをお願いをして、今回の1万2,000円ということになったということは安本議員も御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、6月、9月議会における質問に対する検討結果ということでございまして、安本議員からいただいております別紙ということで質問の中にありますけれども、まず1、県に対し7月から9月の奨励金の見直し、それから駆除した鹿、イノシシの搬入時間、夏場と冬場で変化をつける、県境での捕獲について、狩猟について、3番が市職員のアンケートについて、次がレシピをつくる件、それから銃の資格を取得する際の助成金、それから駆除要請での犬のけが治療代について、上限を設けて補助金を出すことについて、それから搬入時のガイドラインの見直しについて、もう一つ最後に、販売できないでいる商品について、ドッグフード業者に出す件、この件が別件で問われております。これについて御説明、御回答を申し上げます。

全部で9項目ございました。

まず、1項目でございますけれども、県の有害鳥獣捕獲強化月間の時期を見直す要望についてでございますけれども、議員の御指摘のとおり4月から6月、イノシシ、鹿の出産時期であることから、強化月間の時期の見直しについては、個体数減少への効果的な取り組みの一案として県のほうへの提案を検討をしております。

それから、2番目でございますけれども、少しでも多くの個体の受け入れをするために季節によっては獣肉処理施設への搬入時間を変更してはとの御質問でございます。これは先ほども申し上げましたけれども、11月末に既に鹿の年間受け入れの目標としております600頭を超えております。また、11月2日には20頭のイノシシ、鹿が搬入をされております。その後もたびたび10頭以上を超す搬入がありまして、施設従業員はその解体作業に追われ、深夜までその解体に及んでいる現状がございます。施設従業員の適切な労働環境を確保

するためにはこれ以上の個体搬入を目的とした搬入時間の見直しは現段階では少し時期尚早ではないかというところで判断をしております。

次に、3項目目でございますけれども、県境での狩猟についての質問でございます。銃器による駆除活動を行う際に対象鳥獣が県境を越えて逃げた場合の対策ということでお答えをさせていただきます。有害鳥獣駆除の許可権者は市町村長となっております、許可のできる範囲も当該市町村内となっております。このことから県境あるいは市町村を超えて駆除活動を行う場合には該当する市町村の駆除許可を受ける必要があります。しかしながら、駆除許可については期間等が市町村によってさまざま、まちまちでありまして、また各猟友会との協議も必要となることなど、課題が多くありますので、慎重な対応が必要でないかと思っております。

次に、4項目目でございますが、市職員へのアンケートについてでございます。シシ肉を購入していただくために9月の議会に皆様と市職員を対象とした注文をとらせていただきましたところ、68名の方から66キロの注文をいただきました。しかし、ちょうど同時に市内のホテルよりシシ肉60キロの注文があったことから、御注文をいただいた5名の議員にはお買い上げいただきましたが、職員への販売は中止をいたしまして、先にホテルのほうに納入をしたことから、職員へのアンケートは実施できておりません。まことに申しわけないと思っております。しかし、このたび地美恵の郷から提供した鹿肉を使った美作カリーの試作品が完成しました。安本議員におかれましては大変好評で、2回買っていただきましたけれども、そのほとんど、議員にも購入をしていただきました。御協力まことにありがとうございます。ただいま職員からも注文を受け付けておりまして、現在300個の予約を伺っております。近日中に職員だけではなく、職員の御家族からも意見をいただきまして、充実したアンケートにしたいというふうに思っておりますし、このアンケートを生かして次の戦略を練ってみたいというふうに思っております。

5項目目のジビエ料理のレシピをつくる件でございますが、本年度美作県民局と連携をいたしまして岡山県と美作市共同のレシピ集を作成中でありまして、現在最後の編集作業を行っております。近いうちに皆様に御紹介ができるんじゃないかと、そのときにはぜひともこの口コミをもちまして広めていただきたいというふうに思っております。

次に、6番目でございますけれども、銃の資格を取得する際の助成でございます。新規取得者につきましては、岡山県の補助事業を活用し、狩猟免許の講習会と試験費用の半額を補助しております。市といたしましては自主的な免許の取得により継続的な狩猟がしていただけるものと考えております。そのためには取得者による応分の負担は必要と判断し、現行の補助制度を継続することといたしております。

7目目でございますが、銃器を使用しての駆除活動中に犬がけがをした場合の治療費についての御質問にお答えをいたします。美作市においては銃器を使用する巻き狩り猟での有害獣の捕獲率は低く、イノシシについては2割、鹿については1割ということにとどまっているのが現状でございます。このような状況でありますので、けがをした犬の治療費につきましては、捕獲奨励金を充てるなどの方法により対応をお願いをしております。

8番目でございます。施設搬入時のガイドラインの見直しについての御質問でございます。獣肉処理施設には衛生面、安全面に配慮した良質な食肉を提供することが義務づけられております。搬入される個体の中には指導はしておりますけれども、十分な放血ができていないものでありますとか、食肉として活用できる部分が極端に少ない個体もありまして、これからも安全・安心な食肉、この提供、もしも悪い評判が立ってまいりますと、この施設自体が大きなマイナスをこうむると、そういうことも踏まえますと、より一層厳しいチェックをしながら搬入条件を一層厳しくいたしまして、進めていくということのほうが重要ではないかと

いうふうには私どものほうは考えております。

最後の9つ目でございます。食肉として活用できない獣肉についての御質問でございます。ことし9月に県内外のドッグフード業者5社からの見積もりをとりました。そこで最高価格の提示がありました兵庫県の丹波市の業者と現在取引を行っているところでありまして、今までに約2トン、金額にいたしますと20万円の獣肉を出荷をしている。

以上が安本議員の9つの御質問の中身でございます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安本議員、2回目です。

**3番（安本 博則君）**

余り時間がないので。

まず、1項目め、よくいろいろとされて努力していることは答弁を聞くなり、文書を読んでもよくわかります。ただ1点、ドッグフード業者に出されているものについて、商品ですね、どういうものを出されとんか。例えばきちっと精肉にしたような格好のものなのか、骨つきのものなのか、逆に皮だけ剥いで、いけんからというものなのか、その辺の説明を教えてほしいと思います。

次に、猟友会との話し合いで結果が出ていたのであれば、事前に言ってもらえれば、こういうようになっていますよと言ってもらえれば、この件についての質問しなかったんです。そしたらまた、ほかの質問もできたので、今後はそういう検討結果が出たことについては、やっぱり質問した僕にかかわらず、他の議員でもこういうふうになりましたというような報告はしてほしいと、これ要望しておきます。そうでないと、二重、三重の質問になりますから、無駄な時間になりますので。ほかにもいっぱい質問したい、例えば福祉の問題であったり、農業問題、多々あるので、よろしくお願いたします。これは田園観光だけじゃなしに各部全体に言えることですので、よろしくお願いたします。

それと、この中でも検討があるが、結果が出たならというような、またことが何点か、今の9項目のうちには検討ということの、1項目めですか、個体減少への効果的な取り組みの一案として県への提案を検討するというようにまた検討というような言葉が出とるので、もしそういうの結果が出たら、先ほども言いましたようにまた時間はかかると思いますが、お知らせをしてほしいと思います。その点についても一度答弁をお願いします。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、先ほど猟友会の件でございます。この件につきましては、先ほど申し上げましたけども、当然この議会一般質問を出される前に決まっていたということでございまして、9月議会で安本議員が言われたことにつきましてそういうふうになりましたということは当然お知らせすべきだったというふうに思っております。今後につきましては、そういうことに十分配慮しながら行政に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、同じく検討ということを何回か使っておりますけども、これにつきましては、結果が出た暁にはこういうことになりましたということはお伝えするように課の職員等にも十分配慮したいと行っております。

それから、ドッグフードの件でございますけども、まず残渣ということもございまして、それと現在このガイドラインにおきましてほとんどがわな、おりのが捕獲がほとんどでございます。銃よりも捕獲率といい

ますと、8割がそういうもので捕獲をされております。その中でも先ほど申し上げましたが、いろんな条件がございます。放血をして2時間以内に持ってきてほしいとか、頭をここより下はだめだとか、いろんな条件があるんですけども、中にはそのガイドラインでお示しをした、あけてみないとわからない面もありますので、あけてみたときにこれは食肉としては使えない、そういうものもあります。例えば血が回ってる場合もありまして、とても食べれない、そういうものにつきましては、当然ドッグフードとして使わせていただいている。ただし、今の飼い犬なんかもそうなんですけども、人間と一緒にだそうございまして、十分に例えば弾が入っていると、そういうものがあつてはだめなので、検査をしながら、その辺を十分気をつけてドッグフード業者に出しているという状況でございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安本議員、3回目になります。

**3番（安本 博則君）**

ドッグフード業者の件ですが、じゃ、皮を剥いただけじゃなくて、解体をきれいにして、それを弾が入るとか入ってないかというようなことを確認しながら出荷するということだと今答弁で思ったんですけど、私が聞いたかったのは、そういうとこまでしなくてもドッグフード業者に出せるのであれば、例えば皮だけ剥いた状態で出せるのであれば、そういうような格好で出せば、今残業等をされているそうなので、そっちの時間の短縮にもなると思い、こういう質問をしたんですけど、内容的にはわかりました。

これからは、もともと大体年間1,000頭ぐらいの処理しかできんような施設なんで、今後これは予算のかかることですが、全頭を先ほども言われたその処理をできる段階になったら、金額、奨励金については検討するというようなことも約束しとるらしいですけど、なるべく全頭処理できるような体制、もしできないのであれば、その野や山に捨てない、ましてため池なんかにも聞くとところによると結構捨てて、浮いてる状態を見かけるというようなことも聞きますので、できれば焼却、今度できるクリーンセンターが可能なのか可能でないのかわかりませんが、その辺の廃棄も考えながら、今後こういう取り組みにしっかりやっていただきたいと思いますので、その辺もし考えがあるのであれば、再度答弁をお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

そもそもこの鹿、イノシシの捨て場所ということが以前から大きな問題でありました。獣肉処理施設を思いついたのもそういうことを少なくするため、それからせつかくとれた鹿、イノシシを有効に使えないかということもありまして、この施設ができたというふうに私は認識をしております。したがって、この環境問題、いろんな問題もありますので、この美しい山にそういう悪臭が漂うというようなことは決していいことではありませんので、猟友会につきましてはそのあたりを徹底してほしいということをごちらのほうからお願いをしております。しかし、猟友会といたしましては高齢化が進んで、なかなかそこに穴を掘って埋めるということとはよくわかつとんじゃけど、山の上のほうから下まで引きずり落とすということもできないしというようなギャップもございます。したがって、そこを解決するにはやはり市といたしましては全頭処理という方向へ進むのが一番いいんじゃないか、これからの市と猟友会がお互いに連携を図ってこの駆除をする、そして耕作地を少しでも少なくする、そういうことを目指していくのであれば、もう一歩進んだ考えを持ってやるべきではないかというふうに私も思っております。現在市長、それから副市長、私担当課のほうとよく考えて何が一番いい焼却処理につながるのかということをごちのほうではあります、

研究をしております。これにつきましては安本議員のほうにもまた12月議会でこの質問があったけども実はこうなるようにありますよという途中経過でも報告はできる機会を早目につくってみたいと私どもは考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安本議員、総括になります。

**3番（安本 博則君）**

先ほど江見部長からわかりやすい説明をもらいました。やっぱり全頭処理を目的にやはり先ほど言われましたようにもったいないとか、それから野や山に捨てて汚しちゃだめだとかというような発想がありますので、できればそういう施設を前向きな検討、お金がかかることですから、一概に言えないですけど、全頭を受けるためには必要でないかと思しますので、よろしく願って、私の12月の一般質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上をもちまして通告順番6番、議席番号3番安本博則議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順番7番、議席番号11番西元進一議員の発言を許可をいたします。

西元議員。

**11番（西元 進一君）〔質問席〕**

昼から1番でよろしくお願いします。

私はこの雲海問題について質問させていただきます。

雲海問題については全員協議会が2回開かれ、個々の議員の一般質問でも相当深く追及されて、研究された結果をいろいろとやられているわけです。そういう中で私も少しずつですが、わからなんだり、あるいはわかったりするような問題について副市長職務代理者にお伺いしたいと、しながらということでやっていきたいと思っております。

まず第1に、株式会社雲海についてお伺いしますということで、現在の状況を詳しくお願いいたしますということと、それから2番目に、よく責任ということと言われるんですが、責任あるということをおなたたちはよく言われますが、どういう責任をとられているつもりですかということと、それから私は余り責任問題というものについて深く追及したくないということがあります。というのは、私たちが考える責任、私が考える責任というのは、はっきり言うと、やめるということが基本だというふうに思うんですが、それを何となしに重大なことのように月給を少し下げたりするというですりかえられたりするというので、私はそういう点では非常に無責任な責任のとり方だというふうに私が思っとなで、そういうことについてお伺

いしたいということであって、それから第4番目には、第三セクターの今後の方針です。また、反省点があればきちっとした回答をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず、私は希望しておきます。というのは、私たちが知るという範囲では副市長、今の職務代理者を中心にした執行部の報告というものが最優先です。100%です。これが間違った方向で少しでもゆがめられたり、あるいは間違った方向での報告があれば、当然そこでの議論ですから、いわゆる民主主義というか、そういうものがゆがめられていくし、それから第三セクターですから、いわゆる使用者があつたり、いろんな問題があるわけですから、その人たちに多大な迷惑かける、それ以上にやはり私たちは美作市民の財政というものに対しては一定の責任を持つてるわけです。そういう点では一定の責任を持ちながらも行政には協力していくということやっていきようわけですから、そういう点できちっとした正しい報告でなかったら、ゆがめられた報告が一つでもあれば、美作市民の血税に重大な損傷を与えると、損害を与えるということがあるんで、そういう点ではきちっとした、あるいは本当に皆さんがきちっとした整合性のある報告、整合性の間違いのない報告、それは議会でやってもらうということでない、幾ら全員協議会で協議したと、あるいは2回も3回も血の道を上げてけんかをしても、結果としてはあなたたちのいわゆる尻尾切りです。私たちは11月末にするという点で閉鎖するという点では本当は認めたくないという点で力を入れて質問したわけです、全員協議会では。しかし、きちっと、次に何かあるかというたら、来年3月まで執行部が、執行部じゃなしに雲海が経営、一定の責任を持ってやるんだと。これは議会でも問題だろうと思うんですが、本当は僕は全員協議会の中で議長の計らいで秘密会でもええからやって、来年3月までやっていこうとか、12月までやっていこうというようなことが図られるということが本当は希望としてはあつたんですが、そういうこともなかったと。そういう点では非常に議会運営に対する弊害もあるし、それから執行部が第三セクターとして運営していく上での責任という問題が、問題がありながらも横道にそれてる。結果として私たちが真剣に取り組んできた何らかの成果を見たいという成果は踏みにじられて、11月の時点で閉鎖する。執行部は何を考えたかというたら、来年3月までを何とかやっていく、そんなむちゃくちゃな話がどこにあるんですか。私たちははっきり言って、二元代表制なんですよ。二元代表制というのはあなたたちも選挙で選べる、私たちは18人であるけど、18分の1の選挙民の支持を得てきて、それが若干でも本当は議会運営として議会での成り立ちという点では若干は議会のほうが優位に進んでいくほうが円満かつ、しかも民主主義に沿った議会運営、あるいは執行部の運営がもたらされとということがあるんで、そういう点では皆さん方の考え方は非常に自分たちの拙速に対してきちっとした考え方は自分たちは尻尾切りをやる、私たちはそれに参加していろんな意見を苦口を言うと、苦口を言うてみただけで結果としてはあなたたちの結論に従わずと、これでは議会制民主主義というものが本当に生きているかと、どうかという問題については私は疑問に感じております。岩崎副市長が非常にそういう点では造詣にたえとるし、しんどいとは思ひます。しかし、市長がおらんわけですから、市長の職務代行者ですから、そういう点では議会制民主主義、あるいは二元代表制に対する対応、それから今の雲海に対する現況、それからいわゆる責任という問題に対しては岩崎職務代理者は最高の責任をとったんだということを言われました。しかし、けさの新聞見たら、猪瀬東京都知事は12カ月分を給与カットするというような責任のとり方を報告しとるはず。本当は責任のとり方というものは際限がないわけですから、実際問題としては私は責任はとれないというのが責任だろうと思うんで、そういう点ではきちっとした、いわゆる反省の上に立って教訓と成果を引き出して、そういう点での新しい第三セクターの運営をどう求めていくかということが民主主義の基本だろうということをお願ひで、そういう点での回答があれば、ここには余り書いてないんですが、そういうことを中心にして返答を、副市長の返答をよろしくお願ひしてます。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

西元議員から猪瀬知事や美作市の職務代理者としての責任のとり方等々、それから議会と執行部の件について言われました。私どもも今後の反省点ということで、現実的に雲海のほうがこういう状況になったということのおわびと、今後のこの反省に基づいて次のことについて考えなければいけないという重大な責任があるだろうというふうに理解をしております。

通告をいただきまして、文書についてまずお答えをさせていただきます。

現在の株式会社の雲海の状況を詳しく説明してほしいということですが、この件につきましては、11月6日と19日の2回議会全員協議会が開催され、現状について御説明をさせていただきました。今回の一般質問においても他の議員の御質問に答弁をさせていただいているところでありますが、再度説明をさせていただきますと、指定管理者である株式会社雲海は資本金と本年度指定管理料3,650万円のうちほぼ全額に当たる3,600万円をリニューアルオープンまでに使い切った上に、7月から11月までに1,400万円の赤字となり、資金繰りが悪化したことを受けて、株式会社雲海の清算に向けて11月30日をもって指定管理者契約を解除して、市の直営に戻すとともに施設の営業を休止する方向で考えておりますが、維持管理費がかかるのであれば、利用者の多い温泉とグラウンドゴルフなどのスポーツ施設は新しい指定管理者が決定するまで運営してほしい、この意見は地元の声として受けとめてほしいとの意見を真摯に受けとめ、今回清算に充てる費用と維持管理費、運営経費を含めた金額を計上してしますので、御理解のほうをよろしく願いをいたします。

責任のとり方があると言われていますが、あなたたちはどのような責任になると思いますかの件と、責任のとり方の意義についてお尋ねの件とは共通したことがありますので、一緒に答弁をさせていただきます。株式会社雲海は美作市が9割以上出資している第三セクターであり、会社の損失が発生した場合、代表取締役社長であります市長並びに取締役の副市長、田園観光部長の責任が問われるのは当然であると認識しております。また、商法において一般的に会社と取締役の関係は委任関係と明記されており、委任において受任者である取締役は委任を受けた趣旨に従い、善良な管理者の注意を持ってその任務に当たる善管注意義務を負っております。その他にも商法には法令、定款及び総会の議決を遵守し、会社のため忠実にその職務を遂行する忠実義務が規定されています。また、商法には取締役の第三の基本的な義務として、監視監督する監視義務が明記されております。この3つの義務を基本として会社の業務を的確に把握し、取締役会として会社の適切な業務執行を決定することが責務と職務を果たすことになると考えておりますが、この3つの義務を遂行していなかったことが現在の事態を招いた一因であると認識をいたしております。

第三セクター株式会社雲海の今後の方向性について御回答をします。11月30日をもって指定管理を解除して、一旦市営に戻し、会社の清算と解散を行いたいと考えております。今回の補正予算にも出資金を増額させていただき、清算に必要な経費を計上させていただいておりますので、何分御理解のほうをよろしく願いをしますとともに、今までの不手際を心からおわびを申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

私宛てに名指しでお伝えしたいことというのが来ております。そういう点では皆さんも見とられると思いますが、私はこれは私自身に対する責任として皆さんに確実に伝えたいというふうに思っております。とい

うのは、きょう安本議員の質問に対しても副市長は若干の責めもありますということを言われたから、そういう点では全貌をきちっとして把握されると、美作市民もこの件に対しては重大な関心があると思います。そういう点ではいわゆる執行部側が言う私たちに対する説明と、いわゆるアドバイザーとして責任を持って11月末までやられた人たちの経過についてきちっとしたものをここにあって、少し読ませていただきます。アドバイザーをしていますということでもあります。ところが、10月ごろ美作市の意向として大芦高原国際交流村経営不振の理由をもって一時閉鎖の話が持ち上がりました。11月6日に11月末をもって閉館するという心外な通告を受けました。このことに関連して、11月6日の議会で美作市の説明において事実と相違、説明不足などがある誤解が多く見受けられるので、このことの真相を明らかにしたいと思います。この件に関しては、私はまず安東市長の時代から現在に至るまでの経緯を述べる必要があると感じていますということです。

まず最初、大きな目標は赤字をなくす、1番、私アドバイザーは指定管理の代表取り締まりとなる、3年間で赤字をなくす、そのために季譜の里のノウハウで高級志向でやってほしい、3年で国から予算はおりなくなるのでそのときには受け渡してあげる、これが24年10月ごろの話だったと思います。そのとき一緒に株式会社アルマ経営研究所の診断書を渡されました。私は経営診断書を一読し、実際に雲海へ行って見ました。雲海へ行って見て一番気になったのは、畳の敷いてある大広間で少人数ではありますが、地元のお客様たちが畳の上で横になり、ビールを飲んでカラオケを歌っていました。私はこの光景を見て、施設を高級志向するだけでなく、このお客さんたちには市長、安東市長に訴えました。しかし、安東市長の意見は、そんなもの気にしないで赤字をなくするためにどんと高級志向でやってほしいと言っていました。そして、市は最初改装費と基金3,000万円と指定管理料何千万円しか出せないの、後はそっちへ丸投げして任せていくとつけ加えられました。私が策定した経営計画の内容、経営計画の大きな2つの内容は何か、地元お客様のサービスだけでは施設の運営費を賄えません。単価を上げなければ赤字は解消しない。アルマ経営研究所の診断では、まず人口減少に伴う入湯客の減少をうたっていました。年々入場客が減ってきます。これで売り上げ方法が宿泊客を増加させることしかできない。20%の客室稼働率を全国平均の60%近くまで上げなければ、赤字は完全に解消されません。そこまですぐに上がらなければ、宿泊客に向けて宣伝活動などできないというふうに私たちは思います。2大キャッシュポイント、宿泊料、食事、施設、ホームページの強化、縦覧、楽天等のポータルサイトの掲載、チラシ等、宿泊客への予約販売、宿泊と食事のバランス、安東市長から、突然の変更として安東市長から指定管理をお願いして、急遽大きな変更がありました。1、指定管理会社の取締役を地元の人を加える通告、ことし1月ごろと記憶していますが、突然市が新しくつくる管理会社の取締役として参加することを伝えて、現在3名の取締役が紹介されました。突然取締役に3名が入ってくるので、私は最初我慢なりませんでしたが。しかし、目的が取締役3名を入れることで地元の不満を解消できる安東前市長が主張して、私はそれを承諾しました。指定管理会社から外されると、そしてまた新たな通告があり、その内容として指定管理会社の役員から私を外すという内容でした。私は憤慨したら、安東前市長の2年後に必ず施設を引き渡すという言葉に我慢しました。その方が地元の反発がなくなるという安東前市長の主張でした。地元取締役数回にわたる運営方針の説明、地元取締役へは市の意向を受け、数回運営方針を伝えました。以下内容が主なものです。2年後の黒字化に向けてはK I R A KARACHOという名前を使う、客単価3,000円から3,500円へアップ、レジャー客の食事の提案、いつもよりもちょっといいものを、地元客の不満の解消、脱衣場と露天風呂のリニューアル、宴会、地元宴会場のよう、カラオケ、カラオケ会場での今までどおり軽食、冷凍食品、各種ビールとおつまみ、経営方針に関しては取締役へのレジュメを作成、何度か解説しました。内容は3,000円の平均単価を3,500円にする、その500円の違いが反発が

多少出るかもしれないということを伝えました。KIRA KARACHOを使うことに関していただいたメリットについて、ブランドで誘客力のアップ、既にあるデザインの組み合わせを使うため通常のデザイン料がかけられなかった、検査の2名宮本マサユキ氏という運営中一度も会ったことはありませんでした。運営経過、雲海開始4月3日にかかわらず従業員の雇用は6月16日からでした。3日間の研修後各従業員の清掃や片づけを行い、各セクションの長を残し、夜中まで毎日業務を続けました。支配人と料理長は5月から雇用されましたが、仕入れ先の選定、GW明けは〔発言の削除〕のスタッフ1名をさらに手伝わせ、マニュアル作成等を始めました。2人の給料に関しては私は市が払うと聞いていましたが、結局資本金から支払うことにされました。スタッフ1名としてあと間に合わせれば呼ばれた5名程度の〔発言の削除〕のスタッフの給料、〔発言の削除〕の支払いについて。稟議書について、購入品に関して稟議書が必要と言われるのは9月20日ごろからでした。それまではそのような説明は受けていませんでした。既に購入した物に関して書くように言われました。しかし、幾ら稟議書を出しても返ってこないため7月3日のオープンに間に合わせるために稟議書が返ってこなくても購入してしまうという習慣になり始めました。報告が必要にかかわらずできなかったのは、6月30日発注した大浴場脱衣場の420万円のバンガローへの食事の配達する三輪バイク75万円のみです。他のものに関しては稟議書が必要ない限り理解して頂いて、報告をしています。また、運営が始まってから稟議書の必要はないと言われましたが、また出した稟議書に関しては市が初期投資した工事費用3,500万円の工事のうち150万円余の誤った金、施設の修繕、改修にかかわる費用は既に市が出す、岩崎副市長が言われましたが、お金はいただいたことは一度もなく、全て資本金の中から支払われたので、公金を使うには手続が必要と聞きましたが、手続が完了するまで注文等しながら思いました。しかし、これが7月3日のオープンに間に合わなくなり、より大きな問題が生じてしまうと思いました。基金を使えない、オープン後には高級志向の施設にするための改修は続いていました。工事は終わっていましたが、露天風呂とステージ改修の見積りはとっていました。オープンして1カ月ほどして基金が使いたいと副市長に伝えたところ、基金は使えないと言われました。山名課長にも相談しましたが、とりあえず改修をストップしてほしいという、2カ月程度運営してから道上市長の入院前に市長宅で話をしました。そろそろ借金をして運転資金をつくりたいという、道上市長は市の会社は3,000万円までは簡単に借金できると教えてくれました。しかし、翌日の会議で借金してはならないという岩崎副市長が借金はできないと言われて、それは話が違うし、運営もできないと強く咎めましたが、そこをうまくやってくれということでした。設備に対する費用に支払いと閉鎖について、現在設備に関して市が支払われない金が2,200万円程度あります。これを支払っていただければ運営は可能です、なのになぜ執行部が無理に11月で雲海を閉めたがるのかわかりません。また、山陽新聞報道が議会に入り、まるでアドバイザーのミスのように雲海が閉鎖せざるを得なくなったことと受けとられていました。また、資金不足に関してはもとの話とおり、私は指定管理者にして私が借金を補填しても、実質的運営することも可能だと、それを伝えても決して聞き入れてくださらなかったことです。閉鎖せざるを得ないという決断を私は理解できません。まだアドバイザーの契約のうち9万円はKIRA KARACHOへ支払われています。そして、私は名前こそアドバイザーで格下げされましたが、実質的に雲海は経営者の役割を果たし、休みはなく、朝から晩まで雲海に働かせ、残業代というものはありません。30万円が高いと言われることは適切じゃないと思いますということで、ここにちゃんと判が押されて、本人のアドバイザーの名前もあります。この件について私はなぜこれを読んだかという、副市長が先ほども言われたように若干の思い違いや誤差がある、それも間違えてる。私はこれは副市長はそのまま言われたと思うんです。しかし、美作市民は、副市長よく考えてください。美作市は市民は執行部が言われたことが6割以上正しいと思っただけですよ、はっきり言うと。しかし、こういう問題が出てきて、執行部が間違

いだというたら、この人たちは立つ瀬はないですよ。ずっと時系列を追うてこの問題に対してきちっとした書類も残され、いろんな意味でのかたいものも約束されながら、しかし美作市が一定の責任を負うということまで翻されて、副市長である岩崎副市長が反論するというような、しかも自分たちが赤字を覚悟してもやってもよろしいというところまで覚悟を決めてやらせてほしいというものをなぜむげにやらさなかったということが私は理解できません。結局は来年3月まで美作市が面倒を見るんでしょ。美作市の税金で市民に負担をかける。来年3月まででもやれんまでも本人たちがやるというんだったらやらせてみたらどうだったかということをお私に言いたいんですよ。そういうことに対して副市長がもしこの件に対して反論があったり、私の思い違いや、それからアドバイザーさんの時系列の間違ひがあったりするような問題があれば、ちゃんとした説明をお願いしたいというふうに思います。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

まず、西元議員のお読みになったお伝えしたいことという文書でございますけれども、私たちのほうにもそういう文書をいただきまして、市長にもお見せをいたしております。その中で前段一番最初の前段でございますけれども、3年をめどに赤字をなくなるようにするということは、これは当初からずっと言ってきたことでございます、これについては一切間違ひはございません。ただ、次の問題の国から予算がおりなくなる、これは西元議員もわかられると思わしいけれども、雲海について国から予算をいただいているようなことは一切ございませんし、それ以外の項目についていろいろな疑問点等々ございますけれども、道上市長のほうから特にお伝えしたいことについては、出された人と話し合いを一切しないようにという指示を受けております。内容については、弁護士等とも協議しながら進めるために本人とはコンタクトをとらないようにという強い指示を受けております。そして、今までの運営方針も含めまして、市長、代表取締役、両方の立場の中でこのような高級志向を、行き過ぎた高級志向は間違ひであった、ただし赤字が完全になくなるのであれば多少やむを得ないという気持ちもあつたけれども、現実的にはこういうことを思っているわけではないという指示のもとに合わないようにということと、閉館という方向性が出されたのが現実でございます。1個1個の内容について反論は控えさせていただきたいと思ひますし、弁護士との協議をとということもございまして、このたびについては、内容については省かせていただきます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

西元議員、3回目です。

**11番（西元 進一君）**

3回目。

道上市長の伝言だということと言われるんで、それ以上私は言えんのですが、実際問題この人たちと一切コンタクトをとらないというのは、それは無責任ですよ。でしょう。いいときにはちゃんとしてくださいとか、3年後にはどうのこうのというて、あげるとか、3,000万円を、自分とこの家庭にまで入れて話をしたんでしょ。コンタクトをとらんで、この人たちの責任、もちろんそれは正しいか正しくないかという問題についてはありますよ。しかし、この人たちは美作市のいわゆる財産を運営したわけですから、そうでしょう、その財産を運営した人たちがいわゆるあなたたちというか、執行部、道上市長の意思に反してというか、そういうものができなかったから一切コンタクト、そんなむちゃくちゃな話がどこへあるんですか。そんな話が通用すると思つとんですか、あんたたちは。それは絶対にだめですよ。それは今の結論が100%私

は変わらんとします、岩崎副市長。しかし、変わらなくてもこの問題についてきちっとした整合性ある説明は本人たちにはしてあげなったら無責任ですよ。本人たちは何となしに美作市民の税金を食うて、食べて、くわえて逃げたということしか残らんわけですから。そういう点では私は美作市は犠牲者をつくっちゃいけないと思うんですよ。そういう点できちっとしたことをやってほしいということと、それからもう一つは、第三セクターの問題ですが、やはり岩崎副市長、赤字、黒字の問題については、本当は私は赤字というのは普通は覚悟して第三セクターというものはやったというふうに思うんですよ、最初の出発点は。というのは、市民サービスはいかに充実したものを提供するかと、市民に提供するかということを中心にして、いわゆる採算ベースは抜きにしてつくっていくということがいわゆる景気浮揚の関係もあるんでしょうけど、やってきたのが現実ですよ。しかし、今経済がこういう状態だから、黒字にせにゃんだ、黒字が至上命令なんだということで出発点が全く180度違うところからスタートしたものを今度は黒字財政に変えていくということなんだから、当然無理があるんですよ。だから、その無理をどう岩崎副市長を中心にして埋めていくかというのを、議会を含めてですよ、埋めていくかというのが知恵の問題ですよ。だから、そういうものの整合性ある、いわゆる教訓と成果を酌み尽くしてやっぱり新しく発展する第三セクターの問題を新しい段階に到達させていくというのが普通は筋でしょう。それを切るということだけを中心にした物の考え方は私はだめだと、行政のあり方として180%だめだというふうに思うんですよ。そういう点では若干の回答があればやってください。それで、3回目ですから、総括があればしますから、そういう点で岩崎副市長、よろしくお願いします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

少し補足を説明いたしますと、アドバイザーがお伝えしたいということをごちらのほうに一切確認をなしに一方的に出されたので、その案件についてはもう一切話をしないようにという市長から強い指示があったということと、第三セクターの考え方については、西元議員言われるように私どもも民間会社ではできない部分を第三セクターというふうに考えて動いてましたけれども、今の市長の考えは、今後は第三セクターの設立は全てしないという方向性を今現在出されてますので、今後について第三セクターの設立は非常にないだろうというふうに私は今思ってます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

総括になります。

**11番（西元 進一君）**

総括させていただきます。

副市長、新しい第三セクターはないでしょうけど、第三セクターは美作市には幾つかあるわけですから、そういう点ではちゃんとしたものに対して接近すると、ちゃんとした成果と欠陥を明らかにしたものがその第三セクターに活かされていくということを中心にして考えていただきたいというふうに思います。当然今の第三セクターというのはある限り全部赤字でしょうから、そういう点ではいかに知恵を発揮して、市民サービスと、しかも市民に迷惑をかけないような施設に変えていくかということについての結論をどう導き出していくかということを考えてほしいということをお願いして、この項を終わります。

**議長（内海 健次君）**

次の項目に移ってください。

## 11番（西元 進一君）

東栗倉工房について少しだけ聞いておきます。

現在の状況を教えてくださいということ、告訴について現在の状況はどうですかということ、どのような調査を行っていますかということを知りたいというふうに思います。私は副市長の責任もあると思うんですが、東栗倉工房株式会社経営診断書というものを美作市が委託して、ちゃんとした結論を引き出しています。これは臨時議会前に出とるやつです。臨時議会前に出た4,500万円の補正予算をする前にこれが出とるんです。それで、私はこれは全く知らなくて、そのときの質問では、いわゆる道上市長に対して、市長、告訴せにやらんような問題が横たわってありながら、この4,500万円といういわゆる補正予算は本当は議会にかけるべきじゃないんじゃないかということを感じて私は言うたわけですよ。それは当然でしょう。大体案件が、その案件が告訴せなきゃならんというように、たとえ10円でも告訴しますという市長は言うたわけですよ。その点で10円でも、それは微々たるもんかもしれないが、10円でも告訴せにやらんというような案件がちゃんとあるのにもかかわらず、美作市民の血税を4,500万円という税金を注入していくわけですから、そういう点では、私はいわゆる執行部の対応として本当に美作市民を思う執行部の対応だろうかどうかという問題について質問したわけですよ。しかし、それはすると、するんじゃないけど、してくださいということで、仕方なしに認めたようなことで。しかし、その後私たちが心配した告訴という問題について、本当にされとるかどうかという問題について、しかしこの経営診断書が生かされた告発になつとるかどうかということです。この経営診断書には何カ所も、何カ所もするべきでないということを書かれとるんですけど、経営的にはそれはそうはいかんとします。しかし、この経営診断書では決算が全くでたらめだということを書いて、しかもこれがこういうものをあなたたちは事前にとうに受けとつとるわけでしょう。それが生かされんままに4,500万円補正して、今日まで至つとるんですよ。私たちに全員協議会でも何でもいいから、ここまでの経過になっておりますという報告は一度もないんですよ。予算は認め、私はいつも不満を感じとるんですが、予算は認めさず、その予算を認めるんが当たり前かもしれません。しかし、その予算を注入して、いわゆる使用され、使っていく、その経過についてはちゃんと説明をしてくださいよ。そうせんと、議会が責任持ってあなたたちと二元代表制としての議会の議決というものが本当に大事というふうに感じてもらえるんなら、ちゃんとそういう説明をしてほしいと、今後次にそれは求めたいというふうに思いますが、いかがですか。

## 議長（内海 健次君）

市長職務代理者副市長。

## 市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

西元議員の東栗倉工房についての御質問でございますけれども、東栗倉工房の現状でございますが、日笠議員、そして安本議員の御質問にもお答えしましたとおり8月31日より新しい東栗倉工房に事業を引き継ぎ、製造販売については新しい工房で行っております。そして、今は在庫として残っております商品や原材料についての譲渡協議を行っているところであり、協議が完了すれば、債務債権が確定いたしますので、本格的な清算に入ることになります。

告訴についてでございますが、警察への届け出のことがあると理解してお答えいたします。安本議員の御質問でもお答えしましたように警察からの指示により答弁については控えさせていただきますので、御承知のほうをお願いいたします。

調査の見解ですけれども、どのような調査を行っていたかという御質問ですけれども、捜査に関することは全て警察にお任せしておりますので、市としては棚卸しの確認や債務債権の整理について東栗倉工房に協力

をして調べているところです。また、先ほど経営状況等についてのお話ございましたけれども、経営コンサルに業務を委託しましたのと、市独自で調査をいたしまして、議員等の方に御説明をさせていただいたわけなんですけれども、その上に議員等から質疑がございまして、諸帳簿、領収書等については公開してほしいということで、西元議員も見られたことだろうと思います。そのような中で今回経営コンサルに委託した調査結果についてのお尋ねでございますけれども、主立ったものや重要なところについては口頭ではございますけれども、産業建設委員会、そして全員協議会において御報告をさせていただいております。今後の見通しや最終決定の部分については資料にして提出もさせていただいております。コンサルの結果の一部分をさせていただいてる、それ以外については書類について出ささせていただいてる、口頭についてさせていただいてるという状況でございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

そういう発言しかできんと思うんですが、日程表も私は見せてもらいました。あの過不足というのがかなりあるんですよ。僕は決算の状況はよく把握してないんですが、普通過不足とか過多とかというような1日の決算がそういうことで通用するんですか。私はその点では執行部が任されとんでしょけれど、この改善がない限り私はうまくいかないというふうに思います。そういう点ではちゃんとした指導をして、しかも東粟倉ではあれだけの財産のものがちゃんとしてあるわけですから、そういう点では執行部が知恵を出しながら守っていく、大きく発展させていくということについては、大きく発展しないとは思いますが、そういう点では守りながら地元の財産としてちゃんと据え置くと、そういう点で執行部が知恵を出していくということについて、本当に血道を上げて健全な方向に向かっていっていただきたいということを切にお願いして、この項については私はこれで終わります。

**議長（内海 健次君）**

3項目めに移ってください。

**11番（西元 進一君）**

新クリーンセンターについて質問します。

新クリーンセンターについてはいろんな問題があると思うんですが、私はこの件では非常に不満を感じております。というのは、前回の市議会では特別委員会というものが持たれとるんです。特別委員会が持たれて何をしたかというたら、何にもしてないんですよ。新しい市長がかわってからですよ。新しい市長がかわってから全部変わっていきよんですよ。こういうことが美作市議会の民意を反映したクリーンセンターの本当に市民に対しての大きなサービス事業がちゃんとしたものでできているんだろうかどうかということを感じています。そういう点では本当に今クリーンセンターは十分に機能を果たしているようです。しかし、そういう点では前回からの反省点ですが、いわゆる特別委員会が何の効力もなかったということについては私は不満を感じてます。そういう点では私は特別委員にも能力がないんですから仕方がないんですが、してもらえなんだから、意見は挟むことはありません。しかし、そういう点ではちゃんとした歴史の検証に値する活動というものが美作市の市議会では必要だったということを切にお願いしたいと思います。それで、クリーンセンターについては、いわゆる今の道上市長は迷惑施設であるということをよく言われます。それで、いわゆる溶融炉の関係では一考し、しかも最終処分場については屋根つきにかえていくと、私は屋根つきを主張して、美作市長に対する甘い方たちが多いという、議員が多いということをやたら、懲罰にかか

りまして、そういう点では懲罰で、完全に論破して、その人たちを本当に姿なきことにしたわけですから、そういう点では私は私自身では満足しとるんですが、そういう点では新しい情勢のもとでクリーンセンターというものをどういうふうにやっていきようということを教えてください。

副市長、副市長。

**議長（内海 健次君）**

西元議員、ただいまから暫時休憩をいたしますので、休憩後に答弁をさせていただきます。

午後 1 時 49 分 休憩

---

午後 2 時 10 分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

[発言の削除]

**議長（内海 健次君）**

[発言の削除]

それじゃ、3項目め、1項目めの3項目め、1回目の答弁を市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）** [登壇]

西元議員の新クリーンセンターの質問骨子の中で、特別委員会等々についての御発言が、御質問がございましたけれども、執行部においては特別委員会については発言できる余地がございませんので、発言のほうは控えさせていただきます。 [降壇]

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

それで結構です。私は言いたかったのは、本当の意味で真の意味で特別委員会というものが生きるということを中心に考えた議会運営がしてほしいということを申し上げたわけですから、副市長の苦しい答弁で結構です。

それで、2回目ですから、今行われている新クリーンセンターの建設中、情勢が若干変わりつつあると思います。そういう点では周辺整備に対するいわゆる改革ですか、整備ですか、そういうものが出てきていると、地元の方たちも非常に大きな問題がありながら、辛抱しながら、しかも行政の助けをかりながらうまくやっていきたいと、共存していきたいというふうに考えているようです。そういう点では大きな成果と前進があるようですから、そういうことについて若干の説明をください。

それと、もう一つつけ加えさせていただきたいのは、いわゆる部落を2分にしたポンプの問題です。ポン

ブが負担金が何ぼかあるわけで、一つの地域からは負担金を取り、一つの地域は免除するという片手落ちのやり方やっているようです。この点については、ちゃんとした結論に基づいて地元でちゃんとした伺いを立てて、ちゃんとした、早くすぐに結論出してくださいということを切にお願いして、私の質問、回答ください。

**議長（内海 健次君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**環境部長（石田 薫君）〔登壇〕**

失礼いたします。

西元議員の新クリーンセンターの周辺整備事業に対する御質問にお答えいたします。

新クリーンセンターの周辺整備に関する覚書は平成25年4月に地元地区と締結をしており、実施計画により実施をしております。本年度に行う周辺整備事業は工事発注も完了し、順次工事を施工しております。また、墳丘墓周辺を公園として整備をするという要望がございますが、遊歩道等を実施しております。古墳からの出土物がございますが、新クリーンセンターの研修室にワンコーナーを設置する予定でございます。また、お年寄りのコミュニケーションの場でございますが、事業計画地内に広場の設置を新施設が稼働後に整備する予定でございます。朝市等の施設につきましては、採算制などを考慮して、今後継続していただけるか、しっかり地元で協議をしていただき、地元がどうしても必要となり、農協や周辺商業施設等との調整が整うようございましたら、朝市整備の施設の整備を検討するとしております。事業計画地内に災害時の一時的な避難施設を備えた研修室を整備をするという要望に対しましては、新クリーンセンターの研修室を御利用していただくか、敷地内にあります事務所を御利用していただきたいと思っております。景観整備といたしまして栽培する花等の諸経費に関しましては、最終処分場が完成後に補助する予定でございます。

次に、消防ポンプの負担金の件でございますが、9月定例議会でも道上市長のほうが発言をしておりますが、道上市長の判断は当該消防ポンプ車は杉原地区、河内地区と一体となって活動をしている勝田方面隊第4部第1部で使用するため河内地区に対しましても補助する方針を示されております。現在地元地区に補助金交付申請をお願いしているところでありましたが、昨日申請書の提出をいただいております。早急に交付手続きを行いたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

非常に進んだ回答をもらいまして、ありがとうございます。そういう点では一定の成果があるということをお願いしながらですが、これは約束事で終わったんではいけない、実現するということを中心に考えてほしいと。朝市の関係ですが、これも率直に言うて赤字だろうと思うんです。これは補償の問題ですから、そういう点では赤字も含めて美作市が面倒見ると、迷惑施設に対する補償として面倒を見るということを考えてほしいというふうに思います。あとの問題についてはそれほどの問題はないと思うんで、もう一度ちゃんとした結論ありき、しかも今後実現していくという強い決意を御披露願いたいと思いますが、副市長と石田部長にお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

朝市の会場ということで、市長ともども、時期は忘れましたが、現場のほうを見させていただきました。先ほど部長が答えましたように地域の農協のほうでも朝市をされたり、いろいろなどこされております。その中で今のところ建物、土地については市のほうで用意をさせていただこう。ただし、運営については自分たちでできる範囲内でやっていただきたい。建物の大きさ等もございませし、他施設の関係がございませので、市としてはある程度前向きな考えでございませけれども、朝市ができるだけの品物等々集まらないと、これもできないですし、そのことによって他の今されてる施設を閉鎖するというに追い込んでいけないという気持ちもございませして、市長のほうはそのように判断された中で、そういう指示をされてませし、担当部署のほうとしても先ほどの説明のとおり現状を調べた中で協議をしながら、できるものであればやっといこうというふうにしております。ただ、つくって一、二年でもう使わないという施設は、これは困りますので、そのあたりも含めて議論をしていきたいというふうに思っませ。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）〔登壇〕**

先ほども申しませましたが、新クリーンセンターの周辺整備事業につきませは、地元、市、それから議長の立会のもとに覚書を締結をしておりますから、あの覚書にのっとり、実施に向けて進めていきたいと思っませしております。よろしくお願ひませす。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

西元議員、総括。

**11番（西元 進一君）**

総括。

それで結構です。本当にこれは実現可能なということをお願ひしたいと思っませす。ずっとあなたたちはほかの施設使われとんでということをお心配されとるようですが、これは共同でやるということになっております。そういう点ではいわゆるオール勝田という点での一つの方法としてそういうものを位置づけているということをお願ひして、発表させ、お願ひしたいというふうにお願ひませす。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

御苦勞さん。

西元議員の一般質問が終わりましたが、その中で杉原、河内の問題を例題として片手落ちという言葉が出ませました。これから一般質問の中に人権問題等々がありますので、差別用語にはならないかと思っませけれども、好ましくない言葉であろうと思っませるので、今後注意をしていただくようお願ひ申し上げます。

以上で通告順番7番、議席番号11番西元議員の一般質問を終了いたませす。

続きませして、通告順番8番、議席番号15番万殿紘行議員の発言を許可いたませす。

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）〔質問席〕**

15番万殿であります。

それでは、今回私が通告をいたしておませす質問をさせていただきます。

今回1番目といたませして、学力向上ということをお通告をいたしておませす。通告の順に質問をいたませ

す。

本年も昨年同様に我が国内、国外、事件、事故、また自然災害等が多発しております。一昨年の東北関東沖のこの地震による復旧復興、なかなか前へ進まんと、どのように今後なっていくかなど、憂慮すべき態で、被災をされました方々のことを考えるとき本当に心が痛む日々を過ごしておるところであります。政治がしっかりとした対応を一日も早い復旧復興を願う、このような心境でおるところであります。また、現在も景気がよくなったと言いながらもなかなかデフレから完全な脱却は図られておらん、市民の皆さん方においては年金は下がるし、物価は上昇と、特に我々中山間に住む者といたしましては、新聞、テレビ等でささやかれております来年度からの消費税の増と、種々いろいろと考えてみますのに、いつになったら我々は安心して安全な健やかな生活ができると、このようになるんであるのかなど、私は日々自問自答をいたしておるという状況であります。そうしたところで先ほど申し上げましたけれども、今回教育長に子どもの教育の向上のための環境づくりという思いで質問をいたしたいと。この子どもの教育に関しては私は毎回というほど質問をさせてきていただいておりますけれども、今回は教育の向上とその環境づくりということで通告をいたしております。何とぞ私の思いを理解をしていただいて、すばらしい答弁をいただけるよう御期待をいたしておりますので、ひとつ教育長、よろしく願いをいたします。

我が美作市の次代を担う子ども、そして子どもたちの学力向上、それとともにその環境整備によることで美作市の人口減少に歯止めをかける、こういう観点で私も今回再び教育長に質問をさせていただきます。

我が岡山県知事伊原木知事もこの子どもの学力向上には最重要課題ということで、子どもの教育力の向上、常に言われ、種々施策を出されておる。私も我が美作市の地域の発展、地域力の向上を図るにはやはりすばらしい人材の育成、このことが不可欠であろうと、そのためにも子どもの幼少期からしっかりと学習をする、このことが必要であると、私はこのように感じておるものであります。そのためにも子どもたちが落ちついてしっかりと学習ができる環境、そのことが必要であります。我々大人は暑ければ暑いなど、クーラーつけ、寒けりゃ寒うてかなわん、ヒーターつけ、こうして毎日の職務を遂行しておると。一方、子どもたちは暑いときは教室の窓を全部あけて、外の騒音、まともに打つ、また寒いときは寒い、寒いと言いながら、小さなストーブで体を震わせながら授業を受けておると。大人はクーラー、ヒーターでぬくぬくとやっておるけど、子どもたちはそういう環境で学習をしておる。昨年から私今回の質問で教育長にお願いを、考えをお聞きしたときに財源が、財源の捻出が厳しいという答弁をいただきましたけれども、近年のこの異常気象、屋内にいても熱中症にかかる、こういう状況であります。そして、近年またアレルギー体質、障がいのある子どもさんが我々当時よりふえてきておると、このような現実の中で、授業を受け持つ先生方も子どもの学習に大変苦慮されておると、このように私は常に感じておるところであります。美作市の将来を担う子どもたちの教育の重大性、教育長もしっかり認識されておると思いますけれども、私はそういう観点の中で市内の各小・中学校の各教室へクーラーの設置を提案したい。内海教育長は、私はあなたが教育長に就任して以来、あなたの子どもの教育に対する姿勢、大変私はあなたの教育長としての評価をいたしております。行動力のある教育長じゃと、力量のある教育長だなど、このように私は常々感じておるところであります。子どもたちの学校教育の環境をよくして、他の町村から、また県外から美作市の教育環境はすばらしいということで、我が美作市内の学校へ子どもさんを預けて教育をさせようと、こういうようになることを私は期待をいたすものであります。このことはきょうも新聞で山陽新聞に浅口市が市長がやるということで記事に出ておりましたけれども、私も美作市がこの一番となってやっていただけると、こういう気持ちでおったところでもありますけれども、けさ新聞を見ると、浅口市が全校へクーラーを設置という見出しで記事を読ませていただきましたけれども、我が美作市まことにごたごた続きの二流、三流の行政でありますけれど

も、教育に関しては一流を目指していただきたい。やはりすばらしい人材の育成、このことが必要であります。どうぞ市長、私の今ただいま申し上げたことを理解をしていただいて、早速予算確保に向けての行動を起こしていただきたい、このように考えております。市長、答弁、よろしく。

**議長（内海 健次君）**

内海教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

ただいま万殿議員から学力向上のための教育環境整備についての御質問をいただきました。御回答させていただきます。

伊原木県知事は就任以来、教育再生を重要な柱として取り組まれておるところでございます。市長会、教育長会、そして校長会との懇談会を初め、学校訪問も積極的に行われております。県教育委員会の推進事業としまして補充学習の充実による学力の向上の取り組みがございます。市内の学校におきましても夏期休業中の登校日をふやし、そしてまた補充学習の時間を設けたりと、学習時間の確保に取り組んでおります。学び合う集団は落ちついた学習環境からと言われます。心を育み、人間関係を豊かにする環境づくりに合わせ、学校施設の整備も学習環境として大切な要因となります。私としましては子どもの学力の向上、健やかな成長、立派な大人として地元美作の将来を担う子どもを育てていくという気持ちは万殿議員と同じ気持ちでございます。学力の向上、そして豊かな心、健康な体、心技体のバランスのとれた健やかな成長を育成するためにも教育環境の整備は必要であろうかと考えております。万殿議員御指摘のとおりことしの夏も昨年と同様に猛暑となりました。35度を超す猛暑日が続きました。また、ゲリラ豪雨や竜巻などの大災害が各地で発生もしております。教室の中でも35度を超す日が何日もございました。生活様式の変遷でどこに行ってもクーラー設置が当たり前の状況というふうになっておりますことは認識もしております。児童・生徒自身はもちろん、教える側の教師にとっても猛暑の中では学習に集中できにくい、また授業に集中できにくい状況であります。今現在は教室に扇風機を設置したり、ミストシャワー、グリーンカーテンなどを設置して対応をしております。クーラーの設置を検討してみますと、市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、そして保育園の遊戯室とか保育室、これを合わせまして、普通教室も合わせまして163台が必要となります。けさの浅口市では100台ほどというふうになっておりますが、美作市におきましては、全教室につけますと163台という調査をもう既に行っております。電気工事や電気料金のデマンド加算で経常経費も上がって当然まいります。また、県下の状況を見ても、小学校では5町村、奈義、美咲、西粟倉村、和気、勝央というような5町村が普通教室に全部設置をしております。そして、全体では6%というような状況でございます。中学校にきましても、この5町村で100%の設置でございます。全体でいきますと8%というような状況でございます。これまでは暑さの厳しい時期を夏休みとしておりましたが、異常気象のためか6月、7月や9月までが猛暑日となるような日数がふえてきております。学校では熱中症対策として先ほど述べましたようなさまざまな工夫を行っております。このような状況を考えますと、行財政改革の中、財源確保も含め、計画的に設置できるような方向で市長とよく検討してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

市長が病床におられる中で即ということにはならないかもしれんけれども、今教育長が答弁してくれたように行財政改革の中であるけれども、財源確保を含め、設置できるよう検討していくという答弁をいただ

き、まことに心強う感じたというものであります。やはり教育長、学力向上のためには学習時間の確保等、いろいろと取り組みはあることと思うが、やはり学習子どもが本当にできる環境整備、これをしてやらんと、成果は十分上がらなだろうと、私はこのように感じて今回の質問をさせていただいております。教育長も先ほど答弁でこのことも十分理解していただけての答弁であろうと、そして県下での普及率等もお聞きしましたが、私が申しあげましたように各それぞれ今やっておるのは、市は先ほど申しあげましたように浅口がきょうの新聞に出ておりましたけれども、今できておるのは町村であります、市として我が美作市が一番に名乗りを上げてほしいと、我が美作市を教育市美作市と、こうなつていただき、教育委員会、学童児童、子どもですね、親、先生方が一体となつてすばらしい学校生活ができる。そして、がくも花びらもある人間の育成、花でもがくだけじゃだめなんです。きっちりした花びらがあつてすばらしい花になるんです。がくも花びらもある人材育成をしていただく、そうすることによってすばらしい地域づくり、まちづくりに貢献してくれる、私はそのようにかたく信じております。国、県への補助金申請等ありましょう。先ほども言いましたように市長が病床におられる、なかなかであると思うけれども、早急に行動を起こしていただいて、取り組んでいただきたい。再度その願いをお尋ねをします。

そしてまた、昨年、私はこれも6月定例であつたと思うが、教育長に提言しておりました市内、学校全て土曜日の授業実施されてはどうかという案件であります。その後教育委員会として前向きに検討されておるんか、以前より子どもの授業時間数がふえておると聞いております。出席日数が同じで授業時間がふえれば、その日の時間割り等がふやさにやならん。これは当たり前のことで、そうすることによってまた子どもたちの体調管理、また学校側の先生方の時間割り、いろいろと大変であろうと、こういう推察のもとに私が土曜日の午前中の授業、実施されたらという質問をさせていただいた。教育委員会も子どもの教育力向上にはいろいろと施策を講じられておる。しかし、今私が申しあげたように美作市の将来を担う子どもの学力の向上に向け、環境整備とともに教職員の資質の向上をも含めて、教育環境の充実を図って、先ほども申しあげたがくも花びらもある教育推進に努めていただきたい。あわせて、教育長のお考えをいま一度お聞きします。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

万歳議員から学力の向上の再度の御質問を受けております。美作市といたしましても、学力向上に向けての取り組みを現在進めてきておりますが、県知事は就任以来、教育再生を重要な柱として取り組んでおります。県教育長も県教育委員会の推進事業といたしまして補充学習の充実による学力の向上の取り組みや、土曜授業の実施を掲げております。補充授業の充実でございますが、これは美作市内におきましても学力定着のための補充学習として各学校でいろいろと工夫をしております。日々においては授業の始まる始業前の15分程度を利用いたしまして朝読書や朝学習を行っております。また、放課後の時間を使って、できていない問題をできるまで学習したり、質問教室を行ったりするなどの補充学習を実施をしております。夏休みにおきましても登校日に勉強したり、補充学習日を設けてしたりするなど、いろいろと努力を重ねておるところでございます。さらには、学校管理規則では9月1日から2学期としてありますが、学校の裁量によりまして弾力的に8月末から9月1日から3日ぐらいのというふうな2学期の始業日を早めておるといふような工夫をしておる学校がございます。このような工夫を今後も充実させていこうというふうな考えております。

土曜日授業の実施につきましては、本市におきましては、年度途中ではありましたが、2学期もしくは3

学期に取り組みが可能な学校での土曜授業の試行をお願いをいたしました。その結果美作中学校が10月19日にこれは合唱祭でございます。そして、英田中学校におきましては10月26日にパラリンピックの新田選手を講師として呼びまして講演会をしていただき、土曜日授業を実施したところでございます。また、小学校におきまして、勝田小学校のほうで3学期、2月1日に実施をする予定でございます。これにつきましては地域の方を講師にお招きして、する学習でございます。この土曜日授業につきましては、土曜日に子どもが登校して代休をとらないということでございます。土曜日授業の試行の様子を聞かせていただいた結果でございますけれども、大きな問題もなく、保護者や学校評議員の方々もおおむね好評というところであります、市内の全小学校、中学校では平成26年度において年1回から3回程度の土曜日授業を実施することを先月の11月の校長会議で指示をしております。このような取り組みの結果といたしまして本年度の全国及び県学力調査の結果を分析いたしましても、少しずつではありますが、本市の学校教育の成果があらわれてきていると考えております。教育委員会といたしましては、学力の向上のみならず、知徳体のバランスのとれた子どもの育成と、教職員においても研修会、そしてまた研究会及び授業公開などを含めまして、先生の質向上を目標として家庭、地域、学校がしっかり連携して心豊かな人間を育てていくことに努力をしております。万殿議員の今の子どもへの教育のあり方、また美作市の将来を担う人材を育成するために必要な教育、今教育に必要な環境に何が必要かと、議員が大変憂慮され、また教育に対する熱い思いもお聞きし、そして教育委員会の後押しをしていただいていることに大変感謝を申し上げます。先ほども答弁させていただきましたが、学力の向上、また心豊かな人間を育てていくためには学習環境を整えるということは極めて重要で、その役割を果たすのは我々の責任でもあります。そして、地球温暖化が進む中で熱中症も心配をされる気象環境となっております。このことに対しましてクーラーの設置につきましては、先ほどもお答えを申し上げさせていただきましたが、市長とよく検討し、前向きな取り組みで、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、安心・安全の中で防犯カメラの設置、こういうものも早急にやっというふうにご検討しておりますので、どうぞよろしくご検討いたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万殿議員、3回目です。

**15番（万殿 紘行君）**

教育長の答弁を聞きまして、私も安堵しておるという状況であります。先ほども言いましたように今市長が病床におられる、あれもこれも言ようと病気が余計悪くなるんじゃないかというようなことも危惧をしますので、そこらあたりは政策審議監、副市長、おられますので、そして教育長、あなたの力量でしっかり頑張ってください、美作市の子どもが環境のいいところでしっかり学習できるように頑張ってください。このことを強くお願いをして、この学力向上についての質問を終わります。

**議長（内海 健次君）**

2項目めは休憩の後に、万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

わかりました。

**議長（内海 健次君）**

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時53分 休憩

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

万殿議員、2 項目め、雲海について。

**15 番（万殿 紘行君）〔質問席〕**

それでは、先ほどに続きまして、次通告をいたしております大芦温泉雲海について質問をいたします。この項は次々各議員が質問をされておられますけれども、私なりに質問をさせていただきたい。謙虚な気持ちでの答弁よろしく願いをして、質問に入ります。

11月6日と19日と2日間でこの大芦温泉雲海について全員協議会で質疑応答されたところでありましてけれども、全協の2日目、19日の質問やろうかなという思いの中で、議長の本日の会議はこれで終了ということになりました。我々議員としてみれば市民の皆さんに対して十分説明ができんというような思いで今この定例会で再び大芦温泉雲海についての確認の意味も込めてお尋ねをしますので、ひとつできるだけ詳しい説明をお願いをいたします。株式会社雲海と市との契約問題について、次に株式会社雲海の取締役、その役員の実任、市がどのように対応していくんかと、そして次に、解散によるこの損失の措置、どのように考えられておるのか、そして今休館中でありましてけれども、この措置をどのようにするのか、改めてお尋ねをいたします。副市長、よろしく。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

万殿議員より株式会社雲海と市の契約についての御質問でございます。お答えをさせていただきます。

美作市と株式会社とは大芦高原国際交流の村の管理に関する基本協定書に基づき契約を締結しております。主な内容であります。施設等の維持管理に関する費用について、第18条第1項には、施設管理の維持管理に関する費用は全て株式会社雲海の負担とする、また株式会社が管理施設の運営及び管理に関して損失を生じたときはその損失は株式会社の負担とし、市はその損失の責めを負わない、第2項には、施設等の大規模な修繕の費用の負担については、前項の規定にかかわらず市及び株式会社が協議して定めるものとするということが明記されております。今回の場合は資本金2,650万円のうち、市が2,500万円を出資して設立された第三セクターであることから、損失を抱えて清算するには市が負担することとなりました。また、大規模な修繕が発生したときの費用については、市と株式会社が協議を行うことになっておりますが、基本協定書締結に基づく今年度の指定管理料を決定する大芦高原国際交流の村の管理に関する年度協定書締結においては施設の修繕第5条の中で、管理施設の修繕については、1件につき10万円未満のものについては、指定管理者が自己の責任と費用において実施するものとし、1件につき10万円以上の修繕に関する費用の負担については、美作市と指定管理者が協議の上、実施すると明記されております。さらに基本協定書において、業務管理の継続が困難となった場合の措置について、第30条第1項に、株式会社は管理業務が継続の困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合は速やかにその旨を市に申し出なければならないという契約となっております。

次に、株式会社雲海の実任と市としての対応についてお答えをいたします。

4月に株式会社雲海を設立して、7月から指定管理者として大芦高原温泉雲海を初め、バンガロー等の施設の管理運営を委ねたわけですが、先ほども説明しましたし、他の議員の御質問の中でも答弁させていただいているとおり大芦高原国際交流の村の管理に関する基本協定書と年度協定書が遵守、運用されていなかった

たことが今回の問題につながった原因の一つであると思っております。また、今までのような市営での経営を続けていけば、近い将来基金もなくなり、必ず閉鎖するとの危機感から職員を配置するのではなく、経営感覚のすぐれ、経験豊富な人材を登用して健全経営を目指すことにはしておりましたが、無計画、無謀な投資、相談も余りなく、修繕や備品の購入を初め、段階を踏まず一気に高級志向へと経営方針を転換したことにより地元の皆様の気持ちが離れたことも一つであると考えております。市としては地域の活性化に必要な施設と認識しており、12月から市営に一旦戻して、株式会社雲海の清算を行い、新規指定管理者の公募ができるように取り組みたいと考えております。

解散による損失の措置についてのお答えをいたします。

株式会社雲海の解散による損失の措置につきましては、11月で指定管理を解除し、会社は解散し、清算を行います。運営に伴う赤字額は累計で1,400万円、また法人税、消費税、入湯税も支払いも残っており、全体で2,200万円の費用が必要となると推計しています。株式会社清算に伴う経費といたしまして12月補正予算に2,200万円を計上し、本来美作市で負担すべきであった費用を含み、出資金として支払い、会社を清算することとさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

閉館中の措置に仕方についてお答えをいたします。

新規の指定管理者が決定するまでは12月1日から施設を休館して、市が管理することを考えておりましたが、先般開催された議員全員協議会及び執行部内部の意見としまして完全休館しても維持管理が必要になることや、雲海温泉の灯を消さないためにも温泉とグラウンドゴルフ場、体育館を運営すべきとの意見、また英田地域の皆さんも強く望んでおられるとの声を真摯に受けとめて、このたびの補正予算に必要経費を計上し、維持管理とあわせて、縮小営業となりますが、温泉とグラウンドゴルフ場等の体育施設が利用できる体制をとることとしております。まことに大変御迷惑をおかけしております。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

万殿議員。

#### 15番（万殿 紘行君）

今副市長から答弁をいただいたところでありますけれども、この雲海株式会社と美作市の契約について基本契約書に基づいて契約を締結をしておると、内容については25年7月1日から26年3月31日まで、そして1件につき10万円以上の修繕に関しては市とよく協議を行って実施するということになっておる、この会社の設立は4月2日に行われて、雲海株式会社、道上市長、そして副市長、担当部長と地元の3人の方が取締役として就任されておるのが5月13日であります。現在の市長、副市長、部長が就任されたのが5月13日、それで私がお聞きしたところによると、先ほども申し上げた10万円以上の件については、市と株式会社とで双方と協議をして行うということになっておると協定書には書いてあるが、稟議書の必要性を知ったのは5月20日ごろだった。そして、既に購入しておるものについては稟議書の提出は要らんと、また7月3日以降の購入、資材の購入、こういうものに対しての稟議書は必要ない、施設の修理、修繕、改修するのは市と株式会社が協議するのではなしに、市が全部負担をすると岩崎副市長が申されたというふうにお聞きしておるところであるが、こういう言葉を副市長が発せられたんかどうか、アドバイザーを契約をする予定者にこのように市長が発言されておるんなら、その予定者と話し合ったことを市が実行しておれば、今回のような事態は起こらなんだんじゃないか、私はこのように感じて副市長にお尋ねをします。

そして次に、この株式会社の役員、責任、本定例会の5日に副市長、責任をとりたいということで、市長が2カ月、岩崎副市長が1カ月の給料の100分の100分を減じる、そういう条例案が出されて、これ賛成多数で可決されたん。賛成、反対、いろいろ意見もありましたが、私はこの条例案には反対をいたしました。といい

ますのも、そもそもこの雲海温泉、運営方針というものは昨年9月、副市長が隣の席の政策審議監の席に座っておった当時からこれ動き出しておることなんでしょう。道上市長が就任されたのは、先ほども申し上げたが5月13日となっている。その前に副市長、担当課長をあなたの部屋へ呼びつけて、アドバイザーの好きなようにやらせてやれえと、そしてまた担当部長も担当課長もアドバイザーを契約する予定にしておった方に対して好きなようにやってくれりゃええからと、そういうことで5月1日に担当課長が雲海温泉のほうへ印鑑と通帳を持って行って金庫へ納めておる。これ道上市長が取締役に就任する前のことなんです。先ほど私が申し上げたアドバイザーの思うようにさせてくれ、あんたが副市長室へ課長を呼んで、担当課長を呼んで、好きなように考えどおりにやらせろと言うたことがほんとになんかどうか、事実であるんかどうか、そのことを副市長にお聞きします。

そして、この件に、次、解散による損失についてという案件については、きょうの安本議員の中に2,200万円の内訳を申されておったが、いま一度詳しい内訳をお聞きする。

それから、ただいま休館をしておるこの休館中の措置についてと。副市長は先ほど完全に休館をしても維持管理が必要になる、こう答弁された。こんなことは中学生の子どもでもわかる。そういうことをあんたもうぬけぬけとやってくれるん。どうも聞きよる我々議会と、ああ、そうかなということにはなりません。まことその場の思いつきで後先を考えずに。維持管理費で必要になるから、ここで補正予算を計上して、縮小営業すると。こんな補正予算組むんだったら、市の財源を使うんだったら、なぜ閉館するとか、する前に議会に報告、新聞等へ、始めて4カ月や5カ月で閉鎖じゃと、ざまの悪い。行政だけじゃない、議会が笑われるんだぞ、これ。その辺も含めて2回目の質問とします。答弁。

#### 議長（内海 健次君）

市長職務代理者副市長。

#### 市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

前段で2件ほどまずお答えをさせていただきます。

1つは、初期投資のところの段階でございますけれども、改修工事をいたしておりました。その中で予算残もありますので、その部分で変更できる部分については担当部署と協議をするようにという指示はした記憶があります。これはもちろん5月になってからでございます。

それからもう一点、課長とアドバイザーとの話をしたというのは私の記憶では5月以降でございますので、4月はもちろん一切本庁にはおりませんし、3月の終わりにつきましても、新しいことについては、私は雲海については一切かかわってない時期が3月だけではなしに長期間ありましたので、多分5月以降だろうと思いますので、もちろんそのときは市長がおりました。市長経由の中でのお話をさせていただいてというふうにまずは御認識をお願いしたいと思います。時間的に5月以降でない無理だというふうに思います。

先ほどの質問でございますけれども、アドバイザー契約を結んだ目的は的確な指示、指導を受けて赤字経営からの早期脱却を目指すことが最終目標でありました。結果は逆に早期に資金難に至り、11月をもって休館という現状を招いたことはまことに遺憾であり、本当に反省をしておるところでございます。結果的にこのような事態を招いたことにつきましては、市といたしましてもアドバイザーとの意思確認が十分にできてなかったことも事実であり、その責任は痛感しておるところでございます。

役員の責任でございますが、アドバイザーの方が申されていることが事実かどうか、道上市長にその内容を全て報告していたのかどうかについてお答えをいたします。アドバイザーの方に対する私の発言は雲海の健全経営、黒字化に向けて頑張っしてほしいとの気持ちから発言した言葉であり、意味するところは全く異な

っております。また、取締役の責任といたしまして、株式会社雲海の代表取締役である市長にはその経過を含め、全ての内容を逐一報告しておりますし、市長のほうも帰りましたら、特にお話をさせていただきたいということもございます。

2,200万円の内訳についてお答えをいたします。

2,200万円の内訳につきましては、本来美作市が負担すべきであった工事、修繕、備品等の費用を含み、11月末までの営業による累積の赤字が約1,400万円、12月分の人件費が360万円、法人税、消費税、入湯税などが約290万円、会社解散登記清算事務に係る費用が約150万円でございます。なぜ議会で報告せずに休館を先に発表したのか、発表前に策を講じることができたのでは、現在の思いにはについてでございますけれども、市といたしましては、2度にわたる全員協議会を開催していただき、今後の株式会社雲海と温泉を含む全ての施設運営の対応について市の考え方を説明し、御意見を伺いました。その御意見を参考として11月末には累計で1,400万円の赤字が推計され、運転資金もなく、資金繰りの悪化している現在の状況では経営を続けることは難しいと判断し、早急に対応する必要があったことからです。11月末での休館を決定いたしました。また、利用者の方々に御迷惑がかからないように早急に休館のお知らせをするため休館を発表させていただいた次第でございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万殿議員、3回目です。

**15番（万殿 紘行君）**

もう私の質問と副市長ともうかみ合わんのんですよ。これ今回一般質問が始まって、この雲海の件で私も後ろでじっと聞いておったが、さっぱり向こう行きせん。本当に痛感しとんだらうかなという思いが。先ほどアドバイザー契約を予定しておった方とのどうも差が全く異なっておったという。これやったことが10日や20日じゃないんですよ。3月に工事の締結して、工事かかって、10日や20日でとっとこととこいとんなら、それまで何をしようたんなら。5月に入って、あなたが副市長室へ担当課長を呼んで、アドバイザーを予定しとる人間の、アドバイザーを予定しとる方の計画どおりにさせてやってくれと、あんた担当課長を呼んで、あんたの部屋で指示したことはあるんかないんか、もう一遍そのことをお聞きする。

それから、道上市長が先ほども言うた、5月13日に就任されとんですよ。印鑑を担当課長が、先ほどあんた5月に入ってからのことだろうということで答弁せずに逃げたが、道上市長が就任しとんが5月13日、臆本見たら、担当課長が雲海の金庫へ印鑑と通帳を入れたんが5月1日なんですよ。それまでには市長が就任するまでにこれ動いとんですよ。その間にあなたは、あなたの指示がなかったら担当課長も印鑑も通帳も雲海へ持っていかんと思う、勝手に担当課長は、あなたがアドバイザー契約をしとる人の計画、予定そのまま聞いちゃれえというから担当課長が持っていつとんじゃねんか。そこら辺をもう一遍お聞きする。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

先ほど来の話ですけれども、まず大芦高原温泉につきましては今年度の3月31日まで営業しております。4月1日から休館をして工事に入ったという状況がございます。それから、私の就任は5月1日からでございます。就任式並びに就任日については各町村のほうに御挨拶に回っておりましたので、もちろん市長とも協議をいたしましたけれども、職員等との話し合いをする時間はなかったというふうに理解をしております、結果的でございますけれども。

先ほど、それから1点、よいようにしてやれ、言うことを聞けというふうな話の部分について、はっきりとした記憶がございませんけれども、それらしき話は多分してるだろうと想定をしています。といいますのは、もともと赤字からの脱却という大前提がございますし、ある程度の、例えば職員の従業員の制服等々については、こちらまで相談を受けなくても全体的な中で動きやすい服というのがあると思いますし、色合い等についても細かい相談を私どもが受けなくても、もちろん金額的なものについても妥当なものであればというふうに思います。ただ、私どもも最後のほうになってわかったわけですけども、先ほど来きょうの質問ですけども、例えば食器とか机とかかというものがあれだけの高価なものを入れられたというのは、非常に申しわけなかったんですけども、7月のオープン時に初めて知ったような次第でございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

総括、万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

これはかみ合わんのですけど、副市長、あなたが先ほども私申し上げたが、隣の席の政策審議監と、その席へ座っておった当時から動いてきとることなんですよ。あなた3月31日でやめられて、退職されて、5月、その間の空間はあるけれども、それまでの流れの中であらかた決まってきたんでしょがね。その辺を十分認識してもらわんと。行政も笑われる、議会も我々も何やとんじやと、きちっとチェックしょんかと、こういうことになる。この3回目ということでこれ以上質問できませんけども、ひとつその辺をよう理解していただいて、やっていただかんと。ざまが悪いのにもほどがある。

それでは、次の。

**議長（内海 健次君）**

3項目めに入りますか。

**15番（万殿 紘行君）**

はい。

雲海の今後の運営ということで、このことについてもさっき質問が出ておりました。大体のことはお聞きしておりますけれども、ひとつ先ほど来私はこのことについて副市長に質問をしております。そうした中で副市長が今後どのようにやっていくと、もう一遍副市長の思いを聞かせていただきたい。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

大芦温泉の今後ということで御質問いただいております。大芦高原国際交流の村雲海の今後に関して次期運営会社の選び方についてお答えをいたします。

2回開催されました議員全員協議会の中でも市の考え方を御説明申し上げましたが、11月30日をもって第三セクター株式会社雲海の指定管理者契約の解除と株式会社雲海の清算を行い、並行して再度指定管理者の公募に向けて必要書類の作成に取りかかることとなります。特に今回の公募については、指定管理料が問題になります。なぜなら株式会社雲海の指定管理料は初年度1,000万円ですスタートしましたが、昨年までの収支はここ数年毎年3,000万円以上の赤字であったことを考慮して、指定管理料を幾ら出したら運営をしていただけるのかを応募者と十分な確認を行うことが重要であると認識しております。また、二度と同じ失敗を繰り返さないために地域の皆様のニーズに沿った運営に心がけて、お互いの意思の疎通をしっかりと図り、3月議会において指定管理者内定の議案を、指定管理者の議案を提出をできるように取り組みたいと考えて

おるところです。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

二度と同じ失敗は許されんという覚悟であるということは尋ねたんだが、私、副市長ね、この大芦のことについては、あなたが隣の席に座った当時たびたび尋ねとんですよ。地域の方の思いを地域の方に意見を聞きながらこのことはたびたび聞いとんですよ。ところが、ふたをあけてみりゃ、全く聞いとらん。私に対してその場限りの思いつきで、私はようにこけにされた。今度本当に性根を入れてやってもらわにゃいけん。

それと、今雲海で職員として採用しとる方々が何名かおられると思うん。その方々の処遇と、それからこの間雲海へ上がってみると、きょう安本議員からも出ておったが、容器にK I R A K A R Aのマークが入っておる。こういうもんについてはどういように対処しようと、これから始めるにしても、マークが入ったままそれを使うてもえんかどうか、そこら辺はどのように考えておるんか、そしてその雲海として雇い入れた職員、これはどのように考えておるのか、ちょっとその辺をお尋ねしたい。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

今の御質問のK I R A K A R Aの使用の状況ですけれども、今後の使用の状況でございますけれども、新たな、もちろん市といたしましても、今回の教訓を、指定管理者を一旦決めさせていただきます。その中で応募していただいた中でK I R A K A R A C H Oのマークの入ったものが使用できるかできないかというのが1点あると思います。そしてまた、商品登録ではございませんけれども、その使用についての協議が必要だろうと思います。そのあたりを踏まえて判断が変わってくると思いますけれども、今の考えではK I R A K A R A C H Oの食器類等については、使用はできにくいだろう、というのが、あれほどの高級志向を目指しては来客者の食事の料金とか満足度を高めていくことは非常に難しいだろうというふうに思っております。

それから、職員につきましては、詳細については部長のほうで後でお答えさせていただきますけれども、維持管理費、維持管理をするための職員がございますので、そのあたり数名につきましては市のほうで、現在今までの予算もございますので、市のほうで当分の間の雇用をしております、維持管理をしていただきたいというふうに考えております。もちろん予算ができるまでという部分でございます。それ以外の方については、お話をさせていただいて、次の職等を探していただいたり、あるところについて戻っていただいたり、いろいろしてますし、職業安定所等とも協議をさせていただいているのが現状でございます。少人数は残っていただくように協議をさせていただいてます。

以上です。

詳細については部長のほうでわかりましたらお願いします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

失礼します。

雲海温泉の株式会社で雇用しておりました従業員の件につきまして現状を報告させていただきます。

[発言の削除]

議長（内海 健次君）

申しわけないです。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時42分 休憩

---

午後 4 時01分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

[発言の削除]

議長（内海 健次君）

[発言の削除]

それじゃ、改めて説明を認めます。

田園観光部長（江見 幸治君）

[発言の削除]

議長（内海 健次君）

少し休憩いたします。

午後 4 時03分 休憩

---

午後 4 時08分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

[発言の削除]

議長（内海 健次君）

[発言の削除]

引き続き、部長、答弁をお願いいたします。

田園観光部長（江見 幸治君）

それでは、改めて……

[「もうとめなよ」と呼ぶ者あり]

改めて答弁をさせていただきます。

28人雇用しておりまして、11月20日に通告をしまして、解除通告をいたしました。今後の運営につきましては、5名程度を雇用したいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

11月20日で、20日の通告で12月20日じゃないんか。言わにやあ。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

通告が11月20日でございます。12月20日付で雇用契約の解除ということになっております。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）〔質問席〕

当初この雲海も地域の方々が囑託にせよ、臨時職員にせよ、多くの方が働いておったけども、今回のことでほとんどの方がやめられて、そしてまた今度は解散というようなことになっておるんだが、たびたび私が

申し上げておるけれども、やはりちょっと性根入れてやってもらわにゃいけん。新聞等ににぎやかに書かれて、本当にもう一時はもう私も家で電話出るん大儀ぐらい、いろいろと議会何しよったんか、行政のほうのことは言わんのんです。議会のチェックが甘いからこういうことになるんじゃ、ずっとお叱りを受けてきた。副市長、私たびたび言いますけれども、ひとつあなた強い決意で二度と今後このことがないようにというのを申されておるんじゃから、もう一遍私もあなたを信用する。今度目はこういうわけにいかん。性根を入れて名誉挽回で、美作市は何をしょんならということがないように全職員にしっかりそこら辺をよろしくお願いをしとく。とにかくこの雲海温泉、地域の方々の一日の疲れをとってもらうて、地域の輪を広げてええ町にしようということをつくった施設なんですよ。そこら辺はしっかり肝に銘じてもらうて、二度とこのことがないようにということを再び使わんようによろしくお願いをしとく、私の質問を終わります。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上で通告順番 8 番、議席番号 15 番 万殿 紘行議員の一般質問を終了いたします。

**15 番（万殿 紘行君）**

ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

日程の変更のためただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩といたします。

議会運営委員会の皆さんは別室にお集まりください。

午後 4 時 13 分 休憩

午後 4 時 19 分 再開

**議長（内海 健次君）**

引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、これより議会運営委員長の報告を受けます。

議会運営委員長。

**14 番（小淵 繁之君）〔登壇〕**

失礼いたします。

先ほど議員控室におきまして議長、委員全員、美作市市長代理者、美作市副市長、教育長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、議会日程の変更について協議いたしました。

会議の日程につきまして、4 日目を一般質問及び質疑、5 日目を議案質疑にすることと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように明日 11 日を一般質問及び議案質疑、12 日を議案質疑といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

なしと認めます。よって、明日 11 日を一般質問及び議案質疑、12 日を議案質疑といたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は11日午前10時からです。

大変御苦労さまです。

午後 4 時22分 延会

平成25年12月11日

(第 4 号)

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成25年第6回美作市議会12月定例会）

平成25年12月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第93号～議案第107号）

日程第3 請願・陳情について

請願第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書

陳情第2号 災害復旧に対する援助に関する陳情書

陳情第3号 降雨災害防止のための河川改修工事の実現に関する陳情書

陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る陳情書

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	重 平 直 樹	2番	安 藤 功
3番	安 本 博 則	4番	谷 本 有 造
5番	山 本 雅 彦	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	山 本 重 行
9番	尾 高 誉 久	10番	岡 崎 正 裕
11番	西 元 進 一	12番	本 城 宏 道
13番	岩 江 正 行	14番	小 淵 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成
17番	鈴 木 悦 子	18番	内 海 健 次

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長職務代理者副市長	岩 崎 清 治	教 育 長	内 海 壽 志
政策審議監	福 原 覚	総 務 部 長	中 西 祐 司
危機管理監	欽 先 耕 二	企画振興部長	大 寺 剛 寅
市民部長	安 東 弘 子	環 境 部 長	石 田 薫
税 務 部 長	西 浦 豊 照	保健福祉部長	山 本 直 人
田園観光部長	江 見 幸 治	建 設 部 長	春 名 修 治
上下水道部長	山 本 和 利	教 育 次 長	小 林 昭 文
消 防 長	森 正 彦	会 計 管 理 者	谷 和 彦
田園観光部農業振興課長	岡 本 和 之	建 設 部 農 村 整 備 課 長	妹 尾 昌 弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	内 藤 淳 子
課 長	皆 木 敏 治
主 任	青 木 志 保

議長（内海 健次君）

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

議席番号9 番尾高誉久議員が通院のため少しおくれます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（内海 健次君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番9番、議席番号13番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

皆さんにおはようございます。

議長に質問の機会をいただきましたので、これから12月の一般質問をさせていただきます。

今回は、雲海温泉経営破綻についてと、それから憲法を暮らしの中に生かし人間尊重のまちづくり、3番目、賑わいのある田園観光都市について、3点について質問をさせていただきます。

一番初めに、きょうは市長が病氣療養中ということで市長席が空席ということでございますが、市長には体は大事なのでゆっくりと静養していただきたいという、この前も私、電話したんです。副市長がおられるし、副市長も政策審議監をやられてからの副市長ということで、何もかにもようわかつとる副市長さんなんで、明快な御回答をお願いしたいと思います。

1番目の質問なんですが、雲海の経営破綻について、長い間地域の皆さんに愛されていた癒やしの温泉雲海を、市民の期待を裏切り、7月のリニューアルオープンをしてから4カ月足らずで経営が悪化、倒産、閉店ということですが、原因の究明についてのお尋ねをいたします。

これは副市長、市民に説明責任をきちっと果たしてもらわなったら、あなたこの前、二月間と一月間、市長が二月、あんたが一月、減俸するというような、議会で皆さんが決議しましたけども、ほいじゃけどもこれ私はあんたがそういうふうな先にそういうふうなことじゃなしに、減俸するのは私は反対したんじゃ。減俸するまでにきちっと市民に説明責任を果たすことのほうが私は大事じゃなかったんかなというふうな感じがするんです。私は部長にも再々言ようたんじゃけども、指定管理と道上社長、あんたら取締役、そことアドバイザーとの契約の中では3月31日までは一くくりがあるわけじゃから、ほいで9月6日だったか、雲海も行きました。行ったら、あそこの支配人がわし質問したら、ええぐあいに行きよりますという言うたんよ。それから10日もせんうちに、経営がおかしゅうなったんじゃと、何を狐につままれたような状況じゃ。こがいな形の中でやられたんではたまったもんじゃねえ。

その中で私、今回は第6条の機密保持について、機密保持というのは機密情報とは有形無形を問わず、これは私が読まないでもあんたようわかつたらあな。それから2番目に、第8条で報告の義務について、その

次には第5条に施設の修繕について、それから立入検査について、こういうな指定管理されとる雲海とアドバイザーとの委託契約、それからまた美作市と、これ美作市の代表、あんたになつとんよ。雲海の社長は道上政男市長、こういうふうな年度協定書、基本協定書、何のためにこれ交わしたんじゃ。この説明が一番してもらわにゃあいけんのよ。何のためにこれをつくったんならというん。

あんた、弁護士じゃ裁判所じゃ警察じゃということはよう言われるんじゃけども、きのうも言うた言わんの話をしようたけども、おとついはつきり言うると、あんた、裁判所の話も。とりあえずあなた、この前も減俸することに、罪を認めて減俸されとんだつたら、あんたじかに警察でも裁判所でも行ってくくられたえんじゃ、先。そうじゃろう。私は原因を究明してからでも遅うない思ようたん。市民のほうに説明責任を果たすがあんた方の仕事じゃねんか思うたんじゃけども、何か知らんけどばたばたばたつと賛成多数でやつしもうた。ここ雲海の話ばあじゃないんじゃ。東栗倉のもうもう工房でもそうだったんよ。

〔「餅工房」と呼ぶ者あり〕

おお、餅工房。餅工房もそうだったんじゃ。支配人も出てこない、取締役も出てこん、社長も出てこない、こういうふうなとこで説明責任が果たせるか。それをまたこれも多数決で、たくさんおられるけえな、あんたの御用団体が。ほいじゃけど、市民は怒りようよ、これ。何のためにこの協定書をしたんか、守る気でしたんか、ただ落書きで書いたんか、これ。その辺の説明が第一なんじゃ。信義則として、甲及び乙はというて、甲というたら美作市、あんたが代表になつとんじゃ、乙というて言うたら道上市長なんよ。信義を重んじというて、約束を守って忠実に果たして努めるこっちゃ。双方に協力して忠実に基本協定を遂行すると、しなければならぬと。何のためにこんなことを書いてあるんなら、ほいで。あんた、雲海をはや閉めとんじゃ。閉めたらお客が逃げたら、行って閉まつとつたら、何ならやと、こういうふうになるんよ、お客さんは。どねん思われとんかな、これ。

とりあえずそれと、きのうも3番議員、それから後ろの前議長、雲海について質問された。こういうふうな機密保持の関係の中でアドバイザーがおかしいというのは、書類がずっと市民が持ち回りょんじゃ。わしんとこへ電話があつて、こんな持つとるかというて電話があつたんよ。そんなことをあんたはどがいな話をしとんですか、これ。機密保持の関係の中でああいうなんは、あれが事実なんか、事実じゃないんか。早う言うたら、あんだけの批判されるということはわしら批判されよんも一緒なんですよ、副市長。とんでもない話よ。きのうも言われようたけど、議会何しょんなら、議会何しょんならというような市民の声が出よんですよ。

けさも6時半に事務所へ行ったら、はや電話かかってきよる。1億1,000万円からの金を入れて、わし途中であそこの支配人と話をしたんじゃ。もう3,000万円だけはどうがいぞ出いてくださいというて言うたんじゃと。そしたら、もう金は借ることはだめじゃというて、社長さんは言いはりはつたと、言うたんじゃという話は聞きました。じゃけども、3,000万円の話じゃないな、きょう。2,200万円と1,900万円のやつが今度はここで補正出とるがな。何でアドバイザーにそれだつたら3,000万円出いちゃつて、3,000万円か2,500万円にして、あんたもこんだけのことをしたんじゃから、責任とりなさいよと、これ名誉を挽回するのはあんたの仕事じゃねえかと、3月31日まであんたやらにゃあいけん責任がありやへんか、ここへ書いとるもんだというやつ、なぜ言う口がないんなら、あんたらこれは。とんでもない話じゃがな、ほいで。

どがいに答弁するんなら、答弁、一遍目。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

おはようございます。

大芦高原国際交流の村の運営におきまして、このような不祥事になりましたこと、まことに申しわけなく思っております。先ほどの岩江議員の御質問で、協定書の関係等言われましたけれども、事実協定書のほうにそのように書いておりますし、そのことについては守らなきゃいけない。ただし、受任をした指定管理者のほうは第三セクターであり、市のほうが全てを出資、全てというか2,500万円、大部分を出資しているということで、市のほうとして対応をしなければいけないだろうというふうに思っているところでございます。

それから、支配人が視察に行かれたときに問題ないというふうなお話があったかもしれませんが、そのときにはもう既に資金ショートしている状況でございまして、うちのほうとは何もし得るような状況ではなかったということと、3月31日までの営業の件でございますけれども、今の社長である道上市長、社長のほうがもう早急に閉めないで運営そのもののやり方がおかしいという判断ございまして、その中でもう閉める方向を模索していったわけでございます。

お知らせ等の文書につきまして、改めて御説明をさせていただきますけれども、機密保持でございますけれども、一般的なアドバイザー契約がどのような内容かは把握しておりませんが、株式会社雲海は、第三セクターで、美作市が指定管理を委託しているものであります。運営方針は美作市の行政執行にかかわる内容もあり、第6条は機密保持に関しては細心の注意をさせていただく旨を約する事項でございます。また、美作市と株式会社雲海とが交わっている指定管理の基本協定書第17条に、指定管理者及び管理施設の業務に従事している者は、管理業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用し、もしくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または従事者の職務を退いた後にも同様とすると、機密保持等を明記しており、経営アドバイザーもこれに該当するものと思っております。

次に、第8条の報告の義務ですけれども、第1項は取締役の責務である善管注意義務を全うを図るために経営アドバイザーより報告を随時求めるものであります。第2項は経営アドバイザーは専門家として委託しており、事故の発生をいち早く予見または確認し、豊富な経験、知識によって最善の対応方針を導くことが可能からの認識から、常識的なことかもわかりませんが、契約事項に明記しているものでございます。今回の件につきましてはまことに申しわけなく思っております。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

岩江議員。

#### 13番（岩江 正行君）

2回目な。

副市長、これが該当するんじゃないかという言ようわけじゃ、こういうものを配つとんじゃ、これ。この辺あったろう。アドバイザーが。何か抗議せにゃあいけんじゃろう、あんた。呼んで一遍話したことがあるんですか。ないんじゃない。前市長とああいうふうなやりとりがあったというようなことも書いとるし。こればあじゃねんじゃ、この件ばあじゃないんじゃ。この間、あるところから業界新聞がわしのところへ来た。話が横道へそれるけん、中身についちゃあひどう言わんけども、クリーンセンターの問題も物すごう書かれとる。どこの誰々と津山の料亭でいろんな利権問題について話したというようなことを書いとる。どがいなとんな、美作市は、ほいで。これアドバイザーを呼んで話をせにゃあいけんじゃろう。あんたがそこで済まませんでしたという、そがいな簡単話じゃないんじゃ、あんた。11人の人はそれで済ませたんかもわからんけど、それじゃあ済まんのじゃ、これは。市民に説明責任が果たせんものじゃ。

把握してなかった、7月1日にはお金がほとんどのうなってきたというて言よんよ、7月1日には。3,500万円のお金、出資金の2,500万円、地元の出資が150万円、それから2回に分ける指定管理料500万円、500万円、12月に出すやつまで。それまで皆食べしもうとったんよ。腹が減つとったんじゃろう。どがいするんな、これ、こがいなこと。あんたがそがんとこで申しわけございませんでしたというような問題じゃないんじゃ、これは。説明責任を果たしなさいというて言よんじゃ、わしが言よんのは。なぜこの秘密保持についての関係についても、2番目の8条の報告の義務について、2階部改修が420万円、レストラン改修工事が203万6,000円、ドリンクコーナー改修工事が105万8,000円、レストラン関係消耗品等488万円、こんなものをちょっと相見積もりを議長、出してもらおうようにちょっと言うてください。これ私が一切の資料を提示してくれというて書いとるわけよ、上記の難問題解決についての。

相見積もりなしに、あんたこの前生コンが話に来たときには地産地消じゃというて言うたんじゃ。部長、春名部長、よう見ようる、こっち。地産地消言うたんじゃ。高い生コン買いよるけん、安いとこを買わせてくださいというて言うたら、あんたは地産地消じゃからだめですよというて言うとんよ。そうだったな、部長。もっと詳しいやつを話ししようか、それはせまいか。じゃから、ここへ書いとる420万円、とんでもないとこのほうで仕事を渡しとる、これらも皆あんた知つとんか、報告の事項、報告の義務というて書いとんじゃけども。相談せず勝手にやらせたんですか、これ。神戸のほうの業者がしとんじゃ、これを。神戸は岡山県の中へ入つとんか、今。美作市の中では、大工さんも左官さんもおられんのんかな。内装する業者もおられんのんかな。ちょっと議長、この相見積もりの資料をちょっと提出させてください。何社でされたんか。これがいつ岡山県になったんか。

2回目の回答。

**議長（内海 健次君）**

質問の要旨わかる。

〔13番岩江正行君「骨子に書いとろう、一番下へこまい字で。とうから出いとろう。上記質問に対して事業実施状況と難問題解決に向けての計画案、資料の提出を求めるというて書いとろう」と呼ぶ〕

資料提出について制度的なものを含めて、暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時54分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員の質問であります。資料の提出、そして並びに経営アドバイザーが出回っております文書に対する抗議、これについての考えはあるのかないか、この2点を全員協議会で一応お話をさせていただきました。

答弁については、副市長のほうから説明……

〔13番岩江正行君「議長、全協じゃなかりょうがな、議運じゃらうがな」と呼ぶ〕

議会運営委員会、大変失礼いたしました。

〔13番岩江正行君「訂正せえ」と呼ぶ〕

はい。議会運営委員会でございます。

副市長のほうから答弁をいたします。

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

岩江議員の御質問の2階部分の改修工事並びにレストラン改修工事、ドリンクコーナーの改修工事等につきましては、私どもに事前の協議をなしにされたということございまして、相見積もり等についてはございませんでした。

レストラン関係の消耗品等については一部事前協議がございましたけれども、それにつきましても相見積もり等はなく、そのことがわかったのが2カ月後ございまして、そのときに市長より株式会社雲海につきまして文書を公文書として出させていただいています。その内容を少し御紹介をしますけれども、会社設立より4カ月、大芦高原国際交流の村の指定管理を受けてから2カ月が経過し、貴殿には経営アドバイザーという立場で株式会社雲海の健全な経営に取り組んでいただいていることに敬意を表します。さて、会社資本金及び指定管理料前期分を合わせた3,150万円について伺いますと、残金が700万円になっていると報告を受けています。株式会社雲海は資本金の大部分を美作市が出資する第三セクターであり、市の財政上、資本金を増資することも他から借り入れすることもできません。したがって、残金がゼロになることは会社が破綻することを意味しますので、十分に認識の上、今後の会社運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、経費の伴う施設整備の改修や備品等の購入、新規事業の実施については、実施前に施設管理者である田園観光部観光課と必ず協議を行い、取締役にも同意を得る手続をとることを指示しますという文書を9月3日付で出しておりますけれども、先ほど申しました件につきましては、これ以前に実施をされてまして、相見積もり等はなかったという状況でございますし、先ほど読みました数字については、そのときの把握している数字でございまして、それ以上の額が使われてたというのが現状でございます。

それから、お知らせ等の文書について、市長のほうは弁護士とよく協議した上で市の方針を決めてから抗議等のことを行うようにという指示がございまして、今現在弁護士と協議中でございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**〔質問席〕

副市長、ちょっとこれ見て。これこまいけん、見えんかもわからんけど、4番議員がこれ6月の議会で丸投げしちゃあだめですよというてやっとなよ。あんた、休んどったんか。あんたは美作市のこの甲の立場にあるわけ、美作市のほうに。委託契約を結ぶ中で。うちから全部金が流れよんじゃ、向こうへ。不正に使われよんじゃ、これ。やかましゅう言うるとるぞ、その4番議員が。2回も言うるとる、ここへ。これ読んだんか、議事録を。これじゃあ、初めからうそを言うつもりで返事したんか、空返事したんか。あんたらの返事は皆空返事なんじゃ、これ言うとかけど。あんた簡単に済みますが。この前は地産地消じゃというて言うたんで、あんた。神戸のほうがいつから地産地消の中に入ったんなら、神戸の業者が。それもここら、たくさん今仕事のがうて困っちゃう。大工さん、左官さん、左官さんやこう特にじゃ。内装業者、恐らく美作市にたくさんおられるよ。ここ資料もろうとんじゃけど、皆書いとる。これどがいするんですか。

それと、商売の鉄則というのは、やっぱし利は元にある。黒字出さなきゃあいけんというて言うんだったら、なんで見積もりとろうとせんのか。お任せ、お任せというて、こんなばかな話がどこへ通るんですか、これ。市民の皆さん、こらえてくれる思うか。市長に電話したら、わしは岩江さん、もう病氣療養中ということで、わしは余り何にもようわからんのんじゃというて言われようた。ほじゃけど、この話が出たのは昨

年のあんたが政策審議監をされるときからの問題で、この雲海の話は。わしは道上市長は本当のことを言うと思う。市長を支えるのがあんたの仕事じゃねえか。こんなばかな話があつてええかな。

わしも最近、時代劇を見るんが、時代劇が割合好きで、水戸黄門をよう見る。水戸黄門が、ストーリーは一緒なんじゃ、ストーリー見ようたら。最後になったら葵の紋が入った印籠を助さんか角さんが出て、この印籠が目に入らぬかというてやるわけじゃ。そしたら、悪代官がそこではあと、こういうふうに頭を下げ、ほいで今の美作市のうちの美作市と一緒にねえのか、市長さんは、このお殿様は病気で静養されよんじやと。それを病の席から出てきて、水戸黄門さん来られとるから、よいよいわしは忍びじやと、早う財政立て直せよというて、そういうような大体同じようなストーリーなんじゃ。視聴率が物すごい高い。役者が再々かわってやりよる。うちのも早う水戸黄門さんが来てほしい、こういうふうな悪代官がはびこるようなこつちや困る。

ほじゃから、とりあえず副市長、今回雲海を閉めてしまうというのは、わしは初めから閉めるようなことはわしは部長にも言うたらん。それは今言ようる造成、いろうとんだつたら、それを公共の施設いろうとんだつたら、これでも許可が要るんですよ、言うときけど。次のときで言おう思ようたんじゃけども。これ許可が要るんで。市営住宅を勝手にいろうたらあかんので、入居者が。市の許可が要るんですよ。あんたが市のトップなんじゃろうがな。あんた許可を出いたんか出いてないんか、これ。増改築するのにアドバイザーが勝手にどうどうどういろうたんじゃが。これはどがいなつとんですか、これ。これも報告の関係で答弁になつとりやせんのか、あんた。この辺についてどがいにか考えられとんかな。

ほいで、あんたが倒産ですというて、金がないようになったら倒産じゃ、これは。はっきりしたこつちや。あれをマスコミが来るとこでやっしまけん、マスコミというのは記事をちょっとでも売らにやあいけんから、ああ、ええ記事ができた思うてばあつと書いた。軽々しゅうあんたが言う、そういうな発言するからこういうことになる。責任が重いわ、あんたはほんまに。道上市長が二月じゃない、あんたが二月で、早う言うたらで、わしが裁判官だつたらで。あんたが一月じゃない、あんたが二月で、道上市長も。そんなものをこの1番目の関係やこのこの8条の報告の義務やこうについてちやあ、あんたらが言ようこつちやから、仕事を放棄しとるような話じゃがな、これ。どうされるんか、ちょっと副市長、3回目の答弁。

#### 議長（内海 健次君）

副市長、基本的な行政内部における、いわゆるそういったことは指摘されておるので、担当課と副市長、市長との連携とか、そういったことをやっぱり市民の方に詳しくお知らせをしちゃってください。

それからもう一点は、増改築の関係、許認可の。これは部長等が話したほうがえんじやないかな。

副市長、答弁をお願いします。

#### 市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

今、岩江議員のほうから御指摘がありましたように、丸投げをしていたんじゃないかというふうな御指摘がございました。結果的に見ますと、私どももよく把握してなかった、特に増改築について事前の協議を受けてなしに、現場も確認してないというふうなことを鑑みれば、丸投げに近い状況になつたらろうというふうにも深く反省しているところでございます。もともと第三セクターにおきましては、担当部署を経由して私どもにも報告が入るようになっておりますけれども、それがうまいぐあいな組織運営もできてなかったというのにも深く反省する材料でございます。このたびは事務手続上、非常な大きなミスを行いましてまことに申しわけありませんでした。〔降壇〕

〔13番岩江正行君「議長、総括」と呼ぶ〕

議長（内海 健次君）

はい、総括をお願いします。

13番（岩江 正行君）

そりゃああんた、まだようわかつたらん。行政の流れというのは課長が判を押いて、部長に押いておいて、あんたが押すんじやろう。 [発言の削除]

金の貸借の関係で銀行の保証人になっとなって、小さな判をしとつても、元受けが倒れたら、保証人になった者が皆払わにゃあいけんで、これ。 [発言の削除] もう少し、資格がないぞ、あんた副市長の。一番上に書いとるが、いつも。課長がおって、部長がおって、係長がおってというて、皆、主任がおってというて。決裁印というんじや、これ。あんた、ここの甲の立場でありながら、また向こうの乙の立場でも取締役にもなつとんじや。わしが言うたでしようがな。二足のわらじを履いとつてというて、この間も言うたでしようがな。ようわかつたらん、そがんことが。

次にまた同じような質問する人がおられますので、このくらいで終わりますけれども。

議長（内海 健次君）

2項目めに移ってください。

13番（岩江 正行君）

はい。2項目めで、施設の修繕、さつきちよつともう言うたけども、これらについても一緒。立入検査にしたって、7月1日にお金がなくなつとるものが、なぜ監査委員が鏡野の奥のほうの人を入れたり、地元のほうからも出られとる人もおられるし、これは監査委員はどがいされようたんな、この。施設の修繕についても1件につき10万円以上についちゃあ、見積もりは入札せにゃあいけんようになつとんじや、これ。何のためにこの紙を交わしたんなら、これの回答がないけえ、一緒にもうしてくれえ。それで終わりじや、もうきょうは。とんでもない話ばかりしよる。次の問題できんようになる。何のためにこの紙を交わしたんか、それをきちつと言んさい。

議長（内海 健次君）

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君） [登壇]

岩江議員の御指摘のように施設の修繕の10万円とか立入検査につきまして契約書を交わしておりますけれども、この内容をアドバイザー、支配人等とこちらの部分の意思疎通が十分に図られずにこのように結果になってしまいました。私どものわかったのは後のほうということで、大変反省をしております。まことに申しわけありませんでした。

[13番岩江正行君「そがんこと言よんじやねえがな、何のために交わしたんならというて言よんじや、これを」と呼ぶ]

守るためということです。

[13番岩江正行君「守つとりゃあへんがな、ほんならこれが」と呼ぶ]

はい。

議長（内海 健次君）

監査委員の人選は。

[13番岩江正行君「何を言うとなんなら、ほいで」と呼ぶ]

市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）

監査委員の人選でございますけれども、1人は元銀行員ということで経営全体に把握できるという部分

と、もう一方につきましては市の監査委員さんをお願いしておりますし、もともと監査につきましては3カ月もしくは6カ月後に中間監査をした中でやっていただきたいという気持ちがありましたけれども、先ほど来お断りをしておりますけれども、会社の指定管理を受けたときにはほぼ使い切ってしまったという状況でございまして、監査委員さんが運営そのものの監査をする段階に至らなかったという現状でございます。たびたびで申しわけないんですけれどもそういう事情がございまして、私どもも深く反省をしているところでございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

おかしいじゃ、言ようることが。7月3日にリニューアルオープンされたんでしょう。そのときには監査委員が決まっとんじゃろう。この問題が発覚したのはいつですか。それまでに7、8、9とあって、9月の初めぐらいだったんじゃないか、これ。中ごろじゃなかったんか。一遍も監査せずに、その辺のとこの説明があんたおかしいんよ、いつも。これについても一度言うてくれえ。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

資金不足等々についての内容が市の執行部のほうが大まかな数字ですけれども、わかったのが9月の初めでございまして、先ほど市長名で出した文書が9月3日ということで、このときにつきましても今現在の数字と少し違う数字でございまして、このあたりについておおむねの状況がわかったということで、7月、8月時点についてはその内容を、申しわけなかったんですけれども、把握ができてなかったという現状でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

ちょっとピントが狂うとりゃあせんか、あんた。言うたことに答えてくれなんたら。あんたの言葉をかりて言うたら、健全経営をさすために銀行員を入れとるわけじゃ。何で7月が始まってからの、7月のときにははや金がなかったんじゃが、そのときに何で8月の終わりとか9月の終わりとかというふうなときにもう少し細かい調査が要ったんじゃないか。もう何もかにもがむちゃくちゃじゃあがな。

それと部長、ちょっとこれはこまいけん見れないけど、これ独自のお店づくりということで、これは然の膳という会社なんじゃ、これ言うてもえんじゃろう、ここへ書いとるけんな。

**議長（内海 健次君）**

それは商号。

**13番（岩江 正行君）**

商号は商号の話なん、これ。然の膳という会社なんじゃというん。こういうふうな向こうで、神戸、大阪のほうの人をこっちに連れてきて、今言よう有機農法の話じゃと思っ、ついでにこれ安い金額でやっとなるからな。これは内装業を安く、坪20万円以下を目指しますというて、これ有名な会社なん。もう少し職員の方々もこういうなものを勉強してもらわな困る。パリの家具、テーブルセット、7万8,000円掛ける2、パリの絵だとか1万5,000円とかという、こういうのを書いて然の膳というて。

ほいで、今物すごく健康に皆さん有機農法という形の中で町のほうの人は物すごく敏感になっとなるわけ

よ、薬害の関係やこうで、農薬の。それで、有機農法でこっちのどこへ仕事をさせて、その馬ふんじゃな、牛のふんじゃねえ、馬ふんじゃなかりやないけんらしいわ、それも。ほいで、馬ふんで土づくりをさせて、ほいで向こうから観光バスでこっちへ連れてきて、耕作放棄地へ連れてきて、そこで今言ようる仕事をさせて、ほいで来たときには朝がゆをたべさず、朝がゆ。朝がゆを食べさせて、そこで、それで1日草取りや就労の喜びをそのところで、田んぼで草取りしたり野菜をつくったりするわけじゃ。それで、お昼はそこで食事をして、それで風呂へ入って、汚れとるけん、土で汚れとる、風呂へ入るわな。風呂へ入って、それから向こうへ帰って、それからその持って帰った野菜で今度は料理を先生が、料理の達人やこう料理するらしい、そこで。

そういうふうなとこまできょうは、今言ようる行かなんだら、この耕作放棄地の問題やこうでも、今何を狙うとんならというたら、ここは水がきれいなことじゃ。自然環境がいい、そういうな中で、やっぱしこういうな商売しようる人がおられるわけ。それで、この人らあ、ほんならこういうような商売だけかという、そうじゃねんじゃ。つくった食材はどこへ持っていきようるというたら、病院へ持って行く、神戸済生会とか、済生会グループ、ああいうなとこへ全部入れようる。それほど今言ようる農薬公害やこうでみんなが敏感になつとるから、こういうなこともよう頭に入れて、今言う耕作放棄地の荒れようる田んぼやこうでも何か一度こっちから金を入れるばっかしじゃなしに、上山のほうの棚田の田んぼのタップダンスをして、どんだけの効果があったんかどがあんか知らんけど、大阪の社長が来られたというのは、あそこは梅を植えなさい言うた、梅を。梅は健康食品にも使われとると、それから梅は物すごう川辺町というて和歌山のとこやこうでも物すごう利益を上げようると、ゼリーから何から皆しょんじゃと。やっぱりそういうなとこで皆さんの所得の向上にもう少し目を向けていっちゃらなんだら、百姓も草刈りばあしようたらたまったもんじゃないから。

のの字に話になってしまうけえ、これはやめときますけども、とりあえずこういうふうなパリの有名な家具を使うとつても20万円以内で済ませとんじゃということなんじゃ。神戸のほうへたくさん店を持つとる。それがなぜあそこのとこで高級志向でやつとるとこが20万円で済ませよんのに、何であそこが今言ようる東栗倉のを見に行ったら、椅子1つ10万円ぐらいじゃ。もう一つ皮がちょっと張ってあつたら、これ30万円じゃ言うた。それほど、わしは尻が腫れりゃあへんか思うたりするんじゃけど、そがあな椅子に座りようたら。そういうふうなものをチェック機能がゼロだったと、そういうふうなものをしてさせたことが、きょう皆さんの血税が大きな出費が重なったということなんじゃねえかなと思うわけです。

これで終わります、この件については。

次の……。

#### 議長（内海 健次君）

項目へ入ってください。

#### 13番（岩江 正行君）

項目に入らせていただきます。

次は、憲法を暮らしの中に生かし、人間尊重と人権尊重のまちづくりということで質問させていただきます。

日本国憲法は、平和主義と人権主義の憲法と言われております。絶対かつ永久平和主義、9条戦争放棄の規定も戦争が人権の敵であることから見ても、人権のための根本規範とも言えると思います。第10条から第40条までの第3章の国民の権利及び義務、31カ条は人権主義の行き届いた条項じゃねえかと思えます。人権はもちろん自己権ではなく、権力に対する抵抗権利ではないかと思うと。その辺については、敬天愛人が

人権の本質ではないかと思うと、人を敬う心じゃな、これが基本じゃないかと思うと。平和と人権をうたった日本国憲法のその精神がしっかりと生かさなければならぬんじゃないかと思えます。美作市においても悪質な差別事件が多発しとる。差別と博愛の弾圧によって人権が侵害されとる、その事実、間違った尊厳を強いる者がいるから差別に苦しむ者がおるんじやと。平和という人権をうたった憲法の精神がしっかりと生かさなければならぬんじゃないかと思えます。互いの人権を尊重し合う共生の社会、人権が確立した民主社会の実現に向けての取り組みをお尋ねします。

いうことで、最近、この臨時国会で国家秘密保護法案の成立がなされたと。物すごい国民の反対の中でこれが成立された。また、賛成した者が中身についてもいろいろとまだ苦慮しようようなふうですけども、日本の憲法は平和主義と人権主義の憲法と。先ほども言うたけども、戦争をすることによって太平洋戦争では300万以上のとうい犠牲者が出とんです。終戦から68年もたち、戦争を知らぬ人たちがふえ、その人たちが今、国会をやられよう。国会議員の先生、皆ほとんどわしらから下の人ばっかしが多い。最近ではまた憲法改正に向けての機運が高まるとる言よう。戦争が生命と人権の敵であることを認識していただきたい。憲法9条はぜひ守っていただきたいと思えますということなんです、やっぱしこの憲法9条が、わしがちょうど自分が終戦の子なんです。おふくろのおなかにおったときに、わしが、B29の音は聞こえななだけども、ちょうどその時期にわしが生まれた。きょう中国の尖閣諸島の問題、韓国の竹島の問題、東シナ海の問題、いろいろと中国との関係、韓国との関係、ぎくしゃくしてきよう。こういうな中で、とんでもない国会議員があそこを買えじゃなんじやというような話をするから、待ってましたという、挑発したようなもんじやな。そがあな形の中で、これはぜひ9条を守って、私たちの子や孫をもう戦場へ行かせてするようないことをしないような、余分になりましたけども、それをこれを通じて市民の皆さんにも訴えて、私の質問にちょっとお答えをお願いしたいと思います。

1 番目の行政の責務について、平和憲法の精神、人権尊重の姿勢に立った行政責務ということで、行政責務について、市役所全ての業務は人権にかかわっているとの認識に立ち、職員一人一人が人権行政の担い手であることを自覚して業務に当たっているか、お尋ねいたします。これ一人一人聞きたいんじゃない、ほんまにしとんかしとらんのか。これ、ありや、時間がないようになるな。

それと差別についてのその後の対応について尋ねる。これは9月に質問しとるから、それについての御回答をお願いしたいと思います。

それと、この間、住田先生が人権週間について、ええ講演しなつた。自分が一人の人間としての自己を明確にしてすることによって感性が動くんじやと。相手も一人の人間と見たときに、感性が動かなんだら差別をすぐしてしまうんよ。その辺のとこを一人一人が認識していかなんだら、すばらしい講演してくれたな思いうてわしは喜んどんですけども、皆さんどういふうに聞かれとんかもわからんけども、そういうことで、1、2についての質問をお願いします、御回答。

#### 議長（内海 健次君）

市長職務代理者副市長。

#### 市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕

岩江議員の平和憲法の精神、人権尊重の視点に立った行政の取り組みということで、行政責務についての御質問でございます。市役所の全ての業務は人権にかかわるとい認識に立ち、職員一人一人が人権行政の担い手であることを自覚して業務に当たっているかのお尋ねでございます。

日本国憲法では、全ての国民は個人として尊重されると規定され、基本的人権の尊重をその基本原理とし、また全ての国民は法のもとに平等であることを保障しています。このことは、市が行う行政サービスに

ついて、市民の皆様への平等な機会の保障というともにつながることを認識しております。美作市におきましても日本国憲法や教育基本法、また昨年採決されました優しさと思いやりで支え合う人権尊重都市宣言の精神を尊重し、人権問題の解決と人権が守られる社会の実現に向けて行動ができる市民の育成を目指し、美作市人権教育啓発推進基本計画を定め、人権教育、人権啓発に取り組んでおります。

岩江議員の御指摘のとおり、市行政の全ての業務は市民の安全・安心な暮らしなど、人権にかかわることと認識しております。そのためには職員一人一人が人権施策の担い手であることを自覚し、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが基本であり、人権に配慮した行政を推進することによって真の意味での市民サービスが提供できるものと思っております。人権教育推進、人権啓発は、市の重要課題であり、教育委員会部局と連携しまして、教職員や市職員等を対象とした美作市人権教育研修会を毎年開催し、市職員等による人権をテーマとした意見発表や人権教育講演会を行い、市行政、教育行政の担い手として意識を高めてきております。社会的弱者など、さまざまな人権課題に敏感かつ柔軟に対応できるような人材を育成するため、今後も職員の人権教育により一層取り組んでまいります。

人権の取り組みにつきましては、美作市人権教育推進委員会を中心に、企業啓発の人権研修、市内小・中学校PTAを対象とした人権教育推進授業、高齢者大学など、生涯学習での人権講座などを通じて人権教育啓発を図っています。今後とも市民の皆様とともに取り組んでいく体制を構築することが重要であり、国、県の関係機関はもとより、美作市人権教育推進委員会の皆様とも連携を図りながら、市の人権施策を推進してまいりたいと考えております。

なお、先ほど岩江議員のありました住田先生の講演を私も聞かせていただきまして、コミュニケーションのとおり方等々につきましては非常に感銘するところがありました。今後とも人権教育についてはありとあらゆる面を使ってやっていきたいと思っております。

他の項目につきましては、部長より説明をさせていただきます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

市民部長。

#### 市民部長（安東 弘子君）〔登壇〕

岩江議員御質問の項目3、2つ目でございますが、差別事件とその後の対応についての御質問でございますが、9月議会におきまして岩江議員より地域での人権問題について御質問をいただきまして、市長より、行政として何ができるか、どうしたら地域の皆さんが仲よくやっていただくことができるか、それにはやはり地元の皆さんの話し合いによる解決が何よりで、市としても最大限汗をかかせていただきたいというふうにお答えをさせていただいております。

その後の対応でございますが、どちらの件も担当部署、市民部のほうで御本人と自治会の方、それぞれにお会いしましてお話をお伺いさせていただいております。その中で、地域のことでありますので、円満な解決に向けて双方に一度会っていただくようお願いをしている状況でございます。時間を要しておりますけれども、市といたしましては、地域の中で話し合いを重ねていただき、皆様が円満にやっていただくことが一番だと思っておりますので、今はできるだけのことをさせていただきたいと思っております。岩江議員におかれましても、円満な解決に向けて何とぞお力添えを賜りますようお願いいたします。

人権問題につきましては、日常生活の中で地域における問題も含めまして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する人権をめぐるさまざまな問題が存在しております。人権が尊重された社会を築くためには、一人一人が人権を正しく理解し、人権意識の高揚を図るとともに、人権問題を単に知識として理解するだけでなく、心で感じ取りみずからの課題として日常生活の中に生かせる人権感覚が身につくよう、さ

まざまな人権教育及び啓発を進めることが重要な課題であり、そのために担当部署が連携しましてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

美作市の人権に関する取り組みでございますが、教育委員会のほうで実施しております人権教育推進事業、生涯学習等での人権講座、また広報みまさかやみまちゃんネル等での啓発活動、12月7日、議員の皆様方に御出席をいただきました人権の集いでは、市内小・中学校児童・生徒の人権標語、ポスター、作文の優秀作品の表彰及び発表を行うとともに、人権啓発講演会を行い、人権についての理解を深め、お互いを尊重する心を育むとともに、応募作品について広く活用を図っております。市民の皆様の人権侵害の根絶及び人権が尊重される社会を築いていくためには、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場、機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進していくことが重要であり、市内部の関係部署はもちろん、国、県の関係機関及び人権擁護委員、人権教育推進委員の方々と連携して人権施策の推進に取り組んでまいりたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、市民の皆様の大変な人権が守られるよう、担当部署としてしっかり人権啓発を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**〔登壇〕

岩江議員御質問の差別についてということで、男女差別につきまして企画振興部の取り組みにつきまして御説明申し上げます。

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画を定め、意識の啓発を図っております。男女共同参画ゼミナールへは既に46名もの職員が参加をいたしております。「女性がいきいき輝くため」と題した出前講座の開催や先般行われました12月7日の美作人権の集いの講演会への協賛なども行っております。また、DVなどは配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力など、身体的、精神的、性的なものが上げられていますので、DV啓発を目的に研修会を開催し、積極的に対応してまいりたいと思っております。また、相談窓口として、各公共施設などのトイレとかエレベーターにDV相談カード、こういうカードを設置いたしまして、一人で悩まず相談支援センター等へ連絡するようにはいたしております。また、平成22年度に男女共同参画に関する美作市民意識調査を実施いたしましたが、来年度第2次美作市男女共同参画プラン作成に向けてのアンケート調査を実施する予定としておりまして、男女間の格差のない社会づくりを目指しております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**〔登壇〕

岩江議員の行政責務についてということでお答えいたします。

市民の方と直接お話をする機会が多い窓口職員はもちろん、全職員に対して電話対応についても丁寧に対応するよう常日ごろから注意喚起をしております。特に、保健福祉に来られる方の多くの方は困られている方、また社会的弱者と言われる方が多く来庁されます。このような中で、先般マスコミ等へ掲載されました児童扶養手当支給に関する事案につきましては大変御心配をおかけいたしました。議会初日に行政報告でも申し上げましたが、今後の対応につきましては、今回の件を踏まえてより一層細やかな趣旨説明をいたしまして再発防止に心がけていきたいと思っております。また、窓口での相談業務や各種申請業務等の対応には相談者の方へ十分配慮して職務を執行していきたいと思っております。

そして、議員が言われる互いの人権を尊重し合う共生社会についてでございますが、共生社会を形成する

上で、障がい者の方との共生は大きな柱であり、また障がい者の方が社会参加する上で重要なものの一つに就労があります。市内の継続就労支援B型事業所は県の平均は上回っているものの、目標の金額にはまだほど遠いので、少しでも向上するように、また一人でも多くの方が就労し、生きがいを感じて生活できるよう、勝英自立支援協議会での働きかけをするとともに、平成26年度に策定予定である美作市第4期障がい福祉計画に反映していきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

ここで議席番号9番尾高誉久議員が出席をいたしております。

教育長。

〔13番岩江正行君「まだまだある、こっちが。こっちがあるが。執行部あるう、ありやへんか。それから福祉部長、あんたも大事なことを忘れとるぞ。市民部長、一番大事なことを忘れとる言うんよ。議事録を読んだんじゃろう、この前の」と呼ぶ〕

2項目めでおっしゃったらいかがですか。

教育長。

〔13番岩江正行君「2項目めというて、まだこっち言わしんさいっちゃん。あんたじゃがな、前の市民部長じゃがな、消防の関係言わにやあいけまいがな、きちっと」と呼ぶ〕

環境部長、ある。消防。杉原と矢田の関係か、はい。

環境部長。

**環境部長（石田 薫君）〔登壇〕**

消防ポンプの負担金の件でございますが、道上市長の判断は当該消防ポンプ車は杉原地区、河内地区一体となって活動をしている勝田方面隊第4分団第1部で使用するものであり、美作クリーンセンターを含めた周辺地域への消防活動に貢献されるなど公益的必要な事業であるため、河内地区に対しましても補助する方針を示され、地元地区に対し補助金交付申請をお願いをいたしました。昨日でございますが、申請書の提出をいただき、早急に交付手続を行いたいと思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）〔登壇〕**

岩江議員からの質問をいただきました平和憲法の本質、人間尊重の視点に立った行政取り組みについて、教育委員会といたしましてお答えをさせていただきます。

互いの人権を尊重し合い、ともに生きる共生社会、人権が確立された民主社会の実現に向けた取り組みで6カ町村による合併以降、人権意識の普及、高揚を図るため、さまざまな機会を利用し、人権教育啓発に取り組んできたところでございます。

昨年9月には市議会からの発議により、優しさと思いやりで支え合う人権尊重都市みまさかとして人権尊重都市宣言が制定をされました。その宣言の中にもありますように、誰もが幸せに暮らせる町をつくるためには市民一人一人の人権が守らなければなりませんし、また意識を持たなければなりません。そのためにも教育委員会では、子どもから高齢者まであらゆる階層に人権意識の醸成を図る取り組みをしております。特に、子どもの心の人権感覚を育むことを目的に、毎年市内の小・中学生を対象に人権に関する作文、標語及びポスターの人権啓発作品を募集をしております。ことしの人権コンクールにおきましても、市内全

小・中学校2,100人余りの児童・生徒が取り組み、応募していただき、135人が入賞をいたしました。その中から12月7日に開催されました人権の集いにおいて優秀作品の表彰を行いました。特に標語においては、各校ともほとんどの児童・生徒が取り組む中で、2つの作品が優秀賞に選ばれております。まず1つは、届けたいあなたの心に優しい言葉、2人目が、大丈夫、気づいてくれてありがとう、人を思いやる気持ち、優しさに満ちあふれた作品に大変感心をし、殺伐としたニュースが多い現代社会の中でほっとした気持ちにさせてくれております。

当日は弁護士の住田裕子先生にすばらしい講演をしていただき、そしてその住田先生が講演の中で子どもたちの優秀作品等を取り上げていただき、相手の気持ちを考えることや思いやることの大切さを話していただき、ほかの作品につきましてもすばらしいと褒めていただきました。私自身も聞いておまして、本当にうれしい思いがいたしました。

その優秀作文の中に、友達とは何だと思えますかとの書き出しで、親しい人、助け合う人、友達はいつの間にかできている。お互いが相手を思いやる気持ちがあれば成立するものです。私にとって今の学年のほとんどの人がずっと一緒にいる友達ですと、作文は続いておりますが、いろいろなことがあり、友達がいて助かったというありがたさを感じ、そして皆さんも自分にとって友達とは何かと考えてみてください。皆さんに本当の友達がたくさんできますようにと作文を結んでおります。子どもたちもこのようにしっかり頑張っております。我々大人も子どもに負けないように頑張らなくてはいけないというふうに認識をしたところでございます。このような気持ち、心を市内の隅々まで広げることが本市の人権教育を推進することであると考えております。今後も市長部局とも力を合わせ、明るく健全な町、誰もが住みやすい町を目指して取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、学校教育におきましては、公務分掌に人材教育の位置づけ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間や学校生活全般にわたり、次の3つを柱に指導を行っております。1つ目は人権感覚に関する知的理解の進化と人権感覚の育成、2つ目は自立支援、3つ目は人権尊重の環境づくりであります。さらには、人権アンケートや人権集会の実施、美作市人権の集いの作品として人権の作文、標語、ポスターの応募などを行い、児童・生徒に人権について深く考える機会をつくっております。先生方にも教育相談期間を設けて児童・生徒一人一人の困り感を把握するなど、人権尊重の環境づくりを行っております。

次に、障がいのある子どもたちの環境整備でございますが、市内小・中学校では、バリアフリー設備がおおむね整えられております。肢体不自由の子どもたちのスロープやエレベーター等の環境整備はまだまだ不十分で、誰もがともに学習活動できることがままならない状況ですが、対象保護者へ説明を行い、理解の上でそれぞれの学級で学習をしていただいております。このような配慮をしながら、人権尊重の社会、ともに生きる社会の構築を図っております。また、人権参観日やPTAによる人権研修会を実施するなど、保護者や地域とも連携をして人権啓発を行っております。また、教職員の人権教育の研修につきましても、校内研修に位置づけて取り組むとともに、美作市人権教育研究協議会の夏季全体会として学校及び市の税務課の実践発表、特別支援教育を視点においた講演会、第三者委員会のパネルディスカッションを実施をいたしました。さらに、学校生活全てが人権教育であると考え、各教科や道徳においてさまざまな人権に関する教材に接することで人権感覚を養い、基本的な生活習慣や基礎学力を充実させることを自立支援をし、学級活動や学校行事を通して人間関係を築くことで人権尊重の環境づくりを行っております。引き続き、児童・生徒の豊かな人間性を養うため、人権教育の推進を行ってまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

非常に崇高な質問並びに崇高な答弁中でありますけれども、岩江議員の1項目めの質問中、放送禁止用語が該当いたしましたので、協議並びにこれから1時まで休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔発言の削除〕

岩江議員の2回目の質問の前に安東市民部長から答弁漏れがあったと、こういうふうな申し出がありましたので、これを許可いたします。

市民部長。

市民部長（安東 弘子君）〔登壇〕

岩江議員の御質問の差別事件とその後の対応の中で1件、答弁ができておりませんでしたので、お答えをさせていただきます。

前回、9月議会において質問をいただきました戸籍謄本や住民票の不正取得により身元調査が行われた事件が全国で波及しているため、不正取得防止対策として本人通知制度の導入を行いたいとの御質問でございました。それに対するその後の取り組みでございますが、現在、本人通知制度を導入している市町村を調べております。埼玉県、大阪市、山口県、香川県、大分県、鳥取県等の自治体では実施率が非常に高い状況にあります。岡山県につきましては、まだどこも行っていない状況でございますけれども、美作市といたしましては市長のほうが前向きに検討すると9月議会でもお答えをさせていただいており、今後積極的な取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

戸籍謄本等の不正取得につきましては、新聞等でも報道されておりますけれども、不正取得された戸籍謄本等が不正に使用されるといった事件が発生しております。このようなことは絶対にあってはならないことだと感じております。担当部署としましては、不正取得等が発生しないよう、戸籍法等関係法令等に基づき厳重な審査をしていくとともに、引き続き他町村の詳しい調査をさせていただきながら前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）〔質問席〕**

3回目の質問か、違おうがな、2回目じゃろう。

**議長（内海 健次君）**

2回目、2回目。

**13番（岩江 正行君）**

2回目の質問なんです、戸籍謄本の関係、不正取得の分についてはやっぱり市町村における窓口業務の改善も必要だろうというふうに市長は言うとするわけよ。じゃから、先ほど来私が言うとするでしょう。これ全国の事件を見たら、相次ぐ痛ましい事件というふうな形の中で新聞でも報道されとんよ。もう少し差別を受けた者の痛みがあんた方にわからなんだら、あんた方に感性が働かんから実務が前へ行かんのかな、はっきり言うとかけど。あんたの感性が働かんから問題、この前、住田先生の話、今さっきしたばっかしじゃないですか。全然わかっとりゃへん、これ。

教育長の答弁を聞きましたら、子どもさんの関係について、ほんまに私はあの事件の中身というのは、私ら仲がいいんじやから、おかあちゃんのほうがいつも私ら仲がいいんじやというような事件の内容でした。これはやっぱり学校教育のその人権教育が進んどることがそういうな友達を敬う心が出てくるん。あんたが一番大事なんで。

そういうことで、下町の西町のある差別事件、これでも子どもを初め親族の者は何か悪いことをして除名になったんだらうかと心配して職場や学校やその他の中で非常に肩身の狭い思いをしとる言よん。この心があんた方にわからんから、弁護士を連れていってみたり、弁護士が入って何が解決できたんですか。それも回答してください。

それと、もう時間がないから言うけど、下町なんか、役場の職員のOB、現職の役場の職員、こういうな人たちがおって役場の中で何の人権教育ができよんな。農地・水の関係で金をそういうなとこに大畑の会計と一緒にしたらいけん、だめじゃというて言うた人が除名されるんじやから、部落を。これ民生委員、この中じゃ、人権擁護委員、これらは何でほんなら人権擁護、これあんた間違いですよと、人権擁護委員が、その民生委員や人権擁護委員を法務局へ呼んで何で教育させんのんですか、これを。弁護士を連れていって何の指導をしたんですか。その辺のところがよくわかっとらん。人の痛みが全然わからん。そんなことで、あんたは住田先生のところへもう一遍いい講義を聞いてきんせえ、あんたこの間行っとらんのじゃろう。質問、御回答お願いします。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員、答弁の調整のため、少し休憩いたします。

午後1時08分 休憩

---

午後1時13分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長。

**市民部長（安東 弘子君）〔登壇〕**

先ほどの岩江議員の御質問でございますが、人権侵害が発生しているところにつきましては、大変な問題でございます。その痛みを感じながら救済を求めるもの、審判を求めるものにつきましては、御本人の意向を十分確認した上で、国の責務として調査、救済制度のある法務局等と連携をいたしまして美作市として努

力してまいりたいと思っております。

それから、人権侵害等の相談がありましたら、まず状況をお伺いしまして、実態を調査をさせていただき、市のほうで対応できる場合、相手方にもお話をしてお話して努力してまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

〔13番岩江正行君「市長に対する答弁を言うてくれにゃあいけんが、市長が言うとするがな、ここ。どこまでできとんか、今まで。それを問うとんじやろう。事実の実施状況と難題解決に向けての計画案の資料の提出を求めると言うて言うるとんじや。字が読めるんじやろう、これは。ここはこれ議事録じゃ」と呼ぶ〕

〔「議長、休憩にしましょう」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

暫時休憩いたします。

午後 1 時 15 分 休憩

午後 1 時 21 分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

岩江議員の御質問でございます。

9月議会の岩江議員の御指摘、お話をお伺いしまして、市長のお話の中で汗をかいて取り組んでいくという言葉もありました。その後、市長のほうから指示がありまして、お伺いするという事で私のほうも担当部長と一緒に、これ大原の2件のうちの1件でございましたけれども、お伺いいたしましていろいろとお話をお伺いいたしました。その中でできましたら話し合いの場を持っていただいて、円満な解決をお願いするという事で帰らせていただきました。その後、解決しとるという報告はいただいております。まだまだこれから根が深いものがあるかもしれません。これからも汗をかいて担当部署が動いてくれるものと思っております。

そして、人権についての全般的なお話でございますけれども、先ほど来、各部署から回答しておりますけれども、議員御指摘のとおり、行政の全ての業務が人権にかかわっております。職員一人一人が人権行政の担い手として、また公僕としてしっかりとした自覚のもと、職務を行っていかねばならないと考えております。そういった指導を行い、また研修の場も設けておりますが、今後におきましてもさらに充実したもものとしていきたいと考えております。

先ほど岩江議員も御紹介いただきましたけれども、先日の文化センターでの人権の集い、ここで私もいろいろとを感じるものがございました。特にたくさんのお子たちから出展いただきました人権啓発コンクールの作文、そして標語、ポスター、その中で最優秀賞をとられた作文が2点ございました。大原中学校3年生の生徒の作品で「私が今できること」という題でございましたけれども、これは障がいのある弟さんをお持ちの姉が弟を思う気持ちを書かれたもので、障がいを特性として捉え、そして互いの特性を尊重する必要性を訴えられ、そして最後に全ての人が平等でよりよい未来を築くため、小さいことから取り組んでいくと結ばれました。また、栗井小学校5年生の児童の作品ですけれども、「本当の友達、仲間とは」という題で、

上辺だけではなく、悪いことは悪いと注意することの大切さが発表されました。

そしてまた、先ほど言われました弁護士の住田裕子さんが講演されまして、人間が生きていくために大切なものはIQ、知能指数ではなくてEQであると。これは感性、心の知能指数とも言われておりますけれども、EQでありまして、熱意、意欲、忍耐力、謙虚さ、共感性を持つことが大切であるというふうにおっしゃられております。そして、自分を大切に、あわせて他人も大切にすること、そして目線を合わせるということが大切であると。そうすることにより、差別のない美作市となることを期待していますと最後締めくくられました。

市内の小・中学生が本当に真剣に作文、標語、ポスターを考え、人権問題に取り組んでくれています。先ほど教育長も申しましたけれども、私たち大人が子どもたちに負けないように今以上に頑張らねばと改めて感じたところでございます。自分を大切に、そして全ての方を大切にするという気持ちを持ち続けること、そして問題解決には行政の力には限りがございますけれども、問題解決に向け精いっぱい努力する、汗をかくことが肝心であると認識しております。

また、先ほど紹介しました人権の集いなど、各種講演会、研修会を数多く開催しております。人権感覚を身につけることが問題解決への道につながっていると思いますので、一人でも多くの方に参加していただきますよう、開催行事の周知に関しまして今まで以上に力を入れて多数の方に来ていただけるように頑張っ  
てまいりたいと思っております。

答弁にはならない点もありますけれども、以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。  
〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）〔質問席〕**

もう時間ないですから、民生委員と人権擁護委員の、これらについての研修、役場の職員のOB、こころ  
辺もやっぱししてもらわなければ、何のために前、行政の職員でおったんか、ちょっと私もびっくりしまし  
た、聞きまして。教育長の下へおったけん、割合よう勉強されとる。そういうふうな答弁をしてもらうた  
ら、私もちょっと納得したわけですから、この地元にて、この差別でほんまに差別されて苦しんでおられ  
る人、この人の解決を一日も早く解決するようにお願いしまして、今回のこの私の質問を終わります。答弁  
ございましたら。

**議長（内海 健次君）**

今言ったOBとか人権、その辺についての答弁要らん。

〔13番岩江正行君「研修」と呼ぶ〕

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

先ほど来、岩江議員の人権に対するいろいろな思いのところを聞かせていただきました。もちろん市とし  
ても同じ考えでございますし、民生委員それから人権擁護委員等々、役場の職員、OBも含めまして、いろ  
いろな多方面から話をさせていただきたいと思っております。私たちは全ての中で法のもとに平等であり、また権  
利もあります。義務もあります。そのあたりも含めましてすべきことはする、みんな同じ仲間であるとい  
うことでコミュニケーションを大事にしながら地域の中でお互いに肩を抱きながら楽しく生活するのが夢で  
あり、本当の姿だろうと思っておりますので、そのあたりを含めまして研修等につきましても最大限の努力をし  
ていきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

総括じゃな。

とりあえずまた3カ月過ぎたら3月の議会あるわけじゃから、もう3月の議会にはこの人権問題出ささんように、美作市が手本になったなあと言われるように頑張っていたきたいと、かように思います。

以上、終わります。

議長（内海 健次君）

岩江議員、4項目、5項目めは時間の都合上、取り下げですね。

〔13番岩江正行君「はい」と呼ぶ〕

以上で通告順番9番、議席番号13番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番10番、議席番号10番岡崎正裕議員の一般質問を許可いたします。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

10番岡崎でございます。12月議会の一般質問をさせていただきます。

本来なら時候の挨拶から入って穏やかに質問を進めたいところなのですが、本当に私もいつも質問をしておりますけれども、本来なら本当に未来に向かって建設的な質問をしたいといつも思っておるんですが、残念ながら今回も市のミス、そういうことについての質問をさせていただきます。

項目として雲海の件とそれから東栗倉工場の件を、どちらも第三セクターの会社のことでございますけれども、質問させていただきます。

非常に先ほどから言いますように残念な質問をしなくちゃいかんと思っております。テレビで見られておる方も毎日見られておるわけではないので、なかなかこの雲海の問題はどうなんだろうかなと思っておられると思います。非常に皆さんも関心が高いと。また、アドバイザーのほうから文書が出まして、その真意はどこにあるのだろうか、本当なのかうそなのか、そこら辺も今議論をされておるわけですが、かいつまんでこれまでの流れを一通り述べてみたいと思います。

この株式会社雲海ができた経過でございますけれども、これは執行部の資料から引用させていただきますが、昨年9月に改修工事の設計監理委託料というのが240万円を予算計上して、これを議会は承認をいたしました。それから、12月に、ちょうど1年前でございますが、改修工事請負費、これ3,500万円です、これを予算計上し、これは議会は認めたわけでありまして。それから、ことしに入って3月議会において、大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例及び規則を一部改正をいたしました。このときに指定管理者制度というのを承認いたしております。同じく3月議会で、株式会社への出資金を予算計上し、この出資金が皆さん御存じのとおり2,500万円でございます。それから、6月になりまして、6月の議会の最終日だったと思うんですが、6月28日、指定管理者の指定について承認をいたしております。

こういう経過をたどるとるわけでございますが、なぜこういうことになったのかとるいろんな方が質問をされたんですが、これは要するに出発時点、7月3日が開業日でしたけれども、7月1日からの契約にはなっておるんですが、その時点で2,500万円、それから資本金は地元の方が50万円ずつ出して3人の方で150万円で2,650万円、それから指定管理料の前期分500万円、それから後期分の500万円もその時点で使ってしまったおったというのが最大の欠陥でございました。それで、これは直接的には高級志向でなったんでは

ないと、出発時点でもうアウトだったんですよ。

そういうことがございまして、経営以前の問題、特にこれは私らに示された文書、基本協定書、年度協定書、業務仕様書、委託契約書、これらが一切遵守されてなかったと。これは明らかに法令違反、いわゆる今はやりの言葉で言えばコンプライアンス違反というふうに私は認識をしております。そういった関係で細かい部分についてそれぞれがきちんとやっておられたのかということを中心にお話をさせていただきます。

それで、1項目めから13項目めまで非常に細かい、なかなかわかりにくいと思うんですが、順次説明をさせていただきます。

まず1番に、高級志向に至るまでの経緯、これは先ほど申し上げたように高級志向自体が悪かったわけではないと、この清算の原因ではないというふうには認識しておりますが、ちょっと聞いてみたいと思います。

それから、準備期です。ことしの4月から6月の末までの準備期の支出について、これちょっと事務局が間違えて打ったと思うんですが、2から6と書いてあるんですが、2と6です。資料の2と6で、このときの準備期の支出についてちょっと説明をお願いいたします。これが一番問題になると、私は認識しております。

それから、基本協定書の第13条でございしますが、これは13条の2項です。乙は管理業務の一部を第三者に委託し、また請け負わせるときはあらかじめ甲の承諾を得なければならないというふうになっておるんですが、この第2項の適用というのは、これは経営アドバイザーであると思うんですが、確認をいたします。

それから、基本協定書の第18条第1項、第18条なんですが、これが管理施設の維持管理に係る費用は全てこれは株式会社雲海の負担とする。また、株式会社雲海が管理施設の運営及び管理に関し損失を生じた場合は、その損失は株式会社雲海の負担とし、市はその損失の責めを負わない、こういうのが書いてあるんですが、その説明をお願いいたします。

それから、2つ目の年度協定書でございしますが、年度協定書の第3条に指定管理の変更ができるというふうに書いてございしますが、これの説明もお願いをいたします。

それから、業務仕様書の2、(7)で、地域住民や利用者の意見の反映をさせるということなんですが、これは具体的にどのようにされたのか。

それから、6の(6)でございしますが、統括責任者を置くというふうになっておりますが、この統括責任者というのは誰でしょうか。

それから、8でございしますが、8番、9の備品購入はその都度美作市に報告されたのか、これがなされておったのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、9番目に経営アドバイザーについては、これは7月からの契約になっております。ところが、今までのいろんな質問の中で、経営アドバイザーが準備期にいろんなことをやっておるということが出ておるんですが、どのような地位で4月から6月まで仕事しておったのか、教えてください。

それから、アドバイザーが数年間かけて改築をするんだというのは、これはブログに載っておりました。これは経営アドバイザーとKIRA KARACHO、KIRA KARACHOの名前を言ってもいんかわかりませんが、イニシャルにしとしまししょう、AT氏です。AT氏とブログの中で対談をして、高級志向にこれから数年かけて持っていくんだというふうなことを言っておるんですが、そういうことを認識しておったのか。当然これには予算が伴うものですから、それを認識しておったのかをお聞きしたいと思います。

それから、これは今回補正で出ておるんですが、債務超過状態をどのように清算をするのか、改めてお聞きをいたします。

それから、美作市の公の施設の指定管理者の指定に関する条例というのがございますが、その中で今回また関係すると思うんですが、その中で第9条がございます。第9条に「指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。」要するに市の直営に戻せるという、これは条文なんですけど、このことについて今市が計画しておるのは、その一部を直営にするということなんですけれども、その中で第9条の適用、これどういうふうな適用を現在では一部をやるということなんですけど、これについてどういうことをやられるのか、一部をするんでもう決定しておると思うんですが、確認のために答弁をお願いいたします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

岡崎議員に雲海についての御質問を受けておりますので、御回答をさせていただきます。

まず、高級志向に至るまでの経緯についての御質問でございますけれども、平成23年度に実施した大芦高原国際交流の村雲海の経営診断を踏まえて、赤字経営からの脱却を図り、少しでも健全経営につなげるには、市の運営とは異なる取り組みを行うべきであるとの経営理念に基づいて方向転換をし、直営で行っていたよりも少し高級な志向にしたいという気持ちの中で動いた、つまり客単価を少し上げたいという気持ちが執行部のほうにあったことは事実でございます。

準備期の支出についてでございますけれども、11月6日の全員協議会でお配りしました準備期の支出の詳細でございますけれども、人件費536万円につきましては、開業準備のために5月1日付で支配人と料理長を採用しました。2人の2カ月分の人件費と、他の社員も6月15日に採用しておりますので、半月分の16名の人件費が主なものです。ほかにも外部委託しました会社の登記費用及び社会労務関係の費用、パンフレット等の撮影費用が含まれております。次に、光熱水費の114万4,000円につきましては、6月分の電気代が106万7,000円、水道代が4万3,000円、電話代が3万4,000円であります。設備費の1,922万2,000円につきましては、主なものは資料でお示ししたとおりでございますが、その他にも厨房備品、51万8,000円と看板、冷蔵庫等を購入しております。その他の1,031万4,000円につきましては、食器、調理器具などのレストラン関係の消耗品が488万円、その他の主なものとしたしましては、ホームページサイトの更新料が99万円、社員の制服が96万5,000円、事務用品が59万円、食材運搬用車両が75万円、予約管理システムが34万3,000円、食品衛生協会費が28万5,000円、パンフレット印刷代26万8,000円等でございます。

次に、基本協定書第13条第2項の適用が経営アドバイザーなのかという御質問ですが、基本協定書第13条第2項には業務の管理の一部を第三者に委託する場合、美作市の承諾を得ることとなっております。経営アドバイザーは、株式会社雲海が業務管理を行う上で経営改善のためのアドバイスをいただくものであります。業務仕様書に効率的な運営を行い、管理に係る経費の縮減を図りとありますので、この部分で一部委託に該当し、御指摘のとおり経営アドバイザーを委託をしたわけでございます。

次に、基本協定書第18条第1項についての御質問ですが、基本協定書第18条第1項には施設の維持管理に関する費用は指定管理者である株式会社雲海の負担であり、運営管理に当たり損失が生じた場合には、株式会社雲海の負担であり、美作市はその責めを負わないとあります。今回の場合は、出資の大部分が美作市である第三セクターの株式会社であるため、今回大きな損失を抱え清算するに当たり美作市が負担するという結果になりました。大変申しわけなく思っております。御理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、年度協定書第3条第2項にあります指定管理料の変更についての御質問ですが、平成25年度の指定管理料は1,000万円であります。11月で指定管理を解除し、会社は解散、清算を行います。指定管理料を変更するのではなく、本来美作市で負担すべきであった工事、修繕備品等の費用を出資金として支払い、会社を清算いたします。

次に、業務仕様書にあります地域住民や利用者の意見の反映を具体的にどのようにされたかの御質問ですが、株式会社雲海の英田地域の3名の方から出資をいただき、取締役として地元代表として運営に参加していただいております。地域住民の代表として運営に携わっていただこうとの思いでございました。新体制での運営、いわゆる高級志向への移行もある程度の理解はしていただきましたが、我々もですが、これほど一度に高級志向へ向かうとは思っておりませんでした。オープン後もメニューの見直し、軽食コーナーの設置等意見をいただき、改善を試みましたが、オープン時に資金を使い果たしたため、どうにもならなかったというのが現状でございます。

仕様書6にあります総括責任者とは誰かという質問でございますが、先ほども述べましたが、開業準備のため、5月1日に支配人と料理長を採用しました。これは現場における総括責任者は支配人であるという認識のもと行ったものであります。

業務仕様書にあります株式会社雲海が任意に備品購入された場合、その都度美作市に報告されたかという質問でございますが、報告または協議を行い購入されたものは、レストランテーブル、ガステーブル等厨房機器です。その他のものについては、経営状況の説明を受けたとき、購入リストに入っていたことで知ったという現状でございます。

7月1日に指定管理者であります株式会社雲海とアドバイザー契約を結んでおります。それまで5月1日に採用した支配人と料理長が7月3日のリニューアルオープンに向けて準備中でありましたが、意見を伺うことはあったと思っております。

アドバイザーが数年かけて改修するという一方で、私のほうが聞いておるかということもございますけれども、それは私は聞いておりません。施設の大規模な改修は大芦高原国際交流の村の管理に関する基本協定書及び大芦高原国際交流の村の管理に関する年度協定書に基づき、株式会社雲海と市が事前に協議を行うことになっております。アドバイザーが修繕等を提案されることがあれば、協議を行うことは可能だと、あると思います。協議の可能はあります。

債務超過状況をどのように清算するかということもございますけれども、11月6日の全員協議会で御説明申し上げましたとおり、9月末での時点でもう既に債務超過状態となっております。10月、11月と運営を続け、赤字の額は増しており、累計で1,400万円になると推測いたします。また、法人税、消費税、入湯税の支払いも残っており、精算を行うにも経費が必要となることから、全体で2,200万円の費用が必要であると推計しております。こちらは本来美作市で負担すべきであった工事、修繕、備品等の費用を出資金として支払い、清算することとさせていただきたいことと考えております。御理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、美作市の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条第2項の説明でございますけれども、第8条第2項は指定の取り消し等に関するもので、条文中には指定管理者に損害が生じて市長はその賠償の責めを負わないと規定されていることから、同項を適用し、指定管理者である株式会社雲海の運営により赤字が見込まれる状況での指定管理の取り消しは指定管理者の責めに帰すべき事由であり、市としての賠償責任はないと考えるものです。

次に、第9条の適用は考えられないかの御質問ですが、同条例の第9条は、指定管理による施設の管理が

困難と認められるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務をみずから行うことができると規定されていることから、第9条を適用し、指定管理者にかわって市が全部の施設を管理できるという、全部もしくは一部というふうになってますので、全部の施設を管理できるというものにしたものです。

以上です。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

非常に細かい質問で申しわけない部分もあったんですが、ずっとこの説明を聞いておりまして、協定書あるいは条例の中で相矛盾するという部分があるんじゃないかなと思います。

まず、第1の高級志向に至る経過なんですけど、ちょっともう一遍説明を求めますが、これ経営診断をされました。アルマ経営研究所というところですが、参考のために契約金額、結果の方向性というのはどうであったのか、高級志向でやれというような文言が入っておったのか、それをお聞きます。

それから、②と③番はよろしいですが、④の損失を負った場合に、市のほうは責任がないと、会社が全部責任を持つんだと言われとる中で、市が負担をするというのは私もちょっと理解できないということでありますので、再答弁をお願いします。

それから⑤ですが、年度協定書の管理料の変更なんですけど、これが管理料の変更があるんですけども、これ変更しようが、何ぼうでもできると、そういうふうに理解しておられるんですか。例えばこれを清算をしないで、管理料を例えば2,000万円、3,000万円、そうすればまた違う展開になったかもしれないということも考えられるんですが、その辺のところは考えられておられなかったのかということが1つ疑問でございます。

それから、⑥の地元との協議なんですけど、地元との協議、これは具体的にどういうふうにされたんでしょうか。その説明がありませんので、お聞きます。

それから、⑦番の準備期のことについてですけど、この準備期の支出について誰がやっておったのかなと、誰が支出について、その辺のところは統括責任者なのか、それとも経営アドバイザーがやっておったのか、その辺のところはわかりません。今までのいろんな答弁の中では支配人、統括責任者、支配人というのは一回も出てきておりません。その中で支配人と経営アドバイザーの関係、どういうふうなことになっておったのか、お聞きをいたします。

⑧につきましては、これはよろしいです。

それから、⑨の経営アドバイザー、これが7月から契約しとったんですが、これはもう契約解除になっておるのか、来年の3月までが契約でございますので、これについての違約金というのは発生しないのか、その辺のところをお聞きいたします。

それから⑩ですが、これはブログに書いてあったとおり、数年間かけて改造するということなんですけど、その中で道上市長が6月28日ですか、議決の日にお金が残っておるから、大規模な改装費に充てるんだというふうな発言もしておるわけなんです。その中で認識してないということなんですけど、ちょっとそれは矛盾するんじゃないかなというふうに思います。答弁をお願いします。

それから、⑪でございますが、これは4と関連をするんですけども、その中でこれは協定書にもありますが、もともとの条例の中にもあります。条例の公の施設の条例ですけども、第8条第2項ですか、指定管理者に損害が生じて市長はその賠償の責めを負わないというふうにあるんですが、ここの関連の中でなぜ市がここでやらなきゃあならんのかと、その整合性を説明をお願いいたします。これは12ですかね、

はい。

それから13、これ現在、全部という解釈でやっておると、全部を市の直営に戻すんだという解釈でやっておるわけなんです、いろいろな方の質問の中で、そのまま3年間の契約だけでも、1年ぐらいはやらせてもよかったのではないかと、つまりあそこを清算をせずに市の直営に戻してやれなかったのかというような意見が出ておるんですが、そのことについてどういうふうに思われておるのでしょうか。

以上、再質問とします。

**議長（内海 健次君）**

副市長、答弁は休憩後をお願いいたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

2回目の答弁、市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）〔登壇〕**

岡崎議員の御質問のほうにお答えをいたします。

経営診断にかかった費用は170万円でございます。また、結果による方向性でございますけれども、施設として役割のある地域社会へ貢献するという目的を再確認し、顧客サービスを充実し利用者の満足度を向上させるとともに、効率的な運営を図り、存続していくことが求められている。また、客単価、集客方法、その他売り上げの検討を行い、経費削減、効率的運営方法、運営を受託できる新組織をつくっていかねばならないという方向性が出されております。

また、先ほど少し答弁が漏れましたけれども、高級志向の考え方でございますけれども、高級志向というのは、我々の考えは直営で行ってた料金の食事なんですけれども、食事に対してその食事はそのままにさせていただいて、少し高い料金のもものこしらえていただくということを考えておったところです。あくまでも中山間地域、美作市にある雲海という地形の中での料金設定なり、食事を想定したものでございます。

それから、出資の大部分が美作市であるから負担するというところで理解ができないということでございますけれども、2,650万円の出資金の内訳は、美作市が2,500万円、150万円が3名の地元有志になっており、市がほとんどの株を所有しており、市が株式会社雲海の清算手続を行わないと、経費の支払いが不可能となり、納入業者、取引業者の支払いが滞ることになります。そのような状態になりますと、業者は権利を主張し、雲海の財産である備品及び品物を持ち帰る、これは株式会社というふうに御理解をお願いしたいと思います、行動をとることが想定されます。このような状態に陥りますと、大芦高原国際交流の村雲海の再生をするのに多大の経費がかかり、後の運営が非常に難しくなるという気持ちがございます。議員の皆様のご理解が得られるのであれば、一般財源を投じて清算手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、美作市に無断で使った分についてどう理解しているのか、責任の所在はどうあるのかでございますけれども、岡崎議員のほかにも同様の御質問をいただいた中で御説明をしておりますが、施設の改善及び備品等の購入を行うときは、当然施設の管理を一任している支配人と担当課が協議を行い、担当課が取締役社長である市長を初め取締役役員に説明をして判断を仰ぐシステムとなっておりますが、このシステムが正常に機能していなかったことが経営難につながった一因と考えております。したがって、いち早く経営状況が把

握できず、明確な指示が出せなかったこと、または大部分を出資している美作市としての責任であると思っております。

また、指定管理料の変更についての御質問でございますけれども、先ほど言いました特に食事等の料金、それから接遇についてお金を落とさせていただかない方については接遇の差があるというふうに御説明をさせていただいておりますけれども、そのような状態の中で市長は運営をするのは適当でないという判断をされているもので、指定管理料の変更等については先ほど岩江議員のときだったと思っておりますけれども、9月3日の文書をもって変更はしませんということをアドバイザーや担当部局、支配人等に通知をさせていただいております。

具体的にいつ、誰が参加してどのような協議がなされたかの御質問ですけれども、先ほどお答えしたように、出資をいただいた英田地域の3名の方について、地元を代表するという意味からも取締役を選任させていただき、運営への参加をお願いしております。この3名の方を含めた取締役会を会社設立の4月から現在までに6回開催しております。協議の内容は、当初は会社の運営方針、指定管理の開始後は運営状況等に関して報告、協議を実施しております。なお、地元の方はこれ以外にも何回ともなく運営方針についての協議を行い、地元の意見を会社のほうに伝えながらしたわけですけれども、会社のほうとしては小回りがきかなかったという現状もございます。

支配人が準備期に通帳と印鑑を預かり支出していたかについてでございますけれども、議会全員協議会の中でも御説明を申し上げましたが、4月2日に株式会社雲海を設立、5月初旬には市に対して雲海の指定管理を申請し、支配人等を採用するなど、指定管理を受けるべく準備を開始しました。しかし、リニューアルオープンまでは2カ月に満たない短期間で、会社自体の庶務、指定管理を受けての諸手続、給与、諸費用の支払いなど、多種多様で煩雑な事務処理を実施する必要がありました。また、実際の資金管理は支配人に任せるとの認識もあって、良識を持った管理を実施していただけるものと判断して、支配人に通帳と印鑑を預けたものでございます。

契約を解除したが、違約金は生じないかについてのお答えをいたします。

平成25年11月30日をもって解除の通知を内容証明郵便物にて郵送しております。株式会社雲海が11月30日をもって指定管理者を受けないことが取締役で決定したことの届け出が指定管理委員会に届いたことを受けて、取り消しの通知の発送等の手続をとるなど、公的な手続に基づいて違約金は発生しないと判断しております。

アドバイザーが数年かけて改装すると認識していたかの件についてでございますけれども、認識はしておりませんでした。

また、先ほどの基金の残高のことにつきましては、建物そのものについても老朽化が著しくなり、その部分の改修費用として基金を使用するため、基金をでき得る限り残すような計画でございました。

債務超過状態をどのように清算するかについては、先ほどと同じ回答でございますので、省かさせていただきます。

なぜ2,200万円の公金を投入するかということでございますけれども、雲海の再生が不可能になることはいかなる場合も避けなければなりません。しかし、指定管理者である第三セクター株式会社雲海には再生の能力はなく、株主である美作市として2,200万円の出資金を予算に計上させていただきました。

第9条の考えの適用はならないかということについてでございますけれども、先ほどの条例内容をお答えしましたが、今回の補正予算には大芦高原国際交流の村の管理費を追加計上させていただきました。これは雲海の管理運営を行うための補正であり、条例を適用して美作市直営による運営を行うものでございます。

それから、なぜもう一年ぐらいということでございますけれども、株式会社雲海は、現在資金ショートしておりますので、運転するにも資金がゼロでございますので、運転をすることが不可能だという判断でございますし、また運営方針の中で開設当時は数%の割でございますけれども、黒字運営の可能性があるのであれば何とかという気持ちもございましたけれども、黒字運営にも行かず、地域の皆さん方においても運営方針が非常におかしいという御指摘があり、市長の判断に基づいて、途中でございますけれども休止という方向を出させていただきました。

以上でございます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

岡崎議員、3回目になります。

10番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

聞いたことに答えていない部分があります。これ冗談ですけれども、執行部というものは議員の質問にいかにか答えんようにするかというマニュアルがあると、これは皮肉ですけれども、そういったことでストレートに答えてほしいなと思います。

1番の経営診断の件について、私が最初に言ったのが全然答えていないんですね。高級志向にしたほうがよろしいよというのが経営診断の結果、出たのかどうかというのを聞いてみます。これ全然答えてないです。1回損をするんですけど、しょうがないんですけど。

それから、4の市からの補填、増資という件ですが、私ここに資料があるんです。これは平成21年6月23日に出るとる総務省自治財政局長から出るとる文書ですが、第三セクの経営破綻があった場合に、巨額の債務というのが、これ生じてくる可能性はあります。その中で、これの文書の中では、損失補填は行うべきではないというようなことが出ております。それからもう一つは、資本金を超えてはいけないとか、そういう通達があるんですが、この通達について、そういう通達が出とんですけれども、そういった中でどういうふうにこの補填をもうやるのか、損失補填を2,200万円できるのか、そのところをもう一遍お聞きします。

それから⑤ですが、無断で使った部分、これ岩江議員のときに質問にもありました。無断で使った部分について備品あるいは追加工事がありました。本来、追加工事はできるものではありません。会社ではできない、これは市がするものでありますから。その時点で市がこれは追加工事として必要だと認めるなら、市がすべきものであって、この辺のところをどういうふうに理解しておったのかなと。後から市が負担すべきものも含めて2,200万円と、これ順序が全く逆ですわな。後から金を使ったから、勝手に使ったから、後からお金をくれよと、これ言うのとんと同じことです。岩江議員が指摘したように、市の建物を無断で借り主が増改築することにはならんのですよ。それを平然とやっとなです、ここで。これどうなんですか、これ。全く意思の疎通を欠いて申しわけないです、そんなんでは話が通るんですか、その辺のところをもう一遍答弁をお願いいたします。

それから、6の地元との協議ですが、もうちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。どういう人が参加されて、例えば取締役だけじゃなしに、地元の例えば自治振興協議会とか、いろんなものがあります。そこらのところとも話をする必要があったのではないかと。これは公の施設で地元のための施設、そういう認識が余りなかったのではないかなと思います。再度答弁をお願いいたします。

それから、7の支配人、これは最初にここに出てくるのは支配人というのはきょう初めて出た話だと思います。前のいろんな方の質問の中で経営アドバイザーがいろんなことをやったというふうな答弁も出ております。この支配人とこの経営アドバイザーの関係、どうなんですか、これ。今までの答弁では、経営アドバイザーが準備期にお金を使ってやったというような答弁をされております。これもうちょっと明確に支

配人と経営アドバイザー、お願いします。

それから、経営アドバイザーでございますが、この方は7月1日からの契約です。ところが、1日からの契約なんです、これどうも先ほど申し上げたように、4月ぐらいから仕事をしとるんですわな。これおかしいと思いませんか。4月から仕事をしとんです。彼の出した文書によりますと、その前からもう仕事をしております。これ変なことになつとんです。どういうふうな説明をされますか、お願いします。

それから、賠償責任がないと、これ協定書の中にも条例の中にも書いてあります。市の賠償責任はないと。市の賠償責任がないのに、増資をして清算をするんだと言われとんですが、どうも私はこの条例とこの協定書というのは書いてあるけど実行はしなくていいという意味合いでしょうか、どういうときにこれを適用するんですか。

以上、3回目の質問とさせていただきます。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

先ほど経営診断のところで御説明をさせていただきましたけれども、客単価というふうな説明をさせていただいておりますけれども、客単価を上げるという意味でございまして、客単価を上げるためには食事の高級志向化というふうなものを考えてというふうな表現でさせていただいてるということで、もちろん温泉の料金等については値段を変えておりませんので、客単価を上げるとイコール食事そのものの単価を上げるというふうに私どもは理解をしているところでございます。

それから、4番目の市からの増資の件でございますけれども、もともと正式な話をさせていただくと、市から増資をすること自体はいかなものかなというみたいな気持ちもあるわけでございますけれども、市になってから愛の村それから武蔵の里、こちらも同じような三セクで運営をされておりました。で、そのときの経営赤字のときにおきましても、市のほうから増資をして、そのままの状態で直営に引き継いだ経過がございます。なぜそのようにしたかといいますと、先ほど少し説明をさせていただきましたけれども、納入業者の方がおられますので、裁判所管理等になれば、株式会社雲海が投資をしたものについて、競売等になれば、その施設の使用についてはなかなかすぐにはできないだろうと、損失の部分が非常に大きくなるだろうということも含めまして、したと。今回の質問でもあります、東栗倉工房に関しても同じ意味合いで増資をさせていただいているので、御理解のほうを得たいと思います。

追加工事の件でございますけれども、こちらのほうも御指摘のとおり、市のほうへ工事を着手する前に相談をして、市のほうとしてはそれを受ける場合に予算をして実施をしなければいけない、これは当たり前のことでございますけれども、特に今している観光施設等につきましては、例えばきょうにでもこれを直さなければ運営をとめざるを得ないような問題が発生する場合もございます。そのようなものについては万やむを得ぬ場合があるので、ある程度の臨機応変の措置が必要かとも思いますけれども、このあたりは今回の件を反省しながら、今後どのように考えるかを検討し、皆様方と協議をさせていただきながら進めていかないとというふうに思っておりますのでございます。

それから、取締役会3名の方との話し合いなんですけれども、自治振興協議会等は話し合いをしております。ただし3名の方は地域の方でございますので、3名の方はいろいろな人からいろいろな意見をお伺いしながら、特に食事問題等についてはたびたびこちらのほうとも協議をしながら、なんとか今までの食事をつくっていただけないでしょうかというのを私どもも料理長等々直接ではないんですけれども、支配人とアドバイザーに話をしましたけれども、なかなか小回りがきかなかったという現状でございます。

それから、支配人とアドバイザーの件でございますけれども、もともと市のほうとしましては、支配人は先ほど言いましたように5月1日から契約をしておりますけれども、アドバイザーにつきましては7月から契約ということでございますけれども、施設全体の部分については、支配人がアドバイザーのほうへいろいろな協議をして、このようにという可能性もあるだろうというふうに思っておりますし、アドバイザーそのものは、次の項目にも入りますけれども、今まで雲海について黒字化を目指すにはこういうふうなことをしたほうがいいのではないのでしょうかという、正規の職員ではなかったわけですが、提案をいただいた件もございまして、そのあたりも含めて御指導を得たわけなんですけれども、反対の方向になっていったというふうに思っております。

それから、市の賠償責任の問題でございますけれども、もともと今回の部分につきましては第三セクターということで、市が出資している会社でございます。市が責任を第三セクターへお願いをして、その中で第三セクターが損害賠償するということができれば、もともとのお金がないところですから、市のほうが責任をとらなきゃいけないということで、ぐるっと回るといって市のほうで出資なりなんなりをさせていただいて、特に今後の運営のために市のほうで金をお金をお願いをしているという状況でございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員、総括になります。

**10番（岡崎 正裕君）**

条例とあれを答えてない。条例と協定書の市が責任を負わない部分についてはどういうときに適用するんですかということ。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

答弁漏れがありました。失礼をいたします。

市のどうか、賠償責任の問題でございますけれども、どういうときに負うかという条例の部分ですが、一般的な会社に関しましては、その会社のほうの部分に責任をお願いしたいと。今回のほう、先ほど少し言いましたけども、今回の場合につきましては第三セクターのために市として責任を負う場合には、また市として責任を負わなきゃいけないということがありますので、一般の会社というふうに御理解のほうをお願いしたいし、市長のほうは今後、第三セクターについては設置をしないという方向も出されてますので、今後については今ある第三セクターは別ですが、新たな第三セクターはつくらないという方針でございますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

この問題は、まずは産業建設委員会、次に全協が2回ありました。その中で本来ならそこで大体のことを公表していただいて、ある程度の協議ができて、今回の質問も細部にわたった質問ができれば良かったんですが、残念ながらそういうわけにまいりませんで、多くの方がこの質問をいたしました。私、この会社、私らにも責任があるんですが、この雲海という会社は本当に不思議な会社だなと思いました。これは谷本議員が6月議会で指摘をしました。現場の責任者が一人も取締役になってない。そういうことも指摘しまして、また丸投げはだめですよということだったんですが、結果的に丸投げでございます。株式会社雲海とい

うのは、先ほど申し上げたようにちょっと変わった会社でございまして、経営アドバイザーなるものを月に39万円という、ちょっと私らと見たら高額だなと思うような方と契約をいたしております。普通私らが考えますと、経営アドバイザー、そういう方は大体非常勤でやっていただけると、そういうものと認識しておりますが、この経営アドバイザーが常勤です、毎日出てくる。そういうのが民間の経営感覚を取り入れるという名目のもと、こういう形態をとつとるわけです。責任がありません、この方は。あくまでこれはアドバイザーで最終決定は取締役会かなんかで決定するのが、これが会社の本来のあり方ということです。この責任のない方に用務のほとんどを丸投げしておるといことなんです。

それから、もう一つ不思議なのは、7月1日から開業しました。それで、議決が6月28日です、指定管理者の。株式会社雲海があそこにおいて指定管理者として仕事をしてもいいというのは6月28日なんです。ところが、5月1日から支配人を置いて、追加工事もし、備品も購入し、実質的に仕事をしとるわけです、指定管理者になる前に。このタイムラグという、何か変な会社だなと思います。自分ところへ仕事が回ってくるか回ってこんかわからんのにお金を使つとんです、しかも3,500万円も大金を。こういうのありかな、私は今回の文書、細かい文書、協定書の説明をしました。連絡がとれてなかった、意思疎通がうまくいかなかった、そんなん全く理由になりません。つけ加えると、変なんです、これ。協定書、全部7月からです。だから、協定書どおりやつとったのかというのは7月1日以降は言えるんですが、4月から6月に関しては、これ適用がないんですよ、全く。相談も何もせんでええわけです。株式会社雲海が勝手にすりゃあええ話です。そういった中でこういう事例が起こつとんです。これ本当に法令遵守、それ以前の問題です。連絡がとれなかったとか、意思疎通ができなかった、そんなんで仕事ができるんでしょうか、きちんと。勤ぐればほかにもあるんじゃないかと、こういうことが市の執行部の中にあるんじゃないかと勤ぐるようなことにもなるんです。申しわけありませんでした、これで通るような問題じゃないです、これ。全くむちゃくちゃです。

そういうことで総括とさせていただきます。

次に入ります。

**議長（内海 健次君）**

はい、次に移ってください。

**10番（岡崎 正裕君）**

ちょっと待ってください、あつちこつち資料が行っておりますので。

次に、東栗倉工房のことについてお聞きをいたします。

これもまた第三セクターの問題なんですが、この問題が生じてから市長のほうでも報告をするということになつとったんですが、いまだに詳しい報告がございませんので、質問をさせていただきます。

東栗倉工房なんですが、まずはその後の経過について、第1回目の質問です。その後の経過はどうなっておりますか。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

東栗倉工房のその後ということでございますが、既に他の議員からの御質問にお答えしたことと同様の内容となりますが、御答弁をさせていただきます。

第三セクターで経営を行っていた東栗倉工房の操業は8月30日をもって終了し、翌31日からは新しく会社を設立された東栗倉工房に製造販売等について引き継いでいただいております。また、取引先につきまして

も、新会社によりまして、いかりスーパーほか従来どおりの取引が行われているところです。そして、8月の臨時議会において、追加出資をお願いをいたしました出資金4,500万円につきましては、JA勝英からの借入金や取締役からの預かり金の返済とあわせ、従業員の退職金等にも充てさせていただくこととしております。また、これまで調べておりました債務債権につきましても、ほぼ把握ができましたので、今後は消費税等を納付し、速やかに会社を清算することとしています。

なお、追加出資していただいた出資金の一部については市へ返還することができる見込みとなっております。額が確定次第、また決算が確定次第、改めて詳細な御報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

2回目。

これの清算につきましては、8月いっぱい清算をしたんで、これ期間があると思うんです、清算をしてから、あれは清算終了ですかね、終了するまでに期間があるんですが、その間にこれは8月ですか、清算費用として100万円を支出しております。その中で、これ清算ですから、今までの一旦閉めた決算書をまた清算費用に係る決算書をこしらえて出すというふうになると思うんですけれども、これはどなたがやられておるのか。恐らくこれは1人でもできないことはない、その中に100万円の中にその清算の事務の方の事務の費用も入っておるかと思うんですが、これはどなたがやられておるのか、今までおられた方がやられとるのか、新しく雇われてやられたのか、ちょっとその辺を教えてください。

それから、きのうもあったんですが、この被害届を出されとんですが、これはどういう手順で出されたか聞いておられますか。どういう手順で、誰が誰に被害を受けたというて、そういうことを市のほうで把握しておられますか、ちょっとその辺をお願いいたします。この2点。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

東栗倉工場の清算でございますけれども、前におった専務、それから市の職員、それから詳細については部長のほうからお答えをさせていただくと思うんですけれども、私のほうの記憶としましては、会計士のほうをお願いしているように思っておるんですけど、これは定かでございます。改めて部長のほうから御説明のほうをお願いいたします。

それから、被害届の件でございますけれども、内容としましては専務のほう警察のほうへお届けいたしました。その詳細につきましては、安本議員の御質問でもお答えをしましたが、警察のほうから内容については公表は差し控えるようにという強い話がございましたので、内容については差し控えさせていただきますけれども、運営上について少し内容がおかしいのではなからうかという部分を届け出をしたというふうに御理解をお願いしたいと思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは済みません、岡崎議員の2回目の答弁に加えさせていただきます。

東栗倉工場の清算に伴うものでございます100万円の件でございますけれども、これは会計士と司法書士の

関係で費用を使っております。

それから、竹内専務の関係でございますけども、この方につきましての報酬でございますけども、会社のほうは8月30日までございました。会社のほうは20日締めで給料を払っていたということもありますので、10日間の報酬を竹内さんのほうに専務のほうに支払っております。それがその中にも含まれているということでございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員、3回目になります。

**10番（岡崎 正裕君）**

先ほどの説明の中で、きのう安本議員も質問したんですが、この被害届について、昨日の話では本人が書いたものではないと、この文書については本人が書いたものではないというような質問があったんですが、その辺のところを副市長、どういうふうに理解をしておられるんですか、この本人が書いてない。で、本人が言ったというのは聞いておるんですが、この文書については御存じなんですよ、文書。25年6月27日の文書です。これについて市の職員はこれは全く関与してない、本人が書いて捺印を押して持っていったというだけのことを認識されとんか、それとも市のアドバイスとか、そういうものがあってこういうふう書きなさいよと、そういうことになつとんか、その辺のところを答弁をお願いします。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**〔登壇〕

被害届の提出の文書の中身でございますけれども、私は今のところすぐに頭の中に出てこない、記憶してないということでございます。ただ、文書を書いたりいろいろするときに、市の職員が何人かは御協力をした部分、もしくは弁護士等が御協力した部分があるかもわかりません。これは私が即記憶をしていないもので、ありますともありませんとも言いませんけれども、ある可能性は多分あるだろうというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員、総括です。

**10番（岡崎 正裕君）**

総括で、答えはいただけないんですが、これ本人に聞きました、この被害届について。本人は文書を書いてないと、一切タッチしてないと。判こを押してくれと言われて判こを押したんだと。はっきり覚えてないんだけど、市役所の職員のように本人言っております。それで、捺印をしてくれと、これに。それで捺印をしましたと、そういうことです。それから、警察に持っていきましたと。そのときに行かれたのが、私この人、個人名出してもええと思うんですけど、節句田さんという方です。で、行かれたそうです。

本当にこういうことについても、事務手続というのがきちんとなされてないと。今、判こを押してくれというのは非常に難しいんです。市役所におられたらわかります。本人に他人が、これは本人がついたんですけども、他人が判こをついたということになると、書類上、これが有効か無効かということになると、これ無効になる可能性があるんです。そういったわけで、この件につきましても非常に曖昧なことをいつもやっておられると。はっきりと関与したなら関与したでえんですよ、そりゃあ。けども、曖昧なままに物事をしておくと変なことになるということなんで、この御依頼書を見ておられないそうですけれども、これはこういうのが出ると、市役所でも把握しとかにゃあいかんのじゃないですか。ちゃんと把握して、こういうものが出とんだと、被害届が出ると。要するに周知徹底をしているんな情報を共有して物事に皆と協力し

て当たりにゃあいかんというのが行政の仕事じゃと思います。そういった中、これ守られてないということがあります。3回目の質問なんで答弁はいただけませんけれども、心してやっていただきたいと思います。

今回は2つの第三セクターの問題について質問をいたしました。一番収穫があったのは、これから以後は第三セクはやめると、それだけは収穫があったわけなんです、東粟倉工房にしても雲海にしても、特に雲海は今現在進行形中でございます。このことにつきましてまだまだわからない部分がたくさんある、私認識しております。わからない、わからない、意思疎通が図れんかった、あつてはならんことなんですよ、これ。それをやってしまったということで、まだまだわからないことがあると、私はこの問題をどこかの場所で経営アドバイザーも呼んでいただいてやらにゃあいかん、これが市民に対する説明責任だろうというふうに認識をしております。

こういったわけで、今回の質問終わりますけれども、本当に反省していただき、どこが問題と、こういうことは出てくる可能性はまだないのか、そういうことも含めてきちっと行政事務をやっていただきたいと思っております。

以上で私の質問は終わります。

**議長（内海 健次君）**

以上をもちまして通告順番10番、議席番号10番岡崎正裕議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

---

午後3時08分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔11番西元進一君「議長」と呼ぶ〕

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

動議を提出したいと思います。

雲海についての百条委員会の動議を提出したいと思います。

賛同者については、万殿議員と岡崎議員であります。

**議長（内海 健次君）**

ただいま西元議員から百条委員会の動議が出ましたので、本動議については文書での提出をお願いいたします。

その間、休憩といたします。

午後3時09分 休憩

---

午後4時09分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど西元議員から動議の申し出がありましたけれども、書類等の準備ができなく、このように長い休憩時間をとりましたことを市民の皆様におわび申し上げます。

内容を確認したところ、議案として提出したい旨の申し出がありました。休憩中に議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開催いたしました。これより議会運営委員長の報告を受けます。

議会運営委員長。

**14番（小淵 繁之君）〔登壇〕**

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど議員控室において、議長、委員、副市長、教育長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。今定例会に議会規則第14条の規定に基づき、西元議員外2名の議員から議案を提出したい旨の申し出があり、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

「株式会社雲海に関する事務の調査決議」として最終日に議題といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、「株式会社雲海に関する事務の調査決議」として最終日に諮りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。「株式会社雲海に関する事務の調査決議」を最終日に議題とすることに決定をいたしました。

## **日程第2 議案質疑（議案第93号～議案第107号）**

**議長（内海 健次君）**

日程第2、「議案質疑（議案第93号～議案第107号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとして、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うことになっております。先般、議案質疑の通告一覧表を配付いたしております。発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告していない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けをいたします。

それでは、議案第93号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第93号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第94号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第94号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第95号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

これは学校法に基づいて、専門学校を加えるということ……。

**議長（内海 健次君）**

マイクを大きく向けてください。

**10番（岡崎 正裕君）**

専門学校みたいなものを加えるということなんですが、なぜこの時期に提案されたのか、ちょっと時期的なもので何かを参考にされてこうされたのか、それとも独自にされたのか、なぜこの時期なのか、お伺いいたします。

**議長（内海 健次君）**

教育次長。

**教育次長（小林 昭文君）**

お答えいたします。

奨学基金につきましては、運営委員会というのが開かれておりますが、運営委員会の中でももう少し窓口を広げたらいいのではないかとということで、新年度から窓口を専修学校、専門課程も対象にしてはということで今回提案をさせていただいております。新年度実施ということで予定をいたしております。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

ということは、奨学金制度というのはいろいろとあるんですが、よそのを参考にして提案するというよりも、運営委員会の中で独自にこれをやったほうがいいだろうと、美作市の方針としていいだろうということでやられたということでしょうか。

**議長（内海 健次君）**

教育次長。

**教育次長（小林 昭文君）**

はい、そのとおりでございます。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

本当に独自に物を考えるということは非常にいいことだと、よそのことを参考にせずに自分たちで考えたことを具現化するというのは非常にいいことだと思います。

はい、わかりました。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第95号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第96号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第96号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第97号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ありませんか。しっかり返事をしてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第97号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第98号「美作市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第98号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第99号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第99号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第100号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第100号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**〔質問席〕

議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」、歳出で23ページ、測量設計委託料の關係の560万円なんですけど、これについて当初プロポーザルでやったわけじゃ、今度は灰溶融炉云々というように言うんじやけども、なぜ今ごろになってから、何のためにプロポーザルしたのか、なんで今ごろになってから、プロポーザルにはたくさんのお金が入っとんでしょ。何のためにプロポーザルだったんか。

それと、またこの前も見たように、決算特別委員会みたように、立米と空立米だったら、立米が間違うとったん、当初がどえらい間違うとったんじやということと言われて、ほんなら今度は立米で計算したら、空立米が合うとったんじやというたら、それが合うとったんですっていうようなことじゃあ困るわけじゃ、こんなことがたびたびあったら。今度またこれは間違うとりゃあへんのかな、これ確認だけせにやあいけんから、ちょっと部長。

**議長（内海 健次君）**

環境部長。

**環境部長（石田 薫君）**

岩江議員御質問の歳出23ページ、款4項2目3節13測量設計委託料560万円についてお答えいたします。

前回、プロポーザルで焼却炉及びリサイクル施設は発注をかけております。これは前安東市長の自己完結の方針の中で灰溶融炉施設も見据えた発注をかけるためにプロポーザルの発注として、現在は償却施設及びリサイクル施設については契約をしておりますが、灰溶融炉施設については契約はしていません。今回の560万円でございますが、全員協議会でも御説明をいたしました灰溶融炉施設の見送り及び平成28年までに完了予定の最終処分場の発注支援業務に係る本年度実施予定分500万円と、市民の安全・安心を最優先とするために適正な運転管理に努めるため、ISO14100の取得をするため、本年度実施分の60万円を計上させていただきます。一日でも早いISOの取得を目指すために平成26年度予定事業を前倒しによりこのほど予算計上をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

部長、この前にあつこの特別委員会だったな、説明する中でこの灰溶融炉の關係、よそでとってもらうようになった、持っていくとせんかい、あそこで処分するようなものをしとかなんだらいけんのんじやねんかな、とりあえず。廃止するようなことをしたらいけんのじゃねんかな、変更して、またまたくれというような話、ちょっとおかしいことになりゃへんかな。よう考えてやられよんか、これ。そがいせなんたら、この前、まだこれ結果は出とらんよ。奈義のほうで灰が出てきた、奈義のほうで。出てきたんじやけども、福井のほうへ持っていきようたんよ、福井のほうへ持っていきようたら、とっちゃらんということになった。今度は三重のほうへ持っていったら、三重もあかん。そしたら、和歌山のほうへ持っていったら、あつちやこつちやもうたらい回しになった。いよいよ困ってしもうとって、ほいである建設会社の倉庫の中にもう最終処分の灰がたくさんトン袋に入れて積んどったんよ。

建物をするにしたって、屋根つきの処分場をつくるにしたって、何したって、その辺のこのきちっと説明がでんのに、これを早うから早うからするよな、予算つけるよなことはちょっとおかしいことねえか。最終処分の処理がいよいよ建屋がこんだけの建物をつくって、お金がこんだけ要ってというような、その説明をまだ全然できとらんので、部長。屋根つきじゃどうのこうのというたよな話をちよろちよろと皆の前で流いとるだけの話で。こんだけの建物が必要ですよ、こんだけの場合にした場合には何十年、ほいでここへちようど保管できるんじやとかというよな、そがいな説明責任をあんた果たさんとして、場当

たり行政も甚だしいんじゃないか、これ。

ほいで、今特別委員会がのうなってしまうと。余計このことを言いたいんよ。この間みたいに後から、伐採の関係で産廃処分費、立木の処分の関連、大きいやつが間違いだって、1,200万円の補正がついたやつがこれが正しかったんじゃないよ、これはとんでもない、人ごとのようなことをあんたは言うたんで、これ。そんなことでは許されんのじゃ。

雲海の話、きょう一日この雲海の話だった。きのうもだった。また、愛の村、工房の話が出よう。ほいでまた、今言ようる百条でもせにやあいけんのじゃねんかというような話も出てきよる。あんたこんな話ばっかし出ようたらたまったもんじゃないよ、こっちの者は。市民に副市長、きちっと説明責任のできるやつをやろうで。何ぼうあんたのほうの御用団体が多ゆうても。わしらも一応議席がある間は責任があるわけですから。

ここの説明、部長きちっとできるか、今言ようる屋根つきのやつでどんだけ金が必要。初め、勝央町、奈義、日量50トン、50トンのやつを初め、宮本市長がおった時分、この時分に計画しようた金額をわし聞いたら25億円ぐらいで済むような話だったんよ。今何ぼう要つとる、これ。この間入札しただけで。それでまだここで何十億円という金が必要じゃろう。最終的には何ぼうかかるん。光ファイバーでも50億円以内で済ますというて言ようたやつが、60億円を超えてしまうようなことになる。補正補正やられたんじゃ、わしらたまったもじゃねんじゃ、これ。今までしたやつがめげたら困るけえ思うて、どうぞこうぞ嫌々ながらでも立たにやあいけんようになる。

この間でも、ちょっとわしが午前中言うたけど、あのおかしげな新聞に書かれとる、たくさん。それは議長も見とる思う。いろんなことを書かれとる、細こう。あんなことが出てみんさい。部長、どう考えられとん。屋根つきの関係やこうも全部きちっとしたやつが我々に説明できるんだったら、そのほうが先なんよ、これ。どのくらいまだ金が必要んか。美作市のこれからの財政との整合性、そういうなものをきちっとして、それから説明してください。

#### 議長（内海 健次君）

環境部長。

#### 環境部長（石田 薫君）

2回目の御質問にお答えいたします。

最終処分場につきましては、15年を埋める計画となっております。

それから、金額の御質問でございますが、今後、基本計画の変更、基本設計等を中心業務で行うわけですが、それをやることによってはっきりした金額は出てくると思いますが、今大体最終処分場については7割程度で済むのではないかと概算では思っております。

それから、灰溶融炉をやめることによりまして、地域計画をしとるわけですが、その地域計画は5億円が減額となります。

あと、もともと美作市のごみ処理場の建設に対する基本的な考え方でございますが、平成21年1月に津山ブロックごみ処理広域から脱退後、美作市の基本的な考え方は自己完結で処理をするという方針でございました。これは前安東市長の基本姿勢であり、先ほど申しました溶融炉の件でございますが、焼却灰処理については美作市みずから行う方法と民間委託処理という選択肢もありました。有効利用性や時間率性、経済性は民間委託が有利でございますが、社会変動や企業の経営状況等に関するリスクがあり、長期的な安定的な処理委託が担保できないために長期的な有効利用を達成するため、美作市がみずから有効利用を行える溶融炉の整備運営を行っていく方針でございました。

今回、道上市長の御判断は、現段階では安定的、経済的に焼却灰の再生処理する民間施設もあること、溶融炉の建設コスト、運転管理コスト、地球温暖化ガス排出削減等を慎重に考慮し、現計画での灰溶融炉施設は見送るものとしてしております。

以上でございます。

**議長（内海 健次君）**

石田部長、質問の要旨がちょっと違うと思うよ。前方に大きなお金が要ると、その手前で今回補正予算560万円したじゃない。それとの整合性とか、そういった財政とのそういったものをもう少し絞って答弁したほうがわかりやすいと思う。

**環境部長（石田 薫君）**

今回の地域計画の変更につきましては、最大で700万円程度のお金が要るんじゃないかと思っております。が、溶融炉をやめることによりまして、民間委託にすることによりまして、維持管理費等が年間で五、六千万円の削減ができると思っております。

[13番岩江正行君「言ようことがようわからんの、あんた。わしの質問と全然かみ合わんのじゃ」と呼ぶ]

**議長（内海 健次君）**

大ぐりでクリーンセンターの当初の予算あるわな。それと最終年度に向けたときに、このくらいかかるんじゃないかと、そういう本来、この議案質疑と若干かけ離れとるけど、関連しとるから、そういうことをお聞きになつとる。前方には必ず要るんがあるろう、最終処分、屋根つきはまた別として、そういうもとの関係を言いなさい言よん。

**環境部長（石田 薫君）**

現計画のクリーンセンター建設事業の地域計画上の概算事業費は約48億円になっております。今回、灰溶融炉を見送ることにより5億円の削減、それから最終処分場につきましても幾らか、これはちょっとまだ変更してみないとわかりませんが、幾らかの減額が予想されておりますから、40億円前後で地域計画上はできるんじゃないかと思っております。

以上です。

[13番岩江正行君「屋根つきのことを言うところがな、おめえは。その屋根つきにどのくらい金がかかるんな言うところがな」と呼ぶ]

**議長（内海 健次君）**

するとかしないとかは別として。

[13番岩江正行君「あんたがこれをした場合については、屋根つきが要るんじやろうがな」と呼ぶ]

環境部長。

**環境部長（石田 薫君）**

屋根つきの最終処分場でございますが、先ほども申しましたが、今回この地域計画の変更、それから基本設計をしないと何ぼう屋根つきがかかるんかというのははっきりいたしません、何ぼう要るといのがはっきり言えないわけなんです、今度地域計画の変更を行うとわかる。

**議長（内海 健次君）**

当初の8,000立米が出とんじゃないんか。一応建設費の予定として。だから、それが半分になったら、それと同じぐらいの額じゃというような予測値でええ。

[13番岩江正行君「ちょっとちょっと、もう言わあ。もうこがいなものもちんぷんかんぷんで全然説明責任も果たしようらん、あんたは」と呼ぶ]

3回目。

### 13番（岩江 正行君）

48億円で何々したら、5億円ほど安うなったら43億円じゃ。それから、屋根つきするのに、最終処分場屋根つき、あれ図面をもらうたやつに書いとった。それをするのに、そりゃあ何ぼうやらわからんというて、金がのうなったら、これができんようになってしまうんで、これ市が。お金だけ、この間の財政の関係、おまえ、新聞見たろうがな。経常収支比率が90何%で非常に悪うなつとるというやつを。あれを見とんじやないんか。見た上で言よんか、物を。何ぼうでも金があるように思うとんか、ほいで。少ないお金で大きな効果を生むようにせなんだらいけんじゃねえかということのをわしが言よんじゃ。ほいじゃけえ、あんたのような説明を聞きようたら、何をわしが反対してええやらわからんのんじゃ。的をどこへ絞って質問してええやら。うにやうにやむにやむにや言うて、こんだけの大きな金を動かすわけで。きょうは560万円じゃけども、これが大きなお金になるんじゃ。

これは変更契約を上げていくだけの国のほうへ、灰溶融炉をするというて言ようたやつの、それをやめたというて、変更するけんというていうやつこれお金じゃろう。後の金は何ぼうかかるんならということのを言よんじゃ、わしが。5億円済んだだけで済むんか言よんじゃ。あんたの退職金入れたって済むような問題じゃないんよ、そんだけの金額じゃないんじゃ、これ。何とぼけた話をしょんなら、ほいで。そうじゃろうがよ。経常収支比率が80超えたら悪い悪い言ようるやつが、それが九十何ぼうになって、岡山県でもランクがどえらい上のほうへ上がとんじゃ、ええほうじゃやない、悪いほうに上がとんじゃ。きょうらでも副市長やこう苦肉の答弁しょんじゃ。地元の雲海が地元から言われるし、財政のことも考えなきやあいけん、出さなきゃあいけんし、出すのも困るしして苦肉の答弁をされようる。それはようわかとんじゃ。あんた、こがいなとてつもないことを金を動かすのにこがんことを言ようたらあかんど。

それから、総務委員会では3,500万円要するというて言うところうがな。初めわしがちょっとほかの話を出いたら、この間、あんた特別委員会でも3,500万円のことを言うた。

[「全協、全協で言うた」と呼ぶ者あり]

全協でも。総務委員会でも言うとんじゃ。3,600万円の、3,500万円か。

ほいじゃから、あんたもう少しう考えて、説明責任を、説明してくれなんだら、わしもようあんたの今のような説明じゃわからん。今言ようる15年間の15年でええかという話も出るやらわからん。もっと20年にしたらえんじゃねんか。この間は20年言ようりゃあへなんだか。15年じゃなかつたど、20年言うたように思うたど。これ前に説明しようるときに、広島のとことかという町でした、屋根つきのやつをしたんじゃ。資料を持ってきてしたら、それを拒否しとる、前に、委員会があつたんじゃ、あつちで。いや、それは今言ようる灰溶融炉で全部するんじゃという話で、うちはそがあな屋根つきをせんものんじゃというて、ほんと軽う扱うてくれた。写真持ってこいというたら持ってきてあげらあ、これだつたんじゃというて。

あんた人ごとのような話をせずに、あんたは部長じゃから、もっと責任を持って、これが15年だつたら、こんだけの日量こんだけのトン数が出るんじゃから、トン袋が何ぼう要るんじゃとか、それを今言ようる15年積んでいきようたら、こんだけの面積が要るんですよと。ほじゃから、漏れたらいけんから、コンクリも普通のコンクリじゃなしに、こういうなものをせにやあいけんのんじゃとか、屋根もこうせにやあいけんのんじゃとか、その建屋をするのに何ぼう金がかかるんじゃとかというぐらいの説明は最低限の大だたいな説明ぐらいはしてくれなんだら、これを認めるわけにはいかん。もう一遍答弁じゃ。

議長（内海 健次君）

環境部長。

環境部長（石田 薫君）

先ほども申しましたが、今回の地域計画の変更、基本設計をしないと金額は出てまいりませんが、おおむねで言いますと、現在の8,300の最終処分場には約4,000立米の、要するに熔融炉をつくった場合に、ガラス状のスラグというものが出るんですが、それを埋める計画となっております。

ということは、今の8,300の最終処分場の大きさは約半分程度、4,000立米程度になるのではないかと想定はしております。

あと、こういう詳細なことを今後基本設計の見直しとか基本設計等でやっていく業務でございます。

先ほど発注支援業務の3,500万円のお話が出ましたが、発注支援業務自体は3,500万円を想定しております。今回はそのうち26年度実施予定の500万円を補正予算とさせていただきます。金額的につきましては、7割程度になるのではないかと想定はしておりますが、これも今回の基本設計等を行って、金額ははっきりしてくると思います。

〔13番岩江正行君「議長、もうええわ、これ」と呼ぶ〕

議長（内海 健次君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ちょっとわしもようわからんようになってしもうたけえ、わしの数字を、どのくらいじゃということぐらい言うてもえかろうがな、言ようことがちょっともわしの答えに答えてくれとらん。わしも話が通じんから、あんたとは。この予算、反対させてもらうけえ、わしはもう結構です。

議長（内海 健次君）

続きまして、通告順番2番、議席番号15番万殿紘行議員。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）〔質問席〕

通告をいたしております、その13ページのこの基金のことでありますけれども、この一般質問でいろいろとかなり説明も聞きました。だから、最終的に基金残高が何ぼうになるんか、そこをきっちり教えてください。この本体に基金を次々、次々つぎ込んででもろうちゃあ困るという思いで、これやとったんですけど、今回一般質問で担当部長のほうからかなり説明がありましたんで、その基金の出し入れ、いろいろとあるから、ちょっとそこだけをきっちり言うて。

議長（内海 健次君）

ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。よって本日の会議時間を延長することは可決されました。

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

それでは13ページ、繰入金、基金繰入金で大芦高原国際交流の村の運営基金繰入金の説明をさせていただきます。

まず1,405万7,000円、この説明とあわせまして基金残高の説明をさせていただきます。

まず繰入金、基金繰入金の1,405万7,000円につきましては、指定管理者であります株式会社雲海の経営破綻によりまず指定解除により、次の運営体制が決まるまでの市運営の運営費用として歳出に計上をさせていただいております大芦高原国際交流の村管理費1,956万7,000円から施設使用料551万円を差し引いた額で、大芦高原国際交流の村の運営基金より1,405万7,000円を繰り入れて管理費に充当するものでございます。

補正後の基金残高でございますけれども、24年度末の残高は9,600万円となっておりますが、本年6月までに行いました改修工事費、指定管理料と今回の補正額を差し引きますと、25年度末の基金残高は約3,700万円となります。

もう少し触れますと、改修工事費が3,500万円、指定管理料が1,000万円、今回の補正額1,400万円で基金の残高が3,700万円ということになります。

以上でございます。

[15番万殿紘行君「はい、ありがとうございました。私の質問、これで終わります」と呼ぶ]

#### 議長（内海 健次君）

続きまして、通告順番3番、議席番号10番岡崎正裕議員。

岡崎議員。

#### 10番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

私は一般会計のまず債務負担行為の補正、クリーンセンター整備事業7,650万円、この内容、それから21ページの生活扶助費等3,000万円、それからこれは①と関係すると思うんですが、③の測量設計等委託料、これ先ほど岩江議員のほうから質問があったんで、漏らしたところをちょっと聞きたいと思うんですが、これに伴って環境影響調査というのは発生するのかどうか、その1点、聞きたいと思います。よろしく。

#### 議長（内海 健次君）

環境部長。

#### 環境部長（石田 薫君）

岡崎議員の御質問にお答えいたします。

債務負担行為補正の7,650万円でございますが、3項目の債務負担行為でございます。

1項目めは、先ほども申しましたが、総務委員会と全員協議会で御説明をいたしました灰溶融炉の見送り及び平成28年度までに完了予定の最終処分場建設に関する発注支援業務3,500万円のうち、平成26年度債務負担行為3,000万円でございます。

2項目めは、周辺、市民の安全・安心を最優先をするために適正な運転管理に努めるためISO14100の取得をするためのもので、210万円でございます。平成26年から27年度債務負担行為150万円を計上させていただいております。一日でも早いISOの取得を目指すため、平成26年度予算予定事業を前倒しにより、このほど予算計上をさせていただいております。

3項目めは、美作クリーンセンター搬入路管理道路は、舗装とか門扉等の工事でございますが、その工事による債務負担行為でございます。新クリーンセンターは、平成26年10月稼働開始を目標に、現在焼却施設、リサイクル施設を建設中でございます。当初計画では、搬入路及び管理道路舗装工事は、平成26年度実施予定としておりましたが、現在施工中のプラント会社等と稼働開始までの工程管理等を精査をした結果、前倒しにより平成25年度に工事発注を行い、稼働開始までに搬入路、管理道路等の整備を完了するための債

務負担行為4,500万円でございます。

それともう一点、今回の地域計画の変更によりまして、環境影響調査は発生しないと思っております。  
以上です。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

それでは、岡崎議員の2項目めの生活扶助費等の増額について御説明申し上げます。

歳出21ページの款3項3目2節20の生活扶助費等3,000万円でございます。生活保護費の中の扶助費には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、保護施設費など9つの扶助費があります。今回の補正で3,000万円を追加する扶助費は医療扶助であります。

追加する理由であります。本年10月末で保護世帯数231世帯のうち、高齢者世帯、傷病、障がい者世帯が74.4%、172世帯であり、診療頻度が高い世帯が多く、その受診回数も多くなっていることから、医療扶助が増加しております。当初予算での月額医療扶助は月に2,115万6,000円を見込んでおりましたが、25年度の本年4月から9月の半年間の月額医療扶助が2,352万4,000円であり、当初予算と比較をしてみると、月額約でございますが、240万円増額しております。この増額分を年間に換算しましたところ、2,880万円程度となりますので、今回3,000万円の補正をお願いするものです。

その内容といたしましては、9月現在での前年比ベースで入院が22%、外来が12%、歯科が30%、調剤が11%の増であり、金額面では特に入院医療費の伸びが大きく、起因しておることになっております。どうぞよろしく申し上げます。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

ちょっとわからない部分もあったんですが、クリーンセンターの件についてはよろしい。

医療費が極端にふえたということなんですが、こういうことがあるのかなあという、非常に不思議な感じがするんですが、これは医療費部分のみということでしょうか。のみ、確認します。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（山本 直人君）**

医療費部分のみが極端に伸びております。世帯数も3世帯ふえて10人、予想よりはふえておりますが、それを含めまして医療費が前年に比べて大きくふえております。

[10番岡崎正裕君「よろしい」と呼ぶ]

**議長（内海 健次君）**

よろしいか、はい。

続きまして、通告順番4番、議席番号4番谷本有造議員。

谷本議員。

**4番（谷本 有造君）〔質問席〕**

一般会計補正予算の質問に質疑をするんですけども、今議会の一般質問は今問題である第三セクター雲海の質問に集中をしているわけございまして、今補正予算も特に目立つのがその破綻した雲海の清算なり、また直営での維持管理の予算となっております。私の質問もほとんどが雲海関連でございますが、一般

質問等でいろいろと答弁を聞いてはいますけれども、改めて補正予算を通して質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

11ページですけれども、11ページの歳入、商工使用料の大芦高原国際交流の村施設使用料551万円、これの内訳、どのような算定方法で出したのか、それを教えてください。

それから13ページ、これも歳入でございますが、先ほど万殿議員のほうもお尋ねをいたしましたけれど、1,405万7,000円、いま一度残高等、ここに至るまでの残高等、いま一度教えてください。

それから25ページ、25ページの投資及び出資金2,200万円、22ページでしたかね。

**議長（内海 健次君）**

25。

**4番（谷本 有造君）**

25ページですね、25ページの観光施設費の当初及び出資金2,200万円、これが雲海の清算金に当たるわけでございますが、これで十分清算できるのか、次から次へといろいろと問題も出てきてはいるんですけども、本当にこれで十分清算ができるのか、その辺のところ、教えてください。

それから25ページ、同じく国際交流の村管理費、全般でございますけれども、これが直営、12月ごろ可決してからの直営になる、その維持管理費ですが、これ結局お風呂だけの運営になるというようなことを聞きましたけども、その辺で十分やっていけるのか、体制はこの計上されとる金額で十分体制やっていけるのか。縮小ながら経営をするというものの、やはり来ていただくお客様にはそれなりの喜んでもらわにゃあいけんわけですから、その辺これで十分やっていけるのか。

また、26ページは雲海関連ではないんですが、武蔵の里観光施設管理費、繰出金です。これは何か。なぜこうなるのかを教えてください。実際ほかの議員の方も言われましたけれども、私が6月議会に雲海の指定管理についての質疑をしておるわけでございまして、答弁のほうもきょう岩江議員のほうから質疑、答弁のほうも紹介されましたけれども、あれを読んでいただければ全てが今に至っているという状況になっているんでしょう、指摘したことが。支配人が役員じゃないんじゃけど大丈夫かとか、また丸投げじゃないんかとか、全部指摘しとるわけで、私が。残念なことにきょうこのような予算の計上になって、これをまた改めて尋ねにゃあならんというのは本当言うて悔しい。市民の皆さんはお怒りでしょうけれども、その辺も踏まえて今の予算計上されたものをしっかりと説明をいただきたいと思います。

1回目とします。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

それでは、谷本議員の御質問であります11ページの13使用料及び手数料、1の使用料、5の商工使用料の観光施設使用料551万円、それから13ページ、大芦高原の交流村の運営基金繰入金1,405万7,000円、それから25ページ、観光施設費の投資及び出資金の雲海出資金2,200万円、それから同じく25ページの大芦高原国際交流の村の管理費といたしまして共済費以下14の使用料及び賃借料まで、それから武蔵の里観光施設管理費、これの550万円、以下の説明をさせていただきます。

まず、観光施設使用料の551万円につきましては、次の運営体制が決まるまでの間の市運営で行う温泉及びグラウンドゴルフ場等体育施設使用料といたしまして、昨年度比の45%で算出した温泉利用料525万3,000円とグラウンドゴルフ場等体育施設使用料25万7,000円でございます。

それから、2番目でございます。大芦高原国際交流の村の基金繰入金1,405万7,000円でございますけど

も、万殿議員の質問と重なりますけれども、指定管理者であります株式会社雲海の経営破綻によりまして指定解除による次の運営体制が決まるまでの市直営の運営費用といたしまして歳出予算に計上しております大芦高原国際交流の村管理費1,956万7,000円から施設使用料の551万円を差し引きました額1,405万7,000円を大芦高原国際交流の村の基金より繰り入れさせていただくものです。これも万殿議員の御質問に答えましたが、平成24年度末の基金残高が9,600万円、それから改修工事に3,500万円、指定管理料に1,000万円、今回の補正額で1,400万円でありまして、基金の残高は約3,700万円となります。

それから次に、25ページになります。投資及び出資金の2,200万円の説明でございますけれども、本来美作市が負担すべきでありました工事、修繕備品等の費用を含みまして、11月末までの営業による累積赤字が1,400万円、12月分の人件費が360万円、法人税、消費税、入湯税などが290万円、会社解散登記、清算事務に係る経費が150万円、合計で2,200万円ということになります。

それから次に……

[4番谷本有造君「それで十分あるのかと尋ねてる」と呼ぶ]

はい、十分あります。

**議長（内海 健次君）**

今進むべき道が出とるわけじゃけえ、それに対して配慮していただいとんじゃけん、積算に対して本当に万全なのかと力を込めて言えるか。しっかり言いなさい。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

これにつきましては、十分な積算といえますか、これで十分あるということで計上をさせていただいております。

それから次に、同じく25ページでございます。節の4から14でございます。大芦高原国際交流の村の管理費ということでございます。これにつきましてはでございますけれども、まず4の教材費38万7,000円と7の賃金244万8,000円は、宿直員を含みますスタッフの6名分に係る賃金、それと社会保険料、雇用保険料の経費であります。それから、11の需用費につきましては、温泉と事務費に要する消耗品として80万円、それから燃料費でございますが、灯油でございます、として350万円、光熱水費は電気代580万円と水道代が100万円、それから動物等がございますので、これの飼料代として動物の餌代ということで2万円……

[4番谷本有造君「いやいや、それで十分対応できるのかと尋ねておる」と呼ぶ]

十分できます。これであると思つて補正予算を出して……。

**議長（内海 健次君）**

そういうときは、できますじゃろう。思つておるでは。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

思つております。

**議長（内海 健次君）**

でしたらいけん。

[「努力していきますじゃろう」と呼ぶ者あり]

**田園観光部長（江見 幸治君）**

努力します。

次に、繰出金でございますが、繰出金550万円でございます。これは武蔵の里に出す繰出金でございますが、武蔵の里の特別会計の決算見込みに基づく補正であります。この理由でございますけれども、夏に冷房が

故障したことから客単価の減少を見ました。それから、五輪坊の宿泊料がそれに伴いまして265万円減少しております。それと、温水プールの使用料の額が確定いたしまして31万円の減額、前年度の繰越金が4万2,000円の増額と補正に伴うものでありまして、歳出総額に対して歳入総額が不足するというので550万円を武蔵のほうの特別会計へ繰り出すということでございます。本年度の全ての合計をいたしますと5,454万9,000円となります。

以上です。

議長（内海 健次君）

谷本議員。

4番（谷本 有造君）

なかなか1回の質問では終わらないんですけども、観光施設使用料のその551万円、収入の部です。これには以前使っていた半額券、市民の皆さんが広報紙の裏へ使っていた半額券、あれは使えるようになるんですか。せっかく直営に戻すならば、半額券をやっぱり使えるような体制をとってほしい。

それと、やはり何か月もこのことについて今まで行かれようた方も本当に行かなくなって、残念がりょうたわけですから、年末年始も控えておりますし、できましたら広報紙に2枚じゃなしに、1世帯に12枚つづりを配るとか、配布するとか、そういう配慮があってもえんじゃないかなと。それはできたら全戸に十分間に合うんじゃないかなと、していただきたい。その辺の要望にはなるんですけども、その辺を御検討願いたいというのがまず1つ。

それから2,200万円、清算金、これで十分あるということです。ただ、清算をする過程でいろんなものが出てくるやもしれませんので、そのときにはしっかりと報告をしていただきたいと。もう予算計上をする前に、まずないでしょうけれども、予算計上をする前に議会のほうへ報告をしていただいて、ちゃんとした順序の中でやっていただきたいと思います。

それから、武蔵の550万円はよろしいです。

それと雲海の問題ですけども、大規模改修に3,500万円をかけたり、また指定管理料云々くんぬんというて結局基金が3,700万円になってしまったんですけども、もともとの当初の4月、5月、6月にかけての大規模改修をかけるところが恐らく間違っただろうなと。経営診断ではどうもその経費削減等をすれば何とかやっていけるんじゃないかというような、一般質問の中、出てましたけれども、経費を削減するんなら、今の時点で言えば燃料費なんかは高いわけです。武蔵の里にしてもそうです、雲海にしてもそうですが、ざっと年間どれだけあるか知ってますか。2,200万円からあるんです、燃料費だけで。これを今削減しようと思うたら、本当に町のことを考えて雲海のことを考えてやろうと思えば、まずそこに目が行かにやならんのです。というのは、ビジョンがないから、今みたいな雲海の破綻が起きるわけです。

私なら、やはりその燃料費を少しでも減らそうということになれば、今ならやっぱりまきボイラーなんです。まきボイラーにかえたら、燃料費が7割、8割落ちてくるはずで、実際ね、副市長。それだけでも2,200万円のうちの1,500万円は浮いてくるわけです。ほんなら、まきボイラーにしたらどうなるんかというたら、間伐材です、しい材ですね、そういうもので今度は町が潤ってくるんです。皆さんの所得向上にもなってくるわけです、それを受け取るということは、今後、考えるときには、その辺のことも踏まえて、まだほかにも類似の施設がございます。ございますけれども、まきボイラー等も含めて考えていただきたいと。そうすることによって、林業に対しても、動物に対しても、災害に対しても優しいまちづくりが僕はできるんじゃないかと。まきボイラーにしてもざっと3,000万円ぐらいかかるんですか、ただ国の補助から県の補助を入れたら、半分以上は補助金が来ると思うんです。なぜそういうとこのどんぐり基金じゃ何でもつくっ

て、前任者はつくってたけど、なぜそこに目が行かなかったのかというのが不思議でかなわない。今後いろんなことで施設をするときにはその辺のことも十分考慮してやっていただきたいと思います。

それでは、今言うた2点、教えてください。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

まず、半額券の件でございますけども、広報紙に今まで載せてたわけでございますけども、これにつきましては市長、副市長等も協議をさせていただいて、活用すると、広報紙に載せて皆さんに使ってもらおうということで今進んでおります。計画を立てようとしております。

**議長（内海 健次君）**

思い切ってで、思い切って。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

はい。それから、10枚つづりの件につきましては、今後、今きょう聞きましたので、これから検討させていただきますというふうに思います。

それから、まきボイラーの件はよろしいですか。

〔4番谷本有造君「よろしい。それだけでしたかね」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

谷本議員。

**4番（谷本 有造君）**

武蔵の特別会計のほうへこれを繰り出しとるとというのは、また後から出てきますんで、これは後から聞きますけれども、あと心配するのが、これから直営になって公募するわけでございますけれども、そういう話を聞きましたけれども、手を上げる人がいるやらないやわからないわけです。いたら、またその辺でより慎重に、今回の経験を踏まえて慎重にならなきゃあだめなんですけれども、手を上げてこなかった場合のことも考えにやあならんと、副市長。その辺のことも踏まえて、私は雲海を残したいんです。運営をしたい。そのためには私自身が思っているのは、今の雲海を残すには今の株式会社雲海を清算するという、それは私の考えなんです。清算することによって、新しい考えの中、直営で持ちながら、新しい民間の人にやっていただく、それがこれからの雲海の運営につながっていくと思うんです。

それはもう市民の皆さんから今回のことについてはでたらめだと、執行部のほうでもでたらめだと、そのような中だから、市長も副市長も責任をとってきたと。わかるんです。ただ、私が言いたいのは、どうしてもこの旧英田町民、それから今の英田地区を中心に美作市民の皆さんが雲海を愛しとるわけです。健康増進、福祉の維持向上でこの施設が今までやってきたわけです。数カ月前まではみんな喜んであそこへ集まっていたわけです。それがこの数カ月間の中で、こんな大変な問題になって、雲海どこへ行ったんならというようなことになつとるわけです、実際には。だけど、ここで潰すわけにはいかん。そのためにはやはり今の株式会社雲海は私は清算すべきだと。いろんな御意見もございましょうけど、私はそう思いますし、またそこから新しい公募を見つけて、三セクじゃなしに民間のできる人にやってもらう、当然地域の人と市とバックアップしながらやっていく、それが一番の理想だと思います。

ですから、公募をかけるにしても、手を上げてこないかもしれないんですから、そこまでのことは慎重に考えて、上げてこなかったら、よし直営でも今度は宿泊も入れてあけるぞとという部分の中も視野に入れてもらいたいと思いますので、その辺はしっかりとやっていただきたい。

そしてまた、一般質問で、執行部が悪いと、当然悪いんです。管理ができてなかった、チェックができてなかった。これは前任者が昨年からのことについてやってきたわけです。それをたまたま道上市長が出て、知らないうちに引き継いだ中でやってきたから、道上市長も知らなかった部分あるでしょう。ありますけれども、継続した以上は責任があるわけでございまして、管理ができなかった、それは当然執行部が悪い。ましてや、現場、中には現場を肯定するような文書が出るとようなことも言われますけれども、現場はまたそれ以上に悪い、はっきり言うて。アドバイザーというのは、赤字を出すためのアドバイザーじゃないわけですから、それは市のほうにしても株式会社雲海にしても、まさかこんなことになるとは思わなかったと思うんです。ですけれども、この現場も大失態、そしてその二手はいろいろと批判を受けているんですけども、我々議会も正直言って責任はあります。

というのも、ここに全協でも資料をいただきましたけれども、昨年の9月には設計監理を出しとるわけですね、実際のところ言うたら、それは認めたのは、誰が認めたんというたら、議会が認めたわけです、実際。12月は債務負担行為を今度は、会社の3,500万円、これも議会が認めとるわけです。3月は何したんというたら、今度は、2,500万円の出資をしたんだと。雲海の指定管理をこの会社はしますよというて2,500万円を計上したやつを議会が認めとるわけです、ここでも。6月です、6月は私が今度はいます。雲海でいいのかというて質問もしました。けれども、私も認めました。ということは、3者が悪いんです、正直言うて。謝らにゃあいけんのは議会も含めて3者が市民の皆さんに謝らなならんわけ。けども、今の雲海というものはやっていかにゃあならん。本当言うたら、もっともっと聞きたいです。けども、雲海を残す、残すことは市民のために残すということ、それが今度我々の果たす責任だろうと、議会の。そういう思いの中で私は今回も質問をさせていただきましたけれども、24日には可決される、可決というか、採決がございませぬけれども、そのときに討論等ございませぬ。私はそのときにしませぬけども、ここではっきりと言わせていただいときます。この補正予算、認めさせていただきます。

以上、終わります。答弁要りませぬ。

**議長（内海 健次君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けませぬ。

ございませぬか。

尾高議員。

**9番（尾高 誉久君）**

1つだけ。

田園観光部長、半額券、大いにいいことだと思うんですけども、これを考慮した上で安全率を掛けて551万円の歳入を見込んだということですね。だから、その辺を言うとかないと、3月議会に影響するんじゃないの。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

この件につきましては、半額券を見込んだことで利用率を少しでも上げようということ考えておりませぬ。

〔9番尾高誉久君「わかりました」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第101号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第102号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第102号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第103号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第103号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第104号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第104号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第105号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可をいたします。

通告順番1番、議席番号4番谷本有造議員。

谷本議員。

**4番（谷本 有造君）〔質問席〕**

武蔵の里特別会計補正予算書です。4番谷本です。

ページ数を上げておりますけれども、10ページの歳出、先ほど一般会計補正予算のほうから繰出金のほうで不足をしたからこちらのほうへ繰り出したと。こちら一般会計から繰り入れたということですが、燃料費が671万1,000円プラスです。あとは給料にしろ、職員手当にしろ、共済費も減っているんですけど、この燃料費は、その意味がわからない。お客さんが減ったんでしょう、さっきの説明じゃ。宿泊も減って、燃料費だけがぼんと上がってるわけです、実際のところ。今、燃料がそれほど高くはないと思うんですよ、いつときのことを思えば。高くなったときには補正せにゃあならんちゅうことはあるんですけども。この辺の意味を教えてください。

それで、去年の決算書を見たんです、去年の決算書を。去年の決算書では2,100万円ほどかかると、燃

料費が。ことしの当初予算は何ぼうだったんというたら、見たんですけど、見ちゃいました、1,300万円ほどしか上がってないんです。これは何を意味しとんか、僕はよくわからないですけども、いろんなことで努力したらできるだろうという思いの中で上げてはきてはいるんでしょうけども、ちょっと余りにも当初予算が甘過ぎたんじゃないかなと思うんです。その辺の経緯を教えてください。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

それではまず、671万1,000円、これのほうの説明をさせていただきます。

内訳でございます。671万1,000円の内訳でございますけども、五輪坊の冷房灯油代561万円、クアガーデンの重油代が51万円、ガス代が59万1,000円であります。このうち、灯油代と重油代につきましては、使用予定量を過少に見込んでいたということでございます。また、ガス代につきましては、レストランを夏季期間中以外閉鎖したことによりまして減額をしておりましたけども、結局五輪坊の厨房だけでは十分対応できなかったというところからレストラン厨房を使用したと、このことが増額につながっているということでございます。

**議長（内海 健次君）**

谷本議員。

**4番（谷本 有造君）**

やはりそうでしょう。過少でしょう。恐らくこういう施設においてはやはりノルマというんですか、今年度はこれだけでやってくれという部分の中のもの各担当部にも回ってると思うんですけども、やはりへつるところが違うんです。この燃料費なんか絶対こんなことにならんわけです、実際のところ。へつるんなら、もうちょっとうまいぐあいへつってもらいたい、減額するんなら。

ただ、執行部のほうにも言うときますけれども、こういう施設がほんなら急激に変わるわけじゃないわけです。昨年度と比べたら1,000万円ほど違うんです。1,000万円、こういう施設で違うというたら、もう大変なことです。だから、執行部のほうも担当部にノルマを課せるのもいいですけども、やはり余りにもちょっと大き過ぎたんじゃないかなと。その辺は気をつけてやってもらいたい。というのも、またこの五輪坊、正直言うて今美作市というのは大原の北の玄関です。どこへ行くにしても一番便利なところというたら、今美作市の中で大原じゃないかなと思うんです。その大原の武蔵の里の観光地として、もう宿泊施設というたらこしかなないんです、正直言うて。ですから、いまこれだけ年間に5,000万円から6,000万円の繰り出しをしてはいますけれども、ぜひともこれは残さにゃあならんと思うんです、正直なとこ言うたら。残していかんやあならん施設だと思っております。今、老朽化の問題も恐らく出とりましょう。この夏にエアコン等が壊れたりして、お客様に迷惑をかけたということも聞いておりますけれども、ぜひともここは大きなお金がかかってきましようけれども、新しいものを美作の一つの北の玄関としての拠点として新しいものを考えてはどうかと思っております。

また、燃料費とかもここ雲海と変わりはしませんので、できますればそういう新しいものをするときにはまきボイラー等を設置して、地域を盛り上げていくべきじゃないかなと。今はこれだけのお金がかかっているけれども、ちょっとしたことでこの武蔵の里というのは変わりますし、美作市の中で一番よくなるんじゃないかなと思うんですけど、その辺のとこを副市長、一言だけ。市長おりませんけれども、思いを。

**議長（内海 健次君）**

市長職務代理者副市長。

**市長職務代理者副市長（岩崎 清治君）**

谷本議員の御指摘のとおりだろうと思います。予算の立て方につきましても、私どもも細部までちょっと見てなかったというのも反省点として今後は見させてもらおうと思いますし、今後の方針につきましても、これは特に皆様方と協議の上、させていただこうと思うんですけども、今の体制、今の施設ではやはり老朽化の問題もありますし、先ほど議員言われましたように大原という地形の中、武道館という立地の状況、いろいろなところを考えた場合に、経営的に少しでも赤字が少なく安定化するようにするには、一定のお金をかけて改修等も必要な時期が来るだろうというふうに思っております。そのときには、先ほど温泉を中心に考えるのであれば、まきボイラー等についても必ず必要な項目だろうと思いますし、今後の課題だろうというふうに思っております。皆様方と協議しながらいい方向性を出していきたいというふうに思ってます。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

谷本議員。

**4番（谷本 有造君）**

今言う、この武蔵の里、五輪坊等、ここにしても東栗倉の愛の村にしても今問題の雲海にしても、この3つとも僕は残すべきだろうと思っております。ちょっとした工夫で変わります。今回の雲海は大きな問題になりました。これを教訓に、悔しいですけども、教訓にこの3つがすばらしい施設になることを願っておりますので、ぜひともよろしく願いいたしまして質問を終わりにします。

**議長（内海 健次君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第105号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第106号「平成25年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第106号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第107号「平成25年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第107号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りをいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

### 日程第3 請願・陳情について

請願第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願」

陳情第2号「災害復旧に対する援助に関する陳情」

陳情第3号「降雨災害防止のための河川改修工事の実現に関する陳情」

陳情第4号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る陳情」

議長（内海 健次君）

日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程をいたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願第6号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

請願第6号、本城議員、お願いいたします。

12番（本城 宏道君）〔登壇〕

請願第6号について説明いたしますが、時間が相当経過いたしておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

提出者は岡山県医療労働組合連合会の福田幸恵さんでございます。

既に皆さん方に議案を配付されておりますので簡単に申し上げますが、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願」でございます。中ほどに書いてありますように、医師、看護師、介護職員など、医療、福祉労働者の深刻な人手不足を早急に改善することが不可欠であります。ということで、一番下へ請願項目を書いておりますが、①で看護師など夜勤、交換性労働者の労働時間を一日8時間、勤務間隔12時間以上、週32時間以内とし、労働環境を改善すること。2番目に、医師、看護師、介護職員など大幅に増員することなどを国民（患者、利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上でございます。

総理及び関係大臣への意見書ということでございますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日12日の議事日程は議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑が終了いたしましたので、明日12日は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。明日12日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会します。

再開は24日10時からでございます。

大変御苦労さまでした。

午後 5 時31分 散会

平成25年12月24日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成25年第6回美作市議会12月定例会)

平成25年12月24日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第93号～議案第107号、請願第6号、陳情第2号～陳情第4号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 発議第16号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第17号 義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書の提出について

日程第2 発議第15号 株式会社雲海に関する事務の調査決議

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	重 平 直 樹	2番	安 藤 功
3番	安 本 博 則	4番	谷 本 有 造
5番	山 本 雅 彦	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	山 本 重 行
9番	尾 高 誉 久	10番	岡 崎 正 裕
11番	西 元 進 一	12番	本 城 宏 道
13番	岩 江 正 行	14番	小 淵 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成
17番	鈴 木 悦 子	18番	内 海 健 次

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

市長職務代理者副市長	岩 崎 清 治	教 育 長	内 海 壽 志
総 務 部 長	中 西 祐 司	危 機 管 理 監	鍬 先 耕 二
企画振興部長	大 寺 剛 寅	市 民 部 長	安 東 弘 子
税 務 部 長	西 浦 豊 照	保 健 福 祉 部 長	山 本 直 人
田園観光部長	江 見 幸 治	建 設 部 長	春 名 修 治
上下水道部長	山 本 和 利	教 育 次 長	小 林 昭 文
消 防 長	森 正 彦	会 計 課 長	竹 田 茂 雄

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	内 藤 淳 子
課 長	皆 木 敏 治
主 事	平 田 敦 士

**議長（内海 健次君）**

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

11日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。谷会計管理者が通院のため欠席であります。代理で竹田会計課長が出席しております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日より道上市長が出席をしておられます。道上市長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

市長。

**市長（道上 政男君）**

皆さんおはようございます。

ことしもいよいよ残りわずかとなり、行き交う人々の足取りにも慌ただしさを感じられるころとなりました。平成25年度第6回12月美作市議会定例会の5日目、最終日におきましてこのような発言の機会をいただき、大変感謝しておるところであります。

さて、私ごとで大変恐縮ですが、皆さんには御心配をおかけしましたが、おかげをもちまして今月21日に無事退院することができました。これもひとえに議員の皆様または市民の皆様の温かい励ましによるものと存じ、心から厚く御礼を申し上げます。また、皆様には3カ月もの長きにわたり市長不在となり、大変御心配と御迷惑をおかけしましたこと、心より深くおわびを申し上げます。きょうから公務に復帰いたします。これから皆様の御厚意に報いるべく健康管理に努め、これまで以上に市政を邁進していく所存でございますので、変わらぬ御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単で意を尽くしませんが、公務の復帰に当たっての御挨拶とさせていただきます。大変皆さんありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

道上市長の公務復帰を心待ちにしておりました。さらなる美作市勢の発展のために御尽力を願いたすところでございます。

**日程第1 議案第93号～議案第107号、請願第6号、陳情第2号～  
陳情第4号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**議長（内海 健次君）**

日程第1、「議案第93号～議案第107号、請願第6号、陳情第2号～陳情第4号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、11日に各常任委員会に付託となっております。

いずれも各委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各常任委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

#### 9番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

平成25年12月定例会美作市議会総務常任委員会の委員長報告をいたします。

去る12月13日午前9時より、美作市役所4階議員控室におきまして、委員6名出席のもと、執行部からは市長職務代理者岩崎副市長、福原政策審議監、各担当部長以下関係職員が出席し、総務委員会に付託されました議案第93号、議案第96号、議案第100号、議案第101号、議案第102号並びに陳情第2号について、慎重に審査いたしましたので報告いたします。

まず、議案第93号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、担当課から説明があり、委員から、循環線ということだが、乗客がいなくても運行するののかとの質問があり、執行部からは、現在試験的に運行を行いながら乗客の昇降状況を確認している。定時定路線での運行となるので、お客さんがいなくても運行することになるが、現在の昇降状況を見て、利用者の多い路線、運行時刻としたいとの答弁でありました。

また、委員からの、勝田地域がデマンド方式で、大原、東栗倉地域がデマンド方式とならなかった理由を教えてくださいとの質問には、3地域とも福祉バスの路線を基本として運行方法を検討したが、勝田地域は梶並地域と真加部周辺の地域を1つの路線で設定していたため、運行距離が長く、家から出て帰宅するまでの長時間かかるダイヤとなっていた。今年度からは梶並地域と真加部周辺地域を分けて、予約があった箇所だけ運行するデマンド方式として運行時間を短縮することとしたとの答弁でありました。

また、委員から、東栗倉バスに大原地域の一部を含むと表記されているが、具体的な中身を教えてくださいとの質問があり、執行部からは、大原地域の金谷地区を大原バスのルートに入れての運行とすると、半日で帰ってこられないので、東栗倉地域のバスのあいた時間に予約で運行することとしている。また、東栗倉バスについては、大原病院を起点としているので、その途中の大原地域にバス停2つを設置し、大原地域の方も利用できるように考えているので、東栗倉バスについて大原地域の一部を含むという表記とさせていただいたの答弁でありました。

次に、委員から、200円の料金の積算根拠を教えてくださいとの質問があり、執行部からは、採算をとるための料金設定とすると、大幅な値上げをしないといけなくなるので、市民の方に御理解いただける料金は今のところ200円ではないかと考えているとの答弁がありました。他に質疑はなく、議案第93号の質疑を終了いたしました。

次に、議案第96号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、担当課から説明があり、委員から、来年1月1日に施行するというのに、この時期とは期間がなかったのか、議決後の施行となるとひっくり返ることがあれば施行できなくなる、そういうことも想定しなければならないのかとの指摘があり、執行部からは、いろいろなことを想定して早目に準備しておかなければならない、今後は余裕を持ってしていきたいとの答弁でありました。他に質疑はなく、議案第96号の質疑を終了しました。

次に、議案第100号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、担当課から説明がありました。議案に関する質疑はありませんでしたが、その他の意見として委員から、道路に面した樹木からの落石対策として必要な樹木の伐採を行っていただきたいとの要望がありました。他に質疑はなく、議案第100号の質疑を終了しました。

次に、議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、担当部ごとに説明を受けました。

まず、総務部の説明に対して、委員から、臨時特例による職員給の減額はわかったが、職員の声はどうかの質問があり、執行部から、職員組合とも議論を重ねたが、誰しも減額は非常に厳しいとしながら、今回限りでやむなしたが、4月以降の財政難を理由にした減額はやめてほしいとの中で妥結した。交渉の中で若年層の減額幅を少なくしてほしいとのことから、一律4.1%の減額提案から、管理職に負担をお願いする格好での平均3.8%減額内容としてぎりぎりの妥協点とした。職員は満足していないが、世の中の状況を見た場合、我慢しなければならないとの思いであるとの答弁でありました。

次に、委員から、粟井地区で移住者が何人かおられるが、移住時の約束として家賃の3分の2以上は市が負担するとのことであったが、全額を個人が払っているようだが、どうなのかとの質問には、移住者に対して近隣自治体では補助が出されていることや市としても今後政策的な取り組みとして考えていかなければならないとの話を昨年末にさせていただいた。関係課とも協議しているが、進展を見ていない。今回の件については誤解もあったが、本人には御理解いただいているとの答弁でありました。委員から、本人が納得しているのならばいいが、いま一度誤解のないようにしてもらわないと、美作市に移住したが、話が違うでは、市としてどうなっているのかとなるので、よろしくお願ひしたいとの指摘がありました。他に質疑はありませんでした。

次に、企画振興部の説明に対して、委員から、企画費の修繕費が大幅にふえているが、地域おこし協力隊の隊員は修繕であれば幾らでも使ってよいのかとの質問があり、執行部から、隊員の活動費には上限があり、人件費、共済費等の必要経費を引いた額を各地域で配分している。修繕費がふえれば、研修費、出張旅費が減るなどして、全体の活動費で調整を行っているとの答弁でありました。また、委員より、バス停の標識はどのくらいの数を予定しているのかとの質問では、全体で100本程度予定しているとの答弁でありました。他に質疑はありませんでした。

次に、市民部の説明に対して、委員から、昨今、結婚したとかしないとか、戸籍上の問題がマスコミを通じて出始めている。よくよくそういったものを想定して敏感に自分たちでキャッチをしていただきたいとの要望がありました。

次に、環境部ですが、まず担当部長より、債務負担行為補正の7,650万円についての説明を受けました。内容としては、最終処分場建設に関する発注支援業務3,000万円、ISO取得支援業務に関する150万円、そして稼働開始までに搬入路、管理道などの舗装整備などを完了するための4,500万円でありました。なお、今回補正予算に計上している委託料560万円は最終処分場建設に関する発注支援業務のうち、国への地域計画変更申請などに伴う500万円とISO取得支援業務に必要な60万円であるとの説明がありました。現在、国へ申請している事業費は48億5,130万円となっており、灰溶融炉の見送りで5億円の減額、最終処分場については現在5億7,300万円の事業費となっているが、規模縮小などにより約1億7,000万円程度の減額により、今回の国への申請額は約40億円前後になると予測しているとの説明がありました。

説明に対して、委員から、発注支援業務について今回の発注支援は当初のコンサルタント業務の関連ではなく、新たに必要なものなのかとの質問があり、執行部から、今回の発注支援業務は最終処分場の発注にかかわる新たな発注支援業務であるとの答弁でありました。また副市長より、道上市長の考えであるが、もともとは自己完結型の中で灰溶融施設を考えていたが、今回は経済等々の事情で見送る、埋立量が約半分になれば、事業費が少なくなるので、野鳥の飛来防止や景観等を配慮した屋根つきを視野に入れて検討するように指示があったが、事業費の検討等を十分行って、実施か否かを判断していきたいとの答弁でありました。

委員からは、地元に対して十分な説明をするようにとの発言があり、執行部より、これまでの事業計画などクリーンセンターだよりなどでお知らせしており、1地区だけ覚書が結べていないが、本年5月から6月にかけて地元区長に説明会をさせてもらいたいとの話をさせていただいている。11月に説明会を行う予定であったが、地元の方の都合が悪く、調整がつき次第、説明会を行いたいとの答弁でありました。また、委員より、ISOの必要性についての質問があり、執行部から、ISOは計画、実行、評価、改善の流れを構築し、新クリーンセンターの環境への影響の提言や安心・安全の施設運営を行うため、ISOの取得は必要不可欠なものであるとの答弁でありました。最後に、総務委員へ事業計画説明書等の提出を求め、環境部の質疑を終了いたしました。

次に、消防本部の説明に対して、委員から、この煙体験は地区や団体に消防署へ行ってもできるものなのかとの質問があり、執行部から、これは現場に持っていけるタイプで、来てほしいと言われれば出向きます。新庁舎には煙体験ができる設備を整えていますとの答弁でありました。

次に、委員から、指を切断しかけてお世話になった人がいる。ドクターヘリをお願いしたかったが、来てくれなかった、これは本当なのか。指の切断は緊急を要するのだから、市からも要望してほしいとの要望があり、執行部からは、以前は搬送していたが、ドクターヘリの方針として昨年か一昨年か対象外となっている。相談は受けるし、病院も紹介するが、対象外となっているとの答弁があったが、さらに委員から、指がつかなくなったら困る、市からもお金を出しているのではないのか、出しているわけだから、もう一回運ぶように要望してほしいとの再要望があり、執行部からは要望を伝えて検討しますとの答弁でありました。他に質疑はありませんでした。

次に、議会事務局、監査事務局から説明がありました。委員より、講演会の開催に当たり謝金がないが、この金額でできるのかとの質問があり、執行部からは、講師は国の職員であることから謝金は不要であるとの答弁でありました。他に質疑はなく、議案第101号の質疑を終了いたしました。

次に、議案第102号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、担当課から説明があり、委員から、英田診療所直診勘定の廃止とあったが、診療所の場所はどこか、診療所自体が廃止になったということかの質問があり、執行部から、英田診療所は河会地区にあり、旧英田町からされている。御高齢の先生に、市の嘱託職員としてお願いして直営でやっていたが、現在は同じ診療所として市の建物で民の方にお願いで運営している。交付税の対象となり、患者数等いろいろな問題はありますが、市として維持管理をしながらできるだけ経費をかけないようにしているところであるとの答弁でありました。他に質疑はなく、議案第102号についての質疑を終了いたしました。

次に、その他の項目で市民部より、火葬場の関係で報告がありましたので、御報告いたします。

去る12月3日、美作火葬場での火葬の際、日直者との連絡不行き届きにより、火葬担当者の連絡ができていなかったために火葬場が開いていないという事態が発生し、御遺族、御親族の方々へ大変御迷惑をおかけいたしました。即座に市民部長がおわびをし、後日、副市長、政策審議監も同行し、喪主の方、御家族の方へ、今後二度とこのようなことが起こらないよう、慎重に慎重を重ねて業務に当たる旨を伝え、誠心誠意おわびを申し上げました。今後、このようなことが二度とないよう、職員への徹底及びチェック体制の強化を図り、二度と発生しないような体制づくりを行い、再発防止に努めたいとの報告を受けましたので、御報告いたします。

もう一件、税務部から、年度途中ですが、滞納整理状況について報告がありましたので、御報告いたします。

今回の滞納回収対象者は、大原地域で営業をしておられます法人で、平成16年度分から滞納となっております。

ましたが、去る11月29日に本税1億4,277万3,164円と延滞金9,622万8,900円、合計2億3,900万3,084円で、現在までの全滞納額を回収できました。税整理組合に委託し、共同で調査、納税交渉を粘り強く行ってまいりました。まだまだ多くの滞納が残っている現状もございますので、これからも職員一同、滞納を減らすべく粘り強く徴収強化に取り組んでまいりたいとの報告を受けましたので、御報告いたします。

次に、陳情第2号「災害復旧に対する援助に関する陳情書」を上程し、意見を求めたところ、委員から、ここで採択をするのはよろしいが、市のシステムとして行政事務連絡協議会という組織があります。今回の陳情というのは気持ちはわかりますが、一町内会で提出というのではなく、市のシステムとしての行政事務を通しての陳情ということにしてもらわなければ困るのではないのでしょうかとの意見があり、また他の委員から、以前、市のほうから個々に陳情を出してもらっては困るということは言っているということなので、行政の方がいっているのだから、行政のほうで頑張ってくださいということでは、またこの陳情第2号は難しい問題です、地上げをするときに援助ということになれば、造成工事をするときには全て援助という捉え方もされますので、判断が非常に難しい。さらに、もう一度そうした改革を審議したほうがよいのではなど、多数の意見が出されました。他に質疑はなく、質疑を終了いたしました。

以上、総務常任委員会所管の付託案件について全ての質疑を終了し、討論、採決を行ったところ、議案第93号、議案第96号、議案第100号、議案第102号の4件については討論はなく、全員賛成により可決いたしました。議案第101号については、委員より、ISOの取得はクリーンセンターのみでなく、市全体でやるべきではないかとの討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。陳情第2号「災害復旧に対する援助に関する陳情」については、いろいろな意見は出しましたが、討論はなく、賛成少数で不採択となりました。

以上、総務委員会の委員長報告といたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

#### 7番（萬代 師一君）〔登壇〕

それでは皆さん、改めましておはようございます。

平成25年12月定例議会における文教厚生委員会の委員長報告をいたします。

去る12月16日午前10時より、美作市役所4階議員控室において、委員全員、議長出席のもと、執行部より職務代理人岩崎副市長、内海教育長、福原政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案第94号、議案第95号、議案第97号、議案第98号、議案第101号、議案第103号、議案第107号の7議案について審査をした内容について報告をいたします。

まず、教育委員会関係から、議案第95号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」、審議を行い、このたびの一部改正は奨学金の貸付対象者をこれまでの大学及び短大に在学する学生に加え、専修学校専門課程に在学する学生を加え対象とするもので、貸付対象の窓口を広げることで多くの方に有効に活用していただくように改正するものであるとの説明を受けました。

質疑により、委員より、専修学校の専門課程とは具体的にどのような学校か、また貸し付け年限は何年かの質疑があり、文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程であり、県内では対象となる学校が12校ある。また、貸し付け年限は学校の就学期間となっており、4年以内であるとの説明であった。委員より、条例の改正によりどれくらいの対象者の拡大が図れるのかの質疑があり、今回の条例改正は、以前より奨学金の審

査会において専修学校へ進む学生数も多く、また負担も大きいことから専修学校専門課程に通う学生も対象に加えてはとの御意見等があり、懸案事項であった。奨学金の貸し付けは基金の運用益で行っており、毎年5名程度の貸し付けが限度で、このたびの対象を拡大したことにより貸し付け者をふやすことにはならないとの説明がありました。

次に、議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、審査を行い、説明の後、質疑に入り、まず教育総務課関係では、委員より、保育所費の子ども・子育て支援事業のニーズ調査についての質疑があり、就学前については今後の保育園、幼稚園の利用についての利用料などについて、また小学生の場合は、放課後の学童保育の利用についてなど、アンケート調査を行い、その集計結果の分析業務を委託するとの説明がありました。

次に、学校教育課関係では、委員より、学校管理費で非常勤講師に係る予算について小学校費を増額し、中学校費が減額をされている。それぞれの理由についての質疑があり、支援を必要とする児童・生徒など、小・中学校全体の学校の実情等を見ながら、必要とする学校への配置を行ったことにより、中学校の1名を小学校へ配置がえをしたとの説明がありました。

また、スポーツ振興課関係では、委員より、特殊建物、建築物の点検委託料はどの施設かの質疑があり、施設はみまさかアリーナで、不特定多数の方が観覧できる施設については特殊建物として定期的に点検を行うとの説明がありました。

以上で教育委員会関係の質疑を終了いたしまして、続きまして保健福祉部関係の審議に入り、説明を受けた後、質疑を行いました。

まず、議案第94号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、審議を行い、このたびの一部改正は子ども・子育て支援の新制度実施に伴い、現在及び未来の子どもを育む支援をするための会議を設置するために改正するものであるとの説明を受けました。質疑に入り、委員より、子ども・子育て会議のメンバーと人数、開催回数についての質疑があり、子ども・子育て会議のメンバーは総勢11名を予定している。メンバーについては、主任児童委員等関係機関の代表の方を予定している。また、会議の開催は、今年度2回、来年度4回を予定しているとの説明でありました。

続いて、議案第97号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」の審議を行い、このたびの一部改正は、介護保険料の延滞金について市税との整合を図るために改正するものであるとの説明を受けました。質疑に入り、委員より、実際どれくらいの金額と期間で延滞金がかかるのかの質疑があり、介護保険料は2年を過ぎると納付ができなくなるので、1期の保険料が6,000円で2年を対象に試算した場合、1,000円の延滞金がかかるとの説明がありました。

次に、議案第98号「美作市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について」、審議を行い、このたびの一部改正は、地域医療を守るために民営の梶並診療所を取得し、美作市立梶並診療所とするために改正するものであるとの説明を受けました。質疑に入り、委員より、現在梶並診療所の診察は週に2回行われておるが、日数をふやし、地域の方が困られないように一日も早く診療ができないかの質疑があり、国、県等へのさまざまな手続が必要である。できるだけ早く美作市立診療所としていきたい。現在、1日30名程度の患者の方がおられますが、運営上、診療日数の増加は困難かと思われ、現状の維持に努めたいとの説明がありました。

次に、議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について審議を行い、説明の後、質疑に入り、まず社会福祉課関係では、委員より、国庫支出金返納金の内容についての質疑があり、国庫支出金返納金については、福祉関係の場合、国庫補助金の精算は次年度精算になるが、補助金が不足する場合

は翌年度に交付されない。したがって、市としては100%の交付になるように多目に補助金の申請を行っており、翌年度に返還をするようにしているとの説明がありました。委員より、扶助費の関係で、障がい児施設措置費は、就学前の発達障がい児の利用がふえているということなのか、また障害者介護給付費・訓練等給付費も実利用人数はふえているのかの質疑があり、ともに実利用人数が増となっているが、それ以上に傾向としては、一人の方が複数のサービスを利用するケースがふえているとの説明がありました。

次に、高齢者福祉課関係では、委員より、介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金の内容についての質疑があり、土居地区にある小規模多機能型居宅介護施設の片岡デイサービス憩いの森、自動火災報知設備を県の100%補助で設置するとの説明でありました。

続いて、議案第103号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について審議を行い、説明の後、質疑に入り、委員より、居宅介護サービスが5,000万円の増額、施設介護サービスが5,500万円の減額されている。居宅介護サービスはデイサービスの利用がふえているということだが、今あるデイサービス事業所で対応ができてきているのかの質疑があり、デイサービスについては、ケアマネジャーが介護サービス計画を作成しており、事業所がふえたために現在は充足しているとの説明があった。委員より、デイサービスの需要は今後も増が見込まれるが、今後の計画についての質疑があり、今後は小規模多機能型居宅介護事業所などの整備を進める。来年にはみまさか荘跡地に特別養護老人ホームが建設され、デイサービスも30人の予定があるとの説明がありました。

続いて、議案第107号「平成25年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について審議を行い、説明の後、質疑に入り、委員より、備品購入費の全自動化学発光酵素免疫測定システムについての質疑があり、検査機器へ酵素を使って主に肝機能の数値を測定するものであるとの説明があった。また、委員より、MRIの導入はどうなっているのか、美作市立病院でMRIがないのはどうかと思うの質疑があり、現在は医師を含む現場サイドにおいて現所有のCTで十分ではないかとの意見が大勢を占めている。今後も常勤の整形外科医師確保を目指し、現場からの導入要望が上がるような診療体制の充実を図りたいとの説明がありました。

以上で保健福祉部関係の質疑を終了いたしました。

この後、討論、採決に入り、議案第94号、議案第95号、議案第97号、議案第98号、議案第101号、議案第103号、議案第107号の全てにおいて討論はなく、全員賛成で可決をいたしました。

続いて、当委員会に付託されました請願第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願」書について、討論、採決に入り、委員からは、請願項目の1項目め中の看護師などの労働環境を改善することは賛成ができるが、具体的な時間の記述は職員の確保の問題、そして予算への考慮が必要となるために賛成できない、したがって一部採択として賛成するとの討論があり、また現状にそぐわない表現があるとの意見があり、請願趣旨中8行目の「崩壊の」、また10行目の「働き続ける」を削除、そして請願項目において、①の「看護師など」の後に「の」を加えて、「夜勤交代正規労働者の」から「週32時間以内とし」を削除、同じく請願項目③の「国民（患者、利用者）の」を削除しての賛成討論があり、それらを削除したそれ以外については賛成するとの一部採択の賛成討論がありました。反対討論はなく、採決に入り、請願第6号は、全員賛成で一部採択として採択をされました。

続いて、陳情第4号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る陳情書」について、討論、採決に入りました。以前にも同様な案件が提出されていることを鑑み、審議をいたしました。委員からは、本文1行目の2011年、「義務標準法が改正されて以来」から12行目までと、キの1を削除した、それ以外を賛成する一部採択の賛成討論がありました。ま

た、表題の「少人数学級の推進などの定数改善と」を削除し、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための意見書ならば賛成するとの一部採択の賛成討論がありました。反対討論はなく、採決に入り、陳情第4号は、全員賛成で一部採択として採択されました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告といたします。よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

#### 5番（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、産業建設委員会の報告を行います。

去る12月17日午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、委員全員6名と議長の出席のもと、副市長、政策審議監及び各担当部長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案第99号、議案第101号、議案第104号、議案第105号、議案第106号について慎重に審査をいたしましたので、御報告をいたします。

なお、この委員会では、部、課単位で審査を行いましたので、まず田園観光部より報告をいたします。

議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、農業振興課から補正内容の説明を受けました。委員より、林業振興費の森林整備加速化・林業再生事業委託料について、ナラ枯れの木は切って焼くのかとの質問があり、執行部から、ナラ枯れのひどい木については討伐し、シートをかけて薫蒸し、被害の少ない木については薬液を注入するとの説明でありました。また、討伐した木の処分はどうするかとの質問があり、現地に置いたままで搬出はしないとの説明でありました。

他に質疑はなく、農業振興課を終わり、続いて商工観光課の説明を受けました。委員より、大芦高原国際交流の村管理費の委託料、リース料は年間契約と月ごとの契約ではどちらが安いのか、また料金は月々払っているのかとの質問があり、執行部から、委託料、リース料については年間契約をしており、4月から6月までは市が払い、7月より株式会社雲海が契約を引き継いでおり、今回の補正では1年間の契約をしている中で、12月から3月までの4カ月分1,956万7,000円の予算計上であり、料金については毎月支払っているとの説明を受けました。また、委員より、投資及び出資金2,200万円の内訳と必要性についての質問があり、内訳について11月分の賃金が約420万円、社会保険料が約139万円、入湯税が約110万円、消費税が約140万円、職員解雇に伴う給与は約230万円、電気代が約140万円、保守委託料等が約220万円、その他燃料費や消耗品費等が約560万円であり、雲海を閉鎖するわけにはいかないとの思いから、会社清算において全て必要な経費であるとの説明を受けました。また、これについては多くの委員より質問があり、さきの約3,500万円の改装費、2,650万円の資本金及び本年度指定管理料1,000万円についての厳しい質問が相次ぎました。これは審査時間の大半をここに費やしたわけでございます。そして、執行部より、今回の補正予算計上に至る経緯と原因について説明があり、株式会社雲海の経費の使い方については多くの疑問点があることから、担当部以外の専門職のメンバーで早急に調査に入り、段階的に報告するとのことでしたが、産業建設委員会としては、この件については委員会のメンバーと市職員の専門職のメンバー数人とで一定期間継続して調査をすることといたしまして、商工観光課の質疑を終わりました。

続いて、企業誘致課から説明を受けました。委員からの質問はありませんでしたが、意見として、進出企業による従業員の雇用に当たっては、地元の方へ十分な配慮をお願いしたいとのことでありました。

農業委員会事務局より説明を受けましたが、委員からの質問はありませんでした。

続いて、議案第105号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」について説明を受けま

した。委員より、多くの方が訪れる佐用町のヒマワリや来年の大河ドラマ黒田官兵衛ゆかりの佐用町、上月町と連携して知恵を働かせて、武蔵の里にもお客さんを誘客できるよう共存共栄を目指した営業努力をしてほしい。また、佐用町の道の駅宿場町ひらふくには、品物がたくさんあることから多くのお客さんが入っている。楽市楽座も品ぞろえを豊富にし、お客さんを呼び込み、生産者にもメリットがあるような付加価値を高めた取り組みをしてほしいとの要望がありました。執行部より、今後は生産者と十分協議をして、来年度に向けて多くの方に来ていただけるようしっかり取り組んでいきたいとの説明がありました。また、今回の補正を含めて一般会計からの繰入金総額が5,454万9,000円となり、毎年繰り入れをしているが、武蔵の里の運営状況はどうなっているのかとの質問があり、現状ではほぼ前年並みの推移であり、温泉は営業中でプールは夏をみの営業であるとの説明を受けました。また、委員から、予算は当初よりしっかりした見込みを持って計上するように要望がありました。

以上で田園観光部関係の質疑を終わり、続いて建設部関係の審査に入りました。

議案第99号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、説明を受けました。

建設管理課からの説明に関しては、委員から、法律名の保護等とは何を指しているのかとの質問があり、執行部より配偶者からの暴力のみでなく、婚姻関係にない被害者に対しても幅広く適用が拡大され、あわせて法律名の改正が行われたものである。また、市営福田団地が9月24日の火災により1棟6戸が焼失したことから、用地廃止を行うものであるとの説明がありました。また、市営住宅の保証人についての質問があり、保証人が亡くなっていない場合は継続をしているが、亡くなっていた場合も変更ができていない事例もあるとの説明でありました。他に質疑はありませんでした。

続いて、議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、説明を受けました。

建設管理課からの説明に対して、委員から、住宅修繕の団地と内容について質問があり、執行部より特定の団地の修繕費ではなく、入退去に伴う内装修繕や給湯設備の故障などが増加しているためであるとの説明がありました。

建設管理課の質疑を終了し、続いて工務課からの説明に対しては、質問はありませんでした。

続いて、農村整備課からの説明に対して、委員から、災害復旧の受益者負担割合についての質問があり、執行部より、農地災害は6%、農業用施設及び林道は3%であるとの説明がありました。また、農業農村整備事業の負担金低減について質問があり、執行部より、平成20年度に負担率の見直しを行い、20%を10%以内に改正し、近隣町村の中でも負担率を低く設定している。また、国庫事業はさらに低減しており、できるだけ低率な事業でできるよう取り組んでいるとの説明がありました。

以上で建設部関係の質疑を終了し、続いて上下水道部の審査に入りました。

議案第104号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、上水道課より説明を受けました。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正予算であるとの説明があり、委員からの質問はありませんでした。

続いて、議案第106号「平成25年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、説明を受けました。同じく上水道課より、今回の補正は人事異動に伴う人件費の補正予算と債務負担行為で異臭対策のための活性炭投入施設の設置を行うとの説明がありました。委員からは、現在の美作浄水場における取水水質の問題と浄水場変更についての提言があり、執行部から、指摘のとおりであるが、水利権や用地の問題等があり、一朝一夕にはいかないという回答がありました。他に質問はありませんでした。

引き続き討論、採決に入り、議案第99号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、討論はなく、全員の賛成で可決いたしました。

次に、議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」では討論がありました。委員会としてよく調査をしていくことで賛成をする、また全般的には賛成をするが、予算執行については十分考えていただきたい、さらに説得力のある丁寧な説明を今後ともお願いしたい、そして調査結果については決算までにはまとめるように、また地元の熱い思いと地域力の低下を考えると賛成をせざるを得ない等々の討論がございました。採決の結果、全員の賛成で可決をいたしました。

続いて、議案第104号、議案第105号、議案第106号については討論はなく、全員の賛成により可決をいたしました。

続いて、陳情第3号について、産業建設委員会に付託されている陳情第3号「降雨災害防止のための河川改修工事の実現に関する陳情書」について、審査を行いました。委員から、入田川と梶並川が合流したところが大雨で河川が氾濫し、家の天井まで水位が上がったと聞いている。揚水ポンプによる排水対策ということも出ているが、河床の高さを調査してみる必要があると思う。吉野川のしゅんせつをしたらというが、花火大会ができなくなるということも聞いている。何かよい方法を考えていかななくてはとの意見がありました。

建設部より、この件は町村合併以前から旧美作町で、合併してからは平成22年6月23日にこれと同じ要望書が建設部に出ている。平成22年7月8日に県に対して改善を要望しているが、その後、県からの回答が来ていない。国道373号線のボックスカルバートの飲み口、はけ口が影響していることが書かれていた。梶並川と入田川の合流点のゲートを下流側に向けてほしいとの要望が出ており、これについては県に要望しているが、事業完了とはなっていないのが現状である。

また、上下水道部からの説明では、平成22年に美作地域の雨水関係の見直しをした際、入田地区が低く、浸水するというので、入田川の改修やポンプを設置するというのもあるのですが、ポンプを設置しても完全にははけ切れない、入田川も宅地が接近しているので改修が難しい。調査をしておりますが、難しいということになっており、ポンプ、改修、どちらも多額の費用が必要である。いろいろと検討していく必要があるということであるとの説明でした。

さらに、委員からは、流量計算をして、まずポンプで可能かどうかを調べ、そこからやっていくべきではないか、また委員からは、林尾井堰についての質問があり、水位が幾らか上がったら倒れる状態になっている、梶並川、吉井川の合流地点に土砂がかなりある、県がしゅんせつをしようと言ったが、花火大会をすることでなくなるので困るというのでできていないのが現状であるとのことでありました。また、委員からは、旧美作町時代からの懸案であり、今の時点では採択は難しいのではないかと意見もありました。

それぞれ委員から意見がありましたが、採択と継続審査と意見が分かれ、採決の結果、継続審査となりましたので、御報告をいたします。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

ただいまから10分間休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

道上市長が少しおくれます。

山本雅彦産業建設委員長より発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

産業建設委員長。

**5番（山本 雅彦君）**

先ほど陳情第3号について委員長報告で継続審査ということで報告をいたしました。その際、発言漏れがございました。継続審査となりましたので、議会閉会中も継続して調査を行ってまいりたいので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

**議長（内海 健次君）**

各常任委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各常任委員長の審査報告への質疑を行います。

まず、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

先ほどの総務委員長の報告の中で、一般会計補正予算の23ページの560万円のうち50万円がISOを取得する分の報告を受けましたが、このことについて事務はどのようにされるのかとか、それから今後どれぐらいの費用がかかるのかというようなことは委員会の中で議論されたのですか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**

3番安本議員のISOについてですけど、私60万円と言ったと思いますが、50万円ではなく。それで、この560万円のうち500万円が最終処分場能力見直しとか地域計画の修正とか、そういったことの今年度に使う最終処分場の発注支援の業務、それから60万円のISOがこし使う分で、これを議員皆様にお配りしたと思うんですが、議長と私の連名で。このほうの5ページにまた書いておりましたが、帰って御参考にしていただきたいと思うんですが、その後、平成26年に150万円の債務負担行為、合わせて210万円のISO14001の取得に伴う業務支援委託の内訳でございます。

以上でございます。

**議長（内海 健次君）**

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

資料はもらっただけですけど、報告ということなので、その後、資料を見てくださいとかという、参考にしてくださいという報告はなかったので、一応確認しました。それで今、50万円と言うたのも今委員長が60万円ということなので。

それで、文章を読むと、職員が環境について自覚するとかというようなことが書かれていますが、それがISOがなければ職員が自覚できないのかということに疑問があるんですけど、その辺は委員のほうとしてはどのように思われて、それを取得しなければ意識改革ができないのか、そしてまた美作市がそういうISOをとって地元事業者に対する先駆けになればいいんじゃないかというようなことも書かれていたんですが、どうしてもそれが今必要なのか。これが結局は市の職員が自分たちが汗水流してつくってISOを取得するんであれば、それは確かに効果があると思いますが、そうじゃなくてどこかの業者に委託するんであれ

ば、また要らん経費がかかるので、その辺どのように議論されたのか、そこだけお願いします。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**

これはそれぞれの執行部から、その部分ですが、ISOは計画をし、実行し、評価し、改善の流れを構築し、新クリーンセンターの環境への影響を低減、安心・安全な施設運営を行うため、ISOの取得は必要不可欠と執行部は判断したので、この取得をする必要があると判断されたものと考えております。

**議長（内海 健次君）**

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

ちょっと納得できない。執行部がというんじゃなくて、議論をしないと、執行部が言ってきたら皆認めるんですか。そういう問題じゃないと思うんです。だから、その辺をしっかりと議論するのが委員会であって、執行部が出してきたから、じゃあ認めにやしようがない、だったら議論する必要がないんで、その辺ちょっと委員長の僕に対する答弁はおかしいんじゃないかと思うんですけど。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**

慎重審議いたしました当初で述べておるように、総務委員皆さんでこのことについては議論いたしました。中に委員から、この庁舎を含めた全体的なものをしていいか、けんけんがくがく出ましたが、最終的にはこのことについて可決したということで慎重に審議いたしました、はい、うちの委員会としては。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑はございませんか。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

同じ質問なんですが、ISOの関係。これは職員がどのくらい要るのかな。この間ちょっともろうた資料の中じゃ書いとらんように、ちょっとわからなかったんですが。もうこれ月々に何人かぐらいがずっともう4人も5人もかからなあかんねん、もう専門になるわけじゃから、その管理職クラスの職員がずっと4人ぐらいはかからにやあいけんのです、ずっと向こうの、ずっとずっとと言うちゃあなんじゃけど、ISOの会社の先生が来られて、そういうなやつについての問題、それから財政との整合性はどがいなっとんかね。これこれからずっと長い間続いていくわけじゃけども、財政との整合性についてはこれ審議したんかしなかったんか。

それから、このごみ取りの最終処分の関係じゃけど、今言ようる屋根つきの関係、この前言うても部長は全然答弁せなんだんじゃけども、これした場合についてははいよいよ先ほどの話じゃ全体では48億5,000万円どうの云々という言ようたんじゃけども、それを減らしたら、今度したら40億円ぐらいになるんじゃと。そじゃけども、屋根つきの関係の処分場をしたらどのくらいかかるのかな、これについての審議したんかしなかったんか、2点についてちょっとお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**

まず、ISOですけど、ISOの必要性というものについては総務委員会としては聞きました。しかし、人数が具体的に何人要るんだとか、そういう財政的な問題というのは執行部のほうでランニング的なのか、これからのISOをずっと取得し続けるのか等については総務委員会での答弁等はなかったと思います。

それから、屋根つきにつきましては、報告いたしましたように約です、概算でもってこれぐらいの内訳、もう一度そこを言いましょうか、少々お待ちください。まず、現在の国に申請しているのが48億5,130万円でございます。それで、灰溶融炉を見送ることによって約5億円の減額になるだろうと。最終処分場は現在が5億7,300万円ですから、これが規模縮小して、これも約1億7,000万円程度の減額になるだろうから、約40億円前後ということであって、このものを設計施工する公募型の形に出すわけですから、担当部署が20年から30年に一度のことなので支援コンサルを頼んどるわけで、そのことが概算であえてこれぐらいのことじゃないかなというのは5億円の減額と約1億7,000ですと6億7,000ですね、このもののうちで屋根つきができるかできないかについては事業の検討を十分行って、実施可否かを判断していきたいとの答弁はありました。

以上です。

議長（内海 健次君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ちょっとわしの質問と違うんじゃないけども、わしが言よんのは40億円の中にほんならこの屋根つきが入ったんか、40億円の上にまだ屋根つきが5億円要るんか6億円要るんか、その辺のところの審議はされたんかされてなかったんかという問題。これよそのやつをちょっと見ようたら大分要るわけじゃ、それからこれ執行部の説明では、この前のときには15年という言うたんじゃな。少子・高齢化の中でこれから先、人口は少のうなってくる、お年寄りばっかしじゃ、年金生活者が多い、そういうな中で15年先を見たときにほんまにまた大きな金をかけてやらにゃあいけんわけですが、そういうなもんについては十分審議されとんじやろうか。

この一番気になるのは、部長にも聞いたんじゃないけども、金額が出とらんの、説明してないんじゃない。してないままに終わるとんじや、この間の会議が。ほじゃから、恐らく総務委員会でもそういうふうな審議はしとらん思う。とんでもない話じゃ、これ。屋根つきにしたらいいよ何ぼうかかかるんか。15年先にまた同じ屋根つきをせにゃあいけんわけじゃから。そして、もう今のシミュレーションをずっとしたときに、財政シミュレーションをしたときに、15年先でもまたこのくらいな投資しても楽ですよというような説明責任ができるんかできないのか。

それと、ISOの関係なんですけど、ISO、皆やめとる、ずっと、かかるのは何ならというたら、経費、何も意味がない。大原のほうでもISOをようけいととりました。皆やめてきよる。人がやめるものを今ごろになってから何でせにゃあいけんのじやろうか思う。何ならという言うたら、一番困るのは経費の問題なんよ。人が3人も4人もかかるんじや、ずっと先生が来て、早う言うたら勉強会みたいなもんじやから。それ一日中朝から晩までそこへそういうな勉強会みたいなようなもんをせにゃあいけんわけですから。職員もお金を払わにゃあいけんわけじゃから。そじゃから、初め入るのに150万円要るんじやとかというやうな問題は別に、これからの費用がどのくらいかかるんか、職員の給料、そういうなもんを入れてどのくらいかかるんかというやうなもんを審議したんかしてなかったんか、恐らくしてねえ思うん。

じゃから、今言ようる屋根つきの問題についても、財政シミュレーションの中で15年先にもう一遍屋根つ

きを、これ満タンになるわけじゃ、10年、15年になったら。これでも楽ですよというような形の中でやるんか、やられんのか。人口はどんどん少のうなっていきょんで、部長。税収が落ち込むのはわかり切ったことじゃ。将来に責任を持てるものをやっぱし審議してもらわんなら、思いつきだけでぼんとやられたんじゃ、こっちの者はたまったものじゃないんで、その辺の審議を恐らくしてないんじゃないだろうというふうな感じはするんで、部長、されたんかされなかったのか、いま一度お尋ねいたします。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**

まず、40億円の中に屋根つきが入っているのか入っていないのか、入っていません。というのは、何度も言いますように、48億5,130万円のときに屋根つきが入ってなかったわけですから、最終処分場を小さくすることで1億7,000、それから灰溶融炉を見送ることで5億円、だから6億7,000ほどの金額が減額になると。その中で道上市長もおっしゃられとるように、そのことを検討したらどうかということなので、これからその実施についてはするか否かは検討すると答えられております。

また、それから経費、これからの費用について、恐らくしてない、そのとおり、してません。5年、10年の先を見据えた総務委員会での議論はしませんでした。

その意味があるかないかというのは、これは私がどうも意味があることじゃないかというのを総務委員さんそれぞれが賛成されたので、意味ありとして了としたものだと思いますので、私の個人的な意見は控えたと思います。それぞれの総務委員さんの考え方で可決をなされました。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

わしの記憶では、前に部長が説明したときには20年言うたように思う、20年。それがまたこの間説明を聞いたら15年というてぐらっと変わってくる。だから、総務委員の人が責任を持って審議されとんじゃけえ、そりゃあえかろうけども、私が言うたようなそういうなものでよう審議されたんかされなかったんかということを確認する意味で質疑しょうわけなんで、委員長の私的な発言というのは控えるということなんで、それは結構でございます。

じゃけども、やっぱしそういうなところを私はこの大きなものをする上においては審議することは大事じゃねえかなと思ひまして、それで確認の意味で質問させていただきました。

以上、結構です。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**

13番議員の岩江議員、まことにそのとおりだと思います。私的な意見というより委員長としてこれから先を見据えたときに、行財政改革、28億円の問題もあります、そういうランニングコスト的なもの、人数的なもの、節約できるものは節約する、そりゃあもう当然担当部長が認識しておりますし、執行部の皆さん認識しておりますし、総務委員長としても認識しておりますので、そういう方向づけを私もしていきたいと思っております。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

ここで道上市長が席に着かれました。

他に質疑を受けます。

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

関連ですが、要するにクリーンセンターの関係です。これは私は屋根つきは絶対必要だと思うんですけど、屋根つきが15年で満杯になろうと、それは続けてしてもらいたいということ、続けてするということが本当は決意として総務委員長から出てきて当たり前じゃないかと私は思っと思います。そういう意味では何で、ランニングコストの関係じゃないです、環境の問題なんですから、そういう点では広く大きく広域的にやっぱり討議をすると、論議をするというのが委員会の責務だと思うんです。そういう点では、ちゃんと委員会の責任と分担というものが、執行部から言うてきたことを請負で賛成したええというんじゃなしに、執行部が言うてきたことに対して審議して、より改善されて建設的なことをしていくというのが普通だと思うんです。そうでないと、いつも請負なんです。私たちは二元代表制というて、同等以上な力を持つてんですから、そういう点ではちゃんとするということが大事だというふうには私は思っと思います。

そういうことから、少しちょっと聞いておきます。

いわゆる自己完結型から灰溶融炉を外すと、外して今、道上市長の方針では、いわゆる屋根つきの最終処分場をこしらえていくと。これは結構なんです。最高の方策だと私は思っと思います。そういう点ではそういうところに到達したという結論が今の美作市民の中にどれほど意義があることかということが何で審議されるのだろうかというて私は思っと思います。そういう点では金額も確かに岩江議員が言われるように、安本議員が言われる、金額としては大きく、少なくとも私の目から見てもいわゆるその予算の範囲内、計画の範囲内でやられとるといような関係があるんで、灰溶融炉を落として最終処分場をつくると。最終処分場も何となしに予算の範囲内で膨らしてしとんじゃないかというような義憤というか、私たちの心にあるんです。そういうことが本当に総務委員会ですちゃんと審議されて、ちゃんと美作市に、あるいは議会の中で報告しても恥ずかしくないという議論がなされたかどうかということについて、1回聞いてきます。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**

11番西元議員の質問ですが、屋根つきについてのランニングコストということを書いてません。ISOについての13番議員が言われたように、今後検討する課題はあるよということ、屋根つきのランニングコストなどということは書いてません。

それから、自己完結は見送ったのであって、しないということではないことだけは強く強調しておきます。

それから、ベストのこと、ベストのことを総務委員会は目指して審議しております。決して執行部から出たものについて、それをうのみにしているわけじゃございません、誤解のないように答弁しときます。

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

それで結構です。自信を持ってやられとんでしょうから。しかし、少なくとも傍聴者がおったとこでちゃんと議論されてちゃんと出てくださいというふうな議論じゃなしに、傍聴者がおっても少なくともちゃんと

した議論のうちに説得力ある委員会にするということが大事だというふうに思うので、そういう点ではちゃんとやってもらいたいと。

それから、43億円とか50億円とか48億5,000万円とかという、私は委員会でも議会でもそうですけど、大ざっぱな議論はいけんと思うんです。その瞬間には積み上げてきたことが端数までちゃんと見ていくと。それで積み上げたものが説得力がなかったら、やっぱりいけんとかええとかという問題について議論する。それでも納得がいかんということになれば、次回にするんですけど、納得がいくまでやっぱり議論するということが大事だと思うんです。そういうことをやってほしいということを思います。

それからもう一つ、火葬場の問題です。

これは勝田の問題です。本当に報告だけで済まんんだということじゃ済まんですよ、はっきり言うたら。事務屋さんが受け付けて、埋葬許可を出して……。

#### 議長（内海 健次君）

西元議員、今の質問はその他の報告、報告のとおりですから、あくまでも議案の委員長報告に対してだけしていただけるかな。

#### 11番（西元 進一君）

それじゃあ、ええ、一般質問でもしようと思んですけど。しかし、こんな事務の不便があつたら絶対だめですよ、はっきり言うたら。これは処分問題ですよ、よく言っときますが。はっきり言うたら、報告で済むような問題じゃないんです。事務屋が、特に美作市役所の事務屋がちゃんと事務的な手続きができとらんということがどれほどの社会性があるか、社会問題なんかというような、受け付けたら終わりですというような問題じゃないですよ、これだけははっきり言うときます。

自己完結型から灰溶融炉をとって、その申請をし直すということなんで、申請をし直すということは要するにどれほどの効果というか、その問題が、今若干言われたが、私は灰溶融炉は反対なんです。そういう点では、本当に市民的なサイドからいうても灰溶融炉というものがいわゆるコストだけがかかって効果がないと、そういう点では美作市民に負担をかけることがどれほど重大なことなのかということについて、ちゃんとやっぱり説明をされると、そういうことでないと灰溶融炉がやりにくいからとったんだということじゃなしに、やっぱり美作市民に対する負担という問題について、どれほど大きな負担を軽減していくかと。で、美作市民に対する環境問題が屋根つき最終処分場ができたことによって、どれほど下流の人たちあるいは勝田の隣接地域の人たちにより影響を与えるかという問題についてもちゃんと論議して、ここで報告するというようなことにならんと困るんで、そういう点で論議されとるのではないかと思います、あれば言ってくださったらいいですし、それをちょっと聞いときます。

#### 議長（内海 健次君）

総務委員長。

#### 9番（尾高 誉久君）

火葬場の件は報告であって、これについての回答はいたしません。

それから、効果があるかないか等、また自己完結からそれを灰溶融炉をとる、今の段階で経済的、環境から見て執行部はベストと考えるということであつたので、総務委員の皆さんもそうであろうということで賛成多数で可決したわけで、ISOの認識についてもそれぞれの意見ありますが、これはよしとしてやったわけで、特に強調しておきたいのは、西元議員も言われました、地元の人たちの目線に立って総務委員会やっています。そういうことです。地元の人たちにこれはベストであると解釈したから、皆さんが賛成されたものと総務委員長としては思っております。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

それで結構です。ですけど、僕は総務委員長が盛んに執行部がということを言われるんで、ちょっと気になるんで言うときます。

執行部が提案するんです。しかし、自主的な判断では委員会が自主的な結論を出して委員長として報告するんです。それでないと執行部が言うたからどうのこうのというたら、下請機関になってしまうんです。だから、そういう点では自主的な独立した委員会としてちゃんと判断をします。判断が執行部と歩調が合うんだったらそれで結構です。じゃけど、そういうものとしてちゃんと考えていくということを、いわゆる自主的な民主的な独立した機関としてやっていくということを特に指摘しておきたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**9番（尾高 誉久君）**

総務委員会のあり方、常任委員会のあり方ですけど、それは是々非々でいっております。ですから、この議案第102号における部分でISOの問題があったから、それぞれの委員さんの意見があったので、賛成が多数であったという報告をいたしたはずですよ。だから、このことについては十分審議もし、それぞれの委員さん、決して執行部から提案があったからうのみになどしておりませんから、その点だけは皆さん、みまちゃん聞いておられる方はそういうことなのかと誤解されますので、うのみなんか、チェック機能は十分働かせておりますので、そのための議員ですから。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

委員長の報告、雲海の件については調査委員会を産業建設委員会で設けるというようなことだったんですが、1点、一般会計補正予算のページ25の2,200万円について、これについて株雲海と美作市の協定書についての議論をしっかりとされた上の承認になるんか、いや、この部分は美作市が持つべきものじゃないとか、雲海で持たにゃあいけんのかとかというような議論をされたのかされてないのか、その辺をちょっと教えてほしいと思います。

**議長（内海 健次君）**

産業建設委員長。

5番（山本 雅彦君）

2,200万円の補正予算については、その使途の明細を受けております。その明細に従って委員会では報告いただいておりますので、これで委員会としては了承したということでございます。必要であれば後でお配りします。

議長（内海 健次君）

よろしいかな。

〔3番安本博則君「したんであれば」と呼ぶ〕

他に。

西元議員。

11番（西元 進一君）

いわゆる産業建設委員会の関係ですが、調査委員会を設置するということを議論されて、ちゃんとなったようですけど、私は本当言うたら、調査委員会をつくるんだったら、後で議案に出とる百条に何で産業建設委員会が賛成するという結論にならなかったかということについて疑問を感じとんです。議員がいわゆる緊急、動議で出して百条委員会があるわけですから、その百条委員会がちゃんと機能するという提案をしようわけですから、その点では別に任意なものを調査委員会をつくってみたって何の役にも立ちませんよ。何で、任意だから。出てこいというて言うたって任意で私は出ませんで言うたらしまいなんです。百条委員会はそれでなしに、その上の段階で拘束力や一定の歯どめがつくという、そういうものをつくり出そうという美作市議会が提案されているのに、新しく何でそういうものに賛成できないのか、別のをつくって、泥を濁すというか、そういうものにならんのかということについて、私は委員長のいわゆる采配についての結論については疑問を持っておりますが、その点はちょっと説明してください。

議長（内海 健次君）

産業建設委員長。

5番（山本 雅彦君）

11番議員の御質問でございますが、別の委員会をつくったということではございません。産業建設委員会の所管でございますので、これは産業建設委員会にしても大いに責任はあるだろうということで、委員会として、そして市の担当部局以外からも数名募って専門的にこれを調査するというところでございますので、産業建設委員会の責任においてできる範囲でといいますか、できる限りといいますか、このことについて調査をしたいということで委員会として決しましたので、そのように報告をさせていただきました。

もちろん先ほど11番議員がおっしゃいましたように、法的な拘束力という面から見ると弱いと思います。しかし、委員会としてはできる限りの調査をしたいということに決しましたので、その上でこの調査が終了した後、次の段階に行くかどうかという、それはまたそのときの事情であろうというふうに思いますので、産業建設委員会としてはこのように決しましたので、報告をさせていただきました。御理解のほういただきたいと思います。

議長（内海 健次君）

西元議員。

11番（西元 進一君）

余りしつこうなるのでやめます。

本当は私はそういう意味でのいわゆる継続性とかちゃんとした美作市民に対する負託に応えるという点で

の産業建設委員会であってほしいと思うんです。そういう点では、市民に対する知る権利の侵害になりやあせんかというふうな、私は心証を覚えとんです。なぜかというたら、そういう委員会をつくったって、任意な者が出てこなんだら、それでおじゃんになったら、それで委員会だけがつくられて何も成果が上がらんで、百条委員会もいろんなことであつたというようなことになるんで、そういう点でのいわゆる裁量というか、そういうものは本当は委員長に求めたいというふうに思いますから、そういう点では今後、ある案件については真剣に、しかも前向きに建設的に取り組んでいくということを特に切にお願いしときたいと思います。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

産業建設委員長。

**5番（山本 雅彦君）**

重ねて申し上げますが、委員会をつくったのではございません。常任委員会として調査するというところでございますので、これは産業建設委員会としてしっかりと調査してまいります。その上で、次の段階になるかどうかというのは、そのときの判断だろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、議案第93号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第93号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第93号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第94号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第94号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第94号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第95号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第95号「矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第95号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第96号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第96号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第96号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第97号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第97号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第97号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第98号「美作市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第98号「美作市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第98号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第99号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第99号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第99号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第100号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第100号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第100号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

この美作市一般会計補正予算ですが、先ほども総務委員長の報告に対しての質問をしましたが、そのISO、それとあと500万円について、いま一度というか、納得ができないので、今回私はこのクリーンセンターのこのことのみで反対したいと、あとのことについてはいいんですけど、このクリーンセンターのことについての方がありますので、反対といたします。

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**12番（本城 宏道君）**

賛成なんですけれども、一般会計全般にかかわる問題ですから賛成するわけですが、委員長報告にもございましたように、2,200万円の問題について、これは雲海の基本契約の中にもありますように、新しいいわゆる株式会社雲海が責任を持つものであって、この一般会計のほうから2,200万円を支出するというのは、ぐあいが悪いという委員会での討論をさせていただきました。そういう意味において全般的には賛成するんですけれども、その執行部分について考えていただきたい。そして、後ほどできるかもしれません百条委員会ですっかり論議をして、その後に支出するのが妥当であれば支出するというので、その部分については凍結をしていただきたいという討論をいたします。したがって、本会議でもその部分の凍結はしていただきたいという要望になりますけれども、そういうことで討論に参加をいたしました。

**議長（内海 健次君）**

他に。

岩江議員。

**13番（岩江 正行君）**

先ほど来、3番議員からも質問がございましたけれども、私ももう少し納得のいかない、屋根つきの問題、どのくらいかかるのか、この説明も。それとISOの関係、これが財政との整合性、もう長い間このまま何ぼう要るやらわからんような形の、説明の中でありませなんだが、何ぼう要るやらわからんような中でずっとこのISOを事業をやっていくんかというような、ちょっと私疑問なもんがございますんで、この件について、ここだけについては私は納得がいかない。

ですから、反対はするんじゃないけども、全体じゃ、これ賛成せなんだら本城議員が言うたようにほかの予算について困るわけですが、とりあえずここについてはもう条件つきで絶対これは認めれないと、本当説明責任のほうで執行部のほうは十分していただきたいということで、その条件に私は一応賛成をしなけりゃいけんかなというふうに思っただけです。

これからもその担当の所轄の部長、自分がわかっとなかわかっとなのかわからんような説明ばかりするんじゃないけども、そがんこっちゃ困るんじゃ、こっちは者は。総務委員会の人らはようわかったんじゃ思うんじゃ、この人の説明で。私は今まで環境部長の説明を聞いた限りでは私はあなたの言うことには信用できない。けれども、今回期待を持たにゃあいけんかなということで、賛成をせにゃあいけんかなと思よんじゃけども、これからはもう少し皆さんの前で説明責任だけはきちっと果たしてもらいたい。残念です、ほんまに。こんなことを手を上げにゃあいけんか思うたら残念でかなわん。けれども、道上市長も病床の中、そこへ出席してくれとんで、私はあえて反対反対というわけにもいきませんので、一応は部長のほうに今後取り組みを期待いたしまして、賛成ということで討論させていただきました。

**議長（内海 健次君）**

他にございませんか。

岡崎議員。

**10番（岡崎 正裕君）**

先ほど来、皆さん申し上げていることなのですが、賛成はします。しかし、ちょっと苦言を申しておきます。

クリーンセンターの件については、るる総務委員長からお話がありましたけれども、数字、48億円、40億円、出ておって計画をしてると、屋根つきの。それが入っていないということで、その試算が幾らになるのかという説明がない中で非常に残念だと、論議をされなかったという、非常に残念だと思います。何億円かかるのか、これを論議してほしかったなと思います。

それから、雲海の件についてでございますが、私も一般質問で質問したように、2,200万円の支出については市は責めを負わないという条例、そのときに副市長が言われたのは、これは一般の会社は適用するが、第三セクターは適用しないんだというような説明をされました。そしたら、その説明は条例の中にどこに書いてあるのかと、それ本当に疑問に思います。

それからその次に、協定書があります。これは第三セクターと市の協定書です。ここには第三セクターだから支出してもいいんだという、これ一行も書いてございません。条例や規則とこの支出は非常に矛盾をとるんです。そこらの説明がないまま賛成をせにゃあいかんというのは非常に苦しいわけです。

それからもう一つ、1,956万7,000円、これは12月1日から使うお金です。ところが、議決は本日12月24日です。その間のお金はどうされたん、どうしたんですか。24日間のお金、議決しないままお金を使っとるわけです。この辺のところ、非常に私は疑問に思いますが、ほかの予算の執行もございまして、賛成はいたしますが、非常に規則、条例等をきちっと守って行政運営に当たってほしいということを希望をしておきます。

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**11番（西元 進一君）**

いつも文句ばかり言うんですが、やはり今までの部分的な反対されとる議員の言うとおりです。その点ではもう少し私たちの、頭の悪い私たちですから、そういう点では納得がいく、なるほどというような説明をされながら、しかも予算ですからお金の関係ですから、市民の血税なんですから、そういう点ではちゃんと説明して、本当にこの問題が市民の役に立つという予算なんだということがはっきりわかるような説明をしてもらいたい。そういうことでないと、どうしても私たちはあなたたちというか、執行部に対する本当の信頼というのが持てない。いつも疑問符を持ちながら賛成するということになるんで、そういう点では賛成はします。しかし、条件としては私たちのわかるように、私たちのようなぼんくらがわかるような、市民がちゃんとわかるような、そういう行政システムを、あるいは説明をよろしく願って賛成します。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

他に。

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

今、雲海のことでもう出ました、この件、私も一般質問で執行部のほうへただしたところでもありますけれども、産建のほうで委員会を開くとか、またきょう最終に百条委員会も提出されますんで、その中で協議をし

ていただくということで、これはオーケーということでありませうけれども。

それからクリーンセンター、このこともこれ総務委員会の付託された案件でありますけれども、総務委員会で私も申し上げましたけれども、このISO取得、市の姿勢を示すという、協定書ができてから何年になるん、本当にこれももう職員が指導を受けながらこしらえていくと、市全体でやっていくというんだったら、私も了解しますけれども、本当に丸投げで情けないなあという思いで総務委員会でしっかり質問したところでありませうけれども、他の議員と同様、この予算書を没ということにはならぬので、そこらあたりを今後の課題としてしっかりやっていただくように申し上げて、私の発言を終わります。

**議長（内海 健次君）**

他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第101号「平成25年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第101号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第102号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第102号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第102号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第103号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第103号「平成25年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第103号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第104号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第104号「平成25年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第104号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第105号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第105号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第105号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第106号「平成25年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第106号「平成25年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第106号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第107号「平成25年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第107号「平成25年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第107号は委員長の報告どおり可決されました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番岩江議員が所用のため退席をいたしております。

続きまして、請願第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書」について、討論に入ります。

討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。

請願第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書」について、委員長の報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、請願第6号は委員長の報告どおり一部採択されました。

続きまして、陳情第2号「災害復旧に対する援助に関する陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございませんか。

安本議員。

**3番（安本 博則君）**

この陳情第2号の件ですが、これは一応委員会では不採択になっただけですけど、私としては最近特に集中豪雨等もろもろ各地、美作市も4年、もう過ぎましたけど、ありました。それから、あちこちでそういう集

中豪雨等がありますから、何とかこれを継続審査にして市民の安心・安全をしてやるのが妥当じゃないか思  
いますので、私はこれについて賛成をしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

他にございませんか。

万殿議員。

**15番（万殿 紘行君）**

この案件も、これ総務委員会に付託された案件でありますけれども、私も委員会のときに申し上げたんで  
す。平成22年でしたか、これ陳情に上がりまして、その後、地元の方の思いが伝わらんということで、また  
あえてこういうのが出されております。総務委員長も発言されておりましたけど、やはり住民目線でやって  
いただきたいという思いで総務委員会でも申し上げたんですけれども、委員会として財源ということについ  
てで採択できないという結果になってまことに残念であるけれども、やはり地域の方が雨が降るたんびに心  
配しておると、こういう状況をしっかり把握して産建委員会のほうでは継続審議というようになっておりま  
すんで、それにあわせて地元の意向を十分酌んでいただきたいと、こういうように考えておりますので、よ  
ろしく願いをいたします。

**議長（内海 健次君）**

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

それでは、陳情第2号「災害復旧に対する援助に関する陳情書」について、原案のとおり採択することに  
賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（内海 健次君）**

賛成少数によって、陳情第2号は不採択となりました。

続きまして、陳情第3号「降雨災害防止のための河川改修工事の実現に関する陳情書」について、討論に  
入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

陳情第3号「降雨災害防止のための河川改修工事の実現に関する陳情書」については、委員長の報告どお  
り継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求め  
ます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、陳情第3号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、陳情第4号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2014年度政府予算に係る陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。

陳情第4号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2014年度政府予算に係る陳情書」について、委員長の報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、陳情第4号は委員長の報告どおり一部採択されました。

ただいまから暫時休憩をいたします。

午後1時07分 休憩

---

午後1時27分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

**14番（小淵 繁之君）〔登壇〕**

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど議員控室において、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。新たな追加議案2件について審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

今定例会で文教厚生委員会に付託になっておりました請願第6号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願」、陳情第4号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2014年度政府予算に係る陳情書」が一部採択となり、議員から発議を提出したい旨の申し出があり、協議いたしました。

議員からの議案は発議2件であります。発議第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書案」、発議第17号「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書案」は、文教厚生委員長外5名で発議いたします。

発議第16号を追加日程第1とし、発議第17号を追加日程第2として、日程第1、「議案第93号～議案第107号、請願第6号、陳情第2号～陳情第4号（委員長報告、質疑、討論、採決）」の後に追加し、即決案件として議案上程の後、質疑、討論、採決といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

ただいま小渕議会運営委員長の報告がありましたように、発議第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」、発議第17号「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書について」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題といたしたいと思いません。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。よって、発議第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」、発議第17号「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書について」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## **追加日程第1 発議第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」**

**議長（内海 健次君）**

それでは、追加日程第1、発議第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

文教厚生委員長。

**7番（萬代 師一君）〔登壇〕**

先ほど上程になりました発議第16号につきまして説明をさせていただきます。

「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。よって、発議第16号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第1、発議第16号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

## **追加日程第2 発議第17号「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書の提出について」**

**議長（内海 健次君）**

それでは、追加日程第2、発議第17号「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

文教厚生委員長。

**7番（萬代 師一君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程になりました議案の説明をいたします。

発議第17号「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

以上です。よろしく御審議のほうお願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。よって、発議第17号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第2、発議第17号「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（内海 健次君）

賛成多数によって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 発議第15号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」

議長（内海 健次君）

それでは、日程第2、発議第15号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」を議題とし、提案者の説明を求めます。

西元議員。

11番（西元 進一君）〔登壇〕

それでは、提案理由を発議を説明いたします。

発議第15号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」。

〔以下朗読〕

〔発言の削除〕

それで、株式会社雲海に関する事務の調査決議ということで提案させていただきます。

〔以下朗読〕

以上、よろしく願いいたします。〔降壇〕

〔発言の削除〕

午後 1 時55分 休憩

---

午後 2 時40分 再開

[発言の削除]

議長（内海 健次君）

[発言の削除]

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。よって、日程第2、発議第15号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

山本議員。

5番（山本 雅彦君）

私はけさほどから委員長報告の中で、産業建設委員会においては、この雲海の問題については引き続き調査をしてまいりたいと、しかも関係部局以外の職員も交えた中で一定の期間、調査をしたいと、このように報告をいたしました。これは産業建設委員会の中でも承認をされたことでございますし、委員全員の総意というふうに捉えております。

したがって、この発議につきましては、私はまずは私どもの産業建設委員会の委員長報告を私としてはこれをまず先に行きたいと。一定の期間、調査をして、その中でどうしてもこれは難しいということがもしあれば、それはその次の段階ということでの話になるかというふうに思います。

先般、東京都で知事の資金問題がありました。そのときも総務委員会でいろいろ質疑を重ねまして、最終的には市長の答弁が不明確であると、曖昧であるということで百条委員会の設置を決定をいたしました。そういった一つの順序もございますので、私は一定の期間、私どもの委員会のほうで調査をさせていただきたいと、このように申し上げて、この提案については反対をさせていただきます。

議長（内海 健次君）

賛成討論。

岡崎議員。

10番（岡崎 正裕君）

私も産業建設委員会のメンバーでございます。その中で先ほど総意というふうな発言もあったわけなんです。それもありませんけれども、この問題につきましては、最初に産業建設委員会、それから2回の全員協議会、それから一般質問を経て今に至るわけでございますが、その中でもう調査が限界に来るというふうには感じております。執行部の皆さんに対しての質問、そういうことをやってきたわけなんです。もう限界であると。百条調査というのは、特徴は証人喚問ができると、これが最大の特徴であります。現在、このことについて鍵を握っている経営アドバイザー、これを呼べると、呼んで証言をしていただくというのが、これが一番最大の今の課題であろうというふうに認識をしております。そういったわけで、ぜひとも百条調査をやって、証人喚問をするというのが私たちの責務であるというふうに感じておりますので、賛成をいたします。

議長（内海 健次君）

反対討論ございませんか。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

それぞれ賛成、反対、賛成の討論が出ておりますけれども、私はまた違った面から反対の討論に参加させていただきます。

雲海温泉の営業再開に伴います補正予算につきましては可決をされました。早ければあすの25日からでも雲海温泉の営業が再開されるということでございますけれども、このことは年末年始をふるさとで迎えられ帰省客の方、また温泉の再開を心待ちにしておられる方にとりましては大変喜ばしいことであります。

また、温泉を運営し続けることによりまして、良好な状態の施設で新たな指定管理者へと移行することができるものであります。既に複数の方が施設を下見に来られていると聞いております。執行部とされてましても、二度と失敗は許されないということで公募要件等についても十分検討をされると、そしてその後に公募を開始するというところでございまして、この公募開始に非常に興味を示しておられるというふうに聞いております。

そうした中におきまして、株式会社雲海の調査特別委員会の設置そのものが雲海温泉を初めとする大芦高原国際交流の村に関するそのものであります。指定管理の応募を前向きに考えてくださる方、また今後検討される方につきましては、今前向きに検討されている方についてもそういう百条委員会の舞台となる施設であるということになれば、取りやめるといようなことも大いに懸念をされます。今最も必要なことは、優秀な指定管理者のもとへスムーズな移行をするということだろうと私は考えます。したがって、株式会社雲海に関する百条委員会設置には私は反対をいたします。

以上です。

議長（内海 健次君）

賛成討論。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

いろいろと意見もありましょう、この本会議において執行部から種々説明があったところでありますけれ

ども、私も一般質問で執行部に対していろいろと質問してまいりましたけれども、やはり雲海温泉の基金、一般財源と同じでありますけれども、その大金を投じての今回の雲海温泉倒産と、このことに対して地元サイドで見れば、やはりきっちりしたことをしてくれにやあ困るという要望も大変多ゆうございます。やはりこの先ほど産建の委員長が申されておりましたけれども、やはり部外者がおられるんで、産建委員会での調査というのは限度があるんじゃないかなと、こういうふうには私は危惧しておりますから、ぜひとも百条委員会を開いて、議員の皆さんの協力を得にやあできんことでもありますけれども、やはり市民の皆さんの思いが市民の皆さんの御理解をいただけるような結果を出さにやあいけんと、このように感じておりますので、百条委員会の設置を議員の皆さんによろしくお願いをしたいと。

以上であります。

**議長（内海 健次君）**

反対討論ありますか。

山本議員。

**8番（山本 重行君）**

今回の発議に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

雲海に關しましての今回の問題について、私も開業までに資本まで食い潰すというふうな、こういった状況になったというのは非常に問題だというふうに、皆様と同じような思いでございます。しかしながら、雲海温泉を従来どおり早く使いたいというふうな声を私も作東のほうからもたくさん聞いております。そして、先ほど産建の委員長の報告の中にもありました、討論の中にもありましたけれども、産業建設委員会のほうで今後調査をしたいと、そして早急に結論を出したいと、そういった場合でもし状況が変われば問題が出てくれば百条をしたいというふうなことだったと思います。

美作市の各施設、愛の村にしても武蔵にしましても、また今回の雲海にしましても、ずっと巨額な赤字を出してきました。それに対して赤字補填をしまいたったものでございます。同じように全国各地の三セクにおきましては、同じような問題を抱えております。美作の各施設につきましても、効率であったり、あるいは採算、そういった面から今後検討する時期はもう来ていると思います。が、今回、そういった状況の中で三セクにしたわけですけれども、今回は失敗をいたしました。が、とりあえず今回につきましましてはまずは管理棟、浴室のみの温泉のみの運営をしていくといったことをしながら新しい指定管理を求めていくと、そういったこととあわせて産業建設委員会の調査に期待をして、私は今回の発議に対して反対をいたします。

以上でございます。

**議長（内海 健次君）**

賛成討論。

本城議員。

**12番（本城 宏道君）**

私も産建委員の一人ですが、委員会で反対、一般会計予算について一部分都合が悪いということで反対をいたしました。先ほどの一般会計の補正予算の採決に当たっても、討論で特に2,200万円の支出金について問題があるということで、賛成はするけれども、部分的な問題で凍結をしていただきたいという意見を述べたところでございます。

いずれにしても、この株式会社雲海が全面的な責任を負わなきゃなりませんし、そしてまた本当の責任の所在というのがどこにあるかということがまだ追求されておられません。それがためには法的権限を持つ調査権のある百条委員会というものを設置をして、真相を明らかにするということが最も求められるんで

はないかと思います。

さきの東栗倉工房のときにも百条委員会の設置の要望をいたしました。これについても賛成少数で否決をされたわけです。それがために、いまだにこの真相というものが責任というものが明確になっておりません。それと同じようにこの責任というものがうやむやに消え去ってしまうというおそれがございます。

したがって、百条委員会を持って徹底的な調査をするということこそ市民が求めるところではないかと、このように考えておるところでございます。

**議長（内海 健次君）**

反対討論。

鈴木議員。

**17番（鈴木 悦子君）**

反対の立場から討論を行います。

このたびの株式会社雲海の経営不振による会社清算に至った経緯を見ますと、今議会でも多くの議員が一般質問をされ、その答弁から判断しますと、指定管理先の経営方針のあり方に問題があったように私は認識をしております。大芦高原国際交流の村は、英田町におきましては地域活性化の中心事業として推し進められてきた事業であります。さまざまな施設が整備され、多くの市民の憩いの場になっております。そのような中で英田地域の住民の皆様や施設利用者の方々から存続してほしいとの強い要望が寄せられ、市の判断として施設や設備の効率的な維持管理が管理面からも当面市直営での施設運営を予定されており、補正予算にこれに伴う必要経費が計上され、先ほど可決されたところであります。また、新たな指定管理に向けて募集を行う計画でもあります。当面は存続に向けての取り組みが最優先されるべきであるというふうに私は思っております。

さらに、経営責任者であります道上市長が現在病氣療養中でもあります。市長の復職後、委員会として調査をした結果、まだ調査が必要であれば、その時点で調査特別委員会を立ち上げてもいいのではないかなというふうに思います。

したがって、産業建設委員長の報告がありましたように、閉会中に産業建設委員会で調査をするということでございますので、私はその委員長報告を尊重をしたいと思っております。反対討論とさせていただきます。

**議長（内海 健次君）**

賛成討論。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

反対討論。

尾高議員。

**9番（尾高 誉久君）**

私も産建委員長がおっしゃられましたし、この株式会社雲海というものは株式会社作東バレンタインを指してやったわけでしょうけども、どういう追い越し禁止の車線を反対から対向車線に車が出てきたようなとんでもない事故を起こしたような状況じゃないかと思っております。

その中であって、例えば納品書、請求書、領収書、今担当部署ではそのことをチェックをしとられる最中じゃないかなあという中で、産業建設委員長もそういうものを確認し、した中で今その百条委員会を立ち上

げるとということについては今回の2,200万円、また雲海の補正予算が通った中においては一定の議員の皆さんは方向を見出しているんじゃないかと。百条委員会をしないということじゃなくって、時期を見てやるべきことはやると。今の状況の中できょうも本当に市長が出席されて、議会が最終日を迎えていると。一生懸命前向きにやられている姿、また担当部署においてもそのチェックを今明確にしている最中じゃないかと私は思っております。その中で百条委員会が開かれるということは、この通った予算をある意味凍結する状態、俗に仮処分的な処置をするようなことになるんじゃないかと、一もとらず二もとらずということではなくって、順序立てて物を進めていく必要があるということから、今回の百条のことについてやる時期が今ではないということで反対いたします。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

他に討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

日程第2、発議第15号「株式会社雲海に関する事務の調査決議」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（内海 健次君）**

賛成少数。よって、発議第15号は否決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、道上市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

**市長（道上 政男君）**〔登壇〕

平成25年度第6回12月美作市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月5日の開会以来、本日に至るまで20日間にわたり開催されてまいりました。その間、私、市長不在の中でありましたが、議員各位におかれましては、御提案申しあげました議案に対し、慎重なる御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、今議会におきましていただきました数多くの貴重な御意見、御提言等につきましても報告を受けておりますので、十分その意を踏まえて今後の市政運営に当たってまいりたいというふうに思っております。

さて、先ほどからもお話が出ておりますが、大芦高原国際交流の村の雲海でございますが、経営が実質的3カ月で破綻したことにつきましては、議会での一般質問等でも副市長が御答弁申し上げたとおり、大変申しわけなく、深くおわびを申し上げるとともに、その責任を痛感しているところであります。今後は、議員の皆様への御理解と御協力をいただきながら、早急に雲海温泉やグラウンドゴルフ場、体育館等が御利用いただける体制を整えたいというふうに考えております。指定管理者の公募、選定につきましてもこのたびの苦い教訓を生かし、二度と失敗は許されないというかたい決意のもと、最善の努力をするとともに、全力で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆様にもどうぞよろしく願いいたします。

また、東粟倉工房株式会社でございますが、現在東粟倉地域の活性化を図るべく、経営を引き継いでいる

新会社と、商品並びに原材料の確定を目指して協議を重ねており、早急に清算手続等を完了したいと考えております。

また、来年は美作市は合併10周年の節目の年を迎えます。本市の市勢のさらなる発展のため創意工夫を凝らし、市内外に本市の魅力を発信するとともに、市民の皆様信頼される自治体として、市民が心豊かに誇りを持って暮らせる未来に羽ばたく美作市の実現に向けまして全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員の皆様には今後とも引き続き御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

ことしも余すところ残りわずかとなりました。これから一段と寒さも厳しくなることから、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康には御留意いただき、本市発展のために御活躍いただきますよう心からお願いを申し上げます。私も今後、皆様に御心配をかけぬよう、健康管理には努めまして、なお一層市政に邁進いたす所存でございます。

終わりに、来る年が議員の皆様、また市民の皆様にとりましてよりよき年になりますことを御祈念申し上げて、定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

平成25年第6回12月定例会閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月5日開会以来、本日まで20日間にわたり、提案されました補正予算を初め数多くの重要議案について終始熱心に御審議を賜り、本日ここにその全議案を議了することができましたことは、これもひとえに議員各位の御協力のたまものと心から感謝申し上げる次第でございます。

各執行部の皆様には、今定例会で提案され成立しました諸議案の執行に当たり、各議員からの意見や御指摘を十二分に尊重をし、賑わいのある田園観光都市実現に向け、さらなる市民生活の福祉向上のためより一層の熱意と努力を払われるよう強く希望いたします。

さて、本年を振り返ってみますと、日本経済は回復の兆しとはいうものの、まだまだ厳しい状況にある中、平成26年4月からは消費税増税が決定されるなど、我々が生活していく上で大きな負担を強いられることは言うまでもありません。また、東日本大震災が発生して1,000日を迎えた今なお、被災地においては復興がなかなか進まず、多くの被災者の方々が避難生活を送られていることから、こうした方々への一日も早い復旧に取り組んでいただきたいと願うものでございます。

美作市におきましては、本年4月には美作市議会議員選挙があり、市勢発展と福祉の向上のため、市民の皆様方からの期待を受け、私たち18名の議員が当選、そして新たな美作市議会が発足したわけでございます。しかしながら、美作市におきましては本年、株式会社雲海問題など、市の地域振興の発展を揺るがす問題も多々発生いたしております。今後、こうした問題の早期解決こそが市民の皆様方の信頼回復、地域振興の発展につながるものと考えております。

一方、明るい話題は、美作市に本拠地を置く湯郷Be11eがなでしこリーグカップでは準優勝、またなでしこリーグでは多くの美作市民の方々、サポーターの応援により、2期連続3位となる好成績をおさめるとともに、宮間、福元両選手は、スポーツ、文化の分野で顕著な活躍を見せた個人、団体をたたえる第10回マルセンスポーツ・文化賞のスポーツ部門でスポーツ大賞の荣誉に輝き、全国に美作市の湯郷Be11e選手としてその名は広まりました。また、湯郷Be11eの選手たちは市民との和を大切に重んじ、地域での交流会、子どもたちとのイベントなど、積極的に活躍しておられます。これからも湯郷Be11eがスポーツを通して当市発展の大きな原動力となってくれることを願っております。

美作市もますます少子・高齢化、過疎化が進み、厳しい状況にあります。この自然豊かな美作市の地を

慈しみ、一人でも多くの方に移住していただけるまちづくりを目指し、美作市議会といたしましても、地域の魅力を見つけて、地域が元気になるための取り組みといたしまして、平成26年1月18日土曜日には総務省自治行政局地域政策課長・内閣官房内閣参事官猿渡氏を招いて協働のまちづくり講演会を開催することとしており、この講演会を通して地域活性化の起爆剤となることを願うものであります。市議会といたしましても、今後も議員一人一人が研さんを積み、チェック機能のより一層の充実を執行部との建設的で真摯な議論により、市民のための安全・安心なまちづくりの実現に向けて全力を注いでまいり所存でございます。どうぞ皆様方のお力添えをよろしくお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、新しい年が皆様方にとりましてさらなる飛躍の年となりますよう御祈念を申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。

以上をもって平成25年第6回12月美作市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時10分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成25年12月24日

美作市議会議長 内海 健次

会議録署名議員 岡崎 正裕

会議録署名議員 本城 宏道

会議録署名議員 岩江 正行

会議録署名議員 小淵 繁之

そ の 他 資 料

一般質問【平成25年第6回（12月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	7番 萬代師一	1.「大芦高原国際交流の村」の運営について	①指定管理制度の導入が必要と判断した理由。また、市内の同様な施設の中で、指定管理を先行した理由について ②（株）雲海の経営が現状に陥った原因について、どのように把握しているのか ③今後の運営について、公募により運営を再開するとのことであるが、雲海温泉の運営を早急に再開できないか	職務代理者 担当部長
2	6番 則本陽介	1. 当市における災害対策の現状とさらなる推進について	①これまでの取組と成果について ②今後の推進計画について ③クリアすべきハードルはいかがですか。 ④消防業務と安全・安心の市民生活推進について	市 長 危機管理監 消防長
		2. 地域の活性化対策の取組について	①梶並診療所の現状と今後の見通しについて ②通院に必要な交通の確保についての対応はどうか ③今年度の定住促進の見通しと今後の計画について	市 長 担当部長
3	16番 日笠一成	1. 支援団体の活動状況について	①東栗倉工房（株）の経営形態・経営状況について	市 長 担当部長
		2. 交通体系の整備について	①自前の交通手段がない人達への対策について	市 長 担当部長
4	5番 山本雅彦	1. 平成25年度集団検診の状況は	①受診率の推移について ②年代別の受診状況について ③受診結果のまとめについて ④今後の課題は何か	市 長 担当部長
		2. 市役所、支所等の出先機関について	①来館者への方々への対応はどうか ②市の中で対応コンテストなどをしてはどうか	市 長 担当部長
		3. 障害者雇用について	①市内での雇用状況 ②市としての考え方	市 長 担当部長
5	12番 本城宏道	1. 平成26年度予算の編成方針について	①事業仕分けに沿った予算編成とされるのか ②事業仕分けを再検討をしての取組がなされているか ③職員の定数削減を行い、嘱託職員や臨時職員を増やしているが、必要な職場には正規職員として配置すべきではないか ④H26年度において重点を置こうとしている事業はどのようなものをお考えでしょうか。また、クリーンセンターでの灰溶融炉は取り組まないように。	市 長 担当部長

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		2. 農業問題について	<p>① T P Pについては国会でも年内妥結に向けて議論がなされているが、農業の重点5品目も守れない状況にある。 「守るべきは守る」と約束をしている通り T P Pから撤退すべきと思うが、国に対し申し入れていただきたい。</p> <p>② 農政改革の方向性について 今迄の減反政策を止め、補助金も大幅に削減しようとしている企業や大型農家のみ育成し小規模農家は切り捨てられてしまう。経済面からの論議だけで、国土を守ると云う観点が全く抜け落ちているのではないか。また農地中間管理機構を設置するとの方針の様だが説明を受けているのか。</p> <p>③ 人・農地プラン森林整備事業について、現況をお知らせ下さい。</p> <p>④ 農業委員会からの建議書について、検討され、26年度予算に反映されるものがあるのか。</p>	市長 担当部長
		3. 暮らしの問題について	<p>① 入湯税200円は高すぎないか。標準税率は150円と聞いている。美作市では全国で2番目に高いとされているが</p> <p>② 老人保護措置事業について、待機者はどの程度あるのか。</p> <p>③ 墓地・埋葬等に関する法律について 許可なく設置しても問題はないのか。ないのなら今後許可申請等しなくても良いのではないか。</p>	市長 担当部長
6	3番 安本博則	1. 東粟倉工房	<p>① 4500万円について</p> <p>② 被害届について</p> <p>③ 民間との契約について</p> <p>④ 取締役の責任について</p>	副市長
		2. (株)雲海	<p>① 運営について</p> <p>② 取締役の責任について</p>	副市長
		3. 獣肉処理施設	<p>① 運営状況について</p> <p>② 駆除奨励金について</p> <p>③ 6月・9月定例会での質問について</p>	副市長 担当部長
7	11番 西元進一	1. 雲海についての反省点	<p>① 株式会社雲海についてお伺いいたします。現在の状況を詳しく報告お願い致します。</p> <p>② 責任の取り方 責任があるといわれますが貴方たちはどのような責任があると思っていますか。</p> <p>③ 私はこのような問題では貴方たちの責任はあまり言ってほしくないのであります。責任は確かに人を説得する意味では大きな言葉にはなるが、責任はあまりにもできあわせで説得力のない無責任なことになりその場をしのぐ言葉に過ぎなかったことが多いので確かめておきます。</p> <p>④ 第三セクターの今後の方針、または反省点に立って、市民の血税を使つての商行為なのでから十二分に反省して今後の運営に向かつてほしいものです。</p>	市長 担当部長
		2. 東粟倉工房について	<p>① 今の現状を教えてください。</p> <p>② 告訴についての現在の状況と今後の方針</p> <p>③ どのような調査を行っていますか。現在までの調査あるいは行ってきた資料を提出してください。</p>	市長 担当部長
		3. 新クリーンセンターの状況をおたずねいたします	<p>① 新たな情勢のもと、かなりの進展があったようですが具体的に教えてください。</p>	市長 担当部長

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
8	15番 万殿紘行	1. 学力向上	①環境づくり ②市内全校にクーラー設置	教 育 長
		2. (株) 雲海	①株式会社雲海と市の契約 ②株式会社雲海の責任 (市としての対応)	副 市 長
		3. 大芦温泉の今後	①雲海の今後の運営	副 市 長
9	13番 岩江正行	1. 指定管理者雲海と経営アドバイザーとの間で交わされた委託契約書について	①第6条 機密保持について ②第8条 報告の義務について  二階部分改修工事 4,200 (千円) レストラン改修工事 2,036 ドリンクコーナー改修工事 1,058 レストラン関係消耗品等 4,880	市 長 担当部長
		2. 大芦高原国際交流の村の管理に関する年度協定書	①第5条 施設の修繕について ②立入検査	市 長 担当部長
		3. 平和憲法の本質、人権尊重の視点に立った行政取組	①行政責務について 市役所のすべての業務は人権にかかわっているとの認識に立ち、職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚して業務にあたっているかお尋ねする ②差別事件とその後の対応について尋ねる	市 長 担当部長
		4. 田園観光都市の進捗状況と将来の展望について	①希望もてる農業 農家所得の安定について ②環太平洋連携協定 (TPP) 減反政策の見直しについて田園観光都市を進める中で大きな障害にはならないか ③担い手不足若者定住について	市 長 担当部長
		5. 耕作放棄地対策について	①耕作放棄地、荒廃した農地の再生に向けての事業の計画はあるのか ②公共事業の受益者負担の軽減について	市 長 担当部長
10	10番 岡崎正裕	1. 雲海について	①高級志向に至るまでの経緯 ②準備期の支出について資料②・⑥の詳細な説明を求める ③基本協定書第13条第2項の適用が経営アドバイザーなのか ④基本協定書第18条第1項の説明 ⑤年度協定書第3条第2項指定管理料の変更の説明 ⑥業務仕様書2(7)地域住民や利用者の意見の反映、具体的にどのようにされたのか ⑦6(6)①総括責任者とは誰か ⑧9備品購入はそのつど美作市に報告されたのか ⑨経営アドバイザーについて7月からの契約になっているが、準備期にはどのような地位で仕事をしていたのか ⑩アドバイザーが数年間かけて改装をするといっていたが認識していたのか ⑪債務超過状態をどのように精算するのか ⑫美作市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条第2項の説明 ⑬第9条の適用は考えられないか	市 長
		2. 東栗倉工房について	①その後報告がないがどうなっているのか	